

平成 30 年 第 3 回

宿毛市議会定例会議録

平成30年9月11日開会
平成30年9月28日閉会

宿毛市議会事務局

平成30年第3回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成30年9月11日 火曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	3
開 会 (午前10時00分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第31号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5

散 会 (午前10時20分)

第 2 日 (平成30年9月12日 水曜日) 休会

第 3 日 (平成30年9月13日 木曜日) 休会

第 4 日 (平成30年9月14日 金曜日) 休会

第 5 日 (平成30年9月15日 土曜日) 休会

第 6 日 (平成30年9月16日 日曜日) 休会

第 7 日 (平成30年9月17日 月曜日) 休会

第 8 日 (平成30年9月18日 火曜日)

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9

事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	1 1
1 野々下昌文議員	1 1
市 長	1 1
野々下昌文議員	1 2
市 長	1 2
野々下昌文議員	1 2
市 長	1 3
野々下昌文議員	1 3
市 長	1 4
野々下昌文議員	1 4
市 長	1 5
野々下昌文議員	1 5
市 長	1 5
野々下昌文議員	1 6
市 長	1 6
野々下昌文議員	1 6
市 長	1 7
野々下昌文議員	1 7
市 長	1 7
野々下昌文議員	1 8
市 長	1 8
野々下昌文議員	1 8
市 長	1 9
野々下昌文議員	1 9
教 育 長	2 0
野々下昌文議員	2 0
教 育 長	2 0
野々下昌文議員	2 1
教 育 長	2 1
野々下昌文議員	2 1
教 育 長	2 1
野々下昌文議員	2 2
教 育 長	2 2
野々下昌文議員	2 2

市長	23
野々下昌文議員	23
市長	23
野々下昌文議員	23
市長	24
野々下昌文議員	24
市長	24
野々下昌文議員	24
市長	24
野々下昌文議員	25
市長	25
野々下昌文議員	25
市長	26
野々下昌文議員	26
市長	26
野々下昌文議員	27
市長	27
野々下昌文議員	27
市長	27
野々下昌文議員	28
市長	28
野々下昌文議員	29
市長	29
野々下昌文議員	30
市長	30
野々下昌文議員	30
市長	30
野々下昌文議員	30
2 松浦英夫議員	31
市長	32
松浦英夫議員	32
市長	33
松浦英夫議員	33
市長	33
松浦英夫議員	33
市長	33
松浦英夫議員	33

教 育 長.....	3 3
松浦英夫議員.....	3 4
市 長.....	3 4
松浦英夫議員.....	3 4
市 長.....	3 4
松浦英夫議員.....	3 4
市 長.....	3 4
松浦英夫議員.....	3 5
市 長.....	3 6
松浦英夫議員.....	3 7
市 長.....	3 7
松浦英夫議員.....	3 8
市 長.....	3 8
松浦英夫議員.....	3 8
市 長.....	3 9
松浦英夫議員.....	3 9
市 長.....	3 9
松浦英夫議員.....	4 0
市 長.....	4 0
松浦英夫議員.....	4 1
市 長.....	4 1
松浦英夫議員.....	4 2
市 長.....	4 2
松浦英夫議員.....	4 2
市 長.....	4 2
松浦英夫議員.....	4 3
市 長.....	4 3
松浦英夫議員.....	4 4
市 長.....	4 4
松浦英夫議員.....	4 5
市 長.....	4 5
松浦英夫議員.....	4 5
市 長.....	4 5
松浦英夫議員.....	4 6
市 長.....	4 6
松浦英夫議員.....	4 6
市 長.....	4 6

松浦英夫議員	4 7
市長	4 7
松浦英夫議員	4 7
市長	4 7
松浦英夫議員	4 8
市長	4 8
松浦英夫議員	4 8
市長	4 8
松浦英夫議員	4 9
市長	4 9
松浦英夫議員	5 0
市長	5 0
危機管理課長	5 0
松浦英夫議員	5 1
3 高倉真弓議員	5 1
市長	5 2
高倉真弓議員	5 3
市長	5 3
高倉真弓議員	5 3
市長	5 4
高倉真弓議員	5 5
市長	5 6
高倉真弓議員	5 6
市長	5 7
高倉真弓議員	5 7
市長	5 7
高倉真弓議員	5 8
市長	5 8
高倉真弓議員	5 8
市長	5 8
高倉真弓議員	5 9
市長	5 9
高倉真弓議員	6 0
4 山戸 寛議員	6 1
市長	6 1
山戸 寛議員	6 1
市長	6 2

山戸 寛議員	6 2
市 長	6 2
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 3
市 長	6 3
山戸 寛議員	6 4
市 長	6 4
山戸 寛議員	6 4
市 長	6 5
山戸 寛議員	6 5
市 長	6 6
山戸 寛議員	6 6
市 長	6 6
山戸 寛議員	6 7
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 7
市 長	6 7
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 8
山戸 寛議員	6 8
市 長	6 9
山戸 寛議員	6 9
市 長	6 9
山戸 寛議員	6 9
市 長	6 9
山戸 寛議員	7 0
市 長	7 0
山戸 寛議員	7 0
延 会 (午後4時30分)	

第 9日 (平成30年9月19日 水曜日)

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3

欠席議員	7 3
事務局職員出席者	7 3
出席要求による出席者	7 3
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 一般質問	7 5
1 山本 英議員	7 5
市 長	7 5
山本 英議員	7 6
市 長	7 6
山本 英議員	7 6
市 長	7 7
山本 英議員	7 7
市 長	7 9
山本 英議員	7 9
市 長	7 9
山本 英議員	8 0
市 長	8 1
山本 英議員	8 1
市 長	8 2
山本 英議員	8 3
市 長	8 3
山本 英議員	8 3
市 長	8 5
山本 英議員	8 6
市 長	8 6
山本 英議員	8 7
市 長	8 7
山本 英議員	8 7
市 長	8 8
山本 英議員	8 8
教 育 長	8 9
山本 英議員	8 9
2 川村三千代議員	8 9
市 長	9 0
川村三千代議員	9 0
市 長	9 0
川村三千代議員	9 0

教 育 長.....	9 1
川村三千代議員.....	9 2
教 育 長.....	9 2
川村三千代議員.....	9 2
市 長.....	9 3
川村三千代議員.....	9 3
市 長.....	9 4
川村三千代議員.....	9 4
3 原田秀明議員.....	9 5
市 長.....	9 5
原田秀明議員.....	9 6
市 長.....	9 6
原田秀明議員.....	9 7
市 長.....	9 7
原田秀明議員.....	9 8
市 長.....	9 9
原田秀明議員.....	9 9
市 長.....	1 0 0
原田秀明議員.....	1 0 1
市 長.....	1 0 1
原田秀明議員.....	1 0 1
市 長.....	1 0 1
原田秀明議員.....	1 0 2
市 長.....	1 0 3
原田秀明議員.....	1 0 4
教 育 長.....	1 0 5
原田秀明議員.....	1 0 5
教 育 長.....	1 0 6
原田秀明議員.....	1 0 6
教 育 長.....	1 0 6
原田秀明議員.....	1 0 7
教 育 長.....	1 0 8
市 長.....	1 0 8
原田秀明議員.....	1 0 8
教 育 長.....	1 0 9
原田秀明議員.....	1 0 9
教 育 長.....	1 0 9

原田秀明議員	1 1 0
教 育 長	1 1 0
原田秀明議員	1 1 1
4 川田栄子議員	1 1 1
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 2
市 長	1 1 2
川田栄子議員	1 1 3
市 長	1 1 3
川田栄子議員	1 1 3
市 長	1 1 3
川田栄子議員	1 1 3
市 長	1 1 4
川田栄子議員	1 1 4
市 長	1 1 5
川田栄子議員	1 1 5
市 長	1 1 5
川田栄子議員	1 1 6
市 長	1 1 6
川田栄子議員	1 1 7
市 長	1 1 7
川田栄子議員	1 1 8
市 長	1 1 8
川田栄子議員	1 1 9
副 市 長	1 1 9
川田栄子議員	1 1 9
市 長	1 2 0
川田栄子議員	1 2 1
市 長	1 2 1
川田栄子議員	1 2 1
市 長	1 2 1
川田栄子議員	1 2 2
市 長	1 2 2
川田栄子議員	1 2 2
市 長	1 2 2
川田栄子議員	1 2 2
市 長	1 2 3
川田栄子議員	1 2 3

市長	123
川田栄子議員	123
市長	123
川田栄子議員	124
市長	125
川田栄子議員	126
市長	126
川田栄子議員	127
市長	127
川田栄子議員	128
市長	128
川田栄子議員	129
市長	130
川田栄子議員	130
市長	131
川田栄子議員	131
市長	132
川田栄子議員	132
市長	132
川田栄子議員	132
延会（午後3時55分）	
陳情文書表	133

第10日（平成30年9月20日 木曜日）

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
事務局職員出席者	135
出席要求による出席者	135
開議（午前10時02分）	
○日程第1 一般質問	137
1 山岡 力議員	137
市長	137
山岡 力議員	137
市長	138
山岡 力議員	138

市長	138
山岡力議員	138
市長	140
山岡力議員	141
市長	143
山岡力議員	144
市長	145
山岡力議員	146
2 濱田陸紀議員	146
市長	147
濱田陸紀議員	147
市長	147
濱田陸紀議員	147
副市長	147
濱田陸紀議員	148
市長	148
濱田陸紀議員	148
市長	148
濱田陸紀議員	148
市長	149
濱田陸紀議員	149
市長	149
濱田陸紀議員	150
市長	151
濱田陸紀議員	153
市長	154
濱田陸紀議員	154
市長	154
濱田陸紀議員	154
市長	155
濱田陸紀議員	156
市長	156
濱田陸紀議員	156
市長	156
濱田陸紀議員	156
市長	157
濱田陸紀議員	157

市長	157
濱田陸紀議員	158
市長	159
濱田陸紀議員	159
市長	160
濱田陸紀議員	160
市長	160
濱田陸紀議員	161
市長	161
濱田陸紀議員	162
市長	162
濱田陸紀議員	162
市長	163
濱田陸紀議員	163
市長	164
濱田陸紀議員	164
市長	165
濱田陸紀議員	165
市長	166
濱田陸紀議員	167
3 寺田公一議員	167
市長	167
寺田公一議員	167
市長	168
寺田公一議員	168
市長	168
寺田公一議員	169
市長	169
寺田公一議員	170
市長	170
寺田公一議員	170
市長	171
寺田公一議員	171
市長	172
寺田公一議員	172
市長	172
寺田公一議員	173

市長	173
寺田公一議員	173
市長	174
寺田公一議員	174
市長	175
寺田公一議員	175
市長	176
寺田公一議員	177
○日程第2 議案第1号から議案第31号まで	178
質疑	178
1 川田栄子議員	178
総務課長	179
商工観光課長	179
川田栄子議員	180
2 松浦英夫議員	180
都市建設課長	181
松浦英夫議員	181
都市建設課長	181
松浦英夫議員	182
3 山戸 寛議員	182
総務課長	182
山戸 寛議員	183
総務課長	183
山戸 寛議員	183
○日程第3 議案第32号	183
(提案理由の説明)	
市長	184
質疑	184
委員会付託省略 (議案第1号から議案第4号まで)	184
委員会付託 (議案第5号から議案第32号まで)	184
散会 (午後 3時40分)	
議案付託表	185

第11日 (平成30年9月21日 金曜日) 休会

第12日 (平成30年9月22日 土曜日) 休会

第13日（平成30年9月23日　日曜日）	休会

第14日（平成30年9月24日　月曜日）	休会

第15日（平成30年9月25日　月曜日）	休会

第16日（平成30年9月26日　火曜日）	休会

第17日（平成30年9月27日　水曜日）	休会

第18日（平成30年9月28日　木曜日）	
議事日程	187
本日の会議に付した事件	187
出席議員	187
欠席議員	187
事務局職員出席者	187
出席要求による出席者	187
開　　議（午前10時01分）	
○日程第1　議案第1号から議案第32号まで	189
(議案第1号から議案第4号まで)	
(議案第18号から議案第32号まで)	
委員長報告	
予算決算常任副委員長	189
総務文教常任委員長	192
質疑	193
(議案第19号から議案第26号まで及び議案第28号から議案第32号まで)	
討論・表決	193
(議案第18号)	
討論	193
松浦英夫議員（反対）	193
表決	194
(議案第27号)	
討論	194
川田栄子議員（反対）	194
原田秀明議員（賛成）	197
山戸 寛議員（反対）	198
山岡 力議員（賛成）	200

宮本有二議員（賛成）	202
表決	204
(議案第5号から議案第17号まで)	
継続審査	205
○日程第2　陳情第13号及び陳情第14号	205
委員長報告	
総務文教常任委員長	205
質疑・討論・表決	206
○日程第3　委員会調査について	206
継続調査	206
(閉会あいさつ)	
市長	207
閉　　会（午前11時40分）	
委員会審査報告書	209
陳情審査報告書	211
閉会中の継続審査申出書	212
閉会中の継続調査申出書	213

付　　録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-5
議　　案	付-5
陳　　情	付-7

平成30年
第3回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成30年9月11日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第31号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 平成29年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 7号 平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 8号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 9号 平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第11号 平成29年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第12号 平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第13号 平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第15号 平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第16号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第17号 平成29年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

議案第18号 平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第19号 平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第20号 平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第21号 平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第22号 平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第23号 平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第24号 平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第25号 平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第26号 平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第27号 宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

議案第28号 宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について

議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第31号まで

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君 2番 川村三千代君

3番 原田秀明君 4番 山岡力君

5番 山本英君 6番 高倉真弓君

7番 山上庄一君 8番 山戸寛君

9番 岡崎利久君 10番 野々下昌文君

11番 松浦英夫君 12番 寺田公一君

13番 宮本有二君 14番 濱田陸紀君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君

次長兼庶務係長 奈 良 和 美 君
兼調査係長
議事係長 宮 本 誉 子 君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 兼
選 举 管 理 委 員 会 河 原 敏 郎 君
事 務 局 長
危 機 管 理 課 長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 山 岡 敏 樹 君
税 务 課 長 児 島 厚 臣 君
会 計 管 理 者 兼 佐 藤 恵 介 君
会 計 課 長
健 康 推 進 課 長 和 田 克 哉 君
長 寿 政 策 課 長 桑 原 一 君
環 境 課 長 岡 本 武 君
人 権 推 進 課 長 沢 田 美 保 君
産 業 振 興 課 長 谷 本 和 哉 君
商 工 觀 光 課 長 上 村 秀 生 君
土 木 課 長 中 町 真 二 君
都 市 建 設 課 長 小 島 裕 史 君
福 祉 事 務 所 長 河 原 志 加 子 君
水 道 課 長 川 島 義 之 君
教 育 長 出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼 中 山 佳 久 君
学 校 教 育 課 長 生 涯 学 习 課 長
兼 宿 毛 文 教 楠 目 健 一 君
セ ン タ ー 所 長
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 山 戸 達 朗 君
農 業 委 員 会 岩 田 明 仁 君
事 務 局 長

----- · · ----- · · -----

午前10時00分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成30年第3回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、議長から申し上げます。

さきの大坂北部地震、西日本豪雨、台風21号、このたびの北海道胆振東部地震により、多くのとうとい命が奪われました。本市議会として、犠牲になられた方々に対し、黙祷をもって哀悼の意を表したいと思います。

本日、御出席の皆様方の御賛同を賜りますよう、お願ひいたします。

○事務局長（朝比奈淳司君） ただいまより、1分間の黙祷を行います。

御起立をお願いいたします。

（黙 祷）

○事務局長（朝比奈淳司君） 黙祷を終わります。

御着席願います。

○議長（岡崎利久君） 現在もなお厳しい生活を強いられている被災者の皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山戸 寛君及び野々下昌文君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（寺田公一君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る9月7日、議会運営委員会を開きまして、今期

定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から9月28日までの18日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月28日までの18日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの18日間と決定をいたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後3時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、平成30年第3回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、7月8日に発生しました西日本豪雨災害により被災されました市民の皆様に対しまして、お見舞い申し上げますとともに、このたびの災害で自衛隊を初め、国、県、周辺市町村や各種団体から賜りました御支援に対しまして、心よりお礼を申し上げます。

また、今月初旬の台風21号及び北海道胆振

地方を襲った地震におきまして、お亡くなりになられた方々、また被災されました方々に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を、心より御祈念申し上げます。

それでは、報告事項につきまして、説明申し上げます。

報告第1号及び第2号は、工事請負契約の変更についての報告でございます。

詳細は、お手元にお配りしております資料のとおりでございます。

報告第3号及び第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告でございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項により、財政の悪化状況を見きわめる4つの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を明らかにし、監査委員の意見を添えて議会に報告することが義務づけられているものです。

お手元の報告書にありますように、健全化判断比率のうち、例年どおり実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字になっておりませんので、数値は出ておりません。

また、実質公債費比率は、昨年度より1.0%減少し、13.3%で、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率につきましては、昨年度より3.2%減少し、67.1%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、定期船事業特別会計、下水道事業特別会計、国民宿舎運営事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の5会計とも、資金不足はありませんので、数値は出ておりません。このように、おおむね堅調な状況であります

が、本市は南海トラフ地震対策や、公共施設の老朽化対策等、大規模な事業が今後も控えておりますので、健全化判断比率等に留意しつつ、事業の優先順位等も考慮しながら、有利な補助金や起債を活用いたしまして、引き続き、効率的で効果的な行財政運営を推進していく所存であります。

議員の皆様方には、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第31号まで」の31議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から第4号までは、本市に甚大な被害をもたらしました7月8日に発生した豪雨災害に伴い、早期復興に向けて地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものの承認を求める議案でございます。

議案第1号及び第4号は、平成30年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

主な内容につきましては、議案第1号は、災害土砂等の撤去費や土木施設等の災害復旧工事費などの増額で、総額1億9,389万1,000円を追加しております。

また、議案第4号は、大島桜公園の災害復旧工事費等の増額で、総額897万9,000円を追加しております。

議案第2号は、平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、下水道の維持修繕料等の増額で、総額668万2,000円を追加しております。

議案第3号は、平成30年7月豪雨による被害者に対する市税の減免に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、今回の豪雨災害により被災された災害被害者に対して、市民税・固定資産税・国民健康保険税を減免するための条例改正でございます。

議案第5号から第17号までの13議案は、平成29年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものです。

各会計の決算書とともに、監査委員の審査意見書を添えて提出していますので、説明は省略させていただきます。

議案第18号は、平成30年度宿毛市一般会計補正予算でございます。総額で8億774万2,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、普通交付税、6,721万2,000円、分担金、1,950万円、国庫負担金、3億783万3,000円、国庫補助金、1,377万9,000円、県補助金、7,461万7,000円、繰越金、5,865万6,000円、市債、2億6,542万7,000円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、津波避難道整備工事費として1,600万円を計上しております。

内容としましては、平成30年7月豪雨により被災しました津波避難道について、復旧工事を実施しようとするものです。

民生費では、地域介護・福祉空間整備等補助金として、1,013万5,000円を計上しております。

内容としましては、既存の小規模高齢者施設の防災体制を強化するために、スプリンクラー設備を整備する事業所に対して、補助をしようとするものです。

土木費では、小深浦高台修正設計業務委託料として、1,620万円、都市防災総合推進事業費補助金返還金として、6,284万5,000円を計上しております。

内容としましては、市役所新庁舎及び統合保育園を小深浦高台に建設するために、今まで津波避難場所の整備を目的としていた設計の変更と、それに伴い、それまでに受け入れていた都市防災総合推進事業補助金を返還するための予算を計上しております。

同じく土木費では、がけくずれ住家防災対策工事費として、1億3,000万円、災害復旧費では、豪雨災害復旧関連事業費として、総額で、5億4,200万円を計上しております。

内容としましては、いずれも平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧予算でございます。

歳出で減額する主なものとしましては、職員人件費として、1,369万2,000円の減額予算を計上しております。

内容としましては、当初予算に計上しておりました職員人件費のうち、機構改革に伴う特別会計への人件費の組み替えや、育児休業等取得職員分の人件費を減額しようとするものです。

議案第19号から第26号までの8議案は、平成30年度各特別会計の補正予算でございます。

主な内容としましては、議案第24号を除いて、いずれも人件費の補正をしようとするものです。

議案第24号の宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算の補正内容としましては、プロワーや電気設備の改修費用としまして、総額1,105万5,000円を追加しようとするものです。

議案第27号は、宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、4月より協議を進めてまいりました市役所新庁舎の建設地につきまして、住民意見交換会や住民アンケート、そして庁舎建設審議会の答申を受けまして、新庁舎の建設地を、小深浦高台と方針決定しましたので、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第28号は、宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成29年10月より本格運行を開始しましたコミュニティバスについて、住民の利便性の向上を図るために運行経路の見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号及び第31号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

内容につきましては、宿毛市沖の島辺地の道路施設・観光施設・集会施設・飲用水供給施設・診療施設の整備及び北部辺地の道路施設整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うには、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月12日から9月14日まで休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月12日から9月14日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月12日から9月17日までの6日間休会し9月18日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時20分 散会

平成30年
第3回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成30年9月18日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君	2番 川村三千代君
3番 原田秀明君	4番 山岡力君
5番 山本英君	6番 高倉真弓君
7番 山上庄一君	8番 山戸寛君
9番 岡崎利久君	10番 野々下昌文君
11番 松浦英夫君	12番 寺田公一君
13番 宮本有二君	14番 濱田陸紀君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	宮本誉子君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	山岡敏樹君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長	楠目健一君
兼宿毛文教 センター所長	山戸達朗君
学校給食 センター所長	岩田明仁君
農業委員会 事務局長	

----- · · ----- · · -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。公明党の野々下昌文でございます。

まず、このたびの7月豪雨により、被災された多くの市民の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私の質問内容は、豪雨による災害対策、要配慮者の防災対策、通学路の安全対策、宿毛市庁舎移転問題の4点について、質問を行います。市長、教育長におかれましては、明解な答弁を、よろしくお願ひをいたします。

それでは、このたびの7月豪雨の被害状況について、お尋ねをいたします。

近年、日本列島では、台風や梅雨前線、秋雨前線などが要因となり、積乱雲が線状につながる線状降水帯などによる集中豪雨で、災害が相次ぎ発生をしております。観測史上1位や、これまで経験のない大雨という言葉をテレビで頻繁に聞かれるようになりました。

また、ここ数年、毎年のように豪雨による災害が発生し、多くの死者、行方不明者が出ております。

水害は突然起こる地震とは違い、大雨から河川の氾濫等の災害が発生するまでの時間的な猶予があり、適切な行動をとることによって、被害は発生しても、命を守ることはできると言わっております。

大切なことは、過去の災害に学び、教訓しながら、常に対策を考えていくことあります。

命を守るために、できる限りの対策をしていかなければならないと思います。

この7月に西日本を襲った台風7号、及び梅雨前線による集中豪雨は、平成30年7月豪雨と命名され、西日本各地に甚大な被害を引き起こしました。

本県においても、香南市で一人、大月町で2人の方が亡くなり、本市においても、多くの地域で冠水があり、がけ崩れもあり、非常に緊迫した状態でございました。

台風被害でも、最近、豪雨情報がよく発令され、水害対策の一層の強化の必要性を感じております。

そこで、まず、本市の7月豪雨の被害状況について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

まず、このたびの7月豪雨により、被災された多くの市民の皆様に、お見舞いを申し上げます。

また、国土交通省や自衛隊、そして高知県、近隣市町村、各関係機関を初め、多くの方々に、迅速な支援、応援をいただきましたことに感謝を申し上げます。市としましても、復旧復興に向け、職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

それでは、被害状況について、御説明をさせていただきます。

人的被害につきましては、幸いにも、宿毛市では軽傷の方が1名となっております。これは、裏山の崩壊によりまして、住宅内に土砂が流入し、救急搬送されましたが、奇跡的にかすり傷程度で済んだものでした。

次に、建物等被害につきましては、全壊5棟、半壊7棟、一部損壊10棟、床上浸水85棟、床下浸水494棟です。これは、空き家や店舗、

倉庫などの非住家も含めた棟数であります。

道路等の被害としましては、被害直後には、土砂崩れなどによる国道を含む通行止め箇所が20カ所にのぼり、交通網が麻痺した状態が続きました。

その後の調査により、土砂崩れなどの災害が、市道27路線71件、林道3路線3件、津波避難道8路線8件、がけ崩れ11件、河川56河川80件となっております。

また、発災直後には、土砂崩れ等により、4集落、32世帯の54人ですが、こちらが孤立状態が続いておりましたが、現在は復旧をしているところでございます。

農林水産業につきましては、農業関連で農地52件、農業用施設21件のほか、農産物についての被害も甚大なものとなっておりまして、現時点での推計で、農産物被害総額が1,844万円、特にブンタン等の果樹被害が1,000万円と大半を占めております。

園地流出により収穫不能となったもののほか、樹木のダメージによる今後の品質の低下等、ますます被害が増大されることが危惧をされているところでございます。

水産業につきましては、養殖業で2億1,393万8,000円と推測しております。

土砂の海面への流出による酸欠死など、壊滅的なダメージを受けておりまして、今後もさまざまな影響により、被害が拡大する可能性があります。

商工業につきましては、商業被害21件、163万6,000円、工業被害4件、55万5,000円と推計しております。

そのほかにも、住宅敷地内への土砂の流入など、さまざまな被害が多数ありました。完全復旧までには時間がかかる工事などもありますので、できるだけ速やかな復旧に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 本市では、人的被害は軽傷者1名のみということで、生命に及ぶ被害はなかったということでございます。

農業、漁業においても、多大な、予想をはるかに超える被害となったということで、速やかな復旧復興をお願いをしておきたいと思います。

再質問をさせていただきます。

本市街地においても、今まで見たことのない、大変広範囲で床下浸水が発生し、一部、床上浸水したところもあります。

このような状況をどう分析をし、今後の対策について、所見を伺いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

排水が追いつかなかったことの原因は、今回の豪雨が、観測史上初の108ミリの時間雨量の上、3時間に263ミリの大雨であったことと、与市明川上流部の越水による市街地への流入が重なりまして、ポンプのフル稼働でも補いきれない水量であったと思われます。

本来、雨水排水路を経由し、宿毛ポンプ場へ流入すべき水が、排水路を経由せずに、市街地へ滞留した結果、ポンプ排水に時間を要したものと考えられます。

のことからも、既存水路の健全度は非常に重要な要素となりますので、地域の方の御協力をいただきながら、これまで以上に、定期的な確認、点検の頻度をふやしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、3時間の雨量が263ミリという、多大な、多くの雨が降ったため、ということで、既存の排水路の定期的な整備、確認が大事だというお話をございまし

たが、各自主防災組織なんかへの協力要請というのも、あってもいいんじゃないかと思いますので、提案をしておきたいと思います。

続いて、篠川流域の護岸対策についてお伺いをいたします。

このたびの7月豪雨により、篠川流域の山北、草木藪、小川、野地、高石、長野、二ノ宮の各地区において、農作物等の甚大な被害が出ております。

この地域では、洪水が起きると、毎回のように堤防を越流した濁流によって被害を受けてまいりました。

また、たび重なる洪水により、土砂等の堆積も多くなっており、堤防を越流しやすくなってきております。

今回は、その県の管理管轄の護岸堤防が至るところで崩壊、崩落をしており、小川地区においては堤防が崩落し、その上にあった人家の擁壁や塀、庭が、ともに濁流に押し流されたところもございます。

高石地区においては、対岸へ渡る農道の橋が護岸の崩壊によって崩落をしており、篠川流域においても、いまだに経験したことのない被害となっております。

また、最近の気象状況を考えると、今後も豪雨のたびに、このようなことが起こることは予想されます。今後、豪雨や洪水に強い堤防、また篠川流域で農作物に被害を及ぼさない護岸対策を考える必要があるのではないかでしょうか。

御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今回の7月豪雨に伴う被害につきましては、各地域で、過去に例がないほどの規模となっております。

その中で、高知県の管理である篠川についても、甚大な被害が発生しており、地域住民等の

生活に多大な影響を及ぼしました。

現在、篠川は、管理者である高知県により、下流から継続的に河川改修を実施しております。しかし、まだ、未改修の区間も多く、豪雨災害による被害を軽減するためには、引き続きの整備が不可欠となります。

今後も、住民の安全確保と地域産業を守るために、早期整備を強く要望していきたい、そのように思っているところでございます。

なお、高知県によりますと、被害を受けた護岸につきましては、早期復旧に向けての作業を進めておりまして、今回の豪雨により、河川に堆積した土砂等の撤去についても、現在、補正予算を要望していると聞いております。

また、本市にとりまして、農業は最も重要な基幹産業の一つであると認識をしております。そういった認識のもと、持続可能な農業を営むことができるよう、被害に遭われた農業者の方々の復旧支援について、市としても全力で取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市長、一日も早く、流域の皆さんのが安心して農作業もできる護岸対策、ぜひお願いをしておきたいと思います。

再質問をさせていただきます。

流木対策について、お伺いをいたします。

あくまでも私の私見ですが、今回的小川地区、野地地区、与市明地区における床上浸水は、一時的に流木等による橋梁閉塞に近い状況が起きていたのではないかと考えます。

私、午前4時半ごろ、小川地区の長畑橋を見たときには流木がかかり、その上を濁流が越え、橋の上流と下流ではかなりの落差ができるおり、上流側にある2件の床上浸水につながったのではないかと予測されます。

橋の崩落にもつながりかねない状況でございました。

間接的な災害につながる危険性のある流木であります。これからも豪雨のたびに、流木の流出が考えられます。今後の流木対策をどのように考えておられるのか、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の豪雨による被害状況の中でも、御指摘のような大量の流木が原因となっている被害が数多く見られました。

このことは、全国的にも問題となっておりまして、本市も森林面積の割合が高いため、今回のような記録的な豪雨時には、どこの地区でも起こり得る状況であります。

しかし、橋などの施設を洪水時の流木等による影響を受けないように、そういった形にするには、橋の架設位置を高くすることや、橋脚を設けないような構造にする方法などが考えられます。いずれにいたしましても、多大な改修費を要するため、非常に困難であると、そのように考へておられるところでございます。

現在、地域の高齢化、過疎化の進行に伴う森林の荒廃が問題となっており、これらを改善するには、日ごろからの適正な管理が必要であるため、今後も引き続き、啓発活動に取り組んでいきたい、そのように考へておられるところでございます。

なお、近年、砂防堰堤の開口部に格子状の構造物を設置することで、氾濫の原因となる流木及び大きな岩と、流水を効率よく分離できる、そういった形の、透過型砂防堰堤といいますが、この透過型砂防堰堤の整備が対策の一つとして進められていることから、篠川流域も含めまして、必要性の高い地域につきましては、高知県と事業の可能性について、これから協議をして

いきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今、市長言われた透過型砂防堰堤、ところどころで、たまに見かけることがあります。少しでも被害の軽減に向けて、前へ進む取り組みをお願いをしておきたいと思います。

続いて、本市の避難情報に対する避難状況と今後の対策について、お伺いをいたします。

これは私のスマートフォンに残された記録によりますが、7月7日には避難準備、高齢者等避難開始や、避難勧告が発令をされ、また8日には、午前5時51分には、気象特別警報が発表され、6時28分には緊急の避難指示が発令をされております。

しかし、こうした避難情報が、住民の避難行動に結びついていないと、多くの市民の皆様からお聞きをしました。

このような状況を調査した東京大学総合防災情報研究センターの関谷特任准教授によると、避難勧告や避難指示の情報を受けて、危機感を感じる人は4割とのことであります。

避難に関する情報の意味を知らない住民も多く、実際に避難行動に結びつくケースは、浸水が迫っている状況を目の当たりにするか、消防団、友人、知人、家族、自治体職員等に、直接呼びかけられ、逃げるというケースがある。気象情報を見て、自分で判断して逃げるケースは、本当に少ない状況であるということです。

住民が避難に関する情報の意味を知らないことを前提に、自治体の担当者は、必要な情報を伝え理解してもらい、避難行動に結びつける工夫をしていただきたいと指摘をしております。

このような住民の行動は、正常性のバイアスといって、自分にとって都合の悪い情報を無視

したり、過小評価してしまう人間の特性があるそうであります。

今回、私自身もまさにそうでありました。まさか国道56号が川のようになるとは、思いもつきませんでした。また、市民全体の意識がそのような状況だったように思われます。

そこで、このたびの7月豪雨では、避難情報を受けて、どのくらいの避難者がいたのか。その避難の状況、こうした状況をどう分析し、今後どう対策をしていくのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

7月豪雨時の避難状況及び今後の対策に関する御質問でございました。

7月8日の豪雨災害時には、一部、前日からの開設を含めて、14カ所の避難所を開設しており、地区で自主開設をした3つの避難所を合わせて、17カ所で計146人が避難をいたしました。

したがいまして、避難指示の対象人口2万677人ですが、こちらに占める割合は0.7%程度となっており、過去3年間のデータにおいては、最も高い避難率でしたが、被災状況の割には避難者数は少なかったのではないかと、そのように分析しております。

これは、急激なゲリラ豪雨であったため、避難所へ避難することが難しかったのではないかと、そのように考えているところでございます。

今回の災害を通して、市からの情報はもちろん、それぞれの地区において異変を感じたときに、隣近所や、地区単位で情報を共有していくことの重要性を、改めて実感をいたしました。

今後、自主防災組織等と連携をする中で、こういった共助の意識の醸成に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

また、行政としても、気象台等の関係機関と連携をさらに密にする中で、情報収集の精度を上げ、避難情報のタイミングの確度を高めるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今後もゲリラ豪雨は頻繁になってくるとは予想されます。

事実の上で、住民が被災しないことが重要な目的でございます。的確な情報伝達、避難行動につながる取り組みをお願いをしておきたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。

最近、よく聞く避難情報を伝える言葉に、避難準備、高齢者等避難開始、避難勧告、気象特別警報、緊急避難指示など、日常よく耳にする言葉でも、これだけございます。

今回の西日本豪雨で、避難勧告、避難指示の対象となった方は217万人、この中で実際に避難された方は6,000人、約0.3%しかいなかつたことになります。

先ほどの言葉を一つ一つ聞いたときに、自分がどのような行動を即座にとるべきか、市民の中で理解できている方がどれだけおられるのか、大変疑問であります。

そこで、いま一度、一つ一つの言葉の意味と、とるべき行動を明確にしたもの、簡単に、わかりやすくして、各家庭に配布するとか、各地区や自主防災組織において徹底を図るべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

避難情報等の用語の、啓発に関しての御質問でございました。

防災に関する用語、特に避難情報については、正しく理解していただかなければならぬと、

当然考えているところでございます。

そういう中、今年度も、出水期前の6月号の広報で周知をしたところでもございます。

今後におきましても、広報はもちろん、自主防災組織の研修など、折に触れ、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

まず、市民の方々に、ぜひそういった意識を持つていただいて、余り危機感をあおることはよろしくないのかもしれません、しっかりと皆さんにわかつてもらえるよう、努力を続けていきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市民の命を守るために、非常に重要な避難情報でございます。市民が理解できていなければ、避難行動につながりませんので、わかりやすく、徹底した周知をお願いをしておきたいと思います。

続いて、水害タイムラインの活用について、お伺いをいたします。

国土交通省では、水害対策において、タイムライン導入への取り組みを始めております。

タイムラインとは、地域で発生するさまざまな自然災害に対して、自治体や気象台、消防団や自主防災組織等、さまざまな防災機関が災害の発生を前提に連携して、災害時に発生するさまざまな状況をあらかじめ想定をし、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した防災行動計画であります。

これは、2012年に発生したアメリカのハリケーンによる被害を、タイムラインで最小限に抑えたことができたという教訓をもとに、国土交通省が全国展開を目指し、取り組んでいるところでございます。

日本で初めて水害タイムラインを取り入れた三重県紀宝町の西田町長によると、タイムラインの導入で役場職員や、防災関係機関、住民の行動に変化が見られたこと。例えば、避難行動要支援者の対応等でも、関係機関の連携がスムーズになり、避難行動の支援につながり、また町民の防災意識の醸成が図られているとのことでございます。

本市の水害対策においても、水害タイムラインを積極的に活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。本市の水害タイムラインの活用について、現在のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、宿毛市におきましては、水害対策として、一定、襲来が予測できる台風に対してのタイムラインは策定しておりますが、今回のような突発的なゲリラ豪雨に対しては、予測が困難であることから、タイムラインは策定していないのが現状、といった状況であります。

なお、タイムラインとは別に、宿毛市判断・伝達マニュアルの中で、避難情報の判断基準を定めており、水害については、河川の水位等により、避難勧告等の避難情報を発令することとしておりますが、今回の7月豪雨に際しては、マニュアルの想定を超える災害でありましたので、規定どおりの運用は行いませんでした。

7月豪雨災害以降、当時の対応の検証を行ながら、その後の台風等への対応をしているところでありますが、タイムラインについても、見直すべきところはしっかりと見直し、今後の災害対応へ生かしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今後も大雨が予想

されるところでございますが、しっかりと検証をしていただきて、市民にいち早く情報を伝えるために、水害に対しても、きめ細かなタイムラインの作成を行っていただきますよう、お願いをいたします。

そこで再質問をさせていただきます。

住んでいる場所や家族構成、年齢などによって、災害が異なることから、今、全国では、みずからの行動を時系列で定めておくマイタイムラインの作成をする動きを多く見かけるようになってきております。

本市においても、各地区や自主防災組織に呼びかけ、普及を図ることによって、早期避難を進めるための住民意識の向上につながるのではないかと考えますが、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど答弁したとおり、当市でも台風災害に対しまして、タイムラインを策定しており、これにより、事前の円滑な対応ができている状況であります。このように、災害が起こる前に、しっかりと災害時に自分自身がとるべき行動計画を、時系列的に整理し、取りまとめておくことは、風水害時の行動のチェックリストとなり、また判断のサポートツールともなりますので、逃げおくれゼロに向けた効果が期待ができるところでございます。

今後は、御提案ありましたように、市内自主防災組織などを通じて、マイタイムラインについて、普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、ぜひ議員のお力もおかりしたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ぜひ取り入れていくよう、検討をお願いいたします。よろしくお

願いいたします。

続きまして、高齢者や障害者等避難行動要配慮者名簿の作成状況、活用状況についてお伺いいたします。

2011年の東日本大震災では、全体の死者数の約6割は65歳以上の高齢者であり、障害者の死亡率は被災者全体の死亡率の約2倍がありました。

また、一昨年の熊本地震でも、多くの障害者や高齢者が、必要な支援を受けられずに孤立をした状況がございました。

国では、東日本大震災を教訓にし、災害対策基本法を改正し、市町村による避難行動要支援者の名簿の作成、並びに名簿情報を避難支援機関へ提供することが規定をされました。

しかし、一昨年の熊本地震、昨年の九州北部豪雨災害でも、この名簿がほとんど活用されていないのが実態でございました。

東日本大震災の教訓を生かし、災害弱者である障害者等の要配慮者を守れるよう、行政と地域が協力して取り組んでいかなければならないと考えます。

本市の避難行動要支援者名簿の作成状況、名簿情報提供者の増加に向けての取組状況、名簿の活用状況等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

災害対策基本法における避難行動要支援者名簿につきましては、障害者手帳、介護保険の情報をもとに、対象者を選定し、名簿掲載の同意をいただけた方につきまして、作成をしているところですが、平成30年4月1日現在において、対象者数が483名のうち、不同意、未回答を除いた425名について、名簿に掲載をしているところでございます。

名簿掲載の同意取得につきましては、未回答者を中心に、戸別訪問等を行って、趣旨の説明

を行い、御理解をいただけるよう、取り組みを行っております。

災害時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという法の趣旨を尊重し、今後も名簿作成に向けて、取り組んでまいります。

また、名簿の活用状況につきましては、地区ごとに作成しました名簿を、地区長、自主防災組織、そして民生委員、消防団にお渡しし、災害時における安否確認や、避難計画に活用していただくとともに、消防署や社会福祉協議会にも提供し、緊急時の情報共有に活用できるようしているところでございます。

なお、さきの豪雨災害におきましては、名簿の情報をもとに、地区長を通じて、要配慮者の安否確認をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ありがとうございます。

多くの高齢者や障害などをもっておられる皆さん、特にひとりで生活されている方は、支援者名簿の作成等で声をかけいただくことで、安心をすると言つておりました。

また、災害時には、必ず助けに来てくれるものと思っております。これからも、地域の中で見守っていくという意識づくりは大切であろうかと思います。

再質問をさせていただきます。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針では、さらなる避難行動支援のため、名簿情報に基づき、市町村また民生委員等のコーディネーターが中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせをし、具体的な避難方法等について、個別計画の策定を規定しております。

本市の個別計画の策定の状況や、自主防災組織などとの情報共有の状況について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

災害対策基本法におきまして、避難行動要支援者名簿の作成は、市町村の責務となっており、災害時における個別避難計画を地域において作成するために、提供することとなっております。

個別避難に当たっては、地域の協力がなければ成り立ちませんので、計画作成を促していくため、市や地区、民生委員、市防災組織等で、協力して取り組みを行っているところでございます。

現在の策定状況につきましては、昨年度より5地区において取り組みを行い、順次、作成をしております。

今年度におきましても、地区長連合会の各支部を通じて説明会を行うなど、一つでも多くの計画作成につながるよう、取り組んでいるところでございます。

要支援者の情報は、障害や介護、施設入所や移転等、また地域の状況などにより、逐次、変わつてきますので、一度作成を行った地区につきましても、継続して取り組んでいただけるよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 1地区における対象者というのは、余り多くないと思いますので、ぜひその取り組みを進めていただきたいと思います。

続きまして、要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定状況について、お伺いをいたします。

一昨年8月に発生した台風10号による豪雨災害で、岩手県岩泉町の高齢者施設で9人が犠牲になりました。この施設では、洪水発生時に警報に応じて、要配慮者の避難行動を定めた計画も作成しておらず、避難準備情報の意味も理解できていなかつたということでござい

ます。

こうした悲劇を背景に、国では、改正水防法と改正土砂災害防止法が成立をし、浸水想定区域や、土砂災害想定区域内に立地し、市町村の地域防災計画に定められる要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と訓練の実施が義務づけられております。

本市の要配慮者利用施設等の避難確保計画の状況、現状の策定状況や、訓練の実施状況、法律より義務づけられたことにより、本市として、計画未策定、訓練未実施の要配慮者利用施設はどう対応していくのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

要配慮者利用施設等の避難確保計画の策定状況、及び計画に基づく訓練の実施状況に関する御質問でございました。

昨年度、水防法及び土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が改正されたことに伴い、水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設で、地域防災計画に記載のある施設につきましては、避難確保計画の作成と、その計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられたところでございます。

宿毛市におきましては、現状、水防法に基づく浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設はありませんが、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設が、介護施設や保育園等合わせまして、市内に23施設あり、昨年度の法律改正を受け、今年度に当該23施設に対して、避難確保計画の策定と、避難訓練の実施を促しているところでございます。

このうち、避難確保計画を既に策定している施設は14施設となっており、未策定の施設に

ついても、現在、策定中であり、いずれも今年度中には策定が完了する見込みとなっております。

また、訓練についても、23施設中5施設では、今年度、既に訓練を実施しており、訓練未実施の施設につきましても、今年度中の訓練を予定しているとの報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 多くの避難確保計画の未策定施設や、訓練未実施の施設もあるということでございますが、各施設の入所者の安全確保のため、年度内の計画策定や、訓練実施ができるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、災害を想定した通学路の安全総点検について、教育長にお伺いをいたします。

本年6月18日、大阪北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、大きな被害が出ました。

高槻市では、小学4年生の女子児童が、通学路を登校中、学校のプールの隣になっていたブロック隣の下敷きになって亡くなられました。

ブロック隣の危険性は、40年前の宮城沖地震以降何度も指摘をされ、耐震基準の整備や、見直しがされてきたにもかかわらず、こうした悲惨な事故が起こりました。

文部科学省は、全国の教育委員会に対し、学校ブロック隣の緊急点検を要請し、本市も緊急点検の結果、危険と判断したブロック隣があり、早急に撤去をすると聞いております。

その点検結果から、現在の学校施設のブロック隣の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

また、今後の対策についても、お示しを願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。教育長、10番議員の一般質問にお答え申し上げます。

本年6月の大坂府高槻市の事故を受けまして、市内全ての小中学校のブロック塀について、安全点検を実施いたしました。

点検の結果、ブロック塀56件のうち、現行の建築基準法に定められた、高さや控え壁の間隔が、基準外のものが37件、ひび割れや欠損など、破損のあるブロック塀が17件ございました。

ブロック塀は市内ほとんどの学校施設にございまして、正常なブロック塀も、今後、経年劣化による破損等により、児童生徒に危険が及ぶ可能性があることから、基準以下のもの、破損があるものを含めまして、全てのブロック塀について、金属フェンス等への改修を行いたいというふうに考えております。

まずは、緊急性の高いブロック塀について、金属フェンス等へ改修するための費用を、今議会の補正予算に計上させていただきました。

それ以外につきましても、順次、改修を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ありがとうございます。

けさ、高知新聞に、このように、ちょうど3カ月がたったということで、女子児童の学校の点検結果が載っておりますが、この学校によりますと、法定点検が始まった2007年以降4回、全てで同小学校に点検対象の塀は該当しないと報告をしていたそうであります。

また、基礎に打ち込む部分の鉄筋が短く、十分な連結ではない、施工不良の指摘を、第三者委員会はしております。

見えない部分でございますので、こういうものの、本当に見た目で安全と思えても、そういう基準を達していても、中でもそういうことが起きているわけでございますので、気をつけていただきたいと思います。

今、教育長のお話では、学校施設内の全てのブロック塀の改修を、順次行っていくことで安心をいたしましたが、コンクリートブロック塀内の鉄筋というのは、RC構造の塀の鉄筋と比べて、経年劣化が非常に早く進みます。

また、環境状況にとっては、大きく耐用年数が変わってきますので、早目の改修をお願いをしておきたいと思います。

再質問をさせていただきます。

コンクリートブロックは、今は安全基準を満たしていても、年々劣化をしていきます。学校周辺や、通学路にあるブロック塀についても、全面撤去は基本だと考えます。今後の取り組みについて、所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

学校周辺の通学路のブロック塀等につきましては、そのほとんどが民間所有の物件になりますので、市として、撤去することはできません。

しかしながら、明らかに危険であるものにつきましては、所有者に対して、撤去に向けての働きかけを行う等の取り組みは、必要ではないかというふうに考えております。

宿毛市といたしましても、既に危険なブロック塀等の撤去についての補助制度を設けておりまして、広報等を通じて周知を行っておりますので、今後、市長部局とも協議をする中で、通学路の安全確保に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 民間使用の所有物件というのはよくわかりますが、倒れれば事故につながる危険性が高いわけでございます。通学路であればなおさらでありますので、少しでも早く、危険な箇所を取り除いていただくよう、市には努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

再質問をさせていただきます。

通学路のことを、常々気にかけているひとりとして、通学路には、本当に多くの危険な箇所があることを実感をしております。

先ほどの民間所有のブロック塀等の、学校以外の通学路の危険箇所の早急な総点検の必要性を強く実感をしております。

現在の通学路の点検は、交通の危険箇所の確認がほとんどで、災害等を意識した点検は、余りされていないように思います。災害のことも想定した本市の通学路の総点検を、早急に実施すべきと考えますが、所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、災害を想定した通学路の点検は、登下校時の児童生徒の安全を守るために、重要な取り組みであるというふうに認識をいたしております。

今後は、交通安全目線での通学路の点検だけでなく、災害を想定した点検が行えるように、市長部局とも、あるいは他の関係機関とも連携を図りながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） よろしくお願ひしておきます。

次に、災害対応の通学路マップの作成について

て、お伺いいたします。

通学路の危険箇所は、学校や児童、保護者、地域住民が共通認識することは、大切であろうかと思います。

このためのツールとして、文部科学省は全国の教育委員会を通じ、通学路の危険な箇所を示した通学路安全マップの作成を各学校に求めておりますが、文部科学省によりますと、2016年3月時点で、通学路安全マップを作成した学校は、全国でおよそ42%のことです。

特に地震などの災害を想定した安全マップに限りりますと、25%しかないそうです。災害時等の危険箇所は、掲載されていない状況です。

今回の地震の教訓を生かすためにも、災害等の内容を含めた通学路の安全マップを作成し、学校や児童、保護者、地域住民が通学路の危険箇所を知るということは、子供たちの安全を守ることにつながっていくと考えます。

本市の学校の通学路の安全マップ作成状況はいかがでしょうか。その中で、災害等を想定した内容になっているのは、どのくらいあるのでしょうか。また、未策定の場合は、災害等の内容を含めた通学路の安全マップの作成を、教育委員会として推進していくべきだと考えますが、所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

通学路の安全マップにつきましては、現在、中学校1校、小学校2校で作成をされております。

そのうち、2校では災害も想定した安全マップを作成をいたしております。

この取り組みは、各学校での防災教育の一環として行われており、片島中学校では、災害も想定した安全マップを作成し、それを中学校だ

けでなく、大島、咸陽の各小学校にも配布をして、情報を共有しているところでございます。

また、小筑紫小学校でも、全ての地区ではございませんが、災害を想定した安全マップを作成をいたしております。

安全マップを作成していない学校におきましても、小中合同の避難訓練や、地域と一緒に防災キャンプ、防災土を招いての保護者も含めた研修など、各学校におきまして、地域性のある取り組みを行っております。

今後も、通学路の安全対策を含め、さまざまな取り組みを継続して行っていく中で、防災対策を充実していくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 片島や小筑紫というところでは、津波を想定した部分であろうかと思いますが、取り組みが進んでいるということでございます。

各学校で地域性がありますので、そういうことがあると思いますが、そういう取り組みをし、また通学路の安全対策も含めて、さまざまな取り組みの中で、そういう継続をする中で、防災対策を充実していくということを考えているということだと思いますが、大事なことは、生徒一人一人が住んでいる地域や通学路での危険箇所を認識できる、意識できる取り組みを、よろしくお願ひをしておきたいと思います。

再質問をさせていただきます。

通学路の安全確保のためには、ハード面の整備や見守り活動も大切ですが、通学する子供たちの意識を向上させていくことも大切であります。

特に、災害については、いつ、どうした形でやってくるかはわかりません。そのためにも、子供たちが危険箇所を認識することはもちろん、

いざ災害が起こったときに、危険に対しての対応力を身につけていくことが大切であろうかと思います。

東日本大震災でも、こうした子供たちの対応力が、命を守ることにつながった例が多くございました。

そのため、防災教育は大切であります。今回の災害の教訓を生かすためにも、通学路の危険に関する防災教育を実施してはいかがかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

通学路の危険に関する防災教育という御質問でございますけれども、先ほども御答弁させていただきましたように、各学校におきまして、さまざまな取り組みを行っており、その中には、通学中の避難場所を把握するために、中学校区で登校時の避難訓練を行っている学校もございます。

また、地震に対する津波だけでなく、7月の豪雨災害の事例もございますので、地震対策だけ、あるいは学校内だけということではなく、さまざまなことを想定した取り組みを行っていくことが必要であるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） かつて東日本大震災のとき、釜石の子供たちに、「津波は必ず来る」を基本に、津波でんでんこや、そのときにどのような行動をとるべきかを徹底した釜石の防災教育により、多くの子供たちが、命が守られたということがございました。

子供たちの命を守るためには、過去の教訓に学び、備えをすることが一番大事じゃないかと思います。

釜石の子供たちのように、対応力が身につく防災教育をお願いをしておきたいと思います。

続きまして、宿毛市庁舎の移転問題について、お伺いをいたします。

今回の庁舎移転問題について、まずこれまでの経過を確認をさせていただきたいと思います。

4月に庁舎建設プロジェクト調整会議を発足され、具体的に庁舎建設に向けて動き始め、5月に入り、新庁舎建設候補地の素案として、現在地、旧県立病院跡地、小深浦の高台の3カ所を選定し、5月25日の臨時議会において、議会へも議員協議会の中で、建設候補地の3案の素案が示され、説明がございました。

また、多くの市民の意見を伺いたいということで、6月21日から、市内8カ所で住民意見交換を開催し、意見集約をして、審議会へ諮問しております。

審議会においては、原忠高知大学教授を会長として、9人の審議会委員により審議を行い、8月24日、審議会の答申として、全員一致で市役所庁舎の建設地として、小深浦の高台を決議し、8つの附帯事項をつけた答申が提出されております。

8月29日に、私たち議会への答申書の説明があり、8月31日に市民の皆さんへ理解を求め、昼・夜2回の説明会を開いたという、これまでの流れであったかと思います。

ここで誤解があつては困りますので、1点、確認をさせていただきますが、5月25日の議員協議会の中で、執行部から建設候補地の素案が示されたとき、また、8月29日、審議会の答申書を受け、執行部として答申書の方向でいくと決定したと執行部より報告があつたときの2回、この報告以外、市議会は3案の決定には全くかかわっていないということを、確認をしておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか、市長。

市議会として、決定にかかわっていなかつたということ。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

審議会の関係の予算は議決をいただいているというふうに思っておりますが、それ以外に関しては、一般質問とか、いろんなところでお話しはいただいたことがあろうかとは思いますが、特にこちらから、それ以外で報告をしたということはないというふうに、今、思っているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 勘違いされていますが、市議会として、決定事項にかかわっていない。3案とか、そういうことに対して、市議会はかかわりなかつたということを聞いたわけでございまして、審議会の答申が示されたときに、議会が先に決めていると。そういう中に入って決めているということを言われましたので、今、確認をしたところでございます。

その分では、議会としては、かかわりなかつたということの確認でございましたので、それでよろしいと思いますので。よろしいですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 事前に確認がとれてなくて、答弁がずれたようでございまして、大変失礼をいたしました。

そのことについては、特に議会のほうがかかわって3案に決めたということではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 質問させていただきます。

まず、1点目、市役所の防災上の位置づけについて、お伺いをいたします。

市役所が現在地からなくなってしまうと、町

中の高齢者の皆さんにとって、地震や津波から逃げる場所がなくなってしまうという、切実な意見がございました。

この問題は、以前、中学校の移転問題のときにも、同じ内容の意見があがっておりましたが、宿毛小学校、また市役所は防災対策上、どのような位置づけになっているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市役所の防災上の位置づけということでございます。最も重要な市役所の防災上の機能いたしましては、速やかに災害対策本部を設置し、災害復旧復興の司令塔といたしまして、さまざまな災害対応業務の指揮を行うことあります。

そのため、南海トラフ地震による津波浸水エリア内に庁舎を建設した場合、その庁舎では、重要な機能である災害対策本部を設置することができないことから、庁舎は高台に立地すべきであると考えているところでございます。

その上で、避難者の受け入れなど、発災後の対応も行なわなければならぬと、どのように考えておりまして、新庁舎建設に際しましては、そのための一定のスペース確保も検討をしてまいりたいと考えております。

市役所が移転すれば、避難できない住民がいるというお話を聞きになったところでございますが、宿毛小中学校の改築に際しましては、建物を高層化いたしまして、備蓄倉庫の整備など、防災機能を付加して、いざというときの地域住民の皆様の津波避難場所としても、活用していただけるよう整備することは、以前より地域住民の皆様にも説明をさせていただいているところでもございます。

なお、不安を抱えている住民の皆様には、今後も丁寧に説明をしてまいりたい、そのように

考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） これから改築される小中学校や市役所には、防災機能を付加したり、周辺地域の皆様の津波避難所としても、整備をしていくということで、一定、安心していただけるんじやないかと思います。

2点目として、市民サービス機能の維持について、伺います。

附帯事項にもありますが、現在地周辺の市民サービス機能の維持という点ですが、どのような対応を考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庁舎が移転した際にも、現庁舎付近の住民の皆様に対する行政サービスが維持できるように、市民直結の窓口業務を担保した機能は残しながら、公共交通のネットワーク機能の充実を図ることで、より暮らしやすい、そんな環境づくりに努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 窓口業務の交通機関、公共交通機関等を設けて、現在地周辺の皆様には、不便をかけない対策を講じるということですが、具体的な内容については示されませんでしたけれども、決定次第、皆様に知らせるということでおろしいでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

具体的な内容は、当然、庁舎建設位置が決定した後に、皆様方とお話をさせていただきなが

ら、決定をさせていただき、そしてお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

当然、住民の方々に対しましても、説明会を開いていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 3点目といたしまして、市庁舎移転の計画から決定までの期間について、お伺いをいたします。

住民説明会の中で、非常に多く聞かれた声に、4月に庁舎建設プロジェクト調整会議が発足してから、8月の決定まで4カ月で決めてしまうのは拙速ではないか。

また、都市計画マスターplanを改定し、プロセスをきちんとしてからでもいいのではないかとの意見も、同じ意味のものだと思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

日本列島では、近年、ますます災害が多発をしておりまして、今年度だけでも、大阪北部地震や、北海道胆振東部地震、そして7月の豪雨、複数の台風の直撃など、さまざまな災害が続いております。

そして、各地が甚大な被害を受けている状況にあることは、皆さんの記憶にも新しいことと思っています。

さきの東日本大震災や熊本地震においては、被災により庁舎機能が麻痺をいたしまして、その後の復旧復興に多大な影響を及ぼした自治体があることも承知をしているところでございます。

拙速との意見もございますが、私といたしましては、庁舎につきましては、災害復旧復興の

司令塔としての重要な責務を有しております、いつ来てもおかしくないといわれる南海トラフ地震に備え、一日でも早く災害に強い庁舎を建設すべきと強く感じ、短い時間ではございましたが、その間にできるだけ多くの方々の意見を吸い上げ、そしてスピード感を持って進め、小深浦の高台に決定させていただきましたので、その点については、どうか御理解をしていただきたい、そのように考えているところでございます。

次に、都市計画マスターplanを改定してから進めたほうがいいのではとの質問について、お答えをさせていただきます。

都市計画マスターplanは、都市計画法に基づく計画であり、まちづくりの将来ビジョンについて、審議会の設置や、アンケート調査等を実施し、市民の皆様の意見を反映させたものを作成し、定めるものとなります。

マスターplanを作成する上で、庁舎建設位置や、近く決まる予定の高速道路のルートなどは、その後のまちづくりに大きく影響を及ぼすものとなりますので、それを加味して作成することが、非常に重要となります。

このことからも、庁舎建設位置をまず決定し、その後の高速道路のルート決定とあわせまして、それを契機に、早急に都市計画マスターplanを改定し、より現状に合った、新たなまちづくりのビジョンを作成していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ただいまの答弁、私も同感としているところでございます。

私たちは、平成28年4月に起きた熊本地震直後に、被害の一一番大きかった益城町へ、被災状況の視察調査に行ってまいりました。

当時、益城町の庁舎は、耐震改修済みで、震

度7にも対応できる庁舎のはずだったと言つておりましたが、震度7に2度も襲われ、建物にひびが入り、電源車が倒れ、電気がストップし、建物の強度に懸念があるということで、600人の住民の避難をしている福祉センターへ役場機能を移し、椅子を並べただけで震災対策に当たったといわれておりました。

この仮設庁舎を建てて、役場機能の復旧に取り組んでおりましたが、被災者にとって重要な手続であります罹災証明の発行など、1カ月半がたっても、滞った状態であったと伺っております。

このことを考えても、庁舎機能が停止をすることは、住民が一番被害を受けることになります。いつ来てもおかしくない南海トラフ地震に備え、一日も早く、災害に強い庁舎の建設は、私も望むところでございます。

再質問をさせていただきます。

この問題では、緊急防災・減災事業債のタイムリミットについて、お伺いをいたします。

緊急防災・減災事業債とは、東日本大震災を教訓として生まれ、地方公共団体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいくようつくられたもので、地方防災計画上、津波対策の観点から、移転が必要と位置づけられた公共施設及び公共施設の移転に係る費用などに使える地方債充当率100%で、地方交付税算入率が70%であり、市の負担が30%、国の負担が70%という、非常に有利な起債であります。しかし、事業年度が東日本大震災に係る復興創生期間の平成29年度から32年度までとなっており、小深浦の高台造成及び建設期間を考えると、非常にタイトな日程になっているように思いますが、今議会に上程された庁舎位置を定める条例議案が継続審査となった場合、緊急防災・減災事業債を活用できるタイムリミットは大丈夫なのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

高台移転の最も有利な起債である緊急防災・減災事業債につきましては、平成32年度までの期限つきの起債ですので、繰り越しを勘案したといたましても、平成33年度末がタイムリミットとなります。

現在、考えている建設スケジュールにつきましては、本議会で予算の議決をいただいた後に、修正設計や開発申請などの手續を経て、造成工事を行い、それと並行いたしまして、建物の設計をし、造成工事終了後に庁舎建築工事に入るといったもので、平成32年度中に建築に着工し、平成33年度末完成を目指すといったものであり、工期的には大変厳しいスケジュールとなっているところでございます。

なお、この起債につきましては、今後の防災の観点からも必要と考えていますので、市長会を通じて、国に期限の延長も要望しているところでございまして、全国の市長会のほうからも、同じように要望があがっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変厳しいスケジュールとなっているということですが、スムーズに議決され、事業が運ぶことを祈っております。

再質問をさせていただきます。

今議会に上程され、庁舎位置を定める条例議案が否決となった場合、今後の対応はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今議会で提案しております市役所の位置を定める条例の一部改正議案につきまして、議案が

否決された場合の対応についての御質問でございますが、議案として提案するからには、執行部といたしましても、説明責任を十分に果たしまして、原案どおり御決定いただけるよう、努力をしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 執行部の皆さんのかたい決意と受けとめました。

4点目でございますが、緊急防災・減災事業債の対象について、お伺いいたします。

附帯事項の中に、庁舎は津波対策として、L2対応とするということになっております。

市民の皆さんの中には、旧県立病院跡地でも、海拔7メートル以上に埋め立てをすれば、L2対応となり、緊急防災事業債も使えるという意見も聞きますが、実際に緊急防災事業債の対象となるのか、見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

結論から申し上げますと、旧県立病院跡地に庁舎を建てる際には、緊急防災・減災事業債は対象となりません。

総務省は、旧県立病院跡地のような津波浸水エリア内で、緊急防災・減災事業債を利用するための要件といたしまして、地理的な制約がある中で、かさ上げなどの津波対策を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保され、地域防災計画の中に、事業の必要性が位置づけられていれば、対象となり得るとしております。

ここでいう地理的な制約とは、県に確認したところ、津波浸水エリア外での建てかえが不可能という状況をいうものでありますて、宿毛市には、小深浦の高台があるため、地理的な制約

がある自治体には該当しないという回答がありました。

また、高台移転と同等の効果とは、単に庁舎をL2対応にすればいいというものではなく、災害発生後も、庁舎機能を維持できるということが重要で、災害時に庁舎へのアクセスも遮断されるような状況では、高台移転と同等とは言えないというのが、総務省の見解でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 大変わかりにくかったので、確認をしたいと思います。

宿毛市には津波浸水区域外に、小深浦の高台があるため、地理的制約を受けないということが1点。それと、庁舎をL2対応にすればということでなく、津波に浸水するところ、被害を受けるところには、高台移転と同等にはならないということの2点。

この県立病院跡地には、6.7メートル、7メートル近い津波が押し寄せるということで、その対象にならないという、この2点であろうかと思います。

次の再質問をさせていただきたいと思います。

旧県立病院跡地に新庁舎を建てる場合、市町村役場機能緊急保全事業債も対象となるとの意見もあります。これも対象になるかどうか、見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市町村役場機能緊急保全事業債とは、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎建てかえ事業が対象となる起債でございます。

宿毛市の場合は、平成25年に本庁舎の耐震化を実施済みのため、庁舎建設位置にかかわらず、市町村役場機能緊急保全事業債は、対象外とな

ります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 耐震化が未実施の庁舎の建てかえ事業が対象となるため、これは対象にならないということでございます。

再質問をさせていただきます。

附帯事項で示されている新庁舎は、地震・津波対策として、L2対応とするとなっております。

L2対応で、現在地また旧県立病院跡地で新庁舎を建設するとなると、どのような形態になるのか、またコスト、建設期間はどうなるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

L2クラスの地震による津波を想定すると、現在地では6.9メートル、旧県立病院跡地では6.7メートルの高さまで、浸水すると予定されています。

L2対応を行うためには、どちらも7メートルより高い位置に市役所機能を設ける必要があると考えられまして、その場合の工法といたしましては、浸水しないところまで土地をかさ上げする方法、または、ピロティー方式の建築による方法、そして1階部分をかさ上げをし、その上にピロティー方式で建築する方法などが、想定をされると思います。

例えば、ピロティー方式での建築につきましては、上階にあがるために、ピロティーの空間部分に階段及びエレベーターの設置が必要と考えられ、津波による浸水時は、エレベーターも浸水し、使用できなくなることが容易に想定をされるところでもございます。

また、7メートルを盛り土によりかさ上げする方法につきましては、盛り土の流出を防ぐた

め、周囲を高さ7メートルの擁壁で囲う必要がある上、その高さまでアクセス道路をつくる必要があります。

そのような理由からも、いずれもL2対応での建設は現実的ではないものと考えられ、現在地及び旧県立病院跡地における事業費については、L2想定ではなく、そこに建てる上で、現実的なL1対応での事業費を、意見交換会等でお示しをさせていただいたところでございます。

現在地及び旧県立病院跡地のL2対応での御質問でありますので、あえてL2対応での建築コストがどの程度増額になるかを、ピロティー方式と盛り土方式についてお示しをさせていただきたいと思います。

ピロティーによる建築費の増額につきましては、仮に事務所スペースが4階層のものを、ピロティー方式にて建築すると、1階当たりの床面積は1,800平米と想定され、高さ7メートルのピロティー1平米当たり27万6,000円の増額が見込まれていますので、4億9,680万円の増額となります。

また、駐車場につきましても、L2対応を行うのであれば、やり方は別として、別途事業費が必要となるところでございます。

ピロティーの場合の建築期間は、造成に関する設計や、工事が不要となるため、高台よりも短縮できる可能性はあるものの、地質調査や対策工法の検討、地盤改良工事は必要であることに加え、駐車場のL2対策の有無によっては、予想以上の期間が必要となることが想定をされると思います。

次に、7メートルの高さまで、盛り土によるかさ上げを行う場合については、現在の庁舎の建て面積に、公用車及び来客用駐車場の面積を加えた約5,000平米と仮定させていただきます。そうすると、7メートルの高さまでかさ上げすることを考えると、単純計算で約5億3,

660万円は必要となります。

L1対応での造成の試算が5,060万円でありますので、単純に4億8,600万円の増額となるところでございます。

この場合は、あわせて7メートルの高さまで上がるアクセス道路を、新たにつくる必要があり、アクセス道路の勾配を、仮に7%と考えても、道路延長は100メートルとなります。この分でも、大きく増額となると、そのように想定されるところでございます。

工事期間につきましては、現場が住宅地に位置しているため、3万5,000立米を超える盛り土の搬入には、近隣住民への影響等に十分配慮する必要があり、小深浦の高台以上の期間を要する可能性があると、そのように予想をされるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 市長、大変詳しく答弁をいただきましたが、答申書の附帯事項といわれているL2対応となると、コスト、建設期間、いずれも非現実的なものとなり本市の財政状況を考えると、不可能と言わざるを得ないと思います。

続いて、次の質問に移ります。

宿毛市全体のまちづくりについて伺います。

附帯事項で、まちのにぎわいづくりについて、十分に検討しなさいということになっております。郊外へどんどん大店舗ができ、まちのにぎわいが移っていく中で、また庁舎が小深浦になった場合、宿毛市全体のまちづくりはどういうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市全体のまちづくりについての質問であります。宿毛市におけるまちのグランドデザイ

ンである、現在の都市計画マスターplanにつきましては、平成12年に策定をしておりまして、これまでの18年の間に、人口減少であるとか、高速道路の延伸、そして東日本大震災など踏まえた防災対策などにより、刻一刻と状況が変化しているところでございます。

そのような中、庁舎建設位置や、近く決定される予定の高速道路のルートなど、今後のまちづくりに大きく影響する計画を加味したまちづくりビジョンである都市計画マスターplanの改定を、早急に進めていかなければならないと考えているところでございます。

例えば、既存市街地につきましては、現都市計画マスターplanにおいても、緑と文化の中心市街地ゾーンとして位置づけておりまして、昨年度改築を行った林邸を初め、江戸期の町割りやそこに点在する神社やお寺などを活用し、持ち味である歴史文化を存分に生かしていく方法を、模索していきたいというふうに考えているところでございます。

また、今後、小深浦の高台を含む宿毛駅を中心とする地域と、既存市街地のそれぞれの特色を生かしまして、それに道の駅等と連携させることで、相乗効果を生むような、そんなまちづくりを構築することができれば、よりまちのにぎわいにつながるのではないかと、どのように考えているところでございまして、しっかりと取り組みを進めたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、都市計画マスターplanに示されるまちづくりの将来ビジョンについては、市民の皆様の御意見をいただき、反映させながら、将来、子供たちが夢を抱くことができる、そんな新たなまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございまして、議員の皆様にも、ぜひお力をかりたいと、そのように思っているところでござい

ます。

よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 多くの市民が喜べるまちづくりを期待をしております。

次に、3,000名の署名について、お伺いいたします。

今議会に、このたびの庁舎移転問題に関して、2件の陳情があがっております。

1点は、宿毛市地区長連合会宿毛支部 今城秀之氏より、宿毛市庁舎建設について、L1対応で旧県立病院跡地へ新築移転を希望する陳情。あと1点は、宿毛市役所を小深浦地区の高台に移転することに反対する会代表 三松春男氏より、今回の議案について、採決しないよう求める陳情が、3,000名の署名を添えてあがっております。

精査された内容の署名でありませんが、市長はこの3,000名の署名について、どのように捉えられているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

反対署名につきましては、市民の意見として、真摯に受けとめてまいりたい、そのように思っているところでございます。

今議会で、原案どおり御決定いただきましたら、引き続き、市民の皆様に丁寧に御説明を申し上げまして、御理解いただくよう、引き続き努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 最後の質問になります。

このたびの庁舎移転問題について、市民の皆様の中には、内容等が理解されなく、またよくわからずにおられる方多くいるように感じます。

今議会に上程された庁舎位置を定める条例議案、可決のあった場合、執行部として、今後どのような対応を考えておられるのか、所見をお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、少しお答えした内容とも重なるかもしれません、都市計画マスタープランを、これから策定をしていかなければならないというふうに思っているところでございまして、しっかりと市民の皆様の御意見もいただきながら、そして自分たちがどのように考えているのかも、しっかりとお伝えをしながら、進めていきたいというふうに考えるところでございます。

また、広く市民の皆様方に、庁舎の建てかえについて、それから、これから宿毛市の将来ビジョンについて、お話をさせていただく、そんな機会を設けたいというふうに考えておりますので、ぜひ市民の皆さんに参加していただきたい。多くの方々に参加していただきたい、そのように思っております。

そういった形の中で、自分たちも努力します。そういった形の中で、議員の皆様方にも、お力をおかりいたしたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） ひとりでも多くの皆様に理解をいただき、庁舎建設に、まちづくりに、ともどもに前進をしていくことのできる市政のかじ取りをお願いをいたしまして、私の質問を終わりります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時26分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前11時38分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

11番、松浦でございます。

それでは、通告している問題について、市長並びに教育長に対して、一般質問を行います。

今回、私が質問する内容は、今、大きな問題となっております障害者雇用促進法に関する障害者数の水増し問題と、これに関連しての宿毛市における対応、そして宿毛市庁舎の建設問題であります。

まず、初めは、障害者雇用促進法に関する障害者数の水増し問題について、お伺いをいたします。

私たちNPO法人ひかりの会では、障害者の働く場の確保に取り組んでいますが、その取り組みの一つとして、この7月から、長田町にのんびりカフェを新たに開設しました。

カフェでは、職業指導員と、2名の障害者が常時働いておりまして、来客者と接する中で、元気に仕事に従事しております。これからも障害者に向き合うという原点に立ち、取り組みを進めていきたいと考えております。

このように、カフェの開設は、私たちにとっては、新しい職場をつくるという夢でありましたので、関係者一同、大変喜んでおります。

このように、障害者の雇用確保の取り組みを行っている立場からして、今般、発覚し、連日、新聞紙上で報道されております、中央官庁や全国の自治体等における障害者雇用数の水増し問

題について、強い怒りを覚えています。

まさに障害者の働く機会を国が奪う、重大な事案であり、障害者差別そのものであります。

こうした事案は、高知県でも行われてきたとの事実が報道されております。

模範となるべき中央官庁や、全国の自治体において、みずからが決めてきたガイドラインに反した取り扱いがなされてきましたのであります。

最近の報道では、行政機関だけではなく、立法院や裁判所でも、同じように水増しが行われているとのことであります。

みずから法律を遵守しなければならない立場にある、行政による国民への背信行為であり、国民の行政への信頼は、地に落ちたといえます。まさに言語道断であります。

このことについて、全国の障害者団体や、障害者の受けた衝撃は、はかり知れないものがあります。

今回の事案について、政府内では不正がなかったと言い逃れていますが、行政機関である以上、チェック機能を設けていなかったことは、到底考えられません。そして、制度を知らなかつたでは済まされる問題ではありません。障害者雇用に対する認識の低さから、起きたものと考えます。

そして、今般の問題が個々の官庁の責任は言うに及ばず、内閣全体の責任が問われるものと考えます。

このように、障害者にとって大変重要な事案にもかかわらず、最高責任者である安倍総理に至っては、「わざとではないでしょう」と発言する始末であり、全く責任者として、反省の言葉すらありません。

森友問題をめぐる公文書の改ざん問題や、イラク派遣部隊の日報隠蔽問題、文部科学省の汚職事件等不祥事が続いており、行政に対する信用は失墜しております、私たちは何を信じて

いいのかわかりません。

政府によると、全体で昨年に雇用したと発表していた障害者の総数は、約6,900人であります。国みずからが定めたガイドラインに反し、不正で算入していたのは3,460人であったと発表しました。

2. 49%としていた法定雇用率も1.19%と半減しております。

そして、中央官庁の実に8割が不正を行っていたのであります。

1976年に身体障害者の雇用が義務化された当初から、恒常的に行われてきたと報道されています。実際に42年間も、こうした状況が続いていることあります。

このように、42年間もこうした不正を正せなかつた、障害者雇用の総元締めである厚生労働省の責任は重大であります。

42年間も不正が続けられていたとすると、万単位の障害者の働く機会を国が奪った、重大な事態であります。まさに障害者の人生を左右してしまった可能性があります。

政府は、今年3月に、第4次障害者基本計画を閣議決定しましたが、その中に、国の機関においては、民間企業に率先、垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進めると明記されております。

まさに今回の事案は、こうした政府の方針にも、全く相入れないことあります。

民間企業には、法定雇用率が不達成の企業のうち、従業員100人を超える企業にあっては、定められた目標より一人不足すると、月5万円という障害者雇用納付金という、罰則に近い金を徴収されます。

そして、企業名の公表もちらつかせ、障害者の雇用の促進を求めております。

このように、民間企業には厳しい取り組みを

求めておりまして、相当の企業努力を行っているのが現状であります。

しかし、行政には甘いというか、ペナルティーはありません。このことは、まさに行政運用において、公平性を欠くと言わざるを得ません。

今回の事案について、自治体の長として、どのように受けとめているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の質問にお答えをさせていただきます。

ことしの8月に入り、大きく新聞報道がされてきた障害者雇用の算定問題につきましては、中央省庁を初め、多くの地方自治体でも同様の問題があることが明らかになり、日を追って、深刻な事態であることが判明しているところでございます。

議員御指摘のとおり、法的雇用率が未達成の場合、一般企業では、障害者雇用納付金が徴収される制度となっております。公的機関にそのような罰則規定等はありませんが、その模範となるよう、一般企業より法定雇用率が高目に設定されているところでございます。

水増し問題の原因につきましては、故意か、誤解に基づくものなのか、今の段階ではわかりませんが、公共機関が率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、こうした事態となつたことはまことに遺憾であり、また、障害者雇用政策を推進する立場といたしましても、非常に残念に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、自治体の長として、宿毛市の長としての見解を述べていただきました。まさにそのとおりでございまして、ぜひ、このことを二度と繰り返さないように取り

組んでいただきたい、そのことを踏まえて、以下、質問をさせていただきたいと思います。

市長として、国が定めた、プライバシーに配慮した障害者の把握、確認、ガイドラインを、どのように理解をいたしておりますか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ガイドラインに想定されておりますが、障害者雇用率制度は、各事業主におきまして、障害者である労働者の人数、障害種別、障害程度等を把握、確認する必要があること。また、これらの情報については、個人情報保護法を初めとする法令等に十分留意しながら、適正に取り扱うよう、求められているところでございます。

障害者本人の意に反した制度の適用等が行われないよう、障害者の適正な把握、確認に努めなければならないため、対象となる障害者を把握、確認するきっかけは、採用段階で障害者を把握、確認する場合と、採用後に障害者を把握、確認する場合に分けられております。

例外の場合を除き、基本的には、本人みずから申し立てや、本人への照会が原則となっておりますので、目的外利用や、本人の意思に反した申告及び取得が禁止されたものであると理解をしており、本市においても、本人に配慮した取り扱いを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そういう面で、このガイドラインの遵守、ぜひ求めておきたいと思います。

それでは、次に、宿毛市役所における調査方法は、先ほどちらっと触れたと思いますけれども、確認の意味でお伺いしますが。調査方法、そしてチェック体制等については、どのような

体制で行っているのか、そこらあたりもお示しをいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、障害者手帳を取得している職員に対して、手帳の有効期限や障害程度等の情報に変更がないか、本人確認をしております。

手帳の種類によっては、有効期限があるものがありますので、管理名簿を作成し、チェックの際には使用できるよう、担当課で管理をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今回の事案について、そういう部分が非常におそろかになつたというか、ガイドラインを確実に遵守してなかつたという部分でございます。

そういう面で、調査活動なりチェック体制、万全な問題、万全に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、これまで宿毛市における障害者雇用率の問題について、お伺いをした経過が何回かあるわけですけれども、改めてお伺いをいたします。

宿毛市役所における障害者雇用促進法にうたわれている雇用率について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成30年6月1日現在で、高知労働局へ報告した宿毛市の障害者雇用は、市長部局246人中7人で、雇用率は2.85%となっているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 教育長の管轄の中での雇用率をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番議員の一般質問にお答え申し上げます。

教育委員会部局における障害者の雇用数や雇用率について、御質問いただきました。

教育委員会部局につきましては、対象者は26人、障害者の雇用数はゼロ、雇用率はゼロ%というふうになっております。

なお、教育委員会部局は、常用労働者が42人以下となっておりますので、障害者の雇用義務は発生をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 市長部局で2.85%、教育委員会ではゼロ%という分で、報告をいたしましたが、これを単純に、計算すればできるかと思いますけれども、教育委員会を含めた宿毛市全体の率としては、雇用率はどないなりますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市長部局と教育委員会事務部局を合わせた宿毛市全体で見ますと、272人中7人で、雇用率が2.57%となっているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 本年度から、国や自治体にとっては、2.5%という雇用率を定められております。そういう面で、2.57、大変厳しい数字かと思いますが、今後とも取り組みをよろしくお願ひします。

それでは、次に、市内にあります民間の企業といいますか、その実態について、どのように、これは100人以上の企業になると思いますが、民間企業の実態について、どのように把握をしているのか、何社あって、それぞれお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

民間企業の雇用実態につきましては、高知労働局が行う集計によって、把握しております。

平成29年6月1日現在で、障害者雇用促進法の市内対象企業11社のうち、こちらは50人以上というふうに聞いておりますが、こちらの対象企業11社のうち、法定雇用率を達成しているのは7社であります、対象企業の障害者雇用総数は31人、雇用率は2.27%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 民間企業についても、2.2%という、本年度からなっております。そういう面で、積極的な、行政としても指導といいますか、そこらあたり遵守できるよう、取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、宿毛市は、平成28年に策定した宿毛市振興計画の中で、障害者福祉に取り組む基本方針の中で、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活のできる社会づくりを目指すノーマライゼーションの理念に基づき、関係機関や地域との連携を推進します、どうたわれております。

障害者が安心して地域の一員として生活する場合、雇用の確保は大変重要な問題であります。今回の障害者雇用促進法における水増し問題について、政府に対して猛省を促すとともに、今後、万全の取り組みを求めるものであります。

そこで、宿毛市の福祉行政、障害者福祉行政の最高責任者として、今後の障害者の雇用促進についての取り組みについて、どのように考えているのか、またどのように進めようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

雇用、就労の充実は、障害者が社会参加をし、地域で自立した生活をおくるために非常に重要であると認識をしております。

福祉サービスとして、一般就労が困難な障害者に、働く場を提供する就労継続支援や、一般就労を希望する方へ、就労移行支援を実施し、働く場所の提供や、必要な能力の訓練を行うなどの支援を行っているところでございます。

加えまして、本年4月から、就労定着支援という新たなサービスが創設され、障害者の就労の継続を図るため、雇用先や家族との連絡調整を行うなど、障害者が働くことを、行政の力のみならず、障害者の就労支援を行う事業者と企業の協力により、支援する体制を整備しております。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、全府的な取り組みを推進しており、例を挙げますと、市の指定ごみ袋のこん包作業や、ふるさと納税のお礼状作成業務など、昨年度は総額で1,369万2,090円の発注を行い、障害者就労施設等が、提供可能な物品等の需要の増進を図っているところでございます。

そのほか、県が実施している事業の一つであるお仕事体験拠点整備事業について、御紹介させていただきます。

本事業は、県がワークセンター宿毛に委託し、障害福祉サービスを利用したことのない在宅障害者を対象に、ハローワークと連携して、希望する企業等への職場体験をサポートするとともに、企業の試験的な障害者雇用をサポートをしています。

今後も、国における障害者雇用施策の進展を踏まえ、本市においても、引き続き、障害者の就労支援及び働く場づくりについて、積極的な

取り組みを進めたいというふうに考えているところでございまして、また何か御提案ありましたら、議員のほうからも提案いただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ゼひ、本当に働く場がなくて困っておるという話も、随分、私自身も聞きながら、一つ一つ解決に向けて努力をしておるところでございます。

そういう面で、宿毛市においても、基本的な取り組み等を踏まえながら、積極的な対応を求めておきたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 松浦英夫君の質問の途中ですが、議事の都合により、この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松浦英夫君の一般質問を継続いたします。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 午前中、野々下議員もこの庁舎の問題等について質問をされましたので、そういう中で、私と重複する部分があろうかと思いますけれども、その点については、お許しを賜りたいというふうに思います。

それでは、質問をさせてもらいます。

市民の中では、宿毛市庁舎の建設についての考え方について、大きく隔たりがあることが、さきの住民説明会を見てもおわかりのことと存じます。

賛否が入りまじり、まさに市を二分三分する様相であります。市民の中では、庁舎建設設計画についての宿毛市からの説明に、疑義を持つ市民が多くいるのではないかでしょうか。私は、こ

これまでの宿毛市の計画書を見たり、説明をいただく中で、疑問に思う点について、私なりに、以下、質問をいたします。

中平市長は、早急に建設位置について決定をしたいとの強い思いから、事を進めてきました。市長は、市内8カ所で住民説明会を開催し、市民に対して十分説明をしてきたと言われます。参加した住民は、わずか374名、アンケートの回収率は445件で、率にすると2.2%であります。

この数字について、市長は高い回収率と言われていますが、本当に高い数字であるかどうか、疑義を感じます。

庁舎建設について、学識経験者及び関係機関の意見を聞くために審議会を立ち上げ、専門家による議論を重ねてきました。

そして、審議会から市役所庁舎の建設地として、小深浦高台とする答申を受けたのであります。

審議会での審議は、実質3回であります。市長は、審議会の答申を受け、庁舎の建設場所は小深浦の高台とするとの方針を決定したのであります。

また、審議会から8項目の附帯決議も付記されております。これらについては、全くこれからであり、将来の宿毛のまちをどのようにしようかという、まちづくりのビジョンが全く見えてきません。

議会に対しては、5月25日の臨時議会における全員協議会に、今日までの経緯の説明だけであります。市民の命と財産を守ることは、まさに市長の責務であります。

こうした観点から、年々、南海トラフ大地震の発生率が高くなっていますし、宿毛市の財政状況からして、早期に優位な財源を活用して、高台に建設しなければならないとの、焦る気持ちもわかります。

しかし、宿毛の将来にとって、大変重要な問題であり、市民にとって非常に関心のあるこの問題であります。私の耳に入る声は、このような重要な問題については、決め方が余りにも早急ではないかと考える市民の声が非常に多いのであります。

こうした市民の声に対し、情報公開をしながら、しっかり説明をすべきではないかと思います。急がば回れであります。

市長は、どうしてこのように早急に事を進めようとしているのか、理解に苦します。いかなる理由で、このように早急に、なぜ今議会で結論を出さなければならないのか、まずこのことについてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

重複する部分もあるかとは思いますが、御容赦願いたいと思います。

東日本大震災や、そして熊本地震、ことしに入っても、大阪北部地震や、先日の北海道胆振東部地震など、日本列島での地震災害は多発をしているところでございまして、皆さんも新聞そしてテレビ等で見られているところでございます。

日本列島の国土は、地球の陸地のわずか0.25%だということでございまして、それしかないように、世界で発生する地震の約2割は、日本で発生しているという衝撃的な事実もあります。0.25%のところで約20%の地震が発生しているということでございます。

そして、南海トラフ地震は、今後30年以内に70から80%の確率で発生すると言われております。その上、7月の西日本豪雨災害のように、災害はいつ発生するか、誰にもわからないところでございます。

あすは我が身、災害は待ったなしでやってく

るというのは、多くの皆様が感じとっているところではないかというふうに思います。

そのような状況の中、災害に強い庁舎を提唱し、今年度、本格的に議論を進めてまいりました。

9月議会で関連議案を提案したいというのは、5月の臨時議会で、議員の皆様にも御説明を申し上げたとおりでございます。そのときに、5月の時点で、9月議会でということで申し述べたとおりでございます。

災害から市民の皆様を守り、被災後も宿毛市で住み続けていただくためにも、1日でも早く災害に強い庁舎を建設したいと、そのように考えて、現在、臨んでいるところでございまして、どうか御理解のほど、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これまでも説明をしてきた、そして5月の臨時議会で9月に出すという方針であるということで、9月になったということではありますけれども、本当に先ほども申し上げました、宿毛の将来の問題をどうするかという部分が、非常に市民にとっては関心なことでございます。

庁舎を移転することで、そして市民の命と財産を守るという部分が、私の頭の中では、連結いたしません。市民はほったらかしというようにもとれるわけでございます。

そういう面では、理解に苦しむところでございます。

次は、宿毛市は、市民の命と財産を守るとの観点から、災害に強いまちづくりを目指しております。このことについては、異論はありません。

御案内のとおり、小深浦の高台については、もともとは宿毛小学校の建設問題のときに、小学校は現在地ではなく、高台に建設すべきでは

ないか。そして、適地としての高台があるかどうか、調査すべきではないかとの意見があり、調査した結果、萩原地区とこの小深浦地区が浮上した経緯があります。

しかし、萩原地区については、地権者の反対があり、造成に向けての取り組みが中止になってきた経緯があります。

宿毛市がこの小深浦の高台を購入したのは、これまでの説明によると、津波による震災から市民を守るために、第一次避難所を確保しなければならないという観点からではなかったかと思いますが、確認の意味もありますので、お伺いいたします。

宿毛市としては、どのような目的をもって、小深浦の土地を購入してきたのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市民をほったらかしているのではないかという、非常にきついお言葉もいただきました。自分としては、5月の議員協議会でも言った内容で、しっかりと住民との意見交換会もさせていただいたつもりでございます。

そういった形の中で、できるだけ多くの方々とお話をさせていただきたい、そういった思いで、できる限りの方法をとって、その場に来ていただるために、お願い等もしてきたつもりでございます。

そして、先日、方針を決めた後に、説明会のほうも実施をさせていただきました。

そういった形の中で、それぞれの考え方があろうかとは思いますが、できるだけ、特に心配のある方々、反対をされている方々には、丁寧にお話をさせていただいたつもりでございます。

そういった方々が、十分納得をされてないというのは、承知をいたしているところでござい

ますが、宿毛市民をほったらかして話を進めているつもりはございませんので、ぜひ、その点については御理解をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

小深浦の高台用地につきましては、発災後に一次避難する高台整備を目的に、購入をしたものでございます。

なお、当時の市長が計画当初に答弁しているように、将来における公共施設の移転も含めて、進めていきたいものと、そのように認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） その答弁については、私も聞いた覚えがありますので、それについてはとやかく言いませんけれども。

第一目的が、第1次避難所の確保という部分であったというふうに思います。まさに宿毛市を見ても、これといった高台がほとんどなく、そういう高台を確保していくことは、大変重要な取り組みであるというふうに思います。

そして購入をしたところに、市役所庁舎を建設するとなれば、こうした初期の目的は達成できないのではないかというふうに思うところでございまして、新たに代替地の確保について、並行して取り組まなければならん、そのように思います。

しかし、このことについては、代替地の確保については、一言も触れられておりません。代替地の確保についての市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小深浦の高台につきましては、市役所庁舎、保育園を建築しても、駐車場や園庭、そして建物などの空きスペースは、一次避難場所として

活用できます。

また、これまで高台広場を整備しようとしていた場所に建物ができれば、雨風をしのぐスペースが確保され、これ議員の皆さん方も心配されたことでございますが、そういった雨風をしのぐスペースを確保され、避難場所としての機能向上も図ることができると考えておりますので、代替地を確保する必要はないと考えているところでございます。

そして、議員の皆様も御承知だとは思いますが、もともと6.5ヘクタールほどあそこで確保したいということで、まだ今回の造成地以外にも、宿毛市が購入している土地もありますので、その部分に関しても、今後、広げることができるように、そういった土地であることをつけ加えさせていただいておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 十分、確保できるということで、答弁をいただきました。

今からいろいろ、この場で質問する内容等について、また委員会での審査もありますし、その中でゆっくり対応していきたいというふうに思います。

それでは、次にタイムスケジュールという観点からお伺いをするわけですけれども、早急に建設予定地を決めたいというのであれば、タイムスケジュールを考えての判断も必要ではないかと思います。しかし、市役所の説明や、審議会における審議内容を見ても、タイムスケジュールという観点からの審議や説明が全く見られませんでした。小深浦の高台については、現時点で造成はされておらず、まさにこれから造成工事をしなければなりません。そして、高台に建設する場合については、アクセス道の整備から、内水面の冠水対策に要する期間、造成工事及び庁舎建設までのタイムスケジュールを

明らかにすべきではないかと考えますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

錦地区における内水面冠水対策の予定スケジュールでございますが、県の計画では、平成32年度が着手予定となっておりまして、事業の前半に、与市明川の堤防かさ上げと県道新設、後半に、樋門やポンプ設置工事という流れになるとのことでございますので、前半の与市明川の堤防かさ上げと、県道新設は、平成33年春ごろにできると伺っているところでございます。

続きまして、造成工事及び庁舎建設までの予定でございますが、小深浦の高台は、現在、当初目的である津波避難場所の整備を前提に、設計を行っております。そのため、整備目的を建物の建設地に変更すると、都市計画法による開発許可基準に基づき、設計を修正する必要があり、修正設計完了後は、開発申請を経て、アクセス道を含む造成工事に着手することになります。

造成の工期は1年半以上必要となりますが、造成工事と並行し、庁舎の設計を行い、速やかに庁舎建設に着手することで、平成33年度末の庁舎完成を目指しているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 後でお伺いしますけれども、こうした部分も、住民にちゃんと資料として出しながら説明をしていく、そのことが必要であるというふうに思います。後ほど出ると思いますけれども。

これは、午前中、野々下議員とのやりとりの中であったわけですけれども、県立病院の跡地に建設する場合には、有利な補助事業はありません、というのが宿毛市の、先ほどの答弁でもありましたし、これまでの住民に対する説明で

あつたかと思います。

ここに、安芸市役所、御案内のとおり安芸の議会でも庁舎の問題、かんかんがくがくしながら議論を進めておりますけれども、安芸市市役所が庁舎建設に係る概算費用という部分での説明の中で、津波浸水想定区域内で建てかえる場合ということで、緊急防災・減災事業債を活用できるというところで説明をしております。

市長も答弁されました。かさ上げなどの津波浸水対策を講じることにより、高台移転と同等の効果が見込まれるものであり、想定される津波の高さ等を踏まえた津波浸水対策の実効性が担保されること。そして、その中で、起債の対象、事業債として1平米当たり36万1,000円、そういう起債が組めるということで、説明をされております。

先ほど市長は、県に問うても、総務省に問うてもないと、いう答弁でございました。安芸市も、御案内のとおり高知県になります。安芸市も、事業債を活用する場合に、県のほうに問い合わせをしながら、県のほうでの判断によって、答えが出ているというふうに、私は理解をします。

安芸市は借りて、宿毛市は借りない、そういうことについて、理解ができませんので、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたところでございますが、先ほど、松浦議員のほうもおっしゃっていただいた形の中での、地理的な制約とは、私も県に確認をしたところ、津波浸水エリア外での建てかえが不可能という状況をいうものであり、宿毛市には、小深浦の高台があることから、地理的な制約がある自治体には該当しないという回答をもらったところでございま

す。

また、高台移転と同等の効果とは、単に庁舎をL2対応にすればいいというものではなく、災害発生後も、庁舎機能を維持できるということが重要でありまして、災害時に庁舎へのアクセスも遮断されるような状況では、高台移転と同等とはいえないというのが、総務省の見解でございます。

そういう形の中で、松浦議員、安芸市の資料をお持ちということでございますが、そのことについて、先日、安芸市に確認をいたしました。確認をしたところ、現時点での考え方としてということで回答をいただきまして、L2対応での庁舎を建設した場合であっても、浸水エリア内での建てかえの場合は、緊急防災・減災事業債については、活用できないと考えていると回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これについても、後ほどいろいろやつていきたいというふうに思います。

それでは、先ほど、市長、県立病院の跡地について、L2の対応については、できるというお話で、その前に、今言われた、活用はできるけれども、アクセス道の関係とか、いろいろあって、大変現実的ではないという答弁でございます。

今、市長が、野々下議員に答弁されましたように、そういうことも、こういう理由で、宿毛市としてはできないと考えておると。アクセス道についてもこうだと。費用についても、かさ上げする場合の費用は、別途出るという、緊防債にもあるわけですけれども、そこらあたりの費用も全て出しながら、今、市民の中にお示しをしておるのは、現在地のL1対策、県立病院跡地のL1対策。そして、小深浦のL2対策も、

この資料しかないわけでございます。市民の一つの判断をする材料として、そういうこともあわせて付記しながら、説明をしていく、このことが求められているんじゃないかというふうに思います。

ただ、この資料を見る限り、県民病院跡地は、L1しかできんということで説明されているよう思いますので、もっと市民にそういった情報を提供すべきであるというふうに思いますが、この点について、市長の所見を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。ちょっと重複する部分がありますので、少し御容赦願いたいと思います。

先ほど、私、野々下議員に御説明したのは、そういうことじゃなくて、L2対応が現実的ではないということで、お話をさせていただいたつもりでございます。

L2クラスの地震による津波を想定すると、現在地6.9メートル、そして旧県立病院跡地では6.7メートルの高さまで浸水すると想定をされています。

これ、先ほどの答弁と一緒にになりますが、L2対応を行うためには、どちらも7メートルより高い位置に、市役所機能を設ける必要があると考えられます。

その高さから上に、市役所の機能を設けないといけないということです。

その場合の工法としては、浸水しないところまでの土地をかさ上げする方法、そしてピロティ方式の建築による方法、そしてもう一つは、1階部分を土でかさ上げをして、その上にピロティ方式で建築する方法、こういったことが想定をされるところでございます。

例えば、ピロティ方式での建築につきましては、上の階にのぼるために、ピロティの空間部分に階段及びエレベーターの設置が必要と

考えられ、津波による浸水時は、エレベーターも浸水し、使用できなくなることが容易に想定をされるということをお話させていただきました。

また、7メートルを盛り土でかさ上げする工法につきましては、盛り土の流出ですね、津波で流れたら困りますので、流出を防ぐため、周囲を高さ7メートルの擁壁で囲う必要がある上、その高さまでのアクセス道をつくる必要があります。

そのような理由からも、いずれもL2対応での建設は現実的ではない、そのように考えられ、現在地及び旧県立病院跡地における事業費については、L2対応、L2の想定ではなく、そこに建てられることができる、現実的なL1対応での事業費を、意見交換会等でお示しをさせていただいた、そのように御説明をさせていただいたところでございまして、その後、コストがどのくらいかかるかということで、るる、先ほど説明をさせていただきましたが、それは現実的ではないけれども、あえて無理やりL2対応で建てるとすれば、このぐらいかかりますよということで、金額を出させていただきました。

どちらも5億円程度、ピロティーにしても盛り土にしても、かかるんじゃないかな。そして、それに附帯して、駐車場であるとか、アクセス道であるとか、そういうものがかかるのではないかという説明をさせていただいたところでございまして、意見交換会に対して、その内容であるとか、金額であるとかを示さなかつたのは、とてもじゃないけど現実的じゃないということで、当初から示さなかつたということでございますので、御理解のほどをよろしくお願ひをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 現実でないといふこ

とで、L2対応についての造成費とか建築費。建築費はそんなに変わらんと思いますけれども、そもそもの事案について、示さなかつたというお話ですけれども、やはり市民として判断をする場合の一つの材料として、いいか悪いかの問題は、また判断をすると思いますけれども、資料としては、そういう部分も対比して、県民病院の跡地については、L1ではこう、L2ではこう。こういう造成費も要ります、けど、造成費については、緊急防災・減災事業債が活用できますと、そういう部分もそろえて、市民に対して明らかにしながら、説明をしていく、こういう姿勢が、私は求められると思うんですけれども。再度お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

意見交換会の中で、いろいろ説明をさせていただきましたので、意見交換会に御出席いただいた方々は御理解いただけるのではないかなどというふうに思います。

いろいろな質問もありましたので、その都度、丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。

なお、3カ所以外のことについても、お話をいただく中で、特に3カ所については、いろいろな想定等をもとに、緊急防災・減災事業債を使えるとか、起債がどの程度返るとか、そういったのも、資料として、一定、お示しをさせていただく中で、比較表をつくって、意見交換会をさせていただいたところでございます。

そういったところの中で、想定することすら、なかなか難しいような状況については、余りにも細かく説明資料をお渡しすると、膨大な資料になって、逆に判断する上で、いろいろと難しい点があるんじゃないかなということで、できる限り、資料はわかりやすく、自分たちもかなり、

資料づくりには時間を費やしてつくったつもりでございますが、まだまだ足りない部分があつたという御指摘でございますので、その点については、反省をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、地域経済に与える影響ということについて、質問させてもらいます。

宿毛のまちは、今まで市役所を中心としながら、経済活動を行ってきましたし、そのために宿毛市としても、今まで、中心市街地の活性化に向けて、取り組みを進めてきました。

小深浦の高台、いわゆる市の西部地区に移転することによるまちの経済活動、まちの活性化にも大きな影響が出てくるのではないかと考えます。

こうした問題も、吟味する必要があるのではないかでしょうか。

市庁舎を移転することによる宿毛市の地域経済に与える影響の調査、どういうところに、どのような影響が出る等、しっかりと調査をして、調査結果を市民に情報公開すべきではないでしょうか。

そこで、庁舎の高台移転に伴う地域経済に与える影響をどのように考えているのか、調査した経緯があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域経済への影響を調査した経緯という御質問につきましては、実際に庁舎移転に伴い、どのような影響が出るかという調査は実施しておりませんが、庁内の検討会議等では、何度も議論にあがっておりましたし、いろいろな議論を重ねてきたところでございます。

職員、公用車用の駐車場として借り上げをし

ている、そういう借地、この周りにあります。そして、書庫として利用するために借り上げている建物、そして市役所には、一定数の職員がいることから、周辺での飲食などの経済活動の影響はあるものの、来庁者の多くは、車で来庁され、用務も短時間での利用でありまして、地域経済に大きな影響を、この点については及ぼすものではないというふうに考えたところでございます。

地域経済の活性化につきましては、庁舎のあるなしよりも、人が集い、にぎわう施設整備の施策の実行が重要であると考えておりますので、その点については、しっかり考えてまいりたいというふうに思っておりますし、皆さんと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 調査はしていないということですけれども、そういう面で、計画をつくる段階で、そういうことも踏まえたことも、並行して出していかんと、これからです、これからですというたら、どんなになるんやろということも、市民はわからんと思いますよ。現時点で判断するのに。

再度、答弁を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

なかなか想像がつかないという市民の方が多くおられるという御意見だと思います。

そういう中で、しっかりとお示しをしないといけないんだなというふうに、改めて感じているところでございます。

庁舎、今、建て位置について、これから議決をいただいて、決まってくるという形の中で、市民の方々と、もっともっと意見をお聞きをし

ないといけないし、そういう形の中で、このまちをどのようにしていくのか、しっかりとお話をさせていただきながら、ビジョンを定めていきたいというふうに思っております。

そういう形の中で、まず庁舎の位置について、しっかりと考え方させていただきたいということで、現在、取り組みをさせていただいているところでございます。

これからそういう意見等も踏まえる中で、しっかりと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） まさに市民の中から聞こえてくるのは、高台ありき、小深浦の高台ありきというところで物事を進めて、それに附随する事案については、今からです、これからです、県が計画をしています。そういうことでは、なかなか理解できないというふうに思います。

ちゃんとした計画も出しながら、詳しい資料を出しながら、この大事な問題を導き出していくということを考えていただきたいというふうに思います。

次は、宿毛市が提示をしてきました、市民に説明をしてきました計画書、概算建築費内訳をもとに、質問をさせてもらいますが。

市役所からの説明によると、庁舎の建設費について、現在地と旧県立病院の跡地では、L1対応の庁舎であり、建設費用については、総額で30億円かかるが、小深浦の高台に建設する場合には、L2対応の庁舎であり、総額で35億円必要であるが、21億円の緊急防災・減災事業債を活用できるので、宿毛市の財政負担分は約14億円で建設できること、議会に対しても、市民に対しても説明をしてきました。

市民の中には、子や孫の代まで財政負担を強いるべきではない。小深浦の場合は、高台であ

り、防災を考えると、最適ではないか。そして、他の場所に比べて、非常に市の持ち出しも少なく、安価で建設されるとの意見もあることは事実ではありますが、果たして宿毛市が説明するように、安価で建設できるかどうか、大変疑問に感じております。

このような説明を受けた多くの市民は、惑わされることになります。

そこでお伺いいたしますが、本当に住民に説明をしてきた計算書どおりの予算規模で、庁舎を高台に建設できるとお考えですか。

宿毛小学校の屋内体育館の建設についても、追加の工事費が必要となり、変更となってきております。このように、予算の後出しへないんでしょうね。お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庁舎建設費用の試算額35億円につきましては、敷地造成費や、他市町村の建築費を参考に、概算で算出したものでございます。これは、意見交換会でも、常に言わさせていただいております。

予算の後出しへないかとの御質問でございますが、今後は、高台造成の設計を開発基準に基づき、修正する必要があるため、設計の修正に伴う増減はあるものと考えております。

また、庁舎の建築事業費につきましても、その当時の他市町村の建築事例から算出しておりますので、基本設計、実施設計を行う中で、建築規模や工法が確定されることにより、施工費の増減は生じます。

ただ、このことは、現在地と旧県立病院跡地の試算においても、同様に生じることだというふうに認識をしております。

また、先ほど、体育館の建築費のお話もありました。確かに最初から、全てをかちっと決め

て、皆さん方に御提案できれば、それが一番いいというふうに思っておりますし、またそういった努力も、私たちも続けないといけないというふうに思っております。

ただ、つくる中で、そこを使う方々、その関係者の方々と話をする中で、ここはこういうふうにかえてもらいたいとか、いろんなお話あります。また、工事を施工する方からは、こうやったほうが効率的だよとか、そういうお話も、後から教えていただくこともあります。

そういう形の中で、よりいいものをつくるために、若干、増減させていただいておりますので、その点については、ぜひ御理解をしていただきたいと思いますし、ただ、それに甘んじることなく、自分たちもしっかりと積算していくかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 先ほど、私も申し上げましたように、市民の皆さんのが受け取るのは、高台であり、安価で、緊急防災・減災事業債を使わなければ35億円が必要だが、21億円も活用できる。そしたら14億円で市役所は建つという部分のほうが、先走りをしておる部分も、そういうところで判断をしておる市民もありますので、そういう面で、この14億円で本当にできるのか。後出しはないのかという質問をさせてもらったわけです。

そういう面で、計画、こうして出す前に、そこらあたりも精査しながらしていかんと、それを市民に提示すべきであるというふうに思います。

庁舎の延べ面積7,200平米についても、一定、疑義がございますけれども、これはまた委員会等で話をていきたいというふうに思います。

それでは、高台に建設する場合、総事業費は34億8,533万円のうち、29億3,560万円は、起債として借り入れができるようになっております。

起債借入額のうち、7割に当たる20億5,492万円は、緊急防災・減災事業債を活用することで、交付税措置があるので、宿毛市が一般財源として負担するのは、14億3,041万円であると説明をしております。

そこで、総事業費34億8,533万円から29億3,560万円を引いた5億4,973万円については、緊急防災・減災事業債の適用外とのことであるが、この適用外となる事業はどういうものを見込んでおるのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庁舎建設のための概算建築費のうち、一般財源となる5億4,973万円の内訳について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、基本設計造成に係る修正設計、現庁舎除却工事補助金等返還金、引越経費につきましては、起債対象外経費のため、全て一般財源での対応となり、合計しますと3億7,757万円となります。

起債対象外経費のうち、現庁舎除却工事につきましては、現在地での建てかえの場合には、必ず必要な経費となることから、3つの案での概算建築費を比較する際に、整合性を持たせるために、庁舎建設事業費として想定される経費として、積算したものでございます。

しかし、実際は小深浦高台での庁舎建設後に、現庁舎を取り壊すかどうかについては、決定しているものではありませんので、御了承願いたいと思います。

次に、設計施工管理費、敷地造成費、アクセ

ス道対策工事費、新庁舎建設工事費につきましては、起債対象経費となります。しかしながら、庁舎建設における起債借入には限度があるため、それぞれの経費を、事業内容により案分したところ、起債対象経費 31 億 776 万円に対する起債額は、29 億 3,560 万円となり、残りの 1 億 7,216 万円が一般財源での対応となります。

以上のことより、起債対象外経費となった 3 億 7,757 万円と 1 億 7,216 万円を合計した 5 億 4,973 万円が、一般財源で対応する経費になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11 番松浦英夫君。

○11 番（松浦英夫君） ここで聞いても、数字がなかなか理解を十分できません。

次は、土地の造成費の関係について、お伺いをいたします。

住民説明会であったかと思いますけれども、聞いていたら、10 億円ぐらいかかるんじやないかというお話を聞いたんですけども、これについて、造成費の総額について、どれぐらい見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

10 億円でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11 番松浦英夫君。

○11 番（松浦英夫君） 概算建築費の内訳を見ると、庁舎建設に係る敷地の造成費は、小深浦の高台では、1 億 8,000 万円とありますて、この 1 億 8,000 万円については、庁舎分を総費用から案分して算出したというお話を聞きました。

現実的には、庁舎分だけ造成を行うことは不可能であります。庁舎を建設しようとするなら

ば、全体の工事が必要であります。私としては、全体を造成する総費用を、概算建築費に計上する必要があると思います。

そして、残り 8 億 2,000 万円の造成費用については、どのように予算計上しようと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

造成費用につきましては、広場整備、県道から高台までのアクセス道路整備、そして軟弱地盤改良、調整池整備を含めまして、10 億円の試算をしているところでございまして、先ほどの 10 億円というのは、こういった内容になっているところでございます。

広場整備につきましては、他機関への売却の検討も行っておりますので、庁舎建設や、駐車場スペースに必要な面積で案分した 1 億 8,000 万円を算入しているところでございます。

また、造成費とは別に、アクセス道対策工事費として、2 億 5,000 万円を試算額に算入しています。これにつきましては、アクセス道対策費につきましては、どのような施設が来るか、決定していないために、試算時点では、とりあえず庁舎建設費に満額を算入しております。

ただ、他機関への売却が決定した場合は、アクセス道の工事費負担を含めた造成費での売却を考えておりますので、現時点の試算では、造成費用 10 億円のうち 1 億 8,000 万円と、2 億 5,000 万円の計 4 億 3,000 万円を試算額に算入しており、残りは 5 億 7,000 万円となります。

造成地の全体を一体的に施工することになりますので、35 億円の内訳に含まれていない、5 億 7,000 万円の造成費についても、同時に予算計上することとなると、そのように思っているところでございます。

先ほども言いましたように、さらに造成もふえるかもしれませんし、また、保育園を初め、ほかの建物も建てる予定でございますので、上の土地については、案分をさせていただいている。そして、道路については、とりあえずという形でございますが、こちらの庁舎の建設費のほうに、算入をさせていただいているというところでございます。

なお、くどいようですが、売却の際には、その部分もしっかりと算入した形でやらさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 残り8億2,000万、造成工事をするために、市役所の庁舎を建てる、造成工事をするためには10億要ると。そして、1億8,000万円については、庁舎分の面積を全体で案分したら、こういう数字になる、5分の1ぐらいということですが、あと、どこの、どういう建物が建つか、どういう公共施設が入ってくるか、現時点では全くわかつてない段階で、案分をするということは、やはり施設、小深浦の高台に建てるのには、14億でできますよというところを、市民に見せるために、作為的につくられたと、私は思っておるところです。

当初、10億ないと、市役所建たんでしょう。造成地しないと。造成工事をしないと。

1億8,000万円分だけ造成するということは、できんのでしょうか。全体をしないと。

お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ずっと言わさせていただいておりますが、保育園については、地域の方々、そして保護者の

方々ともお話をさせていただいて、建てるよう進めさせていただいているところでございます。その点については、松浦議員も御承知のことだというふうに思っているところでございます。

そのほかのことについても、現在、しっかりと話を進めさせていただいているところです。

そういう形の中で、当然、造成、その場所だけということにはなりませんので、それはほかの工事、何をしても一緒だと思います。ただ、市役所が、その土地を、それ以上使いませんので、ほかの土地、残った土地については、当然、ほかの施設が利用したり、また一部売却できるところに関しては、売却という形になるかどうかわかりませんが、ほかの、県であるとか、そういうところに使っていただけるということであれば、それなりの費用を負担していただくということで、当然、話を進めさせていただいておりますので、何らおかしな計上だというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） どうしても理解に苦しむんですよ。

10億円でつくって、案分して1億8,000万円で庁舎は建ちますという数字を出しておりますけれども、これで、今、市長、現時点で決まっておるのは保育園だけということですので、この問題については、私はとやかく言いませんけれども、残りの面積全てを、4万平米造成をして、市役所に8,000平米、残り3万2,000平米。これ全て埋まらなかった場合には、どうなりますかね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど松浦議員も御質問にありましたように、

一次避難所として活用させていただくことになつておりますので、ああいったところについては、ヘリポートもつくるように、予定を当然してますし、そういう活用にならうかというふうには思いますが、そういう形の中で、今のところ、話はほかの施設、来ていただけるような形で進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 確認ですけれども、ヘリポートとか、一次避難所に活用する計画の中で、進めた土地については、宿毛市が負担をしなければならない数字であると思いますが、答弁願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

当然のことです。

なお、先ほど、少し答弁をしたことと、また重なつてしまいますが、もともと避難場所としての造成を進めていたところでございますので、そのときの造成費用、そして進入道路についても、当然、計画上、当時からあったものでございますので、今回、市庁舎の話がきて、いきなり造成したり、道路を立派なものにつけかえなくてはならなくなつたとか、そういう内容のものではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなかかみ合いませんけれども。

それでは、私の質問しようとした部分1点、わかつた部分がありますので。

アクセス道の対策について、お伺いいたします。

アクセス道路の整備のために、かさ上げをした道路を、与市明川に沿って建設していくとの

ことですが、現在でも、冠水被害が起きております。

高いところでは、現道よりも約2.9メートル高くなると聞いています。このように、かさ上げされた道路を、与市明川沿いに沿って建設した場合に、今まで以上に冠水被害が起きるのではないかと、地域住民は不安になっています。

これは、市の庁舎を高台に建設し、その庁舎へのアクセス道対策として、新たに道路を建設するものであります。この工事については、高知県が行う計画であるとのことであります。

高知県が工事を行うとしても、地元負担金が必要のではないかと思いますが、総工事費と地元負担金について、幾らぐらいを見込んでおるのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小深浦高台へのアクセス道路となる県道宿毛城辺線は、庁舎建設の議論が始まる前から、頻度の高い、大雨による錦地区の冠水対策として、高知県による与市明川河川改修工事とあわせ、道路の移設及びかさ上げ工事が計画されているところでございます。議員も御承知のところだと思います。

また、そのほかの冠水対策としては、宿毛市が事業主体となるポンプ設置工事が計画をされているところでございます。

県道宿毛城辺線の工事は、新田橋右岸交差点から、マシュール跡地前までの約400メートルの区間につきまして、改修する与市明川の堤防沿いに移設及びかさ上げする計画となっておりまして、概算事業費で約1億2,000万円となっております。

そのうち、宿毛市の負担割合は15%の負担額についてでございまして、約1,800万円となっております。

また、マシュール跡地前から小深浦高台入口までの間、約120メートルは、当該事業と合わせまして、県道宿毛城辺線の現道をかさ上げするよう高知県に要望し、県の事業でかさ上げを行う計画となっています。

この事業については、現在、計画を進めていく段階でございまして、総事業費及び宿毛市負担額は未定となっているところでございます。

この事業につきましては、与市明川の河川改修ということで、昭和45年ごろからずっと進められている案件でございます。そして、10年以上前から、地域の地区長さんのはうから、ぜひ、何とかこの道がつかるのを解消してもらいたいということで、宿毛市のほうにも要望がずっとあがってきている案件でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、ポンプの関係ですけれども、ポンプは、渇水対策としてポンプを設置して、対策をするということですけれども、ポンプの設置費用は、宿毛市が計上するというふうに聞いておりますけれども、どれくらいの財政負担が、このポンプ設置に必要なのかどうか。何台で幾らぐらい、その点についてお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ポンプ設置は、渇水じゃなくて浸水のほうの対策として設置をさせていただきます。

先ほども答弁いたしましたが、県道宿毛城辺線の整備及びポンプの設置は、庁舎建設の議論が始まる前からの計画でございまして、庁舎建設事業とは別事業として計画しているため、庁舎建設概算事業費には含めていないところでございます。

ポンプの設置工事は、県道宿毛城辺線のかさ

上げ、移設工事、与市明川河川改修工事及び錦川河川改修工事と合わせて行うことで、河川の流下能力を向上させまして、道路等の冠水を解消するためのものでございます。

このうち、ポンプ設置工事は、宿毛市が事業主体として、平成28年3月議会にて、設計予算を可決をいただきまして、計画を進めているところでございます。

現計画では、ポンプを錦川右岸側に設置する計画となっておりまして、今年度より地元との協議を行っているところでございます。

なお、ポンプの設置費用は約1億5,000万円を見込んでいるところでございます。

また、ポンプの設置財源といたしましては、防災対策事業債を活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） この間の住民説明会の中でお話を聞いたんですけども、県道宿毛城辺線から予定される高台、庁舎へ通じる道路について、説明がございました。

その中で、斜度については6%であるということあります。このような勾配のきつい道路であれば、市役所へ用事でいくのにも、車を持っている方については、何も感じないかもわかりませんけれども、車を持ってない、自転車で市役所を訪ねる方や、障害者にとっても、大変大きな問題であります。

先ほども障害者の問題について質問した経緯がございますが、6%の勾配の道路について、こうした社会的に弱い人たちの視点で検討した経緯があるかどうかお伺いしますとともに、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

アクセス道路を、高齢者や、特に障害者の視点で検討しているかという御質問だったというふうに思います。

歩道の勾配につきましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、定められた、移動等円滑化のための必要な道路の構造に関する基準を定める省令におきまして、歩道の勾配は8%以下との記載がありますので、基準値以下の勾配となっているところでございます。

また、高台へのアクセスにつきましては、コミュニティーバスを運行するなど、利便性の確保にも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういう障害を持たれた方、高齢者の方々につきましては、バスの利用等できるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、どの程度の勾配かというのが、なかなかイメージがつかないと思いますので、若干例を挙げますと、宿毛市総合運動公園の正面から、南側から入る、あちらの進入路の勾配が7%になっています。

それから、あと県民病院、表から入る勾配が5.7%ということで、大体、県民病院の入口と同じぐらいの勾配になるというふうに考えていただければというふうに考えているところでございます。

しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 障害者への対応もしっかりとしているということでございます。これについては、まだこれも今からでございます。これについても、注視をしていきたいというふうに思います。

次は、職員の参集率について、お伺いいたし

ます。

宿毛市からの説明によりますと、市役所の庁舎を小深浦の高台に建設した場合に、自然災害時における職員の参集率は11%から74%へと、大きく改善されると説明されております。

この試算についてでありますと、11%については、さきの豪雨の際の参集率であると言われておりますが、高台に移転し、全て対策が実施された場合に、74%となることあります。

地震と津波は全く違うのであります。

先日も、北海道で震度7の地震が、夜中の3時ごろ発生し、甚大な被害をこうむりましたように、いつ発生するかわからなく、全く予想ができないのが地震であります。

このように、職員が退庁している夜間に発生した場合には、てんでんこという言葉がありますように、職員としても、自分の命は自分で守ることが第一番となりますし、あわせて、パニック状態に至るのではありませんか。

このことを考えると、市役所の参集どころではないと思います。

あわせて、さきの豪雨で見られましたように、地震の発生により、市役所に通じる道路は、各地で土砂崩れが起きて、寸断する事態となります。そして、津波による長期浸水も、市内で起きることが予想されておりますし、液状化現象等も予想されます。

津波の被害状況は体験していませんが、さきの東北の大震災の状況をテレビで見ますと、大変な状況が予想されます。

津波発生時における参集率について、どのように想定をしているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

松浦議員と全く同じ考え方でございます。

本当に、地震というのはいつ起こるかわかりません。そして、アクセス道も寸断されます。さらには、長期浸水も起こります。そういう状況がいつ来るかわからない。だから、一日も早く庁舎建設をしなければならないというふうに考えておりますし、また、そういう状況においても、しっかりと本部機能、そういうものが保てる、そういう庁舎建設を皆さんと一緒に進めていきたい、そのように思っているところでございます。

参集率についてでございます。平日の昼間の地震発生であれば、高い参集率になろうかというふうに思いますが、ほとんどの皆さんがいますのでね、庁舎のほうに。夜間・休日の地震発生後は、津波被害、土砂崩れ、液状化、そして長期浸水によりまして、市役所に通じる道路は寸断されることが想定をされていることから、浸水エリアを通っての職員参集に影響があることが、想定をされるところでございます。

対策といたしまして、最も有効なのが、高速道路のルート選定が新港経由となり、その高速道路へのアクセス道を整備することですが、完成までにはまだまだ時間を要します。それまでの間に、地震が発生した場合における小深浦高台への職員参集につきましては、現段階では、ヘリコプターやボートを利用した参集に加えまして、山沿いの遍路道や山道を利用して、参集することを検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

今後、参集方法の調整、検討も行う中で、参集率についても、調査して、しっかりととした数値を出していきたいというふうに思っているところでございます。

なお、職員につきましては、まずは自分の命を確保してもらわないので、命を守っていただきたいと思います。次には、参集をして、市民のために、しっかりと働いていた

だきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 参集率について、1点お伺いしますが、11%から74%に、この間の7月豪雨を想定した場合には、74%になる。

これ、何言いますかね、職員の分布図というのがあって、その中で、和田地区23名の8.3、西地区122名の44.0、宿毛地区60名、21.7、これを足すとちょうど74%、偶然の一致かもわかりませんけれども。

それで、橋上、山奈、平田、小筑紫は、参集できない。この数字を単純に読み込むと、ということですけれども、偶然の一致かもわかりませんけれども。

構わなければ、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 参集率の積算の根拠、今、手元に持っておりますので、少し時間をお聞きたいと思います。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 2時30分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

危機管理課長。

○危機管理課長（岩本敬二君） 危機管理課長、先ほどの松浦議員の質問にお答えいたします。

参集率につきまして、11%のほうは、7月の豪雨災害時の参集率、実際の数字です。

74%につきましては、先ほど、松浦議員が、偶然の一致かもわかりませんということでしたけれども、偶然の一致ではなくて、実際、小深

浦より西の一部、それから町の一部、実際の冠水のエリア、冠水で来れなかったことを想定してはじき出した数字でして、これは単純に住所だけでとった想定ではないです。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 何を聞いても答えが、思いが全然つながりませんので。

時間の関係もあります。これで私の一般質問は終わりますが、先ほども申し上げましたように、宿毛市役所の建設場所については、宿毛市の50年、100年先の将来設計を考えながら、宿毛のまちをどのようにしていくのかとの議論をしていくべきであります。

本当に、真剣に、市民みんなで考えていかなければなりません。まさにまちづくりの根本をなすものだと考えます。

こうした重要な問題を、今議会で結論を出していくことについて、余りにも早急ではないかと、疑義を感じている市民は非常に多いと思いますし、私もその一人であります。

あわせて、宿毛市から提示された計画書についても、幾つかの不備を唱える方もおります。今議会に対して、約3,000名の署名を添えて、審議の継続を求める陳情書が出されております。まさに市民の中にある思いをあらわしているものだと思います。

こうした重要な問題を、疑義を唱える市民が多数いる中で、わずか2カ月余りで結論を出すのは、まさに早急であると考えます。

市民に対して、情報公開をしっかりと行い、丁寧に、十分な説明責任を果たし、賛同を得る努力をすることが重要ではありませんか。まさに民主主義とは、決定に至るプロセスが大変重要であります。

説明責任を果たす、その責務は宿毛市にあります。地域づくり、まちづくり、地域経済の活

性化等、あらゆる角度から、真剣に考えながら、庁舎の建設位置について結論は出すべきではないでしょうか。現状で進むと、行政不信や、市長不信にもつながりかねません。私としては、このことが一番心配をするところであります。

市民による行政不信につながらないようするためにも、将来に禍根を残さないためにも、しっかりと市民に対する説明責任を果たす中で、結論を導き出すべきであると考えます。

以上の観点から、今議会での採決というか、結論を急ぐべきではないと思います。

以上で、私の一般質問終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 2時45分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、高倉真弓です。

このたびの災害、地震について、心からお見舞いを申し上げます。

3項目、6点について一般質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

1項目め、新庁舎建設地の設定についてをお伺いいたします。

午前中の野々下議員、前段の市民クラブ、松浦議員より、だんだんの質問、答弁の経過を把握いたしております。

大枠や経過はおおむね了解いたしたいところですが、いま一度、確認のためお伺いをいたします。

1番目に、宿毛市庁舎建設審議会の答申は拝見いたしました。

市長においては、市民の御意見が交錯する中、今、小深浦に決めた経緯について、なぜ今なのか、市長御自身の御判断と、どのような覚悟を決めて臨んでいるのかをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

小深浦高台に庁舎移転することを決定した、私の覚悟ということでございます。

災害に対しての、先ほどから答弁、ずっと続けておりますが、災害に対しての庁舎の役割を考えるに当たっては、東日本大震災による津波被害や、熊本地震による建物損壊により、その後の復旧復興に大きな支障を来し、結果として、住民へ多大な影響を与えたことは、皆様も御存じのことだというふうに思いますし、実際に東日本大震災の被災地では、庁舎が被災したことによる復興のおくれによりまして、結果として、人口流出がとまらず、そして大幅な人口減となつた、そういう自治体も見てきたところでございます。

そのような中で、国は自治体の庁舎建設に対しては、原則は補助しないという、そういうスタンスの中で、例外として、津波被害に対応した庁舎建設を行う場合は、緊急防災・減災事業債を活用し、事前復興対策を講じることを進めているところでございます。

やはり事前復興対策、非常に重要だというふうに感じているところでございます。

なお、この緊急防災・減災事業債とは、読んで字のごとく、まさに待ったなしの防災・減災事業を緊急に実施するために、借りられる起債であります。

去る8月31日に開催しました庁舎建設住民説明会でも、さまざまな御意見をいただきました。そういうさまざまなお意見をいただく中で、庁舎建設について、座談会を設けたとい

地区長の方から、このような御意見をいただいたところでございます。

その地区の高校生からの意見として、今の中学生、高校生は、東日本大震災以降、学校でも防災学習は、日ごろから積極的に取り組んでおり、7月の豪雨災害後も積極的にボランティアに参加するなど、防災に対する考え方が、以前からは大分変わってきた。ぜひ、私たち次世代につながる、そんな次世代につながる安心安全の宿毛市構築のために、安全な高台に、有効な財源を活用して庁舎建設をしてほしい、そういう御意見も、代弁ではありましたが、区長の方からいただいたところでございます。

まさに私としても、今回の高台への庁舎建設は、必ず発生する、必ず来ます。必ず発生する南海トラフ地震発災後においても、全ての宿毛市民に対して、迅速な対応を行うための事前復興として考え抜いた結果であるとともに、この庁舎建設は、子や孫、次の世代まで建設費を御負担いただくことで、実施できる、立てることができる、そういう事業であります。

このことからも、できるだけ負担を少なくするための財源を模索した結果でもございます。

そういうことで、計上させていただいているところでございます。

また、ことしに入ってからも、既に大阪北部地震、7月の西日本豪雨、そして今月発生した北海道胆振東部地震など、甚大な被害が頻発をしているところでございます。

そして、南海トラフ地震は、今後30年内に70から80%の確率で発生するといわれる中で、日々、その日は迫ってきているところでございます。

まさに災害は待ったなし、そういう状況であることからも、緊急防災・減災事業債を活用し、早急に防災拠点となる庁舎建設を進めていかなければならない、そのように考えていると

ころでございます。

このような経緯から、私としては、市庁舎を小深浦高台へ移転建設することは最良の選択である、そのような判断のもと、方針決定をいたしましたことを、ぜひ御理解をしていただきたいと思いますし、また、これを決定した後に、決めなければいけないこと、進めなければいけないこと、まだ皆さんといろいろなお話をしないといけないこと、たくさんあります。そういうことを、ぜひ一日も早くやらさせていただきたいというふうに思います。

何もかも決まってからやればいい、そういう御意見があることは承知しておりますが、そういったことができない中で、自分として選択をさせていただいたところでございまして、決まったからこそ、いろいろ話のテーブルに乗れる事もあるうかと思います。

そういう形の中で、しっかりと進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

本当に覚悟を決めてという、今の力強い言葉がありました。

先ほども松浦議員がおっしゃっておりましたが、私も個人的に聞いた範囲では、市民の中には、市民を下に置いたまま、市庁舎だけ高いところに、安全なところに行くのですかと聞かれました。

ただいまの答弁の中から伺いましたことは、事前復興、安心安全、市民を守るために決めた、市長、その言葉に間違いございませんね。大事なことです、再度お答え願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ

きます。

間違いございません。

市民を置いたままにするつもりも、当然ございません。しっかりと市民の命、守らないといけないし、その市民の皆さん生き延びた後に、しっかりとまた、この宿毛で生活をしていただける、もとの生活に戻れる、そのためにこの庁舎を建設したいというふうに考えているところでございます。

みんなと一緒に、津波や地震の被害に遭って、そのまま諦めてしまう、そんな宿毛市であってはいけないというふうに思います。

ぜひ、皆さんと一緒に、この地域の、これからのために、どういう庁舎がいいのか、しっかりと想えていきたい、そういったことで、今回、建て位置について決定をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 御批判も多い中、もう少し早い段階で御提案できていれば、このような立場でなく、対応できたのではないかと、老婆心で考えます。

その点は、今後の市政運営に対し、十分に留意していただきたいと思います。

2番目に、今後のまちづくりについて、お伺いいたします。

これも野々下、松浦議員と質問が重なりますが、改めてお聞きいたします。

市民の皆様には、まちづくりの全体構想が見えないことから、不安や疑問が噴出しています。特に、街区の方におかれでは、寂れてしまうと、大変な御心配の御様子です。そのとおりでしょう。歴史、文化の発祥、発展に寄与して、その御協力、御支援は甚大なものであります。

歴史のあるこの町並みをいかに大切に、後世に伝えていくか、市長の胸の中にある思い、またどうしたらよいのか、もし御計画の一端でも

あれば、お示し願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

新庁舎移転後のまちづくりという質問だと思います。

現在、まちのグランドデザインである都市計画マスタープラン、これについては、先ほど来、答弁させていただいておりますが、マスタープランにつきましては、平成12年に策定をしておりまして、これまでの18年間の間に、人口減少、高速道路の延伸、東日本大震災などを踏まえた防災対策などにより、刻一刻と状況が変化しているところでございます。

そのような中、庁舎建設位置や、近く決定される予定の高速道路のルートなど、今後のまちづくりに大きく影響する計画を加味した、そういったまちづくりビジョンである都市計画マスタープランの改定は、早急に進めなければいけないというふうに考えております。

そういうたった考えのもとで、この庁舎建設地が決定した後には、進めてまいりたい。進めてまいります、そういうたった予定でございます。

そして、庁舎が移転した際にも、既存市街地の住民の皆様に対する行政サービスが維持できるよう、市民直結の窓口業務を担保した機能は残しながら、このエリアに残しながら、公共交通のネットワーク機能の充実を図ることで、よりよいまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

現在、非常に、はなちゃんバスも好評で、多くの方々に利用していただいております。

ただ、はなちゃんバスを走らすためには、当然、経費も必要なんですが、そのあたりをしっかり見きわめる中で、しっかりと利用してもらうことができれば、走らす意義がありますので、きっとはなちゃんバスで、今まで以上に公共の

交通ネットワークがつくれるというふうに考えて、こちらについても、しっかりと考えているところでございます。

また、既存市街地につきましては、現都市計画マスタープランにおいても、現在、平成12年につくられたマスタープランにおいても、このあたり、緑と文化の中心市街地ゾーンとして位置づけられておりまして、昨年度、改築を行った林邸を初めとして、江戸期の町割りや、そこに点在する神社やお寺などを活用し、持ち味である歴史文化を存分に生かしていく、そういう方法を模索をしていきたいというふうに考えております。

現在も、既に取り組みはさせていただいておりますが、さらに広げていきたいというふうに考えております。

具体的に、少し話を申しますと、まちの駅である林邸を中心として、今後、建設予定の宿毛小中学校の敷地の一部に、歴史を感じさせ、そして観光資源となる空間を創出、そういう空間をつくるために、東京宿毛会の御協力のもと、岩村通俊の胸像を再建し、公園化することも計画しているところでございまして、今後、そのような場所を周遊する、街区を歩いたり、自転車に乗ったり、そういう形の中で、周遊するコースも設定してまいります。

また、先日は、本町通りに、これは新聞にも載りましたが、本町通りに東京の企業のサテライトオフィスの進出が決定をいたしまして、将来的には、20名の雇用が計画をされているところでございます。

さらに、今後、市庁舎移転後の、現庁舎には大学や専門学校などの、今度はサテライトキャンパスのほうを、誘致に取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

市民の皆様と一緒に、このまちのにぎわいを創出してまいりたい、そのようなことを考えて

いきたいというふうに思っているところでございます。

そういった中で、今後、まちづくりのビジョンである都市計画マスタープランの改定に際しても、市民の皆様とともに、市民の皆様が夢を抱くことができる、そんな新たなまちづくりについて語り合いながら、そして取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど来、少し質問にもありますように、庁舎建設に当たって、それぞれの場所で、徹底的に分析をして、いろんなパターンの予算であるとか、そういったものを示すべきじゃないか。または、市の庁舎が移ったときには、ここの庁舎をどうするのか、まちをどうするのか、それを徹底的に示しなさいというお言葉をいただきました。

示していかなければならぬのかもしれません、民間の方々を巻き込んでお話をするとときに、ここの中身があくかあかないか決まらない状況で、そういったお話はテーブルに乗っていただけません。

この庁舎の今後の使い方については、この庁舎が移転することが決まった上で、しっかりと話を進めさせていただきたいというふうに思いますし、そのための取り組み、第一歩、第二歩は、もう既に動きをさせていただいているところでございます。

そういった形の中で、皆さんの御意見をいただく中で、しっかりとこのエリア、今まで以上にぎわいを取り戻す、そういったために、このまちづくりのビジョンである都市計画マスタープランを策定をしていきたい、そのように思っているところでございますので、どうか皆さん方のお力もかしていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 公園化というのは、すごくいいことだなと思いました。

今、普通に小学校に来られましたら、見学の方が、不審者かなんて思われたりしますよね。もし、団体の方で、こうこうして記念碑を見たいとかいえば、事前に学校のほうへ連絡でもあれば、慌てないと思うんですけども。普通ですと、こんな世の中ですから、不審者と思われるかもしれません、これがきちんと公園化して、周遊する形になれば、本当にいいものだと思いますね。

それから、市長がおっしゃった言葉の中に、先ほども野々下議員にもおっしゃっておりましたね。市民の皆様とともに、市民の皆様が夢を描くことができる新たなまちづくりに取り組むっておっしゃって、私もそれは大変うれしいことだと思います。

例えば、今お聞きして、いろんなことを、それまでもいろいろ考えましたが、まちめぐりに疲れた方の足湯、現在位置に、普通に考えれば、これは無理なことでしょうね。でも、もしかしたら、これも検討の余地ありかもしれませんね。

1階には市のサービス窓口はもちろん、良心市やカフェや、さつきおっしゃった、2階にはサテライトキャンパスですか、そういうものや、できればお風呂もあったらいいななんて勝手に考えますが。3階には、私は前から言っていることなんですが、公共施設の上に市営住宅をつくるべきだというのは、前にも2回ぐらい言ったような気がするんですけども。

独居の方の市営住宅を新設して、見守りしながら、反対に、御入居いただいた方々には、宿毛に来ていただいた方に、下の教室において、昔はね、あのときはね、よう来てくれましたねと、お話などをしていただくことによって、こんなこと、甘いって言わないでいただきたいです。人それぞれに役割があることによって、認

知症や介護の今後の改善につながります。

専門のスタッフまでは要らないと思います。良心市のスタッフの方でもあれば、実現可能なことだと思います。それが、そのほかの医療の削減にもつながります。

市民の皆さんが真剣につくりたいまち、住みたいまちづくりを、再質問いたします。

市長、議論、検討する場所を用意していただけると理解してよろしいですね。御返答願います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、私のほうからも、少しプランをお示しをさせていただきましたが、これも一つの、1プランでしかありません。皆さんとともに、この庁舎、そして既存の市街地、これからどういうふうな形で活性化を図っていくのかを含めて、皆さんとともに考えていきたいというふうに思っています。

一つ、多分同じ考え方だと思いますが、人が往来する、人がこここの空間を活用する、そういった形の中で、人が見えるような、そんな形での活用ができればというふうに思っております。

そういういた一定のコンセプトをもとに、皆さん方とお話をしながら、ここのまちづくりを進めていきたいというふうに思いますし、当然ここだけじゃありません。宿毛市全体の、そういったプランを立ち上げないといけませんので、そういういた取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

よろしくお願ひをいたします。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 人が往来する、お話ししながら、全体プランということを聞いて、安心いたしました。ぜひとも早い段階で、市民の皆

様の御意見を、御計画を、御希望を計画に反映していただきたいと希望します。

2項目めに入ります。

第5次障害福祉計画についてをお伺いいたします。

障害福祉サービスについてをお伺いしますが、発端は、宿毛授産園を通りかかった方から、利用者の方で、つえをついている方が、雨にぬれて移動している。ぬれて体を壊しては大変だというふうな、御心配のお話がありまして、本当にことしのように雨が多いと、私でも屋根が欲しいなと思いました。

細かなことは省略いたします。

授産園にお伺いしているところでは、どうしてそういう状態であるのかの前後の事情は了解、理解いたしております。現状の状態では、市道に屋根をつけるような形になるので、条件的には無理だろうなと思いましたが。

私は過日、8月31日より9月1日、千葉幕張メッセで盲ろう者の全国大会に参加、通訳介助のことを思い出しました。

見えない、聞こえない、ヘレンケラーの女史のお立場の方々の総会、事例発表があり、障害者の自分たちでも、役割を果たし、誰かのお役に立ちたい。私は税金を払えるようになったことが一番うれしいことです、との熱い発言もありました。

会場には、韓国から17名、インドから3名、ウズベキスタンから4名、シンガポールから3名、タイから3名、ネパールから2名、バングラディッシュから3名、マレーシアから3名。外国の方38名に、盲ろう者の方全員で247名、通訳介助の方606名、合計891名の参加でございました。

その会場、幕張メッセ国際会議場や、環境がすごかったです。JRの幕張海浜駅から少し歩けば、エレベーターやエスカレーターがあり

まして、陸橋にあがれます。国際会議場を結ぶ陸橋は、広い屋根。この屋根があったから、私は、あつ、屋根っていいなと思ったんです。

国際会議場のホテルニューオータニ、宿泊先の東京ベイ幕張なども結ばれておりまして、雨にぬれることもなく、案内板、点字ブロックなども、わかりやすく、国際会議場を備えているのにふさわしいと思いました。

650万人の千葉幕張メッセと、宿毛を比較することはできません。でも、弱い立場の方に配慮された環境は、どなたにとってもよいことと考えます。

宿毛市では、宿毛市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定し、障害者、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る数値目標を設定されておられます。

市内の障害者支援施設を見たときに、施設内通路の整備など、改修の必要があるかと思われる箇所があります。

こういった施設整備について、補助金等を活用して対応できないものかと考えます。

障害者支援施設に対する公的な支援は、どのようにになっているのかをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

施設の整備につきましては、多額の財源が必要となりますので、国や県の補助制度を最大限に活用すべきであると考えているところでございます。

障害者支援施設や障害者福祉サービス事業所等に対する国、県の主な支援といしまして、障害児、そして障害者施設整備補助金や、民間の社会福祉施設に対する地震防災対策推進事業費補助金がございますが、社会福祉法人が各自で施設整備の長期計画を立て、優先順位をつけて補助金申請をされております。

また、緊急性、重要性の高い整備事業に対し

ては、市単独補助金となります宿毛市社会福祉施設整備事業費補助金により、補助を行っているところでございます。

市といいたしましては、施設整備を含め、利用者の身近なところで、ニーズに合ったサービスが受けられるよう、国や県に対する制度改革や、財政措置の充実を求め、関係市町村とともに要望していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 何分にも、現地を見ていただき、今後につながることを期待いたします。

3項目に入ります。

西日本豪雨災害について、1番目に、現在の宿毛市の被災状況をお伺いいたします。

市内の多くの箇所で被害が発生していますが、市内の道路、河川、及び農地、農林業施設など、被害状況と、わかれば数字の試算をお示しいただきたいと思います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回の7月豪雨に伴う被害につきましては、それぞれの施設等において、過去に例がないほどの規模となっております。そのため、調査箇所も広範囲でありまして、被害状況の把握に多くの日数を要しております。

そのような状況でありますが、国への被害報告といしまして、道路、河川などの公共土木施設で151件の約41億7,000万円、農地農業用施設で73件の約5億4,000万円、林道施設で3件の約3,000万円、全体といたしまして227件の、約47億4,000万円を報告しております。

なお、この被害報告につきましては、国の補

助対象のみの概算復旧費であり、このほかの補助対象外となる市単独事業分も含め、現在、測量設計等を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 6番、再質問をいたします。

大きい数字ですね。うちは米農家ですが、米30キロ、売り価格が5,000円から5,500円、6,000円がいいとこですから、この40何億というような数字を見ますと、本当に大変な規模の災害であったことがわかります。

大島の土砂崩れ、宇須々木の河川の被害、橋の崩落、高石の田んぼは3年前にも同じような災害がありました。この件については、午前中の野々下議員が詳しくお話をなられました。本当に心おとしのことと存じます。

今後の復旧については、どのような形になっておりますか、お伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

現在、緊急な対策が必要な箇所につきましては、既に実施している箇所もあります。今後の復旧計画といたしましては、現在、国への被害補助申請の作業を進めておりまして、補助金の決定を受けた箇所から、復旧工事等に着手をしていく予定でございます。

一日でも早い復旧を目指してまいりますので、引き続き、皆さんの御協力、そしてまた御指導をよろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） できるだけ早くお願ひしたいと思いますね。丹精を込めた田んぼに、大きな石やアスファルトが、まるで畳1枚、ふわっと置いたように乗つかっていた光景は、悔

しい気持ちを通り越します。

一日も早い復旧を願っています。

2番目に、萩原の崩壊した墓地の今後についてをお伺いいたします。

先の西日本豪雨で、市役所の北西に位置する城山墓地においても、大規模な崩落が発生いたしました。

あそこに御実家の墓地がある方からのお困りのお尋ねがありました。

城山墓地の現状とともに、移転が必要な方においては、どのような手続が必要なのかをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 萩原の崩壊した墓地の、今後に係る質問にお答えをさせていただきたいと思います。

少し事務的なお話になって恐縮ではございますが、宿毛市役所の北西に位置し、旧来の慣習に基づき、おのおのの墳墓所有、お墓ですね、墳墓所有者が管理されている旧慣墓地である城山墓地について、7月の西日本豪雨により、山の頂付近に大規模な崩落が発生し、土砂とともに、多数の墓石や遺骨が流出している、そんな状況となっているところでございます。

また、崩落に伴い、北側のお墓への通路が通行できなくなっておりますので、萩原側からの新たな迂回路を開設するとともに、案内看板を設置し、墓参者に通行していただいているところでございます。

一方、崩落斜面においては、近隣住宅の安全対策のため、住家付近に大型土のうを設置させていただくとともに、斜面の復旧や、土砂撤去につきまして、現在、関係機関と協議を進めているところでございます。

次に、お墓の移転が必要な方の手続についてであります。崩落が発生した城山墓地に限らず、お墓を移設する際には、墓地埋葬等に関する

る法律に基づき、本市環境課に改葬許可申請書を提出していただくことになります。

具体的には、申請時等に、窓口である環境課で説明いたしますが、改葬許可申請書には、個人の氏名や本籍、現在の埋葬場所、そして改葬理由、改葬先などの必要事項を記載し、墓地または納骨堂管理者、あるいは地区長等に納骨証明をいただくことが必要となり、改葬許可申請書を環境課で受理した後、改葬許可書を交付することになります。

その後、交付された改葬許可書を、新たな墓地等の管理者に提出いただくことで、改葬先に遺骨を埋葬することができるようになります。

なお、今後もお墓の移設や手続につきまして、環境課で対応いたしますので、御連絡いただきますようお願いをいたします。

なかなかわかりにくいと思いますので、ぜひ、環境課のほうに電話をいただければと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 心情を優先する問題で、個人情報や機微情報にも匹敵することに対して、丁寧に、ありがとうございます。

秋彼岸を控え、心のよりどころである墓地の惨状は、大変お辛いことであろうと思います。お知り合いの皆様にも、まだ御存じない方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思います。何とぞお教えしてください。

環境課においては、今後とも丁寧な対応をお願いいたします。

3番目にまいります。

災害ボランティアセンターとボランティアについて、お伺いいたします。

今回、速やかに対応されたことは、大変評価いたしております。ボランティアセンターとボランティアに関して、どのような取り組みを

行ったかをお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成30年7月豪雨における災害ボランティアセンターは、宿毛市社会福祉協議会を主体といたしまして、7月10日から15日までの6日間、開設し、個人だけではなくて、中学校や高校、各種団体など、市内外からさまざまな方に参加をしていただきました。

延べ948人と、多くの方に災害ボランティアとして活動いただきましたこと、この場をおかりしてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、高倉議員におかれましては、ボランティアとして、連日御参加をいただきまして、協力いただきましたこと、一緒にと言ったら申しわけないですけれども、あわせて感謝申し上げます。ありがとうございました。

センターにおけるボランティアの主な活動内容は、生活に支障を来す困り事に対して、早急に手助けが必要な部分に対し、派遣をするもので、家屋の浸水に伴う、泥の除去や、土砂崩れに伴う土砂の撤去といったニーズを主として、6日間で145件を対応いたしました。

そのほかの活動といたしましては、流れてきたごみや、水に浸かってしまった家財の撤去、件数は少ないものの、家の掃除や、引っ越しをしたいので子供をみてほしいなどのニーズもありました。

また、ニーズに対するボランティア派遣の調整を行うセンター業務につきましても、各種団体の御協力により、混乱なく運営していただけることができたと伺っております。

今回、災害を機にボランティア登録を行ったという人も多いと思いますが、登録に関しては、社会福祉協議会において、随時、受付を行って

おります。

暑い中での土砂の撤去など、力作業、大変な作業が多い印象ではありましたが、子守や掃除、そういったことなど、知識や経験を生かしたニーズというのも、少なからずありましたので、今後多くの方が、積極的な登録を期待するものでございます。

また、最近になっても、当時はよく聞いたんですが、最近になっても、本当に困った状況の中で、若い方々を含めて、いろんな方々がボランティアとして入ってきて、おばちゃん、掃除するでといって、いろんなぬれた物とか、壊れた物を運んでいただいて、本当にうれしかった。

どうなんでしょうね、復興というか、もう一度頑張ろうという気持ちになったというお年寄りの声を、大変多く聞かせていただいているところでございます。そういった意味で、ボランティアというものは、本当に大切なものだなというふうに実感をしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 図らずもばれてしましましたが、私も日本赤十字宿毛支部奉仕団員のひとりとして、ボランティアにも参加いたしました。

10日の初日には、6名の奉仕団員が、日本赤十字社から支援物資、毛布とか緊急救急セットなんですけれども、それを配ってくださいました。

翌日は、2名がボランティアセンターの受付をいたしました。全員で14人。総計、約14人役ですね。

今回、センターのほうが、近隣の社協の方の応援や、手がある程度、そろっておりますので、私は現場に出ました。

友人の奥様にはかないませんでしたが、泥だけはしっかりとつけて帰ってきました。

先ほどのお答えにありましたように、ボランティアにもいろいろございまして、専門知識以外にも、年齢、力を、経験を問わずにできることがたくさんあるということです。

一例を挙げますと、この件に対しては、男性何名、女性何名で参りますのでというふうに、チームを組んで出発いたします。

ボランティアは、多くの方が外から、宿毛市以外から来てくださる方が多いので、被災地では家屋や地図だけでは、なかなかわかりにくいくらいですね。何々地区のと言われても。もし、そこに地元の詳しい方がいらっしゃっていただいたら、別にボランティアに参加しなくとも、あそここの角を曲がって、あそこへ行ったらすぐだよとか、大体、この辺やったら車とめれるよとかいうような、そういうようなお話をあれば、大変スムーズにいくと思います。

避難所生活を経験された方からは、お話を聞いたり、読み聞かせをしてもらったり、一緒に体操をしていただけるなど、いろいろあります。

今回は、まだお隣の水道が使え、電気が使えたり、周りの人たち、親戚の方の手助けがあって、お布団がなかったというようなこともなかったとと聞きます。おひとりぐらいは聞いたんですけどもね。ぬれてしまって、お布団がなかったよって。親せきの方が持ってきてくれてねっていうふうな話も、実際に聞いております。

今後の震災に、備えあればです、備えていかなければいけないと思いますので、皆様の優しさのおすそ分けとして、多くの方にボランティア登録をしていただきたいです。

社会福祉協議会でも、市役所の福祉事務所の中にあります、宿毛市赤十字奉仕団でも構いません。よろしくお願ひいたします。

最後、ちょっとお願いや御相談になってしましましたが、これで質問を終わります。

いろいろありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） この際、10分間休憩いたします。

午後 3時26分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 3時40分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、よろしくお願ひします。

午前中の野々下議員、午後の松浦議員と、なかなか庁舎問題をめぐって白熱した議論が続けられて、これはどうしたもんだろうかと、なかなか私も緊張を強いられておったところなんですけれども。

今回はちょっと、口直しと言いますか、近いうちに導入される2つの制度、市の事業にとって、かなりの影響を与える部分があろうかと思いまので、森林環境税をめぐる制度の変更と、それから臨時職員を含める処遇の問題について、お尋ねしたいと思います。

まず、森林環境税についてですが、これまで、森林環境税の導入については、平成29年、つまり昨年の9月議会での森林環境税の早期創設及び林業の成長産業化と、森林の適切な管理を求める意見書の提出を皮切りに、私個人としても、同年12月議会において、市としての認識を中心に、一般質問として取り上げてきました。

そうした中、いよいよ来年度、つまり平成31年度からは、平成36年度からの課税開始に先駆ける形での事業展開が図られることになっています。

実際に、森林環境税としての徴収が開始され、税収として組み込まれるまでには、一定の空白となる期間があって、その間は実質的な税収もない中での事業展開ということで、この制度が

丸々展開、機能するようになるまでには、一種の経過的な措置を含めて、いささか変則的な展開が、特にその財源の面において採用されることとなっています。

そこで、今回、私は大きく、制度的な枠組みというか、森林環境税について、どのような形でその財政上の取り扱いがなされることになっているのかという、一種概論的な部分と、市としての具体的な展開という2つの面に分けて質問したいと思います。

まずは、制度の輪郭と言いますか、概論的な面でお尋ねいたします。

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対する国税として、年額1,000円、総額で、概算600億円を徴収し、森林環境譲与税として、市町村及び都道府県に支給というか、譲与するとなっていますが、その分配方法というか、どのような指標を基準に割当額が決定されるのか、その点についてお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山戸議員の質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

森林環境譲与税、いただくのは譲与税になりますので、譲与税の分配額の指標につきましては、私有林、そして人工林面積と、それから林業就業者数、そして人口の3つの指標をもとに、分配額が決定されます。

分配額の構成比率は、私有林人工林面積が50%、そして残る50%のうち、林業就業者数が20%、そして人口が30%となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 森林の少ない大都市なんか、人口は多い。しかし、森林は少ないということで、かなり難産が予想された森林環境税なんですけれども、そういうふうな形で、人口

分配率が30%というような形になっている。

冒頭申し上げましたように、森林環境譲与税は、本来の財源である森林環境税の徴収に先駆けて採用されるために、当初は、一種の借金のような形になり、森林環境税の徴収が始まても、予定される年額600億円の税収をそのまま、今、御説明いただいたような形で、譲与、分配することにはならない。

一定の期間は、一種の経過措置がとられることになるわけですが、口頭で御説明いただくとなると、ちょっと複雑な話になろうかとも思うのですが、御説明をお願いいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

山戸議員御指摘のとおり、口頭ではなかなかわかりにくいところもあるかもしれません、できるだけわかりやすく説明をさせていただきたいと思います。

森林環境税につきましては、平成31年10月に消費税の引き上げが見込まれていることや、そして東日本大震災を教訓として、地方公共団体が実施する防災のための施策に係る財源確保のために、個人住民税の均等割の税率引き上げが、平成35年度まで行われていることなどを考慮して、平成36年度から徴収が開始されることとなっております。

要するに、ほかの税がありますので、それが終わって、36年から徴収をということでございます。

一方、県や市町村への分配は、平成31年度から開始されます。税を集めるのは36年からですけれども、実は、31年度から、もう既に譲与税はいただけるということでございます。

平成31年度から開始されまして、平成31から33年度までの3年間は、年間200億円、そして続く平成34年、35年度の2年間は、

年間300億円が分配される見込みであり、徴収開始前の5年間で、約1,200億円を先行して分配されることとなります。

この1,200億円分につきましては、平成37年度以降の森林環境税を充当するという考え方のもと、特別会計から借入金で予算確保されることになります。

要するに、前もってお金を借りて、配るということになっております。

そのため、平成37年度以降の年間600億円の森林環境税の一部は、さきの1,200億円の借入金の償還に、しばらくの間、使用されることから、森林環境税の徴収が開始される平成36年以降も、600億円の満額の分配にはならないことになります。

600億円の満額の分配が開始される年度につきましては、平成45年度の見込みとなっております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 段階的な引き上げと、段階的な借金の返済ということで、かなり複雑な形になっているんですけども、このような、当初は満額の3分の1から初めて、段階的にその比率を高めていき、15年後に満額に到達するというやり方は、地方自治体の現状の能力や体制を考慮して採用されたことだろうと。

のっけから満額となると、地方自治体によつては、それこそ体制も整わない中で、消化不良を起こしてしまう。そのような事態を避けてのことだと思うのですが、高知県全体では、一体、幾らぐらいの額になるのか、その点お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成30年2月に、県が試算した資料により

ますと、高知県全体の譲与税額は、平成31年度では年間7億1,400万円の見込みとなっています。

満額分配が開始される平成45年度では、年間21億3,900万円の譲与税額となる見込みでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） ただいま、7億1,400万円と21億3,900万円という御説明がありましたけれども、この森林環境譲与税は、地方自治体分と都道府県分とがあって、ただいまお答えいただいた額というのは、その両方を合わせた額ということになります。

その両者の間での分配の比率は、段階的に変わることになっているよう聞いていますが、どんなふうに想定されているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国の説明によりますと、森林環境税の徴収が始まる平成36年度までの6年間、来年からの6年間ですが、この6年間は、市町村と都道府県の分配比率は8対2となっており、市町村への分配が多くなっています。

その後も、段階的に市町村への分配比率が高くなりまして、平成45年度以降は、9対1で市町村へ分配される見込みであります。市町村分540億円、都道府県分60億円の分配額になるとお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 制度的な概論の部分は、こういうふうなことで執行されるということですので、県レベルまで話がいきましたので、概論的な部分はこの程度にとどめて、これからは、

具体的な取り組みについて、お尋ねしたいと思うのですが。

来年度から始まる森林環境譲与税の宿毛市への分配額、どの程度になるんでしょうか。また、最終的には、どの程度の額が想定されることになるのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

県の試算によりますと、来年度、宿毛市に分配される森林環境譲与税の額は、1,800万円の見込みとなっております。

その後、段階的に譲与税額が増額をされまして、満額となる平成45年度以降は、年間6,200万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 来年度は1,800万円ということで、この600億円と比べて、意外と少ないんだなど、そんな感じもするのですが、この費用は、普通の公共事業などと違って、民有人工林を主とした林業という大きな収益、利益につながる事業への一種の投資資金として、有効な活用を図つていけば、大きな成果を生み出すことにつながるものと考えられます。

去る7月30日だったと思うのですが、私たち市民クラブは、政務活動の一環として、高知市で開催された高知県林活議連の森林環境税シンポジウムに参加する機会がありました。

その際、確認したことですが、この森林環境譲与税は、単年度使い切りの、つまり単年度予算として計上されるのではなくに、基金繰入という形での運用がなされるやにお聞きしました。

市として、譲与税の取り扱いというか、運用の形態はどのように想定されているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市に分配された森林環境譲与税に関しては、平成31年4月に施行される森林経営管理办法に基づく各種事業を実施するための財源になるものであります、森林整備のさらなる促進を図ることはもちろんですが、例えば、森林環境教育に取り組むためのフィールドの整備や、都市部との交流を促進するための拠点づくりなど、森林が持つ多面的な機能を、住民の方々が享受できる、そのような事業に関しても、長期的かつ継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、山戸議員がおっしゃられるとおり、単年度予算としてではなく、森林環境譲与税に関する新たな基金を設置の上、長期的な視点で、計画的に運用していく予定としているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほど申し上げたことなんですが、この森林環境譲与税の地方自治体への譲与額というか、支給額が段階的に引き上げられ、15年後から満額という形態は、やはり地方自治体の森林対応能力の問題を考慮したことだろうと思われます。

森林環境譲与税の使途として、使い道として、昨年の12月議会でお尋ねしたこともあって、ここで一々繰り返すことはしませんが、民有人工林の効果的な管理のための境界の確定、路網の整備等を含む間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進普及啓発等、さまざまな項目が想定されている中で、言うならば、この間は、一種の助走期間として、この制度の目的とする森林管理の形態を確立し、フルに活用できるだけの対応能力をつけなさいと、こういうことではないだろうかと思われます。

そうした中にあって、市として、どのようなプロセスを考えておられるのか。そして、最終的には、どのような形態での事業展開を想定

なさっておられるのか。年度を重ねる中で、段階的に増額され、15年後には、来年度想定される額の約3倍にまでふえるとなると、単年度や二、三年程度の短期的なものとは違う、長期的な計画による取り組みが可能であると同時に、長期的な視点に立った計画が要求されることにもなる。

答弁がちょっと複雑にならうかとも思われますので、ここでは、長期と短期の二つに分けて、お尋ねいたしますが、まずは長期的な到達目標というか、この森林環境譲与税を財源として、どのような形の事業展開を目指すことになるのか、市としての長期的な展望について、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

分配された森林環境譲与税につきましては、先ほども申し述べさせていただきましたが、平成31年4月から施行される森林経営管理办法に基づく各種事業を実施していくための財源となるもので、市町村は、今後、本格的に林業の成長産業化と森林資源の適正な管理の両立を目指すための事業である、新たな森林管理システムや、環境学習のための山里整備、交流拠点づくりなど、ソフト、ハードの両面から取り組みを実施していくことになります。

これら多くの事業は、市町村が中心となり、取り組む内容となっておりまして、今まで以上に市町村の役割が重要になると認識しているところでございます。

今後は、市といたしましては、実施メニューや事業の洗い出しを早急に行い、目標値や達成状況の数値化など、進捗管理を確認できる工程表を作成いたしまして、PDCAサイクルにより、各種事業を実行していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。
○8番（山戸 寛君） 市として実行のあるスケジュール、実行のある計画を立てていただきたいと思うのですが。

先ほども申しました森林環境税シンポジウムの際の高知県林業振興環境部の担当者からの説明では、今年度（平成30年度）、県並びに市町村の動きとして、市町村ごとの個別課題の抽出、解決策の検討、県並びに市町村の平成31年度予算実行体制の検討などを行うような説明を受けたんですが、市として、この助走準備期間における短期ないしは中期的な展開を、どのように想定し、現在、どの程度の動きとなっているのか、その点お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

来年度の事業開始に向けて、幡多林業事務所が中心となったワーキンググループに参加をし、他市町村との情報共有や、連携体制の構築に向けた協議を行っているところでございます。

中でも、経営管理が不十分な森林の把握と、その所有者へのアンケート調査は、早急に取り組まなければならない課題ですので、具体的な進め方を検討をしているところでございます。

そして、事業によっては、森林組合など、林業事業者との連携体制を構築する必要もありますので、円滑に事業が行えるように、事前に準備体制を整備している、そういったところでもございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。
○8番（山戸 寛君） 今回のこの森林環境譲与税に伴う事業の展開並びに計画性のいかんによって、今後の林業の方向が体系だったものになるか、それとも偶発的な要因の左右する、細

切れで行き当たりばったりの事業になってしまふのか、大きく分かれることになり、それぞれの自治体の能力が問われることになります。

山林境界の確定、林業従事者の育成、さらには安定した産業としての林業戦略の展開等々、大きな、しかし地道に築き上げていくしかない、雑多な課題が山積する中での事業計画の策定と、その実行体制の確立ということで、現段階では、もう少し進んだ質問ができるのかと思ってはいたのですが、現状、まだ準備段階のことですので、今回はこの程度にとどめて、次の質問に移ります。

次に、臨時・非常勤職員の処遇改善についてですが、これもまた制度が変わりますね。

臨時並びに非常勤職員の処遇改善に関して、2017年5月に、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員という制度が新設されることになっています。

この新制度というか、新体制は、2020年4月1日から施行されるということで、各地方自治体は、条例の改正などの事前準備を、少なくとも2019年の早い段階で終えておく必要があると、このようにお聞きしています。

ところが、どうもこの臨時・非常勤職員の職務に関する問題は、同一労働同一賃金などと、かけ声は上がっても、具体的な状況がどうなのか、私たちには把握しかねる部分が多くあるというのが実情です。

そこで、今回、この新たに導入というか、改正というか、2020年4月からの法の施行に伴って、どのような変化がもたらされることになるのか、その点を中心に、幾つか御質問いたしたいと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

まず、この会計年度任用職員という制度、一体どんな制度なのでしょうか。

この制度が提案されるもととなった背景を含

めて、この制度の概要について、なかなか複雑な話かもしれませんけれども、よろしく御説明いただきたいと思います。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し長くなりますが、説明をさせていただきます。

現在、全国の自治体における臨時・非常勤職員は、64万人を超えると言われていますが、本来の趣旨に添わない運用が見られることから、適正な任用を確保する目的で、地方公務員法及び地方自治法において、改正が行われました。

改正の内容としましては、通常の事務職員等を特別職として任用している実態があるため、特別職の定義を厳格化し、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うものに限定することとなりました。

具体的には、学校医などが、この定義に該当するものであると考えられますが、この定義に該当しない、通常の事務職員等は、特別職として任用することはできないことになります。

また、臨時の任用職員は、緊急の場合等に採用試験や選考等による能力の実証を行わずに、6ヶ月を超えない期間で、職員を任用する制度ですが、実際には、緊急の場合でなくとも、任用が行われるなど、法の趣旨とは異なる実態が見られるため、任用の要件を厳格化し、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、任用を行うことに限定することとなりました。

そのため、臨時の任用はフルタイムでの任用に限ることになり、パートタイムでの任用は認められることになります。

他方、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことで、これまでの臨時・非常勤制度の運用を抜本的に見直し、会計年度任用職員制度へ移行することとなります。

会計年度任用職員は、一会计年度内の期間で、任命権者が定める任期で、フルタイムまたはパートタイムで勤務する非常勤の職員であり、会計年度任用職員の採用は、競争試験または選考によるものとされていることから、面接や書類選考による能力の実証も可能であり、再度の任用も認められます。

給与に関しては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき、職務の内容や責任の程度、地域の実情等も踏まえ、決定することとされ、期末手当等の支給も可能となります。

このほか、休暇、健康診断、研修、人事評価等についても、適切に取り扱うことになります。

今般の改正により、各地方公共団体によって、さまざまであった任用勤務条件等に関する取り扱いが統一的となります。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） かなり大きな変更が、反映される部分がある。

総務省による会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル第1版というものの記述によれば、従来は、制度が不明確であり、各地方公共団体によって、任用勤務条件等に関する取り扱いがまちまちでしたが、今般の改正によって、統一的な取り扱いが定められ、今後の制度的な基盤を構築することにより、各地方公共団体による臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものです。

このように記載されていて、会計年度任用職員制度導入等に係るスケジュール想定が示されてもいるのですが、宿毛市として、この制度の導入に向けて、来年、再来年度から始まるわけですので、どのようなステップを踏んで、どの時期までにどうするといったようなタイムスケジュールなど、どのように想定なさったおられるのか、その進捗状況についてお尋ねいたしま

す。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

総務省によりますと、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによるスケジュール案では、平成32年4月1日の制度導入に向けて、平成31年の2月から3月の議会において、条例制定改正を提案し、成立後の平成31年春ごろから、募集活動を行う予定しておりますが、宿毛市では、平成31年の6月から9月議会に、条例制定、改正を提案し、平成31年10月以降に募集活動を行うといった予定としているところでございます。

また、本議会にも提案させていただいておりますが、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料の債務負担の補正予算が可決された後に、委託契約を行うこととしております。

委託後の作業といたしましては、臨時・非常勤職員の適正確保に向けた検討を行い、適切な任用根拠に基づく職の再設定を行った後、任用・給与の検討、任用根拠の確定、職員への説明を行い、議会へ関連条例の制定、改正を提案する予定となっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 来年3月議会での条例化が、総務省のマニュアルでは想定されていたために、もうそろそろ、その検討が始まっているものと考えて、今議会での一般質問に取り上げさせていただきましたが、現在のところ、条例化は時期的に先送りということで、会計年度任用職員に関する詳細の条項については、今議会での承認を得た上で、委託事業として練り上げていくとのことです。

ただいま御答弁いただいた今議会での債務負担行為については、委員会の場で詳しくお伺いすることとして、総務省のマニュアルによれば、

新たに制度化された会計年度任用職員には、改正法による、改正後の地方公務員法上、一般職に適用される各規定が適用されると、このように規定されていますので、その検討、設定の段階で、それなりの配慮がなされるものと判断いたします。

そこで、臨時職員としての雇用機会の問題ですが、現在、臨時・非常勤職員として勤務されている方々の中には、この改正による雇いどめといった事態が発生するのではないかと。そういう事態を危惧する声が少なくありません。

その点、どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

任用に当たっては、できる限り、広く募集を行った上で、客観的な能力の実証を行う必要があります。

現在、臨時・非常勤職員として勤務されている方も、そうでない方も、これまでと同様に、平等に取り扱いますので、今回の改正が原因となる、そういった雇いどめのようなものが発生するといったことは、想定していないところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） これまで、自治体によってさまざま、まちまちであった臨時職員の任用、勤務条件等の統一が図られるとすれば、その内容がどんなものになるのか。

また、近隣市との調整、均衡をどのように図っていくのか、その点について、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

現在、どの市町村も、臨時・非常勤職員の実

態把握を行っている段階であり、給与体系や勤務条件を提示できる段階ではありませんが、高知県内の市町村において、統一的な運用となるよう、提案しているところでございます。

また、高知県内の統一が困難な場合には、少なくとも幡多郡内では統一的な運用となるよう、申し合わせているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 次に、財源の問題になるのですが、この新制度が実施されるようになると、当然、人件費が膨らむことが想定され、そのことが最大のネックとなって、先ほど引用いたしました総務省のマニュアルにある、新たに制度化された会計年度任用職員には、改正法による改正後の地方公務員法上、一般職に適用される、各規定が適用される。この各規定と、正規の職員との均衡という点で、不十分なものとなりはしないか、気にかかるところもあります。つまり、財源がないから、同じような条件にはできないとかいったような話が出てくるのではないかと心配なんですが。

今回のこの制度の導入によって、概算で、年間どの程度の増額が想定されることになるのか、また、その財源はどのように確保されるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、給与体系について、具体的な検討ができるおらず、現時点では、どの程度の増額になるか、試算ができません。

ただ、少なくとも、現在よりも増額になることは想定されますので、財源の確保については、重要なものとなってくるかと思います。

今後、必要な人員、期間等を精査した上で、必要な経費につきましては、確保していく次第

でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） この件に関しては、平成32年度からの新制度に向けて、動き始めたばかりという現在の段階では、不確定な事柄が多く過ぎて、明確な答弁はできかねる、そういうことのようですので、今後、いずれ関連の条例として、議会に提出された際に、詳しく検討することになろうかと思います。

条例議案として提出された時点で、議会での意見がどの程度反映されることになるのか、気にかかるところではありますが、この件に関する議論は、その時点で深められることになるものと判断して、この件については終わります。

そこで、これからは、もっと将来の話ではなしに、現在のあり方について、特に臨時職員の賞与の規定について、お尋ねしたいと思います。

この件は、28年3月議会、さらには同年9月議会と、2度にわたって一般質問で取り上げ、詳しくお尋ねしたことでしたが、これまでに幾分かの見直しによる軽微な改善がなされたとはいえ、やはり宿毛市の賞与の支給規定は、四十万市並びに土佐清水市と比較した場合に、余りにも低過ぎはしないか。

四十万市並びに土佐清水市では、6ヶ月勤務で、それぞれ1ヶ月分の賞与、土佐清水市では、21日分。この1ヶ月分というのは、21日分ということになっているようですが、それだけの賞与が支給されるのに対して、宿毛市では、12日分しか支給されない。この点、どのようにお考えなのか。

28年9月議会の市長の御答弁では、日額に換算をしますと、資格を持っている方の日額賃金は、ただいまあがっているそれぞれの自治体の中で、宿毛市が一番高い状況となっているところでござりますと、このような内容でござい

ましたが、現在、果たして本当にそうなっていて、賞与の少ない分を補えるだけのものとなっているのかどうか、再度、見直しを行う気はないものか、その点、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、宿毛市と四万十市、そして土佐清水市とを比較しますと、宿毛市は特別賃金が少ない状況となっております。

平成28年9月議会のときにおいては、宿毛市の日額が高い状況となっておりましたが、本年4月からの近隣市の取り扱いの変更によりまして、状況が変わっておりますので、平成31年度からの見直しを検討していくかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 宿毛市の臨時職員の賞与、正式名称は特別賃金ということになりますが、その特別賃金が、四万十市、土佐清水市と比較して、少ない状況となっています。

では、一体、幾ら少ないのか。継続して、前年度に引き続いて、勤務をされている方の例について、平成28年9月議会での私の質問に対して、市長は、四万十市、土佐清水市の特別賃金は、1回の支給が約20日というふうにお聞きをいたしておりますので、6月分の追加支給日数は20日引く4日で16日分、12月分の追加支給日数は、20日引く12日で8日分になります。計24日分が追加支給されることとなる状況であるということでございます。このようにお答えになりました。

それに対して、私は、一般事務、保育士とともに、年間で24日分四万十市、土佐清水市と比較すると少ない。つまり、一人一人に当てはめれば、一般事務で、24日掛ける6,900円で、年額16万5,600円。保育士等なら、

24日掛ける7,600円で、同じく18万2,400円少ないということになります。

この金額は、それぞれの臨時職員の方々にとつては、24日分ということなので、1カ月働いている賃金以上の額にあたることになります。

このように、その時点での基準額をもとにして、御指摘申し上げるとともに、是正の提言を行った経緯があります。

土佐清水市の算出基礎日数は、現在、1カ月分で、21日となっていますので、この数値に合わせるとすれば、特別賃金は6月分、12月分それぞれで何日、全体で何日分、宿毛市が少ないことになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

仮に、土佐清水市に合わせると、ということでございますが、宿毛市の特別賃金の支給日数は、現在、6月、12月それぞれ12日分となっております。

土佐清水市との比較といたしましては、21日引く12日の9日分が2回ですので、計18日分が少ないという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 先ほどの御答弁で、本年4月からの近隣市の取り扱いの変更により、状況が変わっております、このようにお伺いしましたが、この四万十市と土佐清水市と比較すると、宿毛市は特別賃金が少ないという状況。この点について、いつ、どの時点で認識されたのか、お尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本年の4月からのお話とは違って、その前の話かと思いますが。

私の就任前でございますが、担当課より、平成27年8月に、近隣市町村と県内の市の臨時職員の賃金調査を実施した際に、各市町村の詳しい支給状況を把握したというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） しつこい、繰り返しになりますけれども、先ほどの御答弁では、「本年4月からの近隣市の取り扱いの変更により、状況が変わっております」、と。

それだけ聞くと、まるで本年4月からギャップが生じたみたいに聞こえる部分があるんですが、宿毛市の臨時職員の特別賃金が、近隣の2市に比べて低いことは、27年8月時点で既に把握していた。しかし、それ以降、大きな見直しにはつながらず、30年度においても、土佐清水市と比べて18日分、低いままとなっている。つまり、長年にわたって、宿毛市の臨時職員の特別賃金は低いままに据え置かれ、今年度に関しても、ほぼ1カ月分の給与に相当する額が抑えられた状態で放置されてきたと、そういうことになります。

平成31年度からの見直しを検討などという悠長なことではなしに、すぐにでも処遇の改善を行うべきではありませんか。

宿毛市の臨時職員の方々、本当にお気の毒、そんなふうに思いますよ。

市長の見解をお尋ねいたします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

平成28年9月議会でもお答えをいたしましたが、近隣市町村の動向及び近隣市町村との均衡というものは、大きな指標としているところではございますが、一方では、県下の状況においては、宿毛市の特別賃金が、それほど低いというものではございません。

県下では、本市より低く設定をしているところや、また支給しないとしているところもある状況でございます。

また、宿毛市においては、平成29年度に特別賃金の支給日数を8日分多く支給できるよう、運用を見直しているところでもございます。

ただし、宿毛市が四万十市や土佐清水市と比べて、特別賃金が低いという状況は、議員御指摘のとおりでございますので、そのため、平成31年度からの見直しを検討してまいりたい、そのように考えているところでございまして、どうか御理解していただきたいと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 県下の状況、宿毛市と遠く離れた地域の市とを比較したって、これは比較の対象にはなりませんよ。何とも苦しい言い逃れとしか思えません。

問題なのは、あくまで近隣市との比較、均衡なのであって、四万十市、土佐清水市に比べて、宿毛市における臨時職員の処遇の劣った状況が、現に存在している。

とはいってもやれば1,000万円近くになる人件費の補正を、ここで今、求めて、市長としてなかなか簡単に「うん」とは言えない。だから、31年度改善に向けて、真剣に取り組んでいただくと。

今回、取り上げさせていただいた森林環境税にしろ、会計年度任用職員の制度にしろ、導入は目と鼻の先に迫っていても、市単独ではよう決めない、決めきれないという面がある。

しかし、この特別賃金の問題は、市長の決断ひとつで、一通りの改善は可能なことと思えるのですが、答弁が答弁ですので、これ以上は申しません。

来年31年度には、しかるべき改善が行われ

るとなると、3月議会の当初予算の段階で、それなりの反映がなされることになるでしょうし、それ以前に、職員募集の段階から、任用上の条件として、応募者に提示することを考えれば、31年度といつても、現実は目の前です。すぐにも実施に向けた検討を行っていただけるものと期待して、極めて不本意ではございますが、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山上庄一君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時30分 延会

平成30年
第3回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成30年9月19日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君	2番 川村三千代君
3番 原田秀明君	4番 山岡力君
5番 山本英君	6番 高倉真弓君
7番 山上庄一君	8番 山戸寛君
9番 岡崎利久君	10番 野々下昌文君
11番 松浦英夫君	12番 寺田公一君
13番 宮本有二君	14番 濱田陸紀君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈良和美君
議事係長	宮本誉子君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	河原敏郎君
危機管理課長	岩本敬二君
市民課長	山岡敏樹君

税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	佐藤恵介君
健康推進課長	和田克哉君
長寿政策課長	桑原一君
環境課長	岡本武君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	谷本和哉君
商工観光課長	上村秀生君
土木課長	中町真二君
都市建設課長	小島裕史君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	川島義之君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	中山佳久君
生涯学習課長	楠目健一君
兼宿毛文教 センター所長	山戸達朗君
学校給食 センター所長	小松憲司君
農業委員会 事務局長補佐	

----- · · ----- · · -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

本日までに、陳情2件を受理いたしておりま

す。
よって、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしま

す。
地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番 山本 英君。

○5番（山本 英君） おはようございます。

5番、山本です。

7月以来の災害受難の皆様には、お悔みとお見舞いを申し上げます。

きょうは4項目ほど、質問させていただきたいと思っておりますが、これまで、努めて提案型の質問をさせていただきました。提案型をいたしますと、その後の状況が非常に気になりますので、6月議会で3件ほど確認させていただきましたが、積み残しになっております1件について、質問から開始させていただきたいと思

います。
3月に条例化しました空き家対策の協議会の活動状況について、現状、御説明いただけませんでしょうか、お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようござります。山本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市空家等対策協議会の活動状況について

でございますが、この宿毛市空家等対策協議会は、本年4月に条例を施行し、今月の3日に第1回目の会議を開催いたしました。

本協議会の目的は、宿毛市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関することや、空家等対策の推進について協議することとしておりまして、現在、学識経験者や市民、関係行政機関の職員等の10名で構成をしております。

協議会の活動状況につきましては、最初の会議として、宿毛市空家等対策計画の説明とともに、これまで行ってまいりました空き家調査の状況や、報告や、そして現状と課題につきまして、委員の皆様と情報を共有し、協議を行いました。

また、空き家等の現状は、本年7月末日現在の空き家把握状況といたしまして、総件数が1,124件であり、内訳は、危険度の低い順に、Aランクの空き家が752件、Bランクが195件、Cランクが103件、Dランクが45件、Eランクが24件、目視により判定できない件数が5件となっているところでございます。

このうち、危険度の高いD、Eランクを中心に、これまで所有者の把握や、現地確認を進めまして、意見聴取や助言、適正な管理を促すための文書の送付などを行い、昨年4月以降、D、Eランクで8件の取り壊しがありましたが、D、Eランクで、依然69件の空き家を把握している状況でございます。

その上で、特定空家の認定につきましては、現在、危険度が高くなっている空き家において、所有者等の特定ができていない空き家、これD、Eランク26件ですが、この空き家や所有者の特定はできているものの、意見聴取ができていない空き家も多く、今後も現地確認や関係機関への調査はもとより、意見聴取や適正管理に係る依頼を続けながら、慎重に判断をしたいと、そのように考えているところでございます。

空き家問題は、周辺の安全性の低下や、公衆衛生の悪化など、市民生活に影響が及ぶ重要な課題と考えておりますので、所有者等を特定できている、危険度の高い空き家につきましては、別途、取り壊し事業者や、補助金の情報提供や助言、指導などを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ただいまの御答弁で、空き家対策が緒についた、まさに軌道に乗りつつあるなという感を受けました。引き続き、今の方針どおりにやってもらいたいと思いますが。

一つ、衛生等のこともさることながら、避難経路に当たって、そういう空き家がある場合に、倒壊によって避難路がふさがるという危険も、県の調査では指摘されています。そういった危険度の高いところについては、なるべく早く、何とか特別な、特例法的な執行で撤去していくかなきやいけないんではないかなとも思いますので、いろんな工夫を、これからもお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

2件目に入りますが、自衛隊誘致について、関連質問をしてまいります。

9月5日に実施されました自衛隊誘致のシンポジウムは、大型の台風の接近で開催が危ぶまれましたけれども、広報が必ずしも徹底しない中、119名の御参加をいただきました。

安全保障の観点から、宿毛の基地が必要かと御質問があり、十分に答えていなかった嫌いがあり、また誘致に賛成する方々の中にも、誘致の本質に入っていないとのクレームが寄せられたこともございますので、誘致に賛同しておられる市長に、質問形式ですることによって、その疑問に答えていきたいというふうに考えてお

ります。

まず、第1点、市長としては、現在の大綱をどう捉えておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防衛大綱につきましては、中長期的な視点で、防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示した、国の指針となるものでございますが、現防衛大綱には、自衛隊の体制整備に当たっての重視事項といたしまして、西南地域の防衛体制の強化や、海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、軌道展開能力の整備も重視、などと明記をされております。

そうしたことから、本地域につきましては、南西地域の近からず遠からずの後背地として、地勢的条件を固有に備えまして、根拠地としての最適な候補地であると考えており、これまでも議会、商工会議所と行った防衛省に対する要望活動の中でも、説明をさせていただいているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 現防衛大綱ですら、もう既に豊後水道の重要性がうたわれておりますて、今、市長の御説明のとおりであります。

したがって、宿毛も適地になり得るということで、誘致活動を展開しているわけでございます。

2番目の質問ですけれども、昭和32年に定められました国防の基本方針は、これまで普遍であります。社会党が政権をとっても、民主党が政権をとっても、アンタッチャブルではないにもかかわらず、この国防の基本方針は変わっていません。

これら辺のことをどういうふうに捉えられておりますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国防の基本方針についてでございますが、日本の外交政策及び防衛政策を中心とした基本方針として、平成25年12月17日に閣議決定されました国家安全保障戦略におきましては、国際協調主義に基づく積極的平和主義を、我が国の国家安全保障の基本理念としており、日本を取り巻く安全保障環境と、国家安全保障上の課題への対策といたしまして、日米同盟の強化や、そしてアジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼協力関係の強化、国連外交の強化など、総合的な施策が記されており、国におきましては、この国家安全保障政略に基づき、安全保障政策が進められているものと、そのように認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 深く解説していただきましたけれども、ちょっと私も補足させてもらいますと、基本方針の中に書かれているキーポイントを読み上げますと、国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除、民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることにある、というのが基本方針でございます。

要するに、我が国は、侵略には対処するけれども、こちらからは侵略はしないよという、自衛の措置はとるよということでございます。

その自衛の措置はどうやってとるかというと、国連が有効に機能するまでに間、効率的な防衛力を斬新的に整備すること。

もう1点は、米国との安全保障体制を基調として、これに対処すると、いうことがうたわれ

ております。

したがって、これら辺の、自衛隊と日米安保が車の両輪となって、抑止力を構築し、今まで日本は侵略をされてこなかったということは、この国防の基本方針の趣旨が守られているということだろうと、私は理解しております。

ちなみに、野党第一党の立憲民主党の枝野代表も、この夏、アメリカに訪れ、日米安保の重要性について、意見交換をしてきたというふうに、テレビで言っておりましたけれども、我が国の基本は、与野党問わず変わらないというふうに思いますので、引き続き、この精神は堅持されるだろうというふうに思っております。

ちょっと余談になりましたけれども。

次に、防災関連について、質問をさせていただきたいと思っております。

ユーラシアプレートに沈む3つのプレートに影響を受ける日本は、どの地域でも地震の宿命を背負っております。

プレートは、現在の知見では、6メートルひずむと、はじけるというのが、一般的な、科学的な知見であります。

じゃあ、1年にどれぐらいのひずみが生じているのかというと、3センチ程度だそうです。3センチが6メートルになるには200年かかるので、200年に1回、起きる確率が高まつてくるというのが、現在の考え方、知見でございます。

じゃあ、どれだけの間隔で大地震が起こっているんだろうということで、ネット等で調べたところによりますと、必ずしも200年説というのは、正しいかどうかわかりませんが、その記録等を読み上げてまいりますと、887年の仁和地震から、次の大地震の明応地震までは、600年の間隔があいています。

それから、その明応地震から宝永地震。宝永地震は、宿毛にも大被害をもたらした地震であ

りまして、宿毛市史等によれば、宿毛のまちの家々は、ほとんどが流されたと。ほとんどというか、伊賀邸だけが残ったというふうなことは記されております。その復旧にも、100年以上かかったんではないかというふうなことも言わっておりますが、はいたか神社、大島にあります、42段の階段の39段のところまで津波が到達したという記録を残しておりますが、あれを見ると、標高約10メートルぐらい、平均水面から10メートルの高さのところですので、10メートルの津波が、そのときには押し寄せたんだろうということが、推定されます。

そんな状況の宝永地震ですね、このときは富士山も噴火したというふうに言われておりますが、それまでの間は、ちょっと飛びましたから、もう一回申しますと、明応から宝永までがちょうど200年です。その大規模だった宝永から、次の大地震の安政東海地震までは、約150年。

600、200、150ときていますので、次はどれぐらいの間隔だというのは、ここの数値だけでは、にわかに判断できないんですけれども。

これを調べていってたら、一つだけ気になったのは、東南海、南海地震の起こる1年から9年前に、必ず相模トラフが動いているんです。関東直下型がですね。

さらにさかのぼれば、この前の2011年の三陸の、東北の大地震、3.11の地震がありましたけれども、ちょうど一番最初の仁和地震の9年前に相模トラフが動き、その9年前に三陸が起つたと。東北地震の似たようなのがあったらしいです。

したがって、今、心配されているのは、それから9年後は2020年になりますね。2020年に相模が動けば、積もり積もっている東海と南海のひずみが、同時にはじけるんじゃないかという心配があるわけで、政府もそれに対し

て、事前復興等の対策をとれというふうな指導をしているところだろうと思われます。

私が過去の地震の歴史を見てくると、一つ言えるのは、南海の前には相模トラフが動くぞと。南海地震の我々の確率は、30年に70%、あるいは80%と言われておりますが、相模トラフでいう関東直下型は、いつ起きてもおかしくないと言われているんですね。

ですから、2020年のオリンピックが、非常に心配している一人なんすけれども。余り心配性になんてもしょうがないんですが。

これは確率論ではありますけれども、統計学的に、必ず起ると、必須の問題でございますので、軽視することなく、我々はこの歴史から教訓を学び取っていかなければいけないというふうに思います。

地震の震度や津波とか、液状化といったものは、ある種、確率論ではありますけれども、現代の科学的知見に基づいております。各家庭に配布されている、市が非常に立派なものをつくってもらいました、防災マップですが、ここにL1、L2の想定された津波の浸水域だとか、いろいろ書いてあります。それから、避難場所も書いてありますので、御家庭の皆さんにおかれましては、再度、ひょっとしたら、もう片隅に眠っているかもしれません、時々は見て、私が行く、ここら辺の買い物のエリアは、避難場所はここにあるんだなというふうなことも見詰め直しながら、参考にしてもらえば、非常にありがたいなと思います。

これらを十分考慮していくことが、追体験ということになろうかと思います。

そこでひとつ質問に入りますけれども、私の報道の聞き間違いかもしませんが、プレートの沈み込むベクトルの修正があったやに、報道で聞いたことがございますが、現在の南海トラフは、どういうふうな修正があったのかなかつ

たのか、そこら辺、わかつておりますたら教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、津波データベース改善の経過について、少し説明をさせていただきたいと思います。

気象庁は、津波発生後、速やかに津波警報や注意報を発表するため、あらかじめ、発生する地震の規模や震源の位置に応じた津波予測のシミュレーションを、データベースとして保存しておりますが、仙台港で、実は1.4メートルの津波を観測した平成28年11月の福島県沖の地震を契機といたしまして、このデータベースを、ことし7月14日に改善しております。

これが、先ほど言った、少しプレートの沈み込みの変化のところだというふうに思っておりますが、通常、気象庁は20センチメートル以上、1メートル以下の津波が予測される場合には、津波注意報、1メートルから3メートル以下の津波が予想される場合には、津波警報、3メートルを超える津波が予想される場合には、大津波警報を発表することとなっております。

福島県沖の地震で観測された津波は、1.4メートルでありましたので、正しい予測がされれば、津波警報を発表することとなるところでございますが、このとき発表されたのは、津波注意報でありまして、実際に観測した津波より、過少の予報が発表されてしまいました。

この過少予測の主な原因は、実際に発生した地震の断層の向きが、津波予報で用いたデータベースのシミュレーションと異なっていたためでありまして、より正確な情報を伝えるため、今回、津波データベースの改善をしたことございます。

議員より、そういう形の中で、議員から御質問のあったプレートというのは、ここのこと

だというふうに考えているところでございますが、南海トラフ地震の想定への影響につきましては、高知気象台に確認をしたところ、今回の改善により、高知県周辺では、日向灘付近のプレートの一部でずれる向きの修正がありました。が、南海トラフ地震における想定には、影響のないということでございます。この話だというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） であれば、今まで想定されております内容を、我々は遵守といいますか、目標に掲げて、対応していかなければいけないということになろうかと思います。

もう1点、間もなく完成します新港の防波堤ですが、自民党も含めて、さらに津波に耐える粘り化を要求しているところでございます。

また、県の進めております防潮堤の整備、これらをあわせますと、津波の強度に変化が予想されますけれども、シミュレーションの見直しあるんでしょうか。あるいは、それを宿毛から要望できるんでしょうか。

お願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防波堤、防潮堤の整備によりまして、津波シミュレーションに見直しあるか、また要望ということでございます。

現在、宿毛新港沖におきましては、防波堤の整備が進んでおり、皆さんも御存じのとおりでございます。

また、新田から順に、防潮堤の整備も進んでいます。

防波堤につきましては、現状では対津波対策が乏しいため、地震による津波が襲来した際も、防波堤を機能維持できるよう、現在、国に対し

て、粘り強い構造の追加工事を要望している段階でありますて、議員の皆様方にも御協力をいただいているところでございます。

また、防潮堤につきましても、完成までにはまだまだ時間がかかるとお聞きをしているところでございます。津波のシミュレーションにつきましては、国の想定データをもとに、県が算定し、見直したものを、現在、活用しておりますので、今後、防波堤及び防潮堤が完成したものを反映した津波シミュレーションに見直しを行うよう、県とも調整をしていきたいというふうに思っております。

当然、これが完成した折には、シミュレーションの見直しが必要となってくるというふうに思っておりますので、そういったことを話し合いを進めていく中で、要望もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、お忘れなきよう、お願ひいたします。

多少は心の安らぎが市民の皆さんに与えられるかもわかりませんから。

そはさりながら、現状におきましては、想定された内容を前提として、対策をとっていくことが肝要だと思います。

続きまして、緊急復旧の避難路について、質問させてもらいます。

7月の災害後に、尾崎知事のフットワークは、私はさすがだなと思いました。大月はもとより、宿毛にも入っていただきましたて、私は高石地区の視察のところで、二ノ宮地区を見ていただきましたので立ち合いましたが、間髪入れずに、随行された県の役人の方々に、指示を飛ばしておられまして、おかげであちらの復旧も、応急対策ですけれども、順調に刈り入れが進んだというふうに聞いております。

このフットワークには、敬意を表したいと思っています。

それから、きのう誰か、篠川の件を取り入れていただきましたけれども、高石地区の役員の方が、両県議を随伴して、先般、県土木事務所に陳情にあがりました。口頭での陳情であったわけですけれども。

篠川は抜本的に、治水について、見直してもらわなければという意見も出てきました、1月の旧和田村地区の自治会連合会でこの件を取り上げて、篠川に面する自治会全員の意見として、ペーパーをつくって、陳情しようじゃないかという動きになりつつあると予測しております。

県の事業ではございますが、市のほうも、以前申し上げたとおり、ひとつ地区的バックアップを、県に対してもお願いしたいというふうに思います。

よろしくお願ひします。

今までの質問とは全く関係ないんですけども、先の豪雨被害として、津波の避難対策として、造成した避難道だけが緊急復旧の対象になっているという説明を、担当課から受けました。

しかしながら、それまでに既存としてあった経路も、先ほど示しました県のチャートでは、避難路として扱われております。その避難経路の先には、市が指定した避難場所があるわけです。その避難経路を通らなければ、その避難場所に行けないんです。であれば、自分たちが新たに防災の一環としてつくった避難道だけではなくて、避難経路、要するに避難路、避難場所に行く道の全てに対して、応急復旧をしなければ、この防災対策にはなり得ないです。言っていること、わかるでしょうか。

私はそう思うんですが、拡大解釈になるかもわかりませんけれども、緊急復旧の対象として、避難道だけではなくて、避難路全体を見直して

もらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、篠川について、昨日も野々下議員からも御質問いただきました。そのほかの事業もそうなんですが、県の事業、市の事業という話じゃなくて、当然、宿毛市の、市民の皆様方が困っているお話ですので、しっかりと、宿毛市としても対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

津波避難道につきましては、平成15年度から、沿岸部を中心に、津波ということでございますので、沿岸部を中心に整備して来ておりまして、この避難道と一体となって整備してきた避難場所や、防災備蓄倉庫を含めまして、土地の所有者、そして地区長、宿毛市の間で、土地の使用に関する三者協定を締結をいたしまして、地域住民が緊急避難に使用できるものとしているところでございます。

この中で、草刈りなどの維持管理については、地区が実施するものとしておりまして、軽微でない修繕等については、宿毛市と地区の協議において行うこととしているところでございます。

今回の平成30年7月の豪雨では、その津波避難道で、大規模な崩落等が、8路線において発生をいたしまして、その復旧につきまして、高知県にも財政的支援を要望した上で、今議会にて補正予算を計上させていただいているところでもございます。

質問議員のおっしゃられるように、避難場所へと続く道は、全て避難経路であります。今回、被害のあった箇所は、宿毛市が整備した避難道だけではないことは承知しているところでございます。

しかし、一般的には、市道や林道、私道であったりと、いずれかの管理者が存在しているのが現状でありますので、まずは管理者責任で

の修繕を原則とする中で、個別に判断をさせていただきたいというふうに考えております。

避難場所があつて、避難道が整備をされています。その避難道に、それぞれの方が生活をしているところから、通つていかないといけないですね。

避難道を通つて避難場所に行くということで、上からおりてくるわけですけれども、避難場所、そして避難道、地区の方々と一緒にになって整備をしてきて。だから、その避難道の入り口まで、これはそれぞれの管理者があつたりとか、そういった形の中で、ここの部分を、今、山本議員言われているんだというふうに理解をしているわけですが、ここについて、できる限り、宿毛市としても、皆さんと協力をして、何とか確保をしていかないといけないという思いは持っております。

まずは、地域の方々の御協力がないとできないことだというふうに思いますので、地域の方々と一緒にになって、知恵を絞りながら、取り組みをさせていただきたい、そのように思つてはいるところでございます。

よろしくお願ひをいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと最後のほう、歯切れが悪いように、私は感じましたけれども。

私有地であれば、当然、そのようなことになろうかと思いますが、避難場所への経路は、多々、その地区が管理している土地があるわけです。各地区も高齢者が多くなりまして、年金生活者が多い。必ずしも潤沢な、そういう整備資本なんかは持つていないわけですよ。

私としては、今回出されました、暴風雨の激甚の対象災害という文書の中の、公共土木施設災害復旧事業というのがございまして、これは公共土木に当たるかどうかという判断になろうかとは思うんですが、市町村や、県や国が管理

している道路は当たって、その他一般市民が、通常活用している部落道ですかね、そういったものは当たらないというのは、ちょっと解せないわけです。

やっぱり公共の道路的な活用をされているところ、ましてや避難経路として扱われているところ等については、この公共土木施設に準じて、対策をとっていくべきだろうというふうに思います、今後、御検討をいただきたいというふうに思います。

この件は、以上にさせていただきまして、次に、市の庁舎の建て位置と機能について、質問させてもらいます。

私は、議員にならせていただいたときの9月議会から、市の皆さんには、ツーキャップをかぶる必要があるんですよということを、ずっと言ってきました。

一つは、市長を代表に示しますと、市長の帽子。一般的、通常の市長の業務を遂行する帽子と、災害対策本部長の帽子の2つをかぶっているんですよということで、L1は消防のところへ行きますとか、L2は運動公園まで行きますというようなことで、答弁をずっと続けられた、何言っているんだと。そんなことができるわけないじゃないかと思いながらも、おったんすけれども。

今度、やっと市の本庁舎で、全て災害対策をとっていくという方向も決定していただいたので、非常に心強く思っているところです。

それで、市庁舎の建て位置ですけれども、それぞれの候補地に沿って、次の6つの内容について、それれどうなるのかというような、予測的なことをお話しただければと思います。

まず、震度6弱対策は、それぞれの建て位置はどうなりますか。

それから、L2津波対策はどうなるでしょう。

それから、液状化対策はどうなりますか。

宿毛地区は、高知県のホームページでも明らかのように、市街地付近は、特に液状化が大と言われております。本庁舎付近のところは、液状化が中。中程度の液状化が起こる確率が高いというふうに言われています。

それから、もう一つ、宿毛市街地で言わるのは、地盤沈下があるだろうというふうに予測されています。この対策。

それから、それに伴うことの、長期浸水対策。1カ月以上の浸水があるというふうに想定されているわけで、その対策。

それと、自衛隊などの宿毛に支援に入ってくる部隊や機関等の、リエゾンが、どこならスマーズに入ってこれるかというふうなところからの6点から、お話しただければと思います。

お願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今回、庁舎移転候補地とした現在地、そして旧県立病院跡地、小深浦高台、それぞれにおきまして、地震発生時に発生する事象、いろんなことへの対策について、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、3候補地で想定されている震度6弱の揺れに対しましては、どの候補地でも耐震構造に対応した建物を建設することとなりまして、同じでございます。

次に、L2津波対策、液状化対策、地盤沈下対策、長期浸水対策につきましては、小深浦高台以外の2カ所につきましては、対応が困難ではないかというふうに考えているところでございます。

最後に、リエゾン派遣職員が進出しやすい場所につきましては、小深浦高台につきましては、高速道路のルート選定が新港経由となり、その高速道路へのアクセス道が整備された後であれ

ば、利用することが可能だというふうに考えているところでございますが、完成までには、まだ時間がかかるような状況でございます。

それまでの間に、地震が発生した場合には、ヘリコプターやボートを利用した進出、または昨日もお話をさせていただきましたが、遍路道や山道を利用しての進出ができるんではないかというふうに想定をされているところでございます。

一方、現在地、県立病院跡地では、L2津波の対策が困難であると想定しておりますので、現状の宿毛市総合運動公園への災害対策本部の設置となります。

このため、新庁舎へのリエゾン進出は、この2カ所については、できないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと、愕然とするんですけれども。

液状化対策、液状化が想定され、地盤沈下が想定され、長期浸水が想定されているにもかかわらず、その対策がとれないところが候補地として挙げられたこと自体が、おかしいんじゃないですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

できるだけ広い形の中で、候補地を選定したいという思いがございました。

そういう形の中で、いろいろな方々、そして府内でも検討をする中で、一定、可能であるというふうな形の中で、3候補地を選定し、お示しをさせていただきました。

また、この3候補地をお示しをする中で、それ以外の場所についても、ぜひ皆様方から御意見をいただきたいということで、お話をさせて

いただきました。

先ほど、L1とL2で災害対策本部、設置場所が違う、あり得ないというお話を、山本議員からもいただきました。非常に困難な状況での、災害対策をとらないといけないというのは、重々周知をしております。

ただ、そういった中でも、現状としては、それをとらざるを得ないような状況で、現在、自分たちはそういう環境の中にいるということで、今、最善の方法として、総合運動公園で災害対策本部を開かないといけないんだということで、想定をさせていただいているところでございます。

そういう形の中で、高台以外の2つ候補地につきましても、できないことはない。ただ、つくった場合には、こういった心配事もあるよという形の中で、皆さん方と一緒に協議をしたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

以上でございますので、どうか御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 了解いたしました。

私どもは、自衛隊誘致調査特別委員会は、この2月に阿南市を訪問して、別件で訪問したんですけども、新庁舎を見せていただきました。

あそこも、那賀川と桑野川という一級河川に挟まれた三角州の中に建っている建屋です。

3階建ての建物のその半分から上が、6階か7階建てになっておりまして、そこから上が、防災本部の機能を維持できるような体制、一番上に応急電源、それから、最上階の屋根つきというか、6階ですかね、サーバーを設置して。3階の市長室、あるいはその上が災害対策本部になるというふうな建物でした。

防災の観点から私も見て、ああ、なるほどなということでしたが。

それを建てた予算は、89億円です。平地に建てたやつは。当然、いろいろな対策をとって、工事をしておるんだろうと思いますがね。

これは、合併特例というんですか、あれを使ってますので、幾ら持ち出しになったかは確認できていませんけれども、そういう特例がなければ、そういうこと、同等の機能を持つたような建物をつくろうとすると、89億円かかりますよというのが、そのときに、おっと思った数字です。

参考までに、ちょっと述べてまいりました。

我々市議全員は、昨年、陸前高田の復興建設の状況を視察してまいりました。御存じのとおり、奇跡の一本松のところです。あれも枯れていますが、それでもね。

堤防は、L1対応の10メートル堤防です。堤防の手前から見ると、海は見えません。けど、L1には対応するということで、10メートルの堤防をつけています。

それから、高台を切り開いて庁舎を建て、公的機関や住宅を建設しております。

市街地も、8メートルから10メートルかさ上げした高台に整備するようになっています。

残る低地の部分、今まで住宅地やら商業地で浸かった低地の部分は、高田松原津波復興記念公園として整備する、というふうに聞かされました。

これらから、黒潮町も土佐清水市も、事前復興の観点から、高台移転が進められておるというふうに、私は感じとっています。

これは、まさに3. 11の追体験ということになります。

40年ほど、私ちょっと歴史をかじったことがあるんですが、最初に読んだ本が、E・H・カーの「歴史とは何か」という単行本でした。

その序章に書いてある言葉が、非常に頭にこびりついて離れないんですけども。

「5000年前の人間の脳髄は、現代の人間の脳髄と何ら変わらない」脳みその量は一緒です、5000年前と。じゃあ、5000年前の狩猟民族が、どうしてここまで発展的、人間は発展してきたのかというと、それは過去の人々が、長い時間をかけて体験して、積み重ねてきた経験を、自分の経験として追体験することによって、それを自分のものにし、その上に新しい経験を積み重ねていって、発展してきます。

それが、歴史の重みだろうと思います。

我々は、まだ被災ではありません、幸いに。が、せっかくの追体験すべき東北大震災の経験を、日本人としても得ているわけですから、これを学ばない方法はありません。

そういう観点で、今後の課題としては、事前復興という観点で、この庁舎を移す、経費が出来ますよという御説明がありました。これだけではできないんですね、事前復興は。

今、被災した陸前高田市がやっているようなこと、高台を切り開いて、住宅地や市街地をつくるということ、これは経験する前にやれるんだったらやりたい。

それから、例えば、高速道路がきますよといったら、その計画が決まり次第、高速道路は、東北の人たちは最善の避難場所と捉えています。したがって、そこへのアクセス道を2本、3本つなぐ。そして、車で駆け上がっていけるような避難場所に、その高速道というか自動車道ですか、将来くるならそこを使うというふうな、経費も含めて、あるいは住宅地の予定される、もうここしかないだろうというようなところが、あらかじめあるならば、そこを事前に切り開いて、仮設住宅用地を確保しておくとか、そういうための手当としての事前復興債みたいなやつを、追及するというか、国会議員の先生方も先頭に立って、まだ被災していないところの、そ

ういう要望を取り入れてくれというふうに、要望していく必要があるんじやないかと、私は思っております。

単に庁舎をあげれば全てが終わりではなくて、やるべき課題はめじろ押しになろうと思います。

このときは、追体験しても、なかなかしきらないところがありますけれども、現状と、将来予測のはざまで、市長は孤独の判断をしなければならないときが来ると思います。そのときは、歴史をひもといいていただいて、過去の、我々人類が経験したことを教訓として学びながら、判断していただければというふうに思います。

次に、自己主張が強過ぎましたので、質問に入りますが。

次に、庁舎の持つ機能と現状、それから新しい庁舎に供える機能、そういうふうな観点で、5点ほどの項目に絞って質問させてもらいたいと思います。

まず、管理事項ですが、職員の勤務体制と衣食住の現状の心構え、どうなっていますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

陸前高田市のお話ありました。私も、先日、仙台空港のあたりのところに行って、今の現状を、当時、そこの市で副市長をやられてた方、現在、そこの市長さんですが、とともに、回らさせていただきました。

現状を見てきました。名前はいいですね、復興記念公園とかっていって、いっぱい公園ができています。何かっていったら、誰も住んでないんですよね。全て公園になっています。

当時の写真を見せていただいたりとか、当時の写真が、公園の避難用の高台つくっていますね。土でつくっています。その上にあがると、当時の写真とかがあるんですが、それを見ると、たくさんの家があります。そこにまちがあつた

んですね。それが全て公園になって、一部は高台つくり、それから防波堤になったり、そういったことで人が住むことができない、そういった土地になっているというのを、この目でもつぶさに見てきたところでございます。

そういった形の中で、自分たちはそういったものを見て、学んでいるんだから、しっかりと津波がきた後も、またまちが復興できるように、そこの場所で、人が営みがとれるような、そういったことをこれからやっておかなければならぬんだなという話を、当時、副市長として現場にいた方とお話をさせていただいたところでございますし、また、若手の市長さんたちがたくさん来ていましたので、叱咤されたところでございます。

それでは、質問のほうでございますが、発災後の職員の勤務体制や、災害対策本部での衣食住の備えについてでございますが、現庁舎におきましては、南海トラフ地震発災後は、津波対応できていないため、災害対策本部を設置することは、想定しておりません。

そのため、長期間の災害対応を行うための整備等は、ほぼできていない現状でございます。

そのような中で、L2クラスの地震が発生すれば、宿毛市総合運動公園の武道場において対応することとなるため、応急電源の確保工事や、衛星携帯電話の屋内対応工事、そして防災情報伝達システム通信工事を行い、また、陸上競技場北側には、防災備蓄倉庫を整備し、その中に水、食糧、毛布の備蓄などを行っているところでございます。

しかしながら、管理上の問題もあり、業務に必要となるパソコン等は整備できていない状況でございます。

高台に新庁舎が建設されれば、そこで災害対応が可能となりますので、課題の多くが解消可能と考えますが、施設整備を初め、備蓄など

につきましても、十分に検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、職員の勤務体制や、現庁舎における非常時の電源確保対策など、現段階でも検討すべき課題につきましては、今後も引き続き、具体的に検討し、対応してまいりたいというふうに考えておりますが、まだまだ不十分な点が多くあるのが現状でございまして、しっかりとその点、対応をしてまいらなければならないと、本日改めて思っているところでございます。しっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 監理だけに限って質問しておったわけですけれども。

市民の皆さんに、市長、3日間の備蓄をお願いしますよね。職員の皆さんには、今、発災したら、この場から移動するにしろ、ここでとれるにしろ、3日間は寝泊まりする心構えを持ってもらいたい。

新しいところへ行こうが、こここの現段階から。

ちなみに、自衛官は、その心構えはできています。ツーキャップかぶるためには、家庭を顧みることができないんです。

東北の3.11のときに、12万体制か何かで自衛隊出動しましたけれども、関東まで、東京も震度6弱でしたからね。関東から東北の一帯に駐屯している部隊は、全部行っているわけですよ。家庭はどうなっているかわからないけど。出動命令かけられたらすぐ行っているんです。それはもう、後は託すという世界ですよね。

そういう心構えがないと、これは乗り切れません。

それから、一直でやろうと思ったら、3日で皆、潰れますよ。職員の皆さんを2交代か3交代制度に、直ちにパッとシフトして、その対応で、長期の対策がとれるような体制をつくらな

いかんと思うんです。それが監理事項として、重要なことだろうと思います。

次に、情報の体制ですけれども、非常に、ドローンが、情報の収集体制が、大変問題になるというふうに思っております。

どこがどんな被害受けているのかということわからないと、対策がとれないですね。

この辺の情報の収集体制、どのように考えておられますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

情報収集についてでございます。

まず、ドローンの活用体制についてでございますが、現在、ドローンは、宿毛消防署が所有をしておりまして、災害時は適宜、消防署員により、情報収集に活用をしているところでございまして、宿毛市としても、お願いをして、活用をいただいているところでございます。

しかし、宿毛消防署は、L2クラスの南海トラフ地震発生後は、速やかに宿毛市総合運動公園に車両避難し、そこで応急業務に対応していくこととなりますので、津波で沿岸部に被害が発生した場合は、ドローンを活用して、状況把握することは困難な状況が想定されることから、新庁舎建設の際には、庁舎内にもドローンを配備していきたいと、今、考えているところでございます。

また、高知県総合防災情報システムにおいて、県防災ヘリの映像を確認できるシステムもあるところでございます。

そして、現在の災害時の職員初動マニュアルにおいては、発災後に職員が、参集途上において被災情報を収集し、災害対策本部へ報告することとなっております。

あわせて、各機関のリエゾン派遣職員からの情報を集約し、災害対策本部で共有する中で、さまざまな災害対応業務に情報を活用していく

ことを、想定をしているところでございます。

なお、新庁舎建設の際は、災害対策本部機能をしっかりと発揮できるような、そんな整備を行っていくように、計画をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと時間も押し迫ってまいりましたので、言わずもがなのところは割愛していきたいと思いますが、運用統制については、自衛隊や警察、海保、ボランティア統制所とのコーディネートも含めて、市長としては、消防、各地区民への指示等を的確に出していくという必要性がございますので、これも念頭に置いてもらいたいと思います。

それから、通信は先ほどおっしゃられたとおりだと思います。通信手段、主要回線、補助回線、バックアップ機能、こら辺を十分に通信機能として御確認されながら、整備してもらいたいなと思います。

最後に1点だけ、ちょっと質問に移りますが。後方の件でございます。

非常用電源はどう確保していくのか。それから、車両の燃料の確保、消防署の避難場所、仮の所在場所の整備、それとの連絡調整等について、お答えいただけますでしょうか。構想等ありましたら。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

費用点検、車両等の燃料確保、そして消防署の避難場所ということでございます。

現庁舎におきましては、非常用電源や車両等の燃料確保施設等は整備をできていない。残念ながらできていないところでございます。

今後は、非常用電源設置の検討を行うとともに、公用車の燃料は少なくなる前に給油をし、

いざというときに燃料不足とならないよう、給油のルールづくりをまず行うことで、燃料確保を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、新庁舎建設に際しましても、非常用電源や車両等の燃料確保は非常に重要な防災対策の一つでありますし、それ以外についても、災害時に必要となるものが確保できるような仕組みを構築できるよう、検討をしてまいります。

なお、消防署につきましては、津波発生時は消防車両を、芳奈の宿毛市総合運動公園に移動をさせ、陸上競技場の建物内で業務対応をしていくこととしておりまして、自衛隊、警察、県、DMA Tなど、関係機関とエリアを分けて、その中でエリアを分けて活動できるよう、事前に計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 一つだけ、私も質問抜けたんですけども。

長期浸水対策、将来のことですが、福祉センターの屋上だとか、農協の屋上に避難されている方をどうやって救助するのという話が残るわけです。

へりでという話も、よく耳にしますが、へりは1人ピックアップするのに、大体6分ぐらいかかります。モーターで動いていますので、油圧電気式にしろ、モーターですので、焼けつく可能性があるので、頻繁には使えないですね。

したがって、ボートが一番、大量に人を移動させることができると思いますので、ボートの整備についても、現在、警察と消防も持っていますよね。それ以外にも、手空きの職員で、ボートの運転、小型船舶を持っている人は運転できると思いますので、そういったところからの救助を、救出をするという対応も、考慮に入れておいてもらいたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

非常に現場を知っておられる山本議員からの御指摘ということで、そういう形で整備、それから計画に落とし込みをしていきたいというふうに考えております。

現在、一部、使っていただきたいということで、御寄附のような形でいただいたボートも、消防のほうにも整備をさせていただいておりまして、消防署のほうにも、何隻あるかは、ちょっと今、すぐに答えられませんが、数隻、整備をさせていただいているところでございます。

また、そういうボートが使えるよう、そういう訓練もさせていただいているところでございまして、何といっても長期浸水エリアですので、水が引かないということでございますので、そういう中で、有効な手段は、1種類じゃなくて何種類も準備をしながら、対応をしていきたい、計画をしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、ボート、お忘れなくお願ひしたいと思っております。

今のは5つ、監理事項、情報事項、運用統制事項、通信、後方、この5項目を常にフィルターにかけながら検討していくと、80点はとれます。残りの20点、100点をとろうと思ったら、残りの20点は、クリエイティブな、想像力を働かすしかないでしょうと思いますが、新庁舎に向けて、いろんな角度で検討してもらいたいと思います。

次に、国旗と国歌について、教育長にお尋ねしてまいりたいと思います。

第31代アメリカ大統領のハーバート・フー

バーが、「フリーダム・ビトレード」という本を書いておりましたけれども、何と50年間、出版されずになりました。

なぜ出版されなかつたかというと、本当のことと書いていたからということだそうです。

その内容は、かいつまますと、1941年、日米開戦前の11月、1カ月前ですね、12月開戦ですので。11月に日本に突きつけてきたハルノートは、明らかに、これは最後通牒だと。それを知らずに、参戦に賛成した議員の人も、だまされたということを、後で言っておられます。

これは、開戦に踏み切ったルーズベルトの謀略だったというのが、この本の趣旨なんですかね。

それが事実とすると、極東裁判、あるいは東京裁判に、インドから派遣された唯一の国際法学者であるパール判事の、日本は無罪であるという主張は、再び脚光を集めることになるんじゃないかなと、私は思います。

いずれにしても、戦前からのものといって、日本人の美德までも否定する風潮は、改める必要があるんではないかと、今さらながら思い返すところでございます。

とある会合で、国歌を歌うことがありました。40代の男性お二人が、歌いませんでした。君、国歌、歌わないのってお尋ねしたら、歌ったことがありません。習ったことがありませんというのが、宿毛ずっと住んでおられた40代の男性の意見です。

職員で歌えない人はいないと思いますけれども、現実におられたんです。そういう教育を受けてませんという。何ということだと思いましたけれども。

1999年ですか、国旗国歌法というものができまして、これは教職員たるものも含めて、全部、起立して歌いなさいという指導もあった

と。その指導自体は、最高裁判例でも、合憲ということで、それは問題ないという判断も出ているやに聞いていますが、現状はどうなっておりりますか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の一般質問にお答え申し上げます。

学校教育の現場において、国旗と国歌に対して、どのような教育が行われているのかという現状でございますけれども、小中学校における国旗及び国歌の取り扱いにつきましては、学習指導要領に示されておりまして、小学校におきましては、社会科、音楽、並びに特別活動。中学校におきましては、社会科及び特別活動の授業の中で、適切に指導することとされております。

指導内容につきましては、小学校及び中学校において、多少の違いはございますけれども、基本理念といたしましては、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるものとなっております。

教育委員会におきましても、児童生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、我が国の国旗や国歌に対して、正しい認識と、それらを尊重する態度を育てることが、大変重要であると考えておりますので、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 極めて的確な教育が行われているというふうに拝聴いたしました。

ついでに、先ほど言いました国防の基本方針

の中の第2項に、民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。要するに、社会の基盤を、愛国心を高めて、日本は日本人が守るというふうな風土をつくっていくということでしょうけれども、そういうこともここの基本方針でうたわれておりますので、この国旗・国歌に対する教育というのも、その一助になるというふうに、私は理解しております。

ことしのFIFAのワールドカップ、サッカー大会ですかね、日本の代表選手たちは、みんな胸に手を当てて、大声で歌っているように見受けられました。それを見て、あつ、みんな歌えるじゃないかというふうに、僕はそれを見ながら思ったんですけども。

といえば、十数年前の選手は、口をぱくぱくしてた、あるいはつぐんだまま、よその国の選手は、自国の国歌を堂々と歌っているにもかかわらず、日本人の選手たちは口をもぐもぐというふうな感じでいたのを思い出しまして、さきに言った2人の人は、この時代に育ったんだなというふうに思い出した次第です。

先ほど、極東裁判の話もしましたように、必要なものは必要に教えていただいている。何も、全てが悪いというのではないので、日本の伝統文化を考えながら、教育していただきますようお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時10分 休憩

----- · · ----- · · -----

午前11時22分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。

2番、川村三千代、一般質問をさせていただきます。

今回、私は2つの項目について、質問をさせていただきます。

一つは、猛暑対策、そしてもう一つは、参議院議員選挙の合区選挙制度の解消について。これについて、市長の見解等を伺いたいと思います。

まず、猛暑の件ですけれども、ことしも本当に暑い夏が続きました。本当に災害級の猛暑、殺人級の猛暑というような言葉も、テレビでは使われておりました。

ことし、宿毛市内では、熱中症と思われる、救急搬送された回数、こちら、市長どのようになっておりますでしょうか。また、例年に比べて、ことしの数がいかがだったのか、その比較もあわせてお願ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本年度の宿毛消防署における、熱中症による救急搬送の状況でございますが、9月11日現在の数値ではございますが、19件となっているところでございます。

傷病の程度は、幸いにも生命の危険の可能性のある重症の方はおらず、搬送後の治療等で、回復した、中等症と言ひ方をしますが、中等症と、それから軽症の方となっております。

なお、昨年度の熱中症による救急搬送は20件でございますので、本市では、本年度は特に熱中症による救急搬送が多かったというようなことではないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 例年のとおりと言いますか、ことしが各段多かったわけではないということ、安心いたしましたが、できれば救

急搬送される件数、ゼロに限りなく近いほうが喜ばしいことなんですが。

先月8月の広報の27ページでも、高齢者に向けて、熱中症対策、掲載されておりましたけれども、今後、市民への熱中症への啓発、そして取り組みなどについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員からも、今、御紹介いただきましたように、広報8月号で、高齢者の熱中症について掲載をしているところでございます。

そのほか、市民への熱中症の啓発といたしましては、公共施設にポスターを掲示、そして各種健診の際に、乳幼児のいる保護者や、特定健診等の受診者に、熱中症の予防対処法のリーフレットを配布し、情報提供するとともに、特に暑さに対する感覚や、体温調整機能に不安のある高齢者の方々につきましては、高齢者の自主グループ活動、健康相談、家庭訪問の場におきまして、熱中症予防の健康教育を保健師が行っているところでございます。

これらの取り組みは、熱中症の多くなる5月から9月ごろの期間を通じて、行っているところでございます。

熱中症予防には、暑さを避けること、小まめな水分と塩分の補給が重要でございます。ことしのような猛暑日が多い年でも、一人一人がきちんと、熱中症に対する知識、そして対処方法を身につけていくことが必要と考えますので、今後も熱中症の多くなる夏場を中心に、市民への啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 特にお年寄りやお子

さんというのは、体温調節機能が十分ではなく、また低いということで、注意喚起のほう、よろしくお願ひいたします。

また、数字的なことですけれども、1993年以前には、熱中症で亡くなる方が、年間平均67名。ところが、1994年以降は、平均492名と、7倍近くに急増しております。こういった具体的な数字も示しながら、より強い注意喚起に努めていただきたいと思います。

そして、今度は、学校現場についての熱中症対策なんですが、今回、猛暑対策、取り上げようと思ったのは、ことしの7月17日でしたか、愛知県の豊田市で、校外授業の後、小1の男子児童が亡くなるという事故が起こりました。

この事故を御記憶の方もいらっしゃることと思いますが、少し説明をいたしますと、この日、1年生112名が、学校から約1キロ離れた公園に校外授業に参りました。

校外授業というのは、公園へ行きまして、そこでスケッチをしたり、昆虫採集をしたり、そしてまた学校に徒歩で帰ってくるわけなんですが。

この男子児童が、学校に帰った後に、唇は紫色になり、症状が急変いたしまして、救急搬送されましたが、残念なことに亡くなってしまったという事象でした。

この男子児童、特に持病もなかったということですが、公園の行き帰りには、疲れたということを何度か漏らしていたようです。

小学校1年生ですから、なかなか語彙も豊富ではありません。熱中症では初期、中期、そして重度と、いろいろな症状が出てきますけれども。例えば、頭痛や、目まいや、手足のしびれや、嘔吐や、いろいろありますが、小学校1年生の男子児童では、第三者に自分の体の様態を伝えることができなかつたんではないか。ですから、そういうものが全て総称されて、「疲

れた」という言葉であらわしたんだと思いますが、それをなかなかくみ取ってあげられなかつた、現場の方には後悔の念が多いと思います。

この事故が起こった後に、その学校の校長先生が、校外授業でこれまで大きな問題が一度も起きたことがなかつたので、全く中止するという判断は頭になかった、というような趣旨のことをおっしゃっておいでました。

この日の愛知県豊田市の気温は、もう午前9時の時点で30度を超えておりまして、11時の時点で33.4度、そして12時には34.8度と、高温注意報も発令されていたのですが、そういった中止の判断がなかつたということです。

また、この112名の中には、亡くなった1人の男子児童もおりますが、あと、ほかにも3名の女子児童が体調不良を訴えておりました。

また、翌7月18日には、宮城県名取市で、校庭に出て人文字をつくって、航空写真を撮るという行事があつたんですが、その行事の中で、やはり炎天下だったものですから、38名の児童が、熱中症で搬送されるということが起きました。

この際も、航空写真を撮るという行事が、前回、1度雨天のために延期になっておりまして、それが2回目だったので、やはりどうしても、何度も延期するのは、いろいろな日程の都合上も、都合が悪いので、その日に撮りたかったという学校の事情もあったようなんですが、もう少しいい判断、そしていい状況があれば、何とかこの事故を防げたんではないかという思いもしております。

そこで、宿毛市なんですか、こういった暑さ対策、何かガイドラインなり、取り組みはありますでしょうか。教育長お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、2番議員の一般質問にお答え申し上げます。

校外活動等における熱中症対策のガイドライン等があるのかとの御質問をいただきました。

宿毛市教育委員会では、課外授業等における活動において、熱中症対策に関する独自のガイドラインは設けておりませんけれども、高知県教育委員会が策定をいたしております高知県運動部活動ガイドラインや、気象庁が発表する情報、さらには環境省が公表しております暑さ指数等を、十分に留意して、課外授業等の実施を判断するように、学校には指導をいたしているところでございます。

今後も、愛知県で発生したような痛ましい事故が本市で発生をしないように、学校現場と十分に連携を図りながら、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 現場の教職員の方々には、本当に適切な判断、そしてまた思い切った、中止や延期という判断をしていただきたいと思いますので、その辺、また教育委員会としても、現場の先生方に、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

そして、この暑さ対策の中では、9月議会でも各自治体、取り上げておりますけれども、教室へのクーラー設置、こちらのほう、全国的には、約4割、40%設置されているということなんですが、本市では、どのような割合でクーラー設置されてますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

宿毛市の小中学校における空調機の設置状況でございますけれども、普通教室とパソコン教室や、図書室などの特別教室を合わせた設置率

につきましては、小学校で14%、中学校では48%となっております。

また、子供たちが日常の教育活動を主に行っています普通教室における設置率につきましては、特別支援教室を含めまして、小学校では6%、中学校では100%、設置をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 7月24日の定例会見で、菅官房長官も、児童生徒の健康、そして安全のためには、猛暑対策は喫緊の課題であると、クーラーの設置についても、国としても、努力をしていきたい、支援を行いたいというような発言がなされました。

そういうこともござりますし、できるだけ教育環境の整備の上でも、クーラーの設置については、努力していただけたらと思います。

四万十町や黒潮町は、100%設置に向けて動いておりますし、どうかよろしくお願ひをいたしたいと思います。

熱中症対策というのは、先ほどから災害級という言葉を使いましたけれども、本当にことは自然災害、多かったですが、その中で、唯一、人が、個人が心がけ、また対策を立てて防げる災害だと思います。

どうしても、豪雨ですか、台風、地震というものは、個人の力が及ばない、そういう災害でありますけれども、熱中症対策は、本当に個人が心がけて水分補給をする、また相手の症状をおもんぱかる、そういうことで、幾らでも防げる災害だと思っております。

異常気象という言葉では、現在の自然災害は語れないと。これはもう、平常化しているという言葉。これは天達気象予報士さん、朝のSUN SUNテレビでやってます、とくダネで活躍している気象予報士さんですけれども、この方

もおっしゃっておりました。

西日本豪雨のような災害は、これからもどんどん起きていくと。どこに起きてもおかしくないということを言っておりましたが、本当に気温の上昇というのも、異常気象ではない、これが通常の気象状況だということを頭に入れて、また来年、暑い夏がやってくる前に、いろんな対応、お願ひいたしたいと思います。

そして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、参議院議員選挙の合区制度の問題についてです。

これはちょうど2年前、平成28年の一般質問もいたしました、6月議会で。そして9月議会では、その解消を求める意見書も提出させていただきました。

あれから2年がたち、来年7月には、また参議院議員選挙が、合区制度そのまま、残ったまま進められようとしております。

市長も2年前、やはりこの合区制度は、地方の声がなかなか中央に届きにくくなる。地方の特性が失われていくときの一極集中を、さらに促すものだということで、反対の御意見をいただきましたが、この2年間、合区解消のため、どのような活動をなさってきたか、お聞かせいただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この合区制度につきましては、1票の格差を是正することを目的として、平成28年7月の参議院選挙で導入された制度でしたが、合区の対象となった、私たちが住んでいるこの高知県、そして徳島、鳥取、島根の4県では、投票率の低下や、そして県を代表する議員が選べない。つまり、都道府県ごとの民意が国政に届かなくなるなど、合区が原因と考えられる弊害が生じました。

この結果を受けまして、高知県内の市で構成される高知県市長会は、合区対象である徳島県市長会とともに、参議院選挙制度改革に関する合区の解消についての議案を、平成28年10月開催の四国市長会に提出をいたしました。

これによりまして、四国市長会では、合区解消を国に求める特別決議を行いまして、全国市長会へも提案され、全国市長会におきましても、平成29年、平成30年の総会におきまして、合区の見直しを求める参議院選挙制度改革に関する決議を行うとともに、決起集会なども開催し、国に対して、速やかに合区の解消を行うよう求めるなど、組織的にも、合区解消に向けた取り組みを進めているところでございます。

このように、高知、徳島などの合区対象県のみならず、全国の自治体の賛同を得まして、合区解消を国に対して求めてきましたが、今年、成立した改正公職選挙法により、来年の参議院選挙におきましても、合区が継続されることとなりました。

このことは非常に残念でありまして、今後はさらに要望活動を強めて、引き続き行っていかなければならない、そのように感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 全国の自治体の皆さんのが、合区制度を反対ということで、この2年間、いろいろと活動をしてきたわけですが、1票の格差という壁の前に打ちのめされ、そしてまた来年の選挙を迎えようとしております。

そして、その来年の選挙なんですけれども、合区は解消されなかつたけれども、救済策と申しますか、例えば高知県、徳島県で説明しますと、今、高知県と徳島県には高野議員、そして徳島、三木議員という、2人の1期目の現職の議員さんがいらっしゃいますが、今、両県はど

ちらの議員さんも選挙区の選挙で出たいという意向ですので、徳島と高知はどちらの議員さんを選挙区で出すか、今、両県連が話し合っているところですが、なかなか、まだ結論が出ておりません。

高知県民の皆さん、前回は徳島県の中西祐介議員、そしてこちらの高知県は、新人の中西哲議員だったので、やはり現職優先ということで、徳島の現職の方が選挙区で出られたので、今度は高知へ譲るべきじゃないかと思われている方もいらっしゃるかもしれません、3年前、そのような約束はございませんでしたし、全くそれは関係ないということで、今、話し合いが行われている最中なんですが。

この救済策というのが、選挙区に回れなかつた候補者を、比例区の特別枠、つまり救済してあげるよというようなことですね。名簿の上の方に載せてあげて、通るようにしてあげるから、これで選ばれなかつたほうの県の皆さん、あなたの県の代表が出ますよ。自民党、これでいいでしょうという、こういう選挙制度なんですね。

市長、この選挙制度、どう思われます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

今、川村議員のほうから、るる説明があつたとおりでございますが、ことしの7月18日に成立いたしました改正公職選挙法におきましては、1票の格差を是正するため、有権者数の多い選挙区の改選定数の増や、そして比例代表の定数の増によりまして、定数を6人ふやしたものでございます。

そして、徳島、高知、鳥取、島根の合区選挙区は、今までどおり継続される一方で、合区対象県の比例区におきましては、従来の非拘束名簿ではなくて、事前に定めた順位に従って、当

選者を決める拘束名簿方式とする特定枠が導入されることとなりました。

こちらについては、先ほど説明いただいたところでございます。

この拘束名簿方式の導入によりまして、合区対象県におきまして、選挙区に立候補できなかつた県の候補者に、特定枠を適用することで、各都道府県を代表する候補者を、少なくとも1人以上は選出することが可能になったと、そのようにお聞きをいたしているところでございます。

このような各都道府県の代表を選出することができるようになる制度につきましては、一定の評価ができるものの、この措置によりまして、合区が固定化されることはあってはならない、そのように私は考えているところでございます。

ことしの10月に、愛媛県新居浜市で開催される四国市長会におきましても、合区解消に関する決議が行われる予定でありますので、こちらの予定の中で、本市といたしましても、地方の多様な意見、民意をより国政に反映させるために、今まで以上に、合区解消を求める要望等を、市長会などを通じまして、高知県内や四国内を初めとする他市町村と連携しながら、行つていきたいというふうに考えております。

地方自治体、この問題に対しては、非常に危機感を持っていますので、全国の各自治体とともに、しっかりと意見をあげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 特定枠、本当に皆さん御存じだと思いますが、私、中谷元代議士の事務所に長くおりましたので、自民党員です。しかし、これほど自民党員をばかにした話はないということで。

党本部にしてみれば、さあ、合区の県の皆さ

ん、あなたの県の代表を出してあげるから、いいでしょう。これで何とか合区解消、わあわあ言うのやめてねっていうような、何か透けて見える思いがして、本当に腹立たしくてなりません。

高知県民、徳島県民、そして鳥取県民、島根県民、この県民の皆さんが求めているのは、決して自民党的な国会議員ではなく、みずからの県で選ばれた、本当にみずからの県の代表として、国政へ送り届けることができる議員を探しているのです。求めているのです。

ですから、本当にこの選挙制度、この特定枠を設ける際に、野党は、これは自民党的な党利党略じゃないかと、大分批判を受けました。そのとおりだと思います。

今の自民党は、本当に、野党が余りにも情けない状態であるからいたし方ないのかかもしれませんけれども、余りにも党利党略が過ぎているところがあります。

もっと地方の声を国政に届けることができるよう、この合区解消については、市長、宿毛市だけでワーウー言っても仕方のことですけれども、各県の市長の方々とも手を取り合って、ぜひ次の参議院選挙では解消されるように、頑張っていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

それでは、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前1時46分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 1時02分 再開

○副議長（山上庄一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、こんにちは。テ

レビをごらんの皆様もこんにちは。3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、私は市長の政治姿勢についてということで、宿毛市の庁舎の移転についてでございますが、今回、私がお伺いしたかったことは、きのう、きょうと、全て市長答えていただいておりますので、一番最初の市長の政治姿勢の、庁舎についてのア、イは割愛させていただきます。

さらに細かい話があった場合は、委員会のほうで、また聞かせていただきますので、そのとき、よろしくお願いします。

それでは、2番目の災害対策についての質問をさせていただきます。

気象庁の南海トラフ地震警戒情報発令について、という質問になりますが、南海トラフ地震につながる可能性があります異常気象、異常現象が、東海地方などで観測された際に、現在、気象庁が臨時情報を国民に向けて発表するということですが、現在のところ、この気象庁が発表する臨時情報に対しまして、宿毛市では、どのような対応をとっていく予定なのか、お聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

南海トラフ地震に関する臨時情報が発表された場合の対応についてでございますが、まず、議員より質問のありました南海トラフ地震に関する情報は、南海トラフ地震が発生する可能性について、気象庁が専門家の議論に基づいて発表するものであります、特に平時と比べて地震の可能性が高まった場合には、臨時情報を発表することとして、昨年の11月より、運用が開始されているところでございます。

この情報が発表された場合の対応につきましては、現在、国がワーキンググループを設置して、ガイドラインを検討しているところであります。

ますが、高知県におきましては、ガイドラインが示されるまでの当面の間の具体的な対応につきまして、県を中心に、今、協議がなされているところでございます。

そういう状況であり、年内をめどに、県としての方針が出される見込みとなっているところでございます。

今後、協議結果をもとに、宿毛市においての対応方針を決定していきたいと考えておりますので、方針決定後、市民の皆様に周知を図っていきたいと考えているところでございます。

また、当該情報につきましては、情報の意味を正しく理解することが、何よりも重要でありますので、今後においては、関係機関と連携する中で、さまざまな機会を活用し、当該情報の周知に努めてまいりたい、そのように考えている状況でございます。

今はそういう状況だということで、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問を一つさせていただきます。

この警戒情報は、L2の地震を想定するものだと、私は認識しております、さすがにこの情報が出ると、初期の段階では、私もそう思いますが、相当数の方の避難希望者が発生すると思うんですが、現在、宿毛市では、避難施設が、この警戒情報にかかわらず、足りてないのは事実だと思うんですが、これについて、市長はどのように対応していくのか。これ、避難者、多分出ると思いますので、そのあたりを聞かせてください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、こういった情報を発表

されたら、大変状況になるのではないかというふうに思うところでございます。

当該情報が気象庁より発表された場合、宿毛市において、どの程度の住民が自主避難するのかについて、現在の状況では、非常に予測しづらいところではありますが、議員が危惧されますように、自主避難者に対して、市内の避難所の容量が、入るところの場所ですよね、容量が不足することは考えられるところでございます。

議員も御承知のように、L2の南海トラフ地震が発生すると、宿毛市内におきましては、避難所の収容人数、逃げる方と、その逃げた方々に入つてもらうところですね。その収容人数が、約5,000人程度不足する想定となっているところでございます。

現在、その対策といたしまして、防災センターなどの整備も進めておりますが、それに加えて、現在、今議会でも議論にあがっています市役所庁舎、そして保育園などの公共施設の高台移転を進めるところで補っていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

また、並行して、避難所等の、被災後に必要かつ広域で調整できる機能につきまして、幡多地域において、広域調整をしているところでございます。

ただ、広域調整につきましては、現状の想定が、被災後の調整を中心としておりますので、要するに、被災した後ですよね。これは被災する前の話ですので、今後、想定対象を、当該情報が発表された場合へも、適用することについて、協議していただくよう、提案をしてまいりたいというふうに考えておりますが、議員も御存じのように、熊本地震では、津波とも別に、地震でかなりの家が被害を受けられたということで、なかなか今までどおりに、広域で対応するということについても、いろいろな、また問題が生じてくるのではないかというふうに想定

しているところでもございます。

また、避難できる施設を確保することとあわせまして、開設した避難所をいかにスムーズに運営していくかも重要なことでありますので、この点につきましては、一昨年度より取り組みを進めております、指定避難所における避難所運営マニュアルの作成及び周知について、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えておりまして、各地域であるとか、自主防災組織であるとか、そういう方々の協力を得ながら、できることから一つずつ進めている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この臨時情報なんですが、臨時情報ということがあること自体を、まだ知らない方々、たくさんいると思うんですね。

まずは、この臨時情報自体を説明していくと。皆さんに周知していくということが、まず第一歩かなと思っておりまして、今まででは、震災があったときに、避難後、その震災後の避難のことを考えて物事を進めていたわけですが、これがあると、今度は事前に、被災したと同じパターンを想定して、進めていかなければならぬで、こういうことがあるということを、まずお知らせを、何度かにわたってしておいて、実際、そのときになつたらパニックが起きないように、まずするというのが一番だと、僕は思いましたね。

これで避難所がうまく運営できないようであつたら、もう実際の被災した後に運営できませんので、ぜひこのところで、事前にうまくマニュアル化していったらいいんじゃないかと思いまして、この質問をさせていただきました。

次にまいります。

災害時の情報伝達について、お伺いいたします。

避難情報や復旧時の情報伝達についてですが、行政から市民への情報伝達手段につきましては、宿毛市では、防災アプリを初めとして、フェイスブックなど、SNSによる伝達手段は、既に複数、整備されておりますが、7月の、さきの豪雨災害のときにおいても、一定、デジタル面では機能を十分果たしたのではないかと認識しております。私も、それでほとんど情報をとることができました。

ただ、この情報システムですが、市からの発信だけとなっているところが多いと思っておりまして、ひとつ、市のフェイスブックでは、受信もできるようになっているんですが、市民からの、今度は市が受信するシステムについて、もう少し何かマニュアル化して使えるようにしたらどうかと感じているんですが、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害時の情報収集に、フェイスブックというお言葉ありました。フェイスブックなどを活用して、やってみてはどうかということだと思います。特に向こうからの書き込みですよね。

災害時におきましては、市民のもとに、いかに情報を届けるかと、あわせまして、被災状況等の情報を、迅速かつ正確に、自分たちが得る、取得していくことが非常に重要となりますが、大規模な災害が発生しますと、市内全域の情報を、行政職員のみで確認していくことは、非常に困難となります。

先日の7月豪雨の際も、市役所庁舎の周りは冠水しましたので、実際、市役所から出ることもできなくて、なかなか情報が入ってこなかつたという一面も持っております。

そうした状況を考えますと、フェイスブックなど、SNSを活用した情報収集は、有用な手

段の一つであるというふうに認識をしているところでございます。

現在、宿毛市におきましても、災害時や、災害が予見される場合、市から災害情報をフェイスブックに掲載しており、それに対して、市民の方から書き込みをいただくことも可能な状況とはなっておりますが、無制限での掲載を、相手方に許可をいたしますと、必要な情報が逆に埋もれてしまうということも危惧されますので、今後におきましては、掲載に際しまして、一定のルールの策定を含めまして、フェイスブックによる被害情報の収集について、検討をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先日、豪雨の際も、未明から雨が降り出したと同時に、市役所のほうにもたくさんの電話が入ってきました。本当に職員が対応し切れないぐらいの電話が入ってくると同時に、実は、私自身の個人のSNSに関しても、そこつながっている方々から、多くのメッセージや写真が送って来られました。

一定、その写真を見て、どういう状況かということは把握できたんですが、残念なことに、私も災対本部長として指揮をとっておりましたので、それに一つずつ返すことはできなかつたんですが。

そういうことも含めて、いただく情報はあるんだけれども、こちらからはこういう情報しか出せませんよとか、自分たちの中でも、ルールづくりをさせていただいたところでございまして、市役所として、一定のルールづくりをした上で、市民の方々に周知をして、使うことができれば、有効な手法になってくるというふうに考えておりますので、今後、この点につきましては、検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長のおっしゃるとおりなんですが、フェイスブックやSNSで情報をとらないということが、もうできない状況になっているのは事実ですね。

それで、市長がフェイスブックを持ってらっしゃるので、やはり市長のフェイスブックのところにいろんな情報が、これも嫌でも集まっちゃうんですね。であれば、何かのルールづくりをして、市長のところに集まるんじゃなくて、市が持っているものに集まるべきだという趣旨もございました。

あとは、フェイスブックにわかりやすくするために特化したんですが、防災アプリ、これについても、僕、間違ってたらあれなんですが、多分、システム、簡単に言うとお金を追加していけば、システム上、行政間のやりとりができるんじゃないかと。通常のシステムだったらできると、僕は思っているので、そういう意味も込めて、この質問でございました。

ここは以上でございます。

それで、一つ再質問をさせていただきたいんですが、デジタル化している現在ですけれども、一方で、特に今回の豪雨災害のときに、特にお年寄りの方、うちの親たちもそうなんですが、防災無線を、もう絶対だと。防災無線が聞こえるか聞こえないかということを頼りにしているお年寄りの方が多くて、毎回、こういう質問出るんですけども、スピーカーの設置はもう終わつたと。一定、終わったということなんですが、やはりどうしてもスピーカーから離れられない。防災無線が全てだという人がいるので、いま一度、このスピーカーの増設、調査から含めて、増設や、読み上げですね。通常の読み上げと、防災関係のときの読み上げのパターンを変えるとか、窓をあける時間を持つような、訓練も含めて、読み上げも、また一つ検討して

いくべきではないかと思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害時の情報伝達につきましては、議員もお示しをいただいたところでございますが、平成27年度の整備事業により、新たな情報伝達システムの整備を、実施をさせていただきまして、屋外スピーカーにつきましても、より高性能なものに変更を、整備させていただいているところでございまして、以前よりも聞こえるようになったとの評価もいただいているところでもございます。

しかしながら、昨今、気密性や、それから遮音性の高い、そういう住宅が増加をしておりまして、7月8日の豪雨時には、風雨などの影響もありまして、音声による放送のみでは、情報伝達に限界があったのではないかというふうに思っているところでもございます。

こういった課題の解消のため、宿毛市では、宿毛市防災アプリ、こちらも御存じだと思いますが、このアプリを運用しております、スマートフォンや携帯電話を媒体とした文字情報での情報受信を推奨しているところでございます。

こういった状況でありますので、今後さらに多くの皆様にアプリを登録していただくよう、さまざまな機会を通して、加入を促進してまいりたいと考えております、防災スピーカーの増設につきましては、今のところ計画していないという現状は、引き続きそういう現状でございます。

また、共助の取り組みといたしまして、災害情報が出された場合に、御近所同士で声かけなどをしていただくことも、避難行動をとるきっかけとなりますので、今後、自主防災組織等と

連携する中で、そういう意識の啓発にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先日、新聞等にも載っておりましたが、広島のある地域で、事前に、誰が、地域の方が、自分はどこどこの人が避難するのに、一人で避難することが難しい方なので、そういう方を、誰が実際、避難しないといけないという情報が出たときには、連れていかということを、もう全部決めてたそうですね。

あなたは誰々さんとろですよ、あなたは誰々さんのとろですよ。それが実際機能して、家が何軒も潰れているんですが、誰も犠牲者を出すことはなかったということが、新聞報道でもなされておりました。

最後の最後は、やはりそこの自助、共助の部分になってくるのかなというふうには考えておりますが、なおのこと、行政としても何ができるのか、しっかりと考えながらやっていきたいというふうには思っているところでございます。

なお、津波情報の伝達システムといたしましては、今年度より、高知県内で伝達サイレン音等を統一化することとしておりますが、その中で、津波に関する警報が切れるまで、繰り返し、流し続けることや、大津波警報時には、音声内容を命令口調、かなりきつい口調で、逃げなさいということで、そういう命令口調にするように、変更していることとしておりますので、今後の変更内容の周知徹底を図ってまいりたい、そういうことをしっかりと広報してまいりたいというふうに考えております。

なお、うちの防災無線も、誰が言うと聞き取りやすいかということをしっかりと検証しまして、できるだけ聞き取りやすく、放送を流せる方に、今、放送をしていただいているところでございまして、いろいろ自分たちも、できる範囲で努力を続けているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） わかりました。一つの努力では、成果にはつながらないのはよくわかつていますけれども、とにかくこの防災無線には、本当に昔からのなれとか、こだわりとかあって、質問している僕でも、想像を絶するぐらい、防災無線なんで、ぜひそこのところ、読み方ですね、ピンポンと鳴って、あれっと思って、窓をあけて聞く体制をとるまでに、もう半分ぐらい終わっているのが現状なので、そのあたりを研究してもらうと、と思いまして、きょうはあえてこの質問をさせていただきました。

それでは、次の質間に移ります。

四国電力の貝塚の変電所の移転要望について、お伺いいたします。

これまで、市長は、四国電力に対して、変電所の移転要望を行ってきた経緯があると思いますが、四国電力側の今までの回答では、移転については、経費負担が困難であり、被災時は高圧発電車を配置し、対応する、との回答が議事録に載っておりました。

先日の北海道の地震の停電でも、停電した際には、青森側から、本土側から電力を供給する、バックアップシステムもあったようですが、それも今回機能しなかったということで、南海トラフ地震で被害を受ける範囲は、とても広範囲になりますので、発電車とか、それを補う数量的な担保はされているのかという疑問に行きました。

そのあたり、しっかりと根拠を確認していく必要があると考えますが、今回、庁舎の移転先などの用地、まだ半分、右側に用地があると思うんですけども、この用地提供なども示して、四国電力に対して、移転に向けた提案はできないものかと思いますが、市長の御所見をお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

四国電力の宿毛変電所に関しまして、これまで移転に関する要望をしてきた経過の中で、四国電力から示された被災時の高圧発電機を配置した電力供給についての、数量的な担保について。また、小深浦の用地を変電所として提供することができないかという御提案でございますので、この点についてでございますが、南海トラフ地震が発生した場合、四国電力の宿毛市内の電力復旧につきましては、地震や津波により、倒壊、流出した配電線などの復旧と、移動変圧器等の設置による宿毛変電所の復旧を、道路啓開後に、並行して実施することとなるようでございます。

配電線の復旧が完了するまでの、最短で2週間程度の間に、宿毛変電所が復旧する想定となっております。要するに、宿毛変電所のほうが、配電線の復旧よりも先に復旧するということになっているようでございます。

のことから、四国電力といたしましては、災害復旧の過程で、宿毛変電所の被災があったとしても、電力供給に大きな支障を及ぼすものではないと判断をしているところでございます。

また、変電車等の数量的な担保につきましては、四国電力にも確認しましたが、現在、四国電力管内には高圧発電機車が26台、低圧発電機車が48台あります。さらに災害の規模等を考慮しながら、必要に応じて、全国の電力会社に停電区域への配備についての応援を要請することとしておりまして、配電線が復旧するまでの間、災害復旧拠点や、避難所等災害対応上、重要な施設へ優先して供給することとしているとのことでございました。

また、小深浦への高台移転につきましても、意向を確認いたしたところでございますが、電力復旧を主たる目的として、その復旧目的とし

ては、移転は困難であるとの回答をいただいて
いるところでございます。

以上のような状況になっております。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ただいまの答弁では、
四国電力の回答をいただいて、市長に答弁いた
だいたというふうに、僕は認識しているんです
が、災害で電源の喪失がありますと、避難生活、
被災してすごく大変な避難生活の中で、さらに
大きなダメージを加えられることになりますね、
電気がないと。

この四国電力の回答に対して、市長は今後、
移転要望、今後の市長のスタンスはどのように
考えているのか、お答えいただけますか。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

先ほど、少しお答えをさせていただいたこと
と重複をするわけですが、電力会社のほうから
の回答としては、要するに、配電線などが流さ
れるんじゃないかなということで、そういうものを
直す間に、変電所については、復旧ができ
るのでということで、変電所を高台に持つて
いっても、余り効果は、市民の皆様に対しては、
効果としての影響はないよという答えでござ
います。

そういう形の中で、変電所だけじゃなくて、
どういうふうな形をすれば、一日も早く復旧が
できるのかということを一緒にになって考えて
いく中で、変電所、それが高台にあればいいん
じゃないですかということになれば、当然、そ
ちらについての要望を強く求めていきたいとい
うふうに思いますし、何よりも一日も早い復旧
に向けた取り組みについて、一緒になって考
えていくようにしたいと思います。

それで、何かやれば、一日も早い復旧に資す
るということであれば、それは強く要望してま

いりたいというふうに考えているところでござ
います。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 理解しました。よくわ
かりました。

それでは、災害系の質問はこれで終了いたし
まして、続きまして、観光振興についてお伺い
します。

午後なんで、何となく重い空気になってきて
いる感じがしましてね。副市長なんか、下向い
ちゃって、重くなっているので、少しここ、テ
ンションを上げて。観光振興などで、テンショ
ンを上げていきたいと思います。

それでは、観光振興についてですが、LCC
の就航と、宿毛市の観光振興について、お伺い
します。

格安航空会社のジェットスター・ジャパンが、
ことし12月に高知空港と成田と関西空港の間
で、この定期路線を就航することとなりまし
て、成田線の最安値が、あくまでも最安値です
が、4,990円となるそうです。

このLCCの就航により、国内外の観光客、
特に訪日客、外国人観光客をどう取り込んでい
くかが、宿毛市においても新たな観光振興の
テーマになるとと考えられます。

そして、松山の既存路線であります北海道、
沖縄、各國際線を含めれば、旅行者のマーケッ
トはさらに拡大していくこととなります。この
LCCの就航について、市長はどのように捉
えているのかお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

私もLCC利用したことありますし、今回、新聞報道の記事も見させていただきました
が、これが、今回はジェットスター・ジャパンと

いうことで、非常にまた格好のいい機体で、いろんな意味でわくわくするような記事だなとうふうに感じたところでございます。

格安航空会社の就航によりまして、現在、定期路線のない成田空港や関西空港とつながることとなり、高知県全体の観光振興にとって、非常に大きな追い風になると、そのように私自身も期待をしているところでございます。

また、ことし2年目を迎える「志国高知 幕末維新博」、こちらの効果もございまして、これまでになく、県外はもちろん、国外から多くの観光客の皆さんに、高知県へお越しいただいておりまして、さらに来年2月からは、食や自然体験にスポットを当てた、ポスト幕末維新博が開幕することとなっております。

本市といたしましては、これまで幕末維新博の取り組みの中で、林邸の改修や、そしてダットサン展示イベント、宿毛歴史館を中心とした歴史資源の磨き上げなどを行なながら、観光振興に取り組んでまいりましたので、こういった取り組みを継続しながら、さらに本市の強みである釣りや、そしてスキューバダイビングといったマリンレジャーを始めとする、海、山、川の豊かな自然を生かした体験型観光につなげていきたい、そのように強く思っている、考えているところでございます。

具体的には、スタンドアップパドルボードや、これも最近はメジャーになっているところでございますが、そういったサーフボードの大きいようなものの上に立って、パドルでこいで遊んだり、そういった体験をするものや、それからウォーターホイールと言いまして、大きなタイヤのような中で、人が入って転がしながら、余り表現はよくないかもしれません、ハツカネズミとかハムスターがやっているような形、そんな感じで海の上で遊ぶようなものであるとか、そういうたものをぜひ取り入れて、気軽にマリ

ンレジャーが楽しめる仕組みづくりの構築。また、昨年、オリンピック、パラリンピックのホストタウンとして登録もさせていただいた上で、サイクリングオランダ女子ナショナルチームの強化合宿も招致をしたところでございますが、宿毛の自然を丸ごと楽しめる、そんなサイクリングコースのプランニングであるとか、また、宿毛市の大自然を最大限に楽しんでいただけるような、そんな取り組みを、ぜひ考えていいたいなというふうに思っているところでございまして、少しずつ、もう既に準備を進めさせていただいているところでございます。

御承知のとおり、四国西南地域は、交通アクセスの面で、どうしても首都圏などから時間がかかることが多いですが、今回、人気の高い格安航空会社が就航することで、新たな流れが期待できますので、まずは高知県や幡多6市町村、そしてお隣の愛南町と、そういったところなどと連携を図りながら、四国西南地域への誘客と合わせて、宿毛市のPR活動に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

先日の地震もありましたので、現在、どういう状況になっているのかはちょっとわかりませんが、地震前、それから台風が襲来する前は、関西圏域は、もうこれ以上入れないぐらい、インバウンドのお客さんたちがたくさん入ってて、せっかく、これ以上入ってきたいのに入れないお客様を、特にアジアであるとか、海外の方々を、どこの地域で受け入れをしていくのか、というのが一つの問題になっているというお話も、るる聞いているところでございまして、そういった方々を、ぜひ高知県に来ていただける、そんな一つのきっかけに、大きなツールになるのではないかというふうに思っております、就航、本当に喜んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） このLCCの就航で恩恵を受けるのは、このままでいくと大半が、高知県でいったら高知市内になってしまふとは思うんですが、どうやって幡多地域まで人、お客様を引っ張ってくるかと考えると、やはり市長の自転車もそうなんですけれども、一部の特化したマニア、いわゆるマニアの方々ですね、趣味のマニアの方たちを徹底的に呼び込むというのが、最前の手だと思っておりまして、次の質問に移るんですが。

結局、僕は、観光といったら、次の質問をしたいだけなんですけれども。絶対、宿毛市では、やっぱり釣りしかないと。日に日に思っておりまして、ちょっときょうも質問させていただきますが。

現在、宿毛市には、沖の島、鵜来島と内湾を含めて約20業者ほど、遊漁船業者があるんですが、移住して遊漁船業者を営んでいる方も、もういるぐらいですから、これまで、行政は、釣りは一部のプロとマニアの趣味であって、沖の島、鵜来島に関しては、一定の知名度も定着しているんじゃないかなという認識の中から、関係業者と協働で、現状の調査や、今後の可能性とか、具体的な、市長が進める「自転車のまち計画」でしたっけ、そのような形で、調査関係はしたことないと思うんですね。

今、全国的には、大きな港の二次利用の推進として、沖の防波堤、沖にある一字型防波堤を釣り客へ開放するような動きも、日本の中で活発化しております。

その中で、高知県でも、任意ではありますが、よく新聞で、今、出ております釣りバカ日誌の黒笛さんとか、県議の有志の皆様とか、国交省の関係者の方まで、釣りで高知県の観光振興を強化したいという動きがあるらしいです。

これは実際に聞きました。

そこで提案なんですけれども、宿毛市の釣りを活用した観光振興計画というものを、一から、調査から、関係業者さんと協働でつくっていって、僕、これ何回もシリーズのように言っていますけれども、本当にそれが効果があるのかどうかというところまで、ぜひやっていただきたいんですよね。

その意味も込めて、成功しますと、少なくとも釣り客で年間5万人、うまくいけば、同行者などで10万人とか、キャパ的には十分、可能性がありますので、このあたりについて、市長、どのように、僕がもう、毎回毎回、釣りの質問をすることに対して、どのようにお考えなのか、きょうはちょっと詳しく答えていただきたいんで。いい答えをいただいたら、もう二度としませんから、この質問は。

ぜひ、よろしくお願ひします。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

一定、質問等、聞き取りもさせていただいたのですが、そこまで強い思いのある質問だというふうに聞いてなかったので、今ちょっと、どきどきしながら答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

先ほどありました自転車に関しましては、国のはうが、議員立法という形ではありますが、自転車活用推進法というのが施行されておりまして、これに基づいて、国土交通省の中に、推進室のはうも構えられたという形の中で、国全体の動きの中で、若干、先行してますが、うちのはうがそういった計画を、今、つくるようにさせていただいております。

これから、全国的にはスタンダードになっていくのだろうとは思いますが、何事も先にやったものが目立ちますし、効果も大きいと思いますので、先に取り組みをさせていただいている

ところでございます。

そういう形の中で、一定、お答えをさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、宿毛湾は、以前から良質の魚場として知られておりまして、1年を通して、多くの釣り客にお越しをいただいているところでございます。

また、観光協会や釣り具メーカーの御尽力もありまして、毎年、チヌやグレ釣り大会が開催されるなど、釣りファンの人気スポットにもなっているところでございまして、議員が一番御承知のところでございます。

議員のお話にもありましたが、特に今回は宿毛新港の話になろうかと思いますが、港湾施設の2次利用についても、国土交通省の高知港湾空港整備事務所所長から、直接、湾港における釣り施設や、既存の防波堤の利活用を、前向きに進めていきたいと、直接、お話を聞きしたところでございまして、この点について、かなり現実味を帯びてきたのかなというふうに思っているところでございます。

本市では、当然、先ほども言わさせていただきましたが、新港の沖にあります防波堤の利活用が、非常に効果的だというふうなことで、候補になろうかと思っております。

この防波堤が釣り施設として活用できるようになれば、人気のポイントとなることが期待できますので、活用方法について、管理者である高知県や市内の遊漁関係者の方々との協議をしてまいりたいというふうに考えております。

協議というか、調整になろうかと思います。どういったルールづくりをして活用できるのかというのを、こちらの釣り関係者の方々と、しっかりと協議を、まずしないといけない。地元として、かたまらないといけないというふうに思っています。

そういう上で、その施設については、今

言ったように、かなり期待ができる状況ですので、ぜひ使わせていただけるように、もう既に申し入れをさせていただいているところでございます。

聞くところによると、防波堤というのは、でてきてから数年の間が、やたらと釣果が上がるというふうに聞いていますので、できるだけ早い段階で、工事が終わったらすぐ、上にあがって釣れるようなことができないか、そんなふうにも考えているところでございますので、ぜひお力をかりたいというふうに思っているところでございます。

また、議員御提案の、釣りを活用した観光振興計画の策定ということでございますが、御指摘のとおり、お越しいただいている釣り客の状況や、遊漁関係者の方々の、といったニーズなど、具体的な内容について、十分に把握できているかといわれると、把握できてない状況でございます。

まずは、こういったニーズを把握した上で、調査もしていかないといけないというふうに思っております、そういうことの洗い出し等も、これから進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

今回だけといわずに、これからもぜひ、御指摘等がありましたら、質問という形の中で、していただければ、自分たちも逆に刺激を受けて、しっかりと取り組みができるというふうに考えておりますので、一般質問じゃなくても、ぜひそういう形で御協力を願いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 納得いく答弁いただきました。

宿毛市の釣りは、本当に未来永劫、宿毛市の観光の核となっていけるというふうに、僕は確

信しておりますので、ぜひその基礎となる振興計画のようなものを、調査からですよね、まずは。原田の言っていることは間違いだったということも含めて、調査から入っていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

それでは、今度は、教育行政について、教育長にお伺いいたします。

最初に、小中学生のスマホ・ネット依存について、お伺いいたします。

先月、新聞ですが、厚生労働省の研究班による調査の中で、病的なネット依存の中高生は、約93万人という数字が出されておりました。

それは、現在の中高生全体の7分の1にあたるようで、スマホを持つ大半の生徒が、依存症の危機に直面しているという記事でございました。

実は、私も何かちょっと気になって、よくいじったりする、それが依存症の予備軍ということですが。

この現象は、年々、年を追うごとに低年齢化しております、小学校の段階で、スマホの取り扱いに、もう指導をしていく必要があるのではないかということも言われております。

対応が急がれるこの件につきまして、市内小中学生に対して、依存症に対する取り組み、どのようなことを行っているのか。そして、今後は、どのように対応していくのか、お聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、3番議員の一般質問にお答え申し上げます。

小中学生に対するスマホ・ネット依存の予防について、御質問いただきました。

スマートフォンやインターネットにつきましては、上手に活用すれば、非常に有効なものであるというふうに考えておりますが、一方で、

さまざまな課題が指摘されていることも事実でございます。

このため、使い方によって、どのような問題を引き起こすことがあるのか、あるいは情報化社会において、適切に活用するための方法など、情報モラルについて学ぶことが、非常に重要でございまして、依存予防にもつながるものであるというふうに考えております。

情報モラル教育につきましては、宿毛市では、以前より青少年育成センターが中心となって、積極的に推進をいたしております。

昨年度も市内6校で情報モラル教室を開催しております、学校によっては、参観日に合わせて実施し、児童生徒だけでなく、保護者の皆さんに対しても、啓発活動を行っているところでございます。

また、議員も御承知のように、毎年、市内中学校の生徒会が一堂に会して実施をしております、宿毛きびなごフォーラムにおきましても、昨年度まで、携帯、スマホのルールづくりについて議論がなされ、昨年度末には、子供たちの手で、宿っ子ネットに関する7カ条という、市内小中学校の児童生徒が守るべきルールが制定されました。

そして、これは小学校の5年生以上の児童にも、全員に配布をさせていただいているところであります。

その他にも、中学校生徒会執行部有志が出演をして、宿毛市オリジナルの情報モラルビデオを作成するなど、さまざまな活動を行っております。

今後におきましても、継続して行動を行うことが非常に重要であるというふうに考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問を一つさせていただきます。

9月ということで、いつも9月、私、いじめの質問をさせていただくんですが。

ネット上のいじめや誹謗中傷、たくさんあると思うんですけども、これらや、悩みなどの、生徒からの抽出方法、手段についてお伺いしますが、これまでの私の質問の中での答弁は、電話相談やアンケートなどということでしたが、何か新しい手段は、私が質問したネットアプリなんかで、新しい手段は検討していただけましたでしょうか。お聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

いじめ等の相談方法に、新たな手段を加えたかとの御質問でございます。

以前にも議員から御質問をいただきまして、国等が試験的に取り組む状況等を見きわめる中で、宿毛市としても検討してまいりたいというふうに答えてまいったところでございますけれども。

現在も、宿毛市では相談体制については、電話以外の手段を使っての受付はできていないという状況でございます。

SNS等を活用した相談体制の構築につきましては、国におきましても、本年3月末に、いじめ防止対策協議会が、当面の考え方についての最終報告を行いまして、それを受け、平成30年度より補助事業を実施をいたしております。

なお、この補助事業の実施主体は、原則として都道府県及び指定都市となっておりまして、高知県におきましては、この国の事業を活用いたしまして、SNSを活用した相談体制を、先月8月末から60日間、及び12月末からの30日間で、全公立高等学校と特別支援学校高等部を対象として、試験的に実施をいたしている

ところであります。

本市におきましても、引き続き、有効な手段を検討する必要があるというふうには認識をいたしておりますので、以前も申し上げましたけれども、国の取り組みはもとより、高知県が実施している事業の結果でありますとか、あるいは実施する場合の財源等も含めて、情報収集を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 研究して、できれば早く、また別の手段をつくってほしいんですが。

こうやって私と教育長が、年ごとに質問、答弁をやっている間でも、全国では悲しい事件がとまらず起きていますので、宿毛市では、そういうことは絶対ないとかいうことはあり得ませんので、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、教育施設のエアコンの設置についてでございます。

先ほどの川村議員のところで、何か消化不良があったような感じですので、一つだけ簡単に答えてください。

小学生の普通教室、特別教室も含めて6%という数字だったみたいでしがれども、60%の聞き間違いかなと思ったぐらいでしたが、もう来年度100%にするという答えが、川村さんのところで出ると思ったんですが、そのあたりお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

空調機の設置についての御質問でございます。先ほど、川村議員も御指摘がございましたように、特に近年、日本列島、非常に猛暑が続いて、毎年、前年に比べても暑さが厳しくなっているような感じがございます。

そういう中で、これまで教育委員会といたしましても、小中学校の児童生徒に対して、エアコン漬けになっていいのかと。今や、各御家庭でもエアコンが、ほぼ整備されているような状況の中で、四六時中エアコン漬けがいいのかというような議論は、過去にはございましたけれども、そういったことが言っておれないような、愛知県豊田市の状況もございますけれども、学校内、教室内においても、現状は熱中症の危険もある、そういう状況もございまして、そういったこと。

それから、子供たちの、いわゆる効率的な学習ができる環境ということで、市長部局の御理解もいただきまして、中学校につきましては、先ほど、川村議員にも御答弁申し上げましたように、平成29年度に100%、通常授業を受ける普通教室では整備をいたしているところでございますけれども、小学校につきましては、大変申しわけないんですけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、現状は6%ということで、普通教室には、ほぼ整備できていないという状況でございます。

そういうことから、今回、愛知県豊田市の状況も受けて、国においても、来年の夏までには、全国の公立の小中学校全てということでございますけれども、一方で、この事業を整備するに当たっては、国の補助制度はございますけれども、これが補助率3分の1でございます。

したがいまして、3分の2は市の一般財源を充当しなきゃいけない。

今、中学校では、約4,000万程度でございましたけれども、普通教室に。小学校で、今、試算をいたしますと、約1億4,000万程度かかる。そうしますと、一般財源ベースでも、1億近い一般財源が必要になってまいります。

そういうこともありますけれども、我々、これか

ら市長部局とも十分協議を重ねて、できるだけ早く整備できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） わかりました。短い質問で、たくさん答えいただいてありがとうございます。ぜひエアコンの設置、よろしくお願ひします。

続きまして、宿毛市総合運動公園の体育館、武道場ですか、そのエアコンの設置について、お伺いします。

先月、私は震災前と震災後の同じ場所、熊本県の玉名市というところの総合体育館に行く機会がありました、そこは被災したんですが、被災した建物は既存のままの補修でしたが、内部に体育館特有のハイブリット空調システム、すごい最新の空調システムが設置されておりまして、前回行ったときは、熊本ですからすごい暑くて、今回行ったときは、風を感じないのにすごく涼しくて、これはすばらしいなというのを実感してまいりました。

教育長もさっき言ってたんですけども、昔はエアコンは、ちょっとぜいたく品だとか、こういう部分には、ちょっとというのがあったんですが、今ではもう、エアコンないと、体育館でいえば、利用者に、耐えがたい夏なんかは、苦痛を与えてしまうし、それこそ救急車で運ばれる可能性も出るくらい暑さでありまして、このあたり見直していくかなければなど。玉名の体育館に行ったときに、切に感じました。

スポーツ面からでもそうなんですが、大規模災害時には、幡多地域の防災拠点となります施設であることから、芳奈の体育館と武道場には、何かの有利な起債を調査して、エアコンの設置はできないかと考えますが、スポーツ系に関しては教育長、幡多地域の防災拠点という意味で

は、市長のほうに御答弁をお願いします。

以上です。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

総合運動公園市民体育館へのエアコンの設置について、御質問いただきました。

市民体育館は、2002年よさこい高知国体に合わせて整備をされまして、年間を通じて、市内外の多くの方々に御利用をいただいているところでございます。

本体育館内のエアコン整備につきましては、会議室や事務所等には設置をされておりますけれども、議員御指摘のように、アリーナと武道場には整備をされていないのが現状でございます。

近年は、特に夏場の気温が高いことから、利用者の皆さんには、適宜水分補給をするなどの注意喚起をしているところでございますけれども、その中で、本市といたしましても、熱中症対策の一環として、本年度、大型扇風機1台を購入し、先日行われました日本文理大学レスリング部の合宿でも活用していただいたところでございます。

エアコン設備の必要性につきましては、熱中症対策はもとより、さらなるスポーツの普及や、各種スポーツ大会、合宿誘致等に向けて効果的であると認識をいたしておりますけれども、先ほど御紹介いただきました、熊本県玉名市の体育館における総工事費は、約1億7,200万円というふうにお聞きをいたしております。

教育委員会といたしましては、野球場等他の老朽化した既存施設の修繕等との優先順位を考慮しながら、また有利な助成制度がないかなども含め、市長部局とも十分協議を重ねる中で、さまざまな観点から、研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 市長。

○市長（中平富宏君） 続けてお答えをさせていただきます。

総合運動公園市民体育館にエアコンを設置することということですが、ここにエアコンを設置することは、施設利用上、災害対策上、非常に有用なものであるというふうに認識を、私もしております。あつたほうがいいだろうなと、当然、思っております。

そういった認識ではございますが、現在、宿毛市総合運動公園は、宿毛市防災計画において、防災拠点として位置づけられておりますが、現状の位置づけにおいては、防災拠点という位置づけにおいては、エアコン設置に関して、防災上の補助金や、有利な起債はないという状況となっております。

さらに、設置後においても、多額のランニングコストが生じてしまうこととなりますので、設置に際しては、慎重に判断する必要があるというふうに考えているところでございまして、なおのこと、今後も何かないかということで、研究は続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この件については、予算のかかることですので、一足飛びにはいかないことは承知しておりますが、特に気象に関しては、今の常識が通用しなくなっている状態なので、ここはどうぞ研究していただけたらと思います。

続きまして、色覚チョークの導入について、お伺いいたします。

この色覚チョークというのですが、いわゆる学校の黒板に書くチョークの話でございます。

全国では、先天的に色の見え方が違う方が、

約300万人いらっしゃるという、これネットで調べたんですが、ことでございました。

平成15年度以降、学校での健康診断で、色覚検査が必須事項から外れたということも伺っておりまして、子供たちの中には、自分の色覚がちょっと、色覚障害があることにも気づいていない方もいるという話でございます。

そのような観点から、小学校の誰もが、どの生徒も黒板が見やすく、書かれた字が見やすくなるような配慮をしたらどうかと思いまして、この色覚チョークというものを、私、発見したんですが、これ、導入してみたらどうかと考えておりまして、教育長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

色覚検査につきましては、議員御指摘のとおり、現在は健康診断の項目から外れています。しかしながら、市内の学校におきましては、色覚検査表を使いまして、任意で色覚検査を行っている状況でございます。

小学生につきましては、ほぼ全ての児童が検査を受けておりまして、児童生徒の色覚特性につきましては、学校で把握できていると報告を受けております。

色覚チョークにつきましては、通常のチョークと違い、明るさや彩りに差をつけ、色覚に特性をもつ方に対して、見えやすくつくられたチョーク、先ほど御指摘あったとおりでございます。

現在、宿毛市内の小中学校におきましては、色覚チョークの導入をしている学校はございませんけれども、色によっては、蛍光色チョークの使用を初め、色使いや書き方に配慮するなど、学校それぞれ工夫をしながら、授業を行っております。

今後、色覚チョークの導入も視野に入れながら、状況に応じて、児童生徒に見えやすく、わかりやすい授業づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 色覚チョークは、以上で理解しました。

続きまして、最後に、スポーツ振興について、お伺いいたします。

総合型地域スポーツクラブについて、お伺いしますが、この宿毛市も総合型地域スポーツクラブで、スポレクすくもという名称で、団体を設立していると思いますが、その設立の目的と、現在の運営はどのようにになっているのか、お聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

総合型地域スポーツクラブ、スポレクすくもについての御質問をいただきました。

スポレクすくもは、自主運営によるスポーツを中心とした活動を通し、会員の健康づくりや、世代間の交流を推進するとともに、他の関係団体と連携し、地域社会における生涯スポーツの発展に寄与することを目的として、平成19年2月23日に設立されました。

具体的には、各種スポーツ教室、スポーツイベントを実施することにより、これまでスポーツに親しむことが少なかった市民に対して、自分に合ったスポーツを楽しんでもらうとともに、子供から高齢者までの幅広い世代間の交流を深め、スポーツによる健康増進と、地域の活性化を目指しております。

現在、構成団体でございます宿毛市体育協会のメンバーが中心となりまして活動を行っており、本年度の実績といたしましては、和田体育

館において、毎週水曜日にシニアの方を対象とした体力づくり教室、これエアロビ体操等でございますけれども、を開催しております。

また、7月、8月の夏休み期間中には、小学生を対象としたスポーツ教室、バドミントン、バレーボール、バスケットボール等でございますけれども、も開催をいたしました。

さらに、教育委員会及び宿毛商工会議所との三者による共催事業として、ジュニア駅伝大会の開催や、今年度は中止になりましたけれども、松田川での親子カヌー教室なども、例年開催しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 教育長がお話ししいただいたように、宿毛市も国の設立趣旨に沿って、総合型地域スポーツクラブのスポレクすくもを立ち上げたようですが、この団体が宿毛市のスポーツ全般を牽引していただきたいと思いまして、次の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の給料の増額についてと、質問だけ見ると、余り関係ないんじゃないかなみたいに思いますけれども、前段に絡めて、今年度の地域おこし協力隊員で、スポーツ振興室で募集があったと思うんですが、この件につきましては、現在も採用に至っていないという報告を受けております。

その主な原因が、採用条件のハードルが高過ぎたからではないかというお話もいただいたんですが、私はそうではないと思っておりまして、むしろ賃金が追いついていってないんじゃないかなというふうに思っております。

この採用できないことを、結果できてないんですから、マイナスと捉えずに、これを機会に、地域おこし協力隊の給料を増額して、総合型地域スポーツクラブの運営を将来託すと。宿毛のスポーツ全般を担ってもらうというような採用

にしたらどうかと思いまして、協力隊員の給料の増額ですね、これについて質問をいたします。

将来的には、今、中学校で、部活がなかなか、皆さん選べないようになってて、校区を超えていくような現象も起きておりますので、総合型地域スポーツクラブと、学校と、またはクラブの関係者とか、外部指導員なんかが、総合型地域スポーツクラブを中心に連携をとって、みなしべ活動のようなものが進めていけるような、基礎となる人材を、改めて確保したらどうかと思いました、この質問をいたしました。

教育長の御所見をお聞かせください。

○副議長（山上庄一君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申上げます。

地域おこし協力隊の報償費、いわゆる給料の増額についての御質問でございます。

議員御指摘のように、本市では、本年度からスポーツ振興分野において、2名の地域おこし協力隊の募集をしているところですが、御指摘のように、現在においても、まだ応募がない状況でございます。

そういったことから、教育委員会といたしましては、採用条件の部分で、議員のほうは直接的な影響ではないのではないかという御指摘でしたけれども、教育委員会としては、必須としておりました旅行会社や広告代理店等での実務経験等の項目、そういうものは撤廃をして、条件を緩和をするとともに、情報発信につきましても、本市のホームページだけでなく、東京や大阪で開催される移住定住イベントにおけるPR活動を初め、一般社団法人移住交流推進機構が運営をする地域おこし協力隊ポータルサイトへの掲載など、募集に向けた取り組みを行っているところでございます。

現在、本市における地域おこし協力隊の報償費は、月額で16万5,000円になっており

まして、年額にいたしますと 198 万円でございます。

この算定根拠は特別交付税措置の対象となる基準額が、隊員一人当たり、年額報償費 200 万円と規定されているため、地域おこし協力隊の活動に係る経費については、この報償費のほかに、その他の経費として 200 万円が認められておりまして、総額で 400 万円が上限となっております。

議員御指摘のように、学校のクラブ活動との連携等を初め、スポーツ施設の利用促進、あるいは各種スポーツ大会や合宿の誘致等、宿毛市のスポーツ振興全般を担っていただけるような優秀な人材を確保するためには、先ほど御説明いたしました基準額に加え、別途増額をして、一定の報償額を提示していくことも一つの方法であろうというように考えております。

今は、いざれにいたしましても、今、募集をいたしておりますので、PR活動を継続しながら、一日も早く本市のスポーツ振興に取り組んでいただける隊員の確保に向け、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山上庄一君） 3 番原田秀明君。

○3 番（原田秀明君） 答弁ありがとうございます。

これ、わかりやすく宿毛市で説明させてもらいますと、宿毛市観光協会のように、要するに社団法人化でもしていただいて、組織として運営していただくと。

その人材の基礎となる人を募集したらどうかということで、成功できると思います。それには、内容のハードルではなくて、前職何やってたかとか、余り関係ないんですね。問題は、その賃金で働く、その賃金なら働いてもいい、移住してきてもいいと思える賃金を出すことから始まるんで、前職なんか何でもいいと。むし

ろ知らないほうがいい場合もありますので、ぜひ、私の質問の趣旨はそこですので、ちょっと上げるとか、中の振り動かしでちょっと上げるとかいう世界じゃなくて、もう何かを担うために、それに見合った、その賃金ならやるという人材を確保する募集をしてほしいということです。

それでは、以上で私の全ての質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（山上庄一君） この際、10 分間休憩いたします。

午後 2 時 10 分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 2 時 26 分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報道機関から、議場の撮影の申し入れがありましたので、議長はこれを許可いたしました。

1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 皆様、こんにちは。本日は、川田栄子、新庁舎建設問題について、たび重なる、市長には御答弁になりますけれども、市民の関心が高いこの新庁舎建設問題について、質問をさせていただきます。

今回、庁舎建設問題という、市民全体の課題に、どのような政策で対応すれば効果が上がるかは、未来予想であります。常に不確実であります、つまり、どちらも正解がない課題であります。

つまり、どちらも正解がわからないが、対応をしなければならないわけであります。それは、多面的な検討、つまり議論して決断するしかありません。決断ありきの意思決定はしないことが重要です。よい意味で関係性、コミュニケーション形態を、余白がある状態にしていく必要があります。

しかし、きのうの答弁は、私が決めた、丁寧に説明していく、理解を求める、などの言葉が多く聞こえてきました。

市民からは、3,000名の署名を添えて、請願書も届いております。請願書とし、議案としてもらうことは、議論を表に出すということです。そのことを、市長として理解するためには、頭の中をリセットしなくてはならないことです。自分の考えを押しつけることとは違います。

庁舎は、宿毛のシンボルです。どうあればいいのか、ともに考える仲間であります。議員の後ろには、多くの有権者がついております。大事業というのにもかかわらず、駆け足で計画を進めていると感じております。

市民の声も、建てかえ問題について、余りにも拙速過ぎる。結論ありきの意思決定は、市民を無視した進め方ではないかと思う。市民の声も多数聞かれております。

近隣市町村の庁舎問題を見ると、黒潮町は、20年、21年に庁舎建設委員が市長の諮問に答申しました。25年に基本計画へと進んでおります。

香南市では、27、28年に建設委員が答申して、30、31年に庁舎完成予定となっております。

既に完成している四万十市は、現地調査と移転建設をかけて、選挙で戦いました。

中土佐町では、23年に何ヵ所か高台調査を、24年に審議会答申、25年に答申結果を議論し、6月の定例議会で住民投票条例を可決しました。9月議会で議会も同調し、答申案尊重となりました。用地は25年土木設計、27年実施設計、28年基本設計、29年実施設計、庁舎、消防、保育所完成の61億円の大規模事業は、32年完成と聞いております。

建設すれば、50年、60年と長く存在する

庁舎であります。どこでも、しっかり時間をかけて、慎重に進めています。

市民は、市のやり方は、緊急性や財源の期限を人質にとっているようだと。財政は大事であるが、補助金目当てだけで建てかえ時期を考えているのか。また、不便で行きたくない場所だ、高台ありきの候補地だと、市民の声に厳しいものがあります。

耳ざわりのよくない言葉こそ、そしゃくする必要があります。市民としっかり向き合って、理解をしてもらうためには、市民を理解する必要があるのであるのではと考えます。

質問に入ります。

最初に、意見交換会の資料について。防災、減災にどのくらい効果があるかなどの数字を出し、判断を求めることがやるべきだと伝えました。数字が出ていれば、教えてもらえばと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告内容と違ってまして。

それとあと、もし構わなければ、反問権、構いませんか。

何を質問されているのか、理解ができないので、何を質問しているのか、少しおわかりやすくいっていただけますでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 質問資料に、意見交換会の資料について、防災減災にどのくらい効果があるかなどの数字を入れておくべきだと、私は聞き取りのときに話をしました。

その数字が入りますか。入らないなら入らないでいいですよと、お話をしました。だから、どうなんですかと聞いております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、反問権お

願いします。

防災減災についての数字というのが、何を根拠に、どういった数字を示してほしいのか、その点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 高台だから、防災面とか減災について、どのくらいの数字が出るんですか。県立の跡でしたら、どうなんですか。現地ではどうなんですかという、その基準をそれぞれ設ければ、出ると思いますけれども。

こういう基準で、安全度をこの数字にしましたという説明は、あればわかりますけれども。いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） この際、暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 2時34分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防災減災の数字を、どの程度、各場所で、数字を示せというお話ですが、どういった数字を示していいのか、理解ができませんので、申しわけございませんが、数字を示すことは、現在、できない状況です。

どこが、2つの比較で、こっちよりもこっちのほうが安全であるとか、そういうことだったら示せるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次へいきます。

小深浦の高台は12.6ヘクタールを求めて

おります。目的は、避難所として、国交省の補助を得て、26年、27年に求めていますが、この土地をビジョンとして、どのようなものを持ってこの土地を求めたのか。

人里離れた場所に、どこの誰の避難場所として活用していくつもりであったのか、説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

小深浦の高台用地は、平成24年度に実施した宿毛小学校等移転適地調査におきまして、コンサルタントが候補地の一つに選定したことがきっかけとなりまして、着目され始めた場所でございます。

結果といたしまして、小学校の移転場所とはならなかつたものの、当該高台は、一時避難場所やヘリを活用した搬送を期待できる避難所に選定をし、用地の取得を行っているところでございます。

なお、避難所の想定エリアは、長期浸水における避難者の集約も視野に入れておりましたので、宿毛駅から西側の地区を対象としているという状況の中で、避難者数は想定をしております。

また、当該高台につきましては、前市長が計画当初に答弁しているように、将来における公共施設の移転も含めて、進めていきたいものというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、住民意見交換会から答申説明会までをお聞きいたします。

住民の意見交換会が6月21日から7月4日まで、沖の島を含めて8カ所、374人の参加の中、意見を抜粋してみました。

高台は国の有利な資金が利用できる。庁舎が

災害のとき機能すること。小深浦は公共機関として不便だ。宿毛小学校と同じＬ1対応でよい。小深浦の道路は、津波で瓦れきの山となる。ほか、さまざま意見が出ました。

答申説明会では、小深浦は70%の交付金がいる、有利だ。高台神話は地震で崩れた。阪神大震災を経験した。県立跡で、L1対応でよいなど、ほか質問が出されました。

市長は、説明会を予定どおりしてきたといわれたが、伝えたと、伝わったとは違います。説明会は形骸化し、市民理解のアリバイづくりにすぎないと言わされた市民は少なくないと思われます。

説明会など終えて、市長は市民の雰囲気を正確に理解できたのでしょうか、御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただけたいと思います。

少し、聞き取りと内容が変わってきていますので、できるだけ今の質問に答えるように、努力はしてみたいというふうに思います。

6月21日の小筑紫を皮切りに、市内8カ所を回りました。住民意見交換会や、住民アンケートの実施、そして8月23日の庁舎建設審議会の答申を受けまして、8月31日に開催しました住民説明会において、市民の皆様からの対応、多種多様な御意見を頂戴いたしたというふうに、自分自身思っているところでございます。

その中には、今、川田議員からも少しお話ありましたが、いろいろな意見が出てきました。大変厳しい御意見もあったことも承知しているところでございます。

そういう形の中で、一日も早く災害に強い庁舎を建設してほしいという、そういう切実な意見も受ける中で、自分としては、建て位置

について決定をさせていただいたつもりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 聞き取りはしております。きちんと了解も得ております。

反対意見も多く出ました、住民の意見が割れるのは、地域課題に対する行政手法が問題視される出来事ではありませんか。高台ありきだ、初めから決まっている、市民無視との声も多く聞こえます。建てかえの話は、建設位置の検討からではありませんか。

例えば、四万十市は現在地か移転かを市長選挙で闘い、現在地となって、黒潮町では、執行部3案、地元代表委員が4案を出し、利便性、高台、町に近いなどを議論しました。

町長の諮問で、3候補とするため、選挙で決めて、町長に諮問しました。その後、町長が決定しております。

その後、東日本震災があり、日本一高い津波のレッテルを張られた、みんなで高台となった黒潮町です。

香南市でも、初めは地元地区代表の社会福祉協議会、民生児童委員、女性消防団、高齢者代表連絡会長、副市長、総務課長、企画課長、福祉事務所長、婦人会、計20名の検討委員から始まり、アンケート、市民の聞く会懇談会も出向いて、最終的には県、大学の先生、10人の審議会で決定されて、32年完成の予定であります。

同じく、32年完成予定の中土佐町は、審議会15人、大学の先生2人、県、教育長、バス会社、商工会議所、漁業組合、黒潮JA、保育所施設、中土佐町PTA、久礼保護者代表、消防分団長、社協、総務課長で、庁舎特別委員会として9カ所の候補地が出ました。

一長一短あるが、利便性、町に近い、国道に

接するなど、検討しました。住民投票、可決もしました。その答申案が尊重されたなど、近隣市町村の報告を受けています。

宿毛市はなぜこうなのか、市民の理解は得られておりません。拙速過ぎるとの声も多い、市の決定かんがある。もっと市民と対話せよ、不愉快だ、意見交換会というよりも、小深浦ありきだ。大事業というのにもかかわらず、駆け足で計画を進めていると、私のはうへも声が届いております。

市側が出た3つの提案場所において、市民の納得のいく結論を与えていたか、説明会で市民が答申と反対の意見が出たらどうするか、市長はそのまま進めますか、の質問に、市長は、聞いたものと重ねて決めると答弁されました。この真意を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、最後の質問が理解というか、聞き取れなかつたので。何の真意を聞きたいのか、もう一度お願ひをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） これは意見交換会のときに出ました。住民の方から出ました。

説明会で、市民が答申と反対の意見が出たらどうするか。そのまま進めるかの質問に、市長は、聞いたものと重ねて決めると答弁されました。この真意を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきたいと思います。

川田議員、るる説明していただきましたが、事前にこういったところで、こういったことがあったよということで、教えていただいておけば、その一つ一つ調べて、丁寧に答弁ができるようかと思いますが、今、るる聞いただけなので、ちょっとそのことについては、自分の考え方を

示せないような状況でございますので、申しわけありませんが、その内容については、わからない状況です。

ひとつ、少しあっているのは、幡多あります黒潮町、先ほど21年に答申がというお話をありました。たしか自分が知っている限りでは、答申後に東日本の大震災を受けて、答申のときの庁舎の建てかえ場所と実際建った場所は、高台にあがりましたので、違ってきているというふうにも思いますし、また、それぞれの内容があろうかと思います。

それについては、今、自分がわからない状況でございます。

それから、あと、お話をの中で、説明会の中で、建設地決めてからやったんじやないかというような、建て位置ありきでの意見交換会だったというお話をありました。

どういうふうに皆さんを受けとめられたのか、もしそういうふうに受けとめられた市民の方々おられたのであれば、それは自分の中で、至らなかつた点があろうかというふうに思いますが、毎回8カ所の場所で、必ず3カ所に限定されたものではありませんという形の中で、この3カ所だけじゃなくて、そのほかにも、ぜひ御意見をくださいと。自分たちがお示しできるのは、考え抜いた末の3カ所でございますが、それ以外にいい場所があったら、ぜひこの場でお示しをくださいということで、実際、結果、そこが建設場所にはなりませんでしたが、各会場でいろいろな御意見をいただいて、自分が把握しているだけでも、特に東のほうは、ほかの場所がいいんじゃないかということで、何カ所か場所を、ここに建てたらどうかというお話をいただく中で、それも持ち帰りもさせていただきながら、検討もさせていただいたところでござります。

それで、先ほどの、意見が出たらどうするか

という話ですが、意見は会場でずっと出ていましたので、その都度、お話をさせていただいたところです。

それで、もしかしたら、このことかなというふうに、今、聞かさせていただいてたんですが、たしか小筑紫地区かどこかで、来られた市民の方の中から、決めた後、自分が決めた後とかに、反対派の陳情等が出たときにはどうするんだという御意見ありましたので、そのことに対しては、ぶれずに、しっかりと説明をしてまいりますということで、お答えをさせていただいたところでございまして、今もその考え方には変わっていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 黒潮町のことが先ほど出ましたけれども、私が申し上げたのは、今の古い庁舎が、バイパスが通るので移動となり、その後、地元の方と、今言ったようなことで、どこにするかというのが、決定がいろいろあったということですけれども、その後、東日本震災が起こりましたので、議員全員が東日本のほうへ視察に行かれて、今の場所に決定されたということでありまして、その後の、全てを言うつもりはありませんけれども、その後は、市長のおっしゃったとおりです。

説明会には、多くの人が動きました。違う考え方をもっている人と議論し、信じるものももってきたんだと感じております。それでも、説明会より後から、回覧板がきたとの話も聞いております。

市長は、説明会で、新しいまちをつくると、所見を述べられました。移転場所に限らず、どうすれば魅力ある庁舎ができるか、建設的な議論が望まれます。

大規模投資を伴う庁舎移転やまちづくりを、住民合意を得てどう進めるか。議員、執行部の

議論を重ねて、まちの再生につなげるかなどの、交換などの資料に入れておくべきだったと考えます。

新しいまちのビジョンをどのように思われているか、マスタープランができてもできなくても、長期的な、大まかな構想でよいから、改めてお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、回覧について、後から回ったというのは、非常に残念なことでございますので、またどこの地区でそういうことがあったのか教えていただければ、その回覧状況等を確認して、今後の、ほかの通達もありますので、ほかのことにも活用していきたいというふうに思いますし、また、回覧以外でも、いろんな媒体を使って、今回の意見交換会等、その後の説明会もお知らせをさせていただいたところでございますし、特に各地区長さんに、本当にお世話になりました。直接、何度も電話をして、ぜひ一人でも多くの方々に参加をしてくださいということで、地区長さんが回っていただいたのではないかというふうに思っております。

また、議員の中にも、そういう形で、近くの方とか知り合いの方を連れて来てくださった方もおられたんじゃないかなというふうに思いますので、この場をおかりして、改めてお礼を申し上げるところでございます。

まちのビジョンということでございます。新しいまちのビジョンにつきましては、野々下議員の答弁でも申し上げましたが、再度、答弁をさせていただきたいと思います。

宿毛市全体のまちづくりについての質問であります。

宿毛市におけるまちのグランドデザインである、現在の都市計画マスタープランというもの

がございます。御承知だと思いますが、この都市計画マスタープランについては、平成12年に策定をしておりまして、これまでの18年間に人口減少や、高速道路の延伸、そして東日本大震災などを踏まえた防災対策などによりまして、刻一刻と状況が変化しているところでございます。

そのような中、庁舎建設位置や、近く決定される予定の高速道路のルートなど、今後のまちづくりに大きく影響する計画を加味したまちづくりビジョンである都市計画マスタープランの改定を、早急に進めていかなければならぬと、そのように考えているところでございまして、昨日からお話をさせていただいているところでございます。

例えば、既存市街地につきましては、現都市計画マスタープランにおきましても、緑と文化の中心市街地ゾーンとして位置づけており、昨年度、改築を行った林邸を初め、江戸期の町割りや、そこに点在する神社やお寺などを活用し、持ち味である歴史文化を存分に生かしていく方法を模索していきたいというふうに考えております。

のことにつきましては、宿毛小学校のときに、街区の方々から強く要望を受けていた内容でございまして、例えば、昨日もお話をさせていただきました宿毛小学校の体育館のところにある岩村通俊の胸像といいましても、実際は台座の上に、もうコンクリートの支柱しか建っておりませんが、こちらのほうも、しっかりと生かしていきたいという話を街区の方々からいただく中で、東京宿毛会の方にもお願いをして、公園化できないかということで、復建というがですかね、もう一回、胸像をつくりたいというお話をさせていただいております。

のこととも、街区の方々にもお知らせをし、一緒になって取り組みをしたいというふうに考

えているところでございまして、そのときに、声を上げられた方々には、お知らせもさせていただいているところでございます。

議員の中にも、このことをかなり強く言っておられた方もおられますので、ぜひ御協力のほどをしていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、今後、小深浦の高台を含む、宿毛駅を中心とする地域と、既存市街地のそれぞれの特色を生かし、それに道の駅等と連携させることで、相乗効果を生むようなまちづくりを構築することができれば、よりまちのにぎわいにつながるのではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、都市計画マスタープランに示されるまちづくりの将来ビジョンにつきましては、市民の皆様の御意見をいただき、反映させながら、将来、子供たちが夢を抱くことのできるような、新たなまちづくりに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議員もぜひ御協力を願いますよう、お願ひを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） できることは協力して、みんなでこのまちを新しくつくっていきましょう。

新庁舎の基本方針について、お聞きいたします。

人々の流れを生み出し、連携させていくことを可能にし、機械的に、感覚的に、連携が重要であると考えます。

香南市では、まちづくりの拠点、市のシンボルとしての庁舎、中土佐町は、みんなが集いやすい庁舎、四万十市では、市民に開かれた庁舎など、掲げています。

地域と市民のために、新たな拠点づくりを推

進する基本方針、答申ではどうなっているか、お尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

庁舎建設についての具体的な基本構想というものは、まだございませんが、建設地選定の際にも、ずっと述べさせていただいているとおり、南海トラフ地震発災後も、復旧復興に向けて活用のできる、災害に強い庁舎をつくるとの強い思いがございます。

そういう形の中で、災害に強い庁舎を建てたいんだということは、ずっと申し述べさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 災害に強い庁舎、わかりました。

審議会での議論からの話ですが、気になる話があります。

審議会会长は、アンケート回収率2.2%、極めて高い回答率となっているとおっしゃっています。しかし、香南市では、人口3万3,614人のアンケートは、50%を超えております。

また、議事録の中には、審議会の会長を引き受けてもらった、高知大学の原教授は庁舎建設は100年事業と申しますか、非常に重要で、今後のまちに影響する重要な施設であると話しております。

立田副会長は、こんなスケジュールを見て、ちゃんとまとまるんだつたらいいけど、住民意見交換会でいろんな意見が出てくると思うが、どうやって意見を集約するか。事務局は同じ意見をまとめて、審議会に提示していきます。

立田副会長は、高台の案はお金もあるからいいという感じもするけど、こんなに早く結論を

出すことは、補助金との兼ね合いを考えているのですか。ある程度、もう少し時間をかける。正直、せわしいなど、見たとき思いました。

学校の建築でも、10年かかったまちなのに、庁舎建設については、二、三ヶ月で決めるということをいってしまえると、みんな認識されているのかが気になっております。

副市長、確かに非常にタイトな期間内での議論をお願いしております。あくまでこちらでお示しし、素案では、このスケジュールになっています、と答えております。

全く市側の案が先にありき、補助金目当てだけで建てかえ事業を考えるかと、市民軽視も甚だしいと、市民もあきれています。

意見交換会の説明会も、本音ではなく、建前論だと、誰もが今は気づいております。これでは、市民の賛成は得られません。政治家は、誠実に議論を闘わせ、政治への信頼性を高めていくことあります。政治家の資質が問われることになりませんか。

議事録で、はっきりと高台ありき、防災重要と位置づけて、4回程度の審議会をもって、答申を受けて、市の方針を決定し、9月議会で関連議案を提案するとの審議会は、L2対応の方向とあります。

そこでお聞きします。なぜ1案、2案を提案をしたのか、その真意を聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ただ、誰もが言っていますというお話、何度かありましたが、違った意見も、私のほうには聞こえてきてますので、その点については、そればかりの意見じゃないということは、ぜひ感じとつていただけたらというふうに思います。

何事もそうですが、私も気をつけたいと思います。何か決めつけて物事を言うのはいけない

というふうに、川田議員おっしゃられておりますが、何だか、そちらも決めつけているんじゃないかなというふうな感じがしてならないところでございます。

先ほどの、一定、高台ありきで全てやったかのように言われていますが、この点については、何度も説明もしていますし、また議事録等をしっかりと読み込んでいただければ、そういう話にはならないというふうに、私は理解をしているところでございます。

それから、先ほどの、2案を選んだのかというところでございますが、市役所新庁舎の建設候補地について、3つの視点から候補地を選定をさせていただいております。これは、8カ所の意見交換会でも、資料をもとに説明をさせていただいております。

1点目は、市の中枢機能を担う庁舎は、できる限り、人口集積地にあることが望ましいという視点でございます。

そして、2点目は、できるだけ市の財政負担をなくし、用地取得に係る時間を短縮するため、民有地の取得を避け、市有地を最優先で検討するという視点でございます。

3点目は、地震による津波浸水時の司令塔機能を果たすためには、庁舎は浸水地域から離れ過ぎず、浸水地域周辺に位置することが望ましいという視点でございます。

以上、3つの視点から候補地を絞り込みまして、津波浸水エリア内の現在地と、旧県立病院跡地も、候補地として選定をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 1番、川田議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうは、実は、審議会のほうに3回、全て参加をしております。

その中で、審議会の回数について、副会長のほうから、正直、せわしいなという思いがあるという意見が出されました。

それを受け、会長の差配で、柔軟に審議会の回数をふやしたりすることが必要なではないかということで、事務局のほうにもお問い合わせがあって、私のほうは、そのあたりは、審議会の皆さんとの総意で決定をしていただければというふうにお答えをしておりますので、決して、我々のほうが審議会の回数を、期間ありきで区切ったということではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ただいま、市長から、多くの人がそういう反対の声を上げていると、私も言いましたけれども、私のところには、そういう同類の声が入ってきますので、その方が全てが、同じような反対の意見になっておりますので。市長のほうには、市長にとってよい声が上がっておられるので、そのあたりが見解の分かれるところだと思います。

また、副市長の言われた言葉にも、議事録の中にはちゃんと載っておりますけれども、全部を言うわけにもいきませんので、改めてそこは申しておきます。

答申の附帯事項が8項目あります。

答申の附帯事項に、予定地周辺の斜面災害対策や、造成地の安定性を万全なものとすること。あと一つ、地震津波対策に対しては、未知な事項が多く残されていることから、新しい知見が得られた時点で速やかに対応することと、問題を呈しております。この2点が最も重要な点であります。

審議会の高知大の先生も、地震のことについては、特に留意しているはずであるが、それ以上、詳しく述べてはいません。

市長は、その点の市民の説明に、心配ないと
言われました。

先日の北海道地震で、専門家は、北海道は地震で、山の崩落は4%しかなかったと言っています。津波よりも地震が怖い。岩盤の地質調査は、予測できないと言われております。高台に建っても、建物は傾く危険があるということが心配であります。

宿毛に活断層が 1 本走っていると聞いたことが記憶にあるので、附帯事項がとても気になりました。.....

..... (発言一部取り消し)

そこでお聞きします。市長は、説明会で、活

断層は心配ないと言われました。大丈夫と言つた根拠を聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

授に意見をお伺いをさせていただいております。

議員の皆さんも御承知の方、多くおられると思いますが、その岡村教授によりますと、この断層については、空中写真で地表に認められる直線的な特徴のみで推測されたものであり、大学内の専門家との協議や、産業技術総合研究所にも、確認をいたいたいた結果として、活断層としての根拠はなく、活断層の心配をする必要はないとの判断がありました。

よって、地質調査のとおり、安全性は確保できていると考えております、ということで御説明をさせていただいております。

当時の高知県内というか、もっと言えば、全国的に地震に関しては、非常に見識の高い、深い方だということで、お伺いをさせていただいておりますので、間違いないというふうに、自分でして判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 今は、岡村教授はもう退職されておりますので、今、現職の先生にお伺いしたということです。

それで、これ以上、それをどれくらい加味するかということありますので。大丈夫だと言つても、北海道のこともありますので。地質調査というのは、本当にさまざまな要件が加わって、ああいう崩落事故を起こしますので。それはそれの、どれくらいそれを加味するかということだと思います。

次へいきます。

新庁舎の床面積は7, 200平米とあります。これは、根拠を教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、新庁舎の延床面積についてですが、延床面積を算定するに当たり、近隣の市町村かつ、

直近で庁舎を建設された、先ほど議員からもお話をありました、黒潮町を参考にさせていただいております。

黒潮町は、職員約120人に対して、庁舎の延床面積が4, 596平米であったため、職員1人当たりの床面積は、約38平米となります。

宿毛市の場合、本庁舎や教育委員会等を含めた190人の職員が、新庁舎に入ると想定しましたので、38平米掛ける190人で7, 220平米となることから、それぞれの候補地で建設する庁舎の延床面積を7, 200平米と仮定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私も黒潮町のほうへ聞きました。黒潮町は、それぞれの部屋で、割合も違うということですので、一律にこれを割ったというものではないということで、お聞きしております。

7, 200平米、ちょっと比べてみると、最近の算出面積で最も低いのは、1人当たり23. 60平米、最も高いのが、33. 78平米、平均が28. 44平米であります。

総務省起債対象事業を算定基準とし、コンパクトを最優先した人口3万3, 614人の香南市は、職員306名で、7, 800平米としております。

宿毛の7, 200は大きいと思うか、どうでしょうか。お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

さつきの形で算定をして、示させていただいたところでございます。

これから、詳細については検討をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。
○1番（川田栄子君） 財政は大事であります
が、補助金や地震への緊急性だけで考えている
か、市民の反対意見が多ければ、立ちどまって
考えていくことも重要ではありませんか。

市長の御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

先ほどお話をさせていただいたとおりでござ
いますが、意見交換会の中から、賛成意見、反
対意見それぞれあります。ずっと聞かさせてい
ただいているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 公債費比率が高い、自
主財源が乏しい、財政上の悩みを抱えている自
治体は、全国どこでも同じところが多くありま
す。建てかえに手を出せなかつた大きな要因は、
財政に余裕がないこと。

司令塔は、芳奈で指揮命令機能が果たせませ
んか。また、環境課、水道課は高台にあります。
面積も今ほど必要ないことも想定されます。そ
の際、減築を図るには、建物が分離しているほ
うが容易に行えます。早く建設したところでは、
庁舎はがらんとなり、問題が出ております。

1平米当たりの単価をお聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

芳奈ではだめですかというお話ましたが、
だめではないです。今も、来たら芳奈に行きま
すのでね、当然。

ただ、だめではないんだけれども、さらにい
い、昨日からずっとお話ししていただいたので、
皆さん御理解していただけたらというふうに思
いながら説明をしていますが、なかなか説明が

下手なようで、理解していただけてないようで、
大変申しわけなく思っておりますが。

だめという話じやなくて、よりよい形をつく
らなければいけないということで、みんなと一緒に
になって考えているところでございます。

それから、分離は分離で、それぞれいいとこ
ろもあるかと思います。逆に、分離している
からこそ、今、いろいろな弊害、問題があります
ので、そのことについても、意見交換会でも一
定、お示しもさせていただいたところだとい
うふうに理解をしているところでございます。

1平米当たりの単価についてでございますが、
庁舎建設における起債対象事業費を、21億9,
760万円と想定しておりますので、延床面積
である7,200平米で割り戻しをした場合、
1平米当たりの単価は、約30万5,000円
となるということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次は、高台へのアクセス
道としての、保育園の父兄が、非常に公共機
関が集中することはよいと思っていないとの言
葉があります。高台はよいとしても、今までえ
送り迎えに混雑しているとの声が、これはどう
考えたらいいのか、市長にお聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

よいと思っていないというお話は聞いていま
せんが、心配をされている意見があるというの
は、PTAの役員の方からお伺いをしていま
して、そういった話も考慮しながら、しっかり考
えていかないといけないねということで、お話
もさせていただいているところでございます。

高台へのアクセス道路は、片側1車線の2車
線道路で計画していますので、アクセス道路内
での混雑は起こりにくいというふうに考えてい

るところでございますが、保育園では、駐車スペースでの混雑がよく見られますので、スマートに車両の出入りができる動線を確保するとともに、複数の公共施設が共有して利用できる駐車場などについても、検討を行い、対応したいというふうに思っております。

現在、宿毛市の保育園、皆さん見てもらつたらわかると思いますが、ほとんど車での送迎ですでの、その送迎の車両が混雑をして、地域住民とのトラブルといいますか、皆さん困っている状況なんかも出ているのも、把握をしているところでございます。

そういう形の中で、今よりは当然、よくなるとは思いますが、なおのこと、皆さんが来たときに、そういう混雑がないような動線確保をしながら、新しくつくるわけですから、そういうことがわかった上で、起こさないように、しっかりと整備を、逆に進めることができるというふうに期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） これは、市長がこの高い庁舎へ行くときに、はなちゃんバスを利用してほしいと、意見交換会でもよく言われました。それを来ていない方にそういうお話をしますと、平田、山田は国道ありますけれども、バスは通っておりますけれども、それぞれその奥が深くて、地域の方は非常に不便を感じております。

うちの部落は、はなちゃんバスは通っていないと、非常に叱られました。だから、言葉には気をつけていないといけないなと思いました。

それから、市民からの提案が2件届いておりますので、抜粋して読ませてもらいます。

高台は補助金であるが、道路はアクセスと敷地造成、道路浸水対策ポンプの設置、入り口の土地の購入など、追加が必要。

山を切り崩して、庁舎周辺に市街地構想はできない、周辺への市街地造成ができるスマートシティの構想が要る。高台は補助金がつくので、思い切った計画が必要。南海地震で壊滅すると、時間がかかる。松田川と市街地との新庁舎、片島と港湾との道路計画、地域産業と観光振興、松田川上流域への市街地機能の移築、市役所の業務全体を将来的に構想した計画が要る。そこら辺を将来に向けた、全体の計画はつくられているか。それがあつてこそ、3案の比較的検討になる。

今の案では、単なる思いつき案と言われても仕方がない。庁舎と市街地と住民生活など、総合的な計画が必要。

あと1件は、1、松田川以西について考えると、萩原までは急傾斜地崩壊危険区域の指定がなされている。それを考えると、錦の奥、小深浦付近の高台まで行って庁舎建設しても、下のインフラが壊滅されるので動きがとれない。

2、和田以東の高台ですと、現在、工事中の中村宿毛線のインターチェンジ付近になると思う。土地確保は可能と考えられる。災害対策本部の活動も可能。

3、坂の下以南を考えると、田ノ浦の奥が考えられるが、市民に示せる内容は乏しい。

よって、高台移転は、上記1、2しか考えられない。てんびんにかけると、高速の宿毛インターチェンジ付近が適当でないか。市内に高層ビルを建てるとなると、津波の高さ、経費を慎重にしなくてはいけない。

私は、高台か、市内に高層建築かは、市民に利害関係があると思うので、市議会としても、議員の多数決で簡単には決定できないと考えられる。

庁舎移転に関する投票条例、またはそれに見合う何かを決めて、選挙に便乗して、市民による投票をすれば、市民全員に聞くその方法が、

民主主義本来の姿である。

市民に二者択一をする場合は、検討委員会、区長会、アンケートなどを参考にして、慎重に慎重を期して、市民投票によって最終決定すべきと考える。

以上です。

庁舎移転の話は、市民は答申が出たころ、もう決まった話やろうと広まっていました。今度のことばは、市民の声を聞いて、ともにまちづくりを進めるよいチャンスがありました。新聞は、もっと行政と住民の協働のまちづくりのあり方を支援する記事を書いてほしかった。

市民は、新聞から、もう決まったと感じていた多くの市民がいます。問題の根源に、決め方の決め方みたいな問題があります。この問題は、市長、慎重にすることです。市民の知らないところで決まることがないように、議会も注意が必要だと思っております。

以上です。終わります。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 失礼しました。

西日本豪雨災害の検証と対策。

床上浸水の検証と対策であります。

7月8日の西日本災害に、不幸にして被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。宿毛においても、住宅が損壊、また床上浸水と、つらい思いをされた方が約80戸ほどにもなっておりました。市民の方に聞き取りをしてみると、山の崩落で大きな石や流木が流れ込み、川がせきとめられ、プール状態になり、道路は越水して、低い民家に流れ込んで1時間107ミリと、大量の雨に見舞われたことは大きいが、検証が必要であります。

まちの浸水は、排水の見直しが必要でしょう。

また、藻津、宇須々木、与市明など、近くの川の氾濫において、越水した大きな被害となりました。

川がせきとめられ、一帯がプール場になったというのが現実であります。

以上が、地元の方に聞き取りをした内容でございます。

以前は、農家の方が川の掃除や刈り取りをしていたが、最近は漁業の方が多くなり、川の中にも葦が高く伸びたので、そこにごみがかかり、せきとめられた。

また、川の近くの草を刈っても、今は環境的に焼却処理ができないので、田んぼが冠水すれば漂流物となり、多量の雨とともに、川をせきとめたと指摘しています。

また、鉄砲水を和らげるための砂利どめがたまて、そうじができるとの指摘もありました。

行政として、どのような検証がされているのか、伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お話をさせていただきたいと思います。

答弁に入る前に、るるお話をさせていただきました。

宿毛市役所としても、職員が当然、災害直後から、ずっと災害の状況を見させていただきましたし、また、災害復旧に対して、地元の方々、特に区長さんに大変お世話になる中で、各地区回らさせていただいております。

そういう形の中で、つぶさに災害、被害に遭われた方々の言葉として、状況を聞かせていただいているところでございまして、しっかりと対応してまいりたい、そのように思っているところでございます。

そういうことを踏まえる中で、まず、検証ということでお話をさせていただきたいと思います。

平成30年7月豪雨は、宿毛市の観測史上最多となる午前3時から6時までの3時間雨量、

263ミリを記録する猛烈な雨となりました。

そのため、河川の流下能力をはるかに超えた雨水が、短時間に流れ込みまして、河川断面を越える水位まで上昇し、周辺家屋に浸水被害を引き起こしたものというふうに考えているところでございます。

また、想定外の雨量は、河川上流の山肌を大きく削りまして、土石流や流木を伴いながら、流下したことで、河川の湾曲部、そして狭窄部及び橋梁部、要するに河川が曲がっているところとか、狭くなっているところとか、それから橋があるところ、こういうところなどが閉塞、詰まつたりしたということでございます。

このため、水位の上昇を引き起こし、浸水被害をさらに増大させたものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市民の意識の高いうちに、行政としても、住民に啓発していくことは重要と考えます。

橋の周りに物を置かないなど、日ごろからそういうことに注意していくことで、大きな災害のときには、自分たちの身を救ってくれるんだと、そういうことの啓発など、行政にお願いしたいと思っております。

次に、農業被害と対策へいきます。

基幹産業である農業のブンタン農家において、この豪雨災害で山の崩落、土砂崩れ、山からの大量の雨とともに、ブンタン畑は大量の土砂が覆いかぶさりました。水路や農道は、次の雨にも備えるため、比較的整えられたとのことでありますが、肥料などしなければならない時期も来る。40センチ、50センチの土砂の上から、肥料やあっても効き目はないだろうと、深刻であります。

機械がどこまで入るのか、その奥は木を切ら

なくてはだめなのか。すると、収入減となる。

また、ブンタンは植えても収入になるまで10年かかるので、苦労が続くわけであります。今は周囲の災害を直さないと、雨が降るとまた洪水となり、あふれます。面積が少ない小規模災害は、助成の対象にならないと聞きます。畠の土砂は当時のままの状態で、農家の先の見えない不安と、精神的に疲労し、気持ちもなえています。いつから状況が動くのか、農家の声です。若手農家の方も多くいます。諦めずに地域を支えていくと、前を向いてほしいと思っています。

さて、行政のほうは、常に説明責任があります。査定や予算の関係もあると思いますが、今後の復旧計画について、お聞きいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害復旧事業の対象とならないような、小規模な被災につきましては、受益者と相談する中で、市の単独事業として、農地、農道、用排水路の土砂取りなどを行っている状況でございます。

また、今後の復旧計画といいたしましては、現在、国への災害補助申請の作業を進めているところでございまして、補助金の決定を受けた箇所から、復旧工事等に着手していく予定でございます。

そういう状況でございまして、災害起こった直後に入らせていただきました。本当に、河川が石で埋まっているんですね、全て埋まつてました。

それで、今、水が流れているところというの、僕、地元なのでわかりますが、どこかなというと、皆さんわからないんですが、実は道路です。道路のコンクリートとか、それからアスファルトがもうはがれて、ミカン畑のほうに入って、

そこが川になるという状況でした。

何とか台風が来る前にということで、まずは河川の土砂といいますか、ほぼ石ですが、これを撤去しようということで、これ実は、尾崎知事も直接、現地まで入っていただきました。

そういう形の中で、県とも協力する中で、河川の、まずは石を撤去したところでございます。

それから、議員のほうからも御紹介ありましたように、今、果樹の関係の農家さんは、非常に若手がおられます。2代目、3代目が。

先ほど、漁業者が多くなってという話をされていましたが、逆に、漁業者よりも農家のほうが、今、多くなっているんじゃないかなと思うぐらい、農家の方々が多くなっておられます。

そういう形の中で、彼らが自分の力で、道がないところを、ミカンの畑の中を、木を切つていただいて、そこに自分たちで、みずから道をつけていただきました。これ、行政の力ではありません。

自助という形の中で、自分たちが協力しながら、共助と自助で道をつけていただきました。

そういう形の中で、本当にお世話になっているところですが、自分たちもそういった形の中で、先ほど言った小規模のもの、補助にかかるないもの、こういったものをしっかりとつていかないといけないということで、地元の地区長さんにも協力をいただく中で、そういう場所を、しっかりと今、見させていただいているところでございまして、本当に時間がかかっていて、農家の皆さん方には申しわけなく思っておりますが、しっかりと対応していくということで、今、準備を進めさせていただいておりますので、何とか皆さんが頑張れるように、自分たちも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 平成13年の西南豪雨で、福良川と弘見川が大きく氾濫いたしました。大月町は、この重大さを感じ取り、弘見川の改修工事を県へ要請してきました。

少しずつではありますが、改修は進んでおります。

一方、宿毛の福良川は、壊れたところは復旧工事はしましたが、13年同様のところがまた壊れ、民家も浸水しました。

13年のときは床上50センチ、今度は30センチ、床上浸水であります。

さらに、ハウスも浸水いたしました。収入を残してとじてしまいました。

大月町も弘見川を改修しましたが、福良川との合流地点の出口が狭くなっているから、氾濫をすると地元の方も、大月町の職員も、同じ話をしております。

県の単独事業なので、地区から直接するようにと、職員から言われたと、地元の方は言っております。

県に聞いてみると、要望はあがっていないと言われます。市は、県の事業なのでといった、果たしてそうでしょうか。行政は、住民の命と財産を守らなければならないのではありませんか。

この処理は、15年も放置した話であります。たしかに護岸工事は原形に復旧しました。以前と同じ状態となりましたが、問題が処理されてないので、同じ豪雨が、また同じ災害を発生したのであります。

県は、災害箇所が多いので、要望がないと受けません。市は、住民のたびたびの苦労を鑑み、優先順位が来るまで、熱心に要望を続けて、住民を守っていくことは、重要な仕事ではありませんか。御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

県によりますと、福良川及び弘見川の河川改修につきましては、これまで小規模河川改修事業や、それから局部改良事業により、一定区間の改良は完了しているとのことでございます。

現在、弘見川では、上流部の大月町添ノ川地区で、局部改良事業を行っているところであります、今後は、下流部におきましても、流下能力調査を行い、必要な区間について、順次、計画を立てていくということでございます。

ただ、先ほど来、要望していない、要望していないということで言われておりますが、地元からの要望を受けまして、宿毛市から要望をあげさせていただいているところでございます。

なお、今後も要望を続けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、情報伝達の向上であります。

西日本豪雨で、命にかかわる状況と、気象庁が早くから警戒を呼びかけ、11府県に大雨特別警報を発令したにもかかわらず、200人を超える犠牲者が出了ました。

的確な防災行動をとる上でもたらされた気象情報を、正しく読み解く力が不可欠であります。

自治体側が気象への関心を深め、住民に適切に情報を伝える必要があると指摘されております。

気象が複雑化されており、防災担当者の知識の底上げが求められます。

気象台からの情報が専門的になっているため、自治体の防災担当者が十分消化できていないと言われていますが、平時から気象に関する勉強を重ね、非常に適切に対処できる準備を行い、市民を守ることはもちろんありますが、しっ

かりその務めを果たしていただきたいと思います。

7月8日には、住民の方は避難勧告がおくれたのではないかとの声もありますが、そのあたり、現実はどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

7月豪雨時の避難情報の発令のタイミングなどの、検証についての御質問でございます。

市民の方々が非常に心配をされているということでございますので、丁寧に答弁させていただきたいと思います。

まず、避難指示の発令までの経過を、簡単に説明をさせていただきます。

豪雨被害の発生する7月8日、日曜日でしたが、この日の前日の7月7日の土曜日、午前7時に土砂災害警戒情報が、宿毛市に発表されたことを受けまして、直ちに災害対策本部を立ち上げました。

そして、土砂災害発生の目安となる土壤雨量指数の高かった、高いところが出るんですね、ピンポイントでね。その高かった場所である橋上地区と、それから山北地区に避難勧告を発令をさせていただきました。発令する中で、当該地区に避難所を開設し、警戒に当たっておりました。当然、私も市役所に詰めておりました。

その中で、夜中の話になりますが、8日午前3時ごろから、市街地周辺において、雷を伴う大雨が降り始め、4時ごろから市役所周辺での冠水が始まる中で、それ以外の職員の参集を指示をし、避難所開設の準備を進めまして、午前5時に避難指示を発令をしたところでございます。

当然、その時間以前から情報収集に努めておりましたが、7月7日の朝から努めておりまし

たが、大雨が降ることは、事前に察知をすることはできておりませんでした。大雨の予測に関しましては、災害対応がひと段落したところで、気象台や、今年度より契約をしております民間気象会社、こちらのほうからの情報等の提供を受けているわけですが、こちらに聞き取りを行っておりますが、災害が遭った後に聞き取りを行っておりますが、いずれも、あのような想定外の大雨が降ることは、直前まで把握できておりず、豪雨が始まった状況の中でも、短時間で落ちつく予報であったということを、確認をさせていただいたところでございます。

したがいまして、7月の豪雨時の避難情報を出すタイミングといたしましては、できる限り迅速に対応したと考えているところでございます。

しかしながら、議員がおっしゃるように、避難情報のタイミングが遅いという指摘があることは、私としても真摯に受けとめているところでございまして、これまで以上に、気象台等関係機関との連携を密にする中で、できる限り、的確な避難情報を発令するように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

少し、私自身のほうから、かみ砕いてお話をさせていただくと、気象台長といわれます、気象台の長の方から、ホットラインで直接、僕の携帯に電話が入ってきます。そういう形の中で、何かあったら、必ず電話をかけてきていただいて、情報交換もしていますし、また、うちの職員は、本当に向こうの方がよく対応してくれるなというぐらい、小まめに電話をして、情報の聞き取りをしています。

向こうもできる限りの情報を出していただいているんですが、ただ、知事の言葉でもあるんですが、空振りしてもいいから出せということでやっていますが、当然、確率性の問題があり

ますので、余りにも予想できないことに対しては、出してきてくれません。そういう情報を見ながら、今の宿毛市は、来ないであろうというときも、グレーですね、可能性がある場合には、避難指示を出すようにさせていただいております。

実際のところ、その避難指示を出すことによって、来なかつたのにということで、後から苦情の電話もいただいたり、また防災アプリがうるさいとか、防災無線が、夜中に鳴らさないでくれとか、いろんなお話もありますが、その点は、謝りながら、ぜひ理解してくれということで、早目早目に出すように、今、させていただいているところでところでございまして、その点について、逆にお願いをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次に、避難支援の具体的手順を事前に定めていないところもありますが、宿毛はどうなっていますかということを、これは通告しておりませんけれども、私の提案といたしまして、市長も、先ほどのどなたかの答弁の中で言っておられました。これも、私も言おうと思っておりましたので、御提案申し上げておきます。

災害発生の際、AさんとBさんが、地域のおばあちゃんを連れていくといった計画を、事前に立ておき、地域の共助の取り組みを進めていくことは、これからは重要と考えております。

この取り組みを始めていただけたらと思っております。

次に、防災行政無線の個別受信機の普及であります。

行政から住民への災害情報の制度を、いかに向上させていくかの課題があります。総人口に占める65歳以上の人口の割合は、27.3%

で、過去最高となっており、総務省では、市町村の災害時における情報伝達の取り組みを後押しするため、高齢者や外国人の方々に、必要な情報を確実に届けられるようにするための情報伝達の環境整備を図る、情報難民プロジェクトを推進しています。

防災行政無線などの個別受信機の現状は、平成28年3月末現在で、1,741団体のうち1,428、約8割の市町村で、市町村防災行政無線の整備をしております。

中でも、住戸内の個別受信機は、大雨などの屋外スピーカーからの音声が聞き取りづらい場合に、極めて有効な手段となっております。

平成28年、糸魚川の大規模火災では、延焼範囲内の世帯に個別受信機が整備されており、火災発生の事実が迅速に伝達されました。

個別受信機は、地域の実情に応じて整備されており、平成28年3月末現在で、全戸配布が31%、1,428団体。防災行政無線のうち436、一部配布が5.4%、1,428団体のうち、776となっているところであります。

高齢者の方々など、災害弱者の方々に、より細かく防災情報を行き渡らせることができるよう、防災行政無線などの個別受信機の普及促進策の検討が必要となっております。

御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

防災情報の伝達手段として、個別受信機は確かに有効な手段だというふうに、私も考えております。

ただ、導入に当たりましては、多大な費用が必要となり、現在、検討ができていないのが現状でございます。

宿毛市としては、先ほど来、答弁しておりますが、宿毛市防災アプリ、こちらを進めており

まして、こちらのほうの登録をお願いしているところでございます。

いろいろな手法、いろいろな手段を使って、災害のことに対して、皆さん方に知らせないといけないというふうなところでございます。

ただ、個々によって違うんですね。何でその情報を得ているのか、そこをしっかりと洗い出しをしないと、何か一つつくっても、そこから漏れた方々がということだというふうに、今、自分としては考えているところでございます。

そこのあたりを、まず1回、整理をさせていただきたいというふうに思いますし、例えば、防災アプリが入っていないけれども、孫とのLINEをするために、スマホを持っていますよという御高齢の方、結構、聞くとおられるんですね。そういう方々に、LINEを教えると同時に、同じような形で防災アプリ、登録してもらって、使い方を教えるというか、習っていただくことができないかとか、そういうこともしっかりと考えていく中で、何が一番、伝達するために、機能として有効なのかというのを、まず考えて、そこから漏れたという言い方悪いですが、その手段がない方々を、どう救い上げていくのか、しっかりと検証をしないといけないなというふうに、今議会思っておりますので、これから取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 了解しました。

次、ダム災害とハザードマップ。

今回の肱川の、一部のダムを緊急放流をした後に亡くなった人が出ました。ダム管理者は、決壊を防ぐため、河川法令に基づいて放流したわけでありますが、もっと緊密に自治体側との連携が必要だったのではないかでしょうか。

通知から実際の放流までに、可能な限り、時

間が確保され、危険区域の住民避難が徹底されるよう望みたいと、防災研究所の大学の先生の言葉であります。

宿毛はどうなのかと。中筋川ダムに行ってみました。このことがあったので、危機管理面の内容を、住民代表の市長に知らせに行ったとのことでした。

想定外、想定内の話。計画以上の2倍の雨を降らしたらどうなるか、検討したことを知らせた、ということであります。

ダムには操作規則があり、市町村に通知規則があります。ファクスを送る、ファクスを見たか、確認通知をすること。危険のマイクが聞こえないと報道がありますけれども、ダムの通知目的は、川の中にいた人、堤防の近くにいる人や、近くの民家に向けてするのが、行動であります。苦情が出るので、夜と朝は角度を調整していましたが、再度見直しを、全国がしております。

ダムの浸水被害を予測するハザードマップの検討が必要ではないでしょうか。ダム災害のとき、10分ごとにインターネットで表示が出るので、市は見てわかると思います。

中小の洪水、大きい洪水を目的にする中で、ダムの出し方が違ってくる。中小の洪水に重きを置いて決めていた。ところが、異常の雨が降って、この惨事となりました。

流入量を抑えているため、ダムは余裕がなくなると、元の川の形になります。しかし、洪水量より少ない水を出しているので、避難のみの時間を確保しているということであります。

真備町地区の浸水域は、市が事前に危険性を出していいたハザードマップと、ほぼ一致していました。ハザードマップは、基本は市がつくるものでありますが、データがありますので、浸水する下流のマップを、ダムの協力を得てつくる必要があると考えます。市長の御見解をお伺

いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） ハザードマップをつくるべきではないかというお話をございます。

宿毛市内に流れる中筋川は、高知県管理河川となっておりまして、現段階で、高知県は中筋川の浸水シミュレーションを行っていないということでございまして、宿毛市といたしましても、ハザードマップを作成する元のデータがないということでございます。この点については、先ほど、川田議員もおっしゃったとおりでございます。

そういう状況でございますが、今後、データをぜひシミュレーションを行っていただいて、データをこちらのほうにいただきたいというお話をあげさせていただいて、宿毛市としても、ハザードマップ作成に向けて取り組めないか、これから検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 最後の質問に移ります。

災害と消防、住民と最も密接な関係を持つ消防署員の皆様におかれましては、あらゆる事故や災害に対処するため、訓練等に積極的に励まれておりますことを、大変心強く感じております。

住民の命と財産を守るために、昼夜を問わず励んでいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、災害には、土砂災害、浸水害、洪水害がありますが、7月8日の浸水害においては、土のう運びなど、多様な仕事があるわけであります。住民を助ける側の消防署が、河口から1キロも離れてない浸水地域にあることからすると、署員の自動車、また公用車等の避難の場所の確保、どうなっているか、市民は心配して

います。

今の場所にも、駐車場も十分ではないのではないか。

当時、市長も、現職議員でした。欠陥ばかりが目立ってしまいます。消防署自身の危機管理をお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

危機管理ということでございますが、災害時の消防署の公用車等の移動について、少しお答えをさせていただきたいと思います。

災害時の消防署の公用車につきましては、地震が起こったときには、津波浸水が予想されるために、宿毛市総合運動公園に移動するように定めておりますが、それ以外の災害については、特段の定めはありません。そのままということです、あそこで防災機能を持っていますので。

しかしながら、万一被災後に救急車両が出動できないような被害が想定される場合においては、地震災害時と同様に、宿毛市運動公園に移動するなどの、臨機応変にそのように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。対応策、しっかりとを考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 人を助ける消防署が、そのような管理をしなくてはならない消防の立ち位置について、現場で働いてきて、どのような思いを持たれるか、職員の思いを聞かせていただきたいと思います。

市長、御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

職員は、そういう形の中で、しっかりと頑張ってくれているというふうに思っているとこ

ろでございます。

なお、宿毛市全体を見渡すと、先ほど来からずっと答弁の中でもお話をさせていただいておりますように、宿毛市の公共施設というのが、余りにも浸水エリア内に多くあるということは、一つの問題であろうかというふうに思いますので、できる限り、市役所も含めまして、公共施設は高台のほうに、あげれるものはあげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ただいまの質問を通じまして、わからないことも多く、市長の御見解の中、いろいろ教えていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時55分 延会

陳 情 文 書 表

平成 30 年第 3 回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 13 号	平成 30. 8. 2	宿毛市新庁舎建設について	団 体	総務文教
第 14 号	平成 30. 9. 10	庁舎移転にかかる議案を継続審議 とすることを求める陳情について	団 体	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成 30 年 9 月 19 日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成30年
第3回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成30年9月20日 木曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第31号まで

第3 議案第32号

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第31号まで

日程第3 議案第32号

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君

2番 川村三千代君

3番 原田秀明君

4番 山岡力君

5番 山本英君

6番 高倉真弓君

7番 山上庄一君

8番 山戸寛君

9番 岡崎利久君

10番 野々下昌文君

11番 松浦英夫君

12番 寺田公一君

13番 宮本有二君

14番 濱田陸紀君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長 朝比奈淳司君

次長兼庶務係長 奈良和美君
兼調査係長

議事係長 宮本誉子君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中平富宏君

副市長 岩本昌彦君

企画課長 黒田厚君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	岩 本 敬 二 君
市民課長	山 岡 敏 樹 君
税務課長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼会計課長	佐 藤 恵 介 君
健康推進課長	和 田 克 哉 君
長寿政策課長	桑 原 一 君
環境課長	岡 本 武 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	谷 本 和 哉 君
商工観光課長	上 村 秀 生 君
土木課長	中 町 真 二 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	河 原 志 加 子 君
水道課長	川 島 義 之 君
教育長	出 口 君 男 君
教育次長兼学校教育課長	中 山 佳 久 君
生涯学習課長	楠 目 健 一 君
兼宿毛文教センター所長	山 戸 達 朗 君
学校給食センター所長	岩 田 明 仁 君
農業委員会事務局長	

----- · · ----- · · -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） おはようございます。

昨日は、5時ぐらいになるかと思いまして、非常に気をもみましたけれども、けさ一番にやらせていただくことになりました、心もすっきりとしております。

それでは、今、話題になっております新庁舎のことに関して、私は、質問をいたします。

項目が2つに分けてはおりますけれども、内容がいろいろと錯綜してまいりますので、一問一答形式の流れの中で、質問してまいりまして、項目にはこだわらずに、お願いをいたしたいと思います。

さて、3月でしたか、市議会の説明を経まして、8カ所での説明会、そして3度にわたる審議会を経た中で、いろいろ賛否があるわけですけれども、しかし執行部の見解では、答申どおりやりたいということになるわけですけれども、しかし、この反対意見の中にも、もっともだと思われる意見も幾つかございました。移転の提案が少し性急ではないかというようなものが、まずは1点。

さらに、性急な上に、予算経費や交付金の説明が、周知において正鵠を得ていないというような御批判も、懸念など、これもわからないことはありません。

また、国からの交付金が出る、出ないという、確証のないような放言も聞こえてまいりますので、正確なところを、市長との論戦で明らかにしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、新事務所の建て位置が変わることによりまして、今後の市政運営にも影響が出ると想定されるもの、また、市政の財政運営、道路網の整備等々、位置が変わることによりまして、また空き地となる現在地の利活用、これはる、先日来から市長も御答弁をさせて、構想はお聞きをしておりますので、一々触れないかもしれませんけれども、それらを含めまして、質問をさせていただきます。

まず、1番ですけれども、現在での建てかえの場合でも、20億円の補助金が出るというお話をなどを、仄聞いたしましたけれども、この真贋、この根拠のある話なのかどうかを、まず市長に御説明をいただきたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

庁舎をどの場所で建設するといったとしても、国や県からの補助金制度はありません。

また、現在地や、旧県立病院跡地での庁舎の建てかえの場合、全額、一般財源にて賄うこととなります。そのため、現在地での建てかえの場合に、20億円の補助金が出るというお話、今されておりましたが、20億円の補助金が出るという話は、結果として根拠のない、間違った情報でございます。間違っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

それでは、淡々とまいります。

これまでの各議員の質問にもございましたように、重複をいたしますけれども、あえて、改めてお聞きをいたします。

ある意見で、緊急防災・減災事業債というのが、旧県立病院跡地に、新庁舎を建設する場合におきましても、適用になるというお話を耳

にいたしましたけれども、これは、確認のために、もう一度、市長にお聞きしますけれども、適用になりますか、なりませんか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

この件につきましても、説明会も含めまして、何度も御説明をさせていたいている案件ではございますが、緊急防災・減災事業債は、対象にならないということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） わかりました。

いずれも適用にならないと、こういう明解な御答弁でございました。

同僚議員からも、既に質問がございましたけれども、まことにくどいようですけれども、小深浦高台以外は、国からの交付金は対象になりませんと。したがいまして、借り入れは一般財源からの繰り出しと、こういうことになりますよね。これでよろしいですかね。

次、いきます。

さて、この津波浸水想定区域外に庁舎移転をする場合に、つまり、小深浦の高台ですけれども、緊急防災・減災事業債が適用になります。建設費用の全部について、交付がされるわけではありませんよね。

私の認識は、こうなのでありますけれども。同僚議員たちは、今度の庁舎の面積算出の根拠を聞いた議員もございました。私が聞きたい、そして確認をしたいことは、それとはちょっと別にございまして、ここは非常に重要なところでございます。

面積の根拠は、さほど重要ではありません。緊急防災・減災事業債は、借り入れる限度額は規定上、おのずと定まったものがありはしませんか、市長。

簡単でございますけれども、お答えをいただきたい思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

緊急防災・減災事業債による借入額を算出するに当たりまして、入居職員数を190人として試算をしておりますが、そのうち水道課11人につきましては、公営企業会計の職員のため、起債対象人数から除かれますので、残りの179人在起債借入における対象人数として、想定をしているところでございます。

次に、職員一人当たりの起債対象面積は35.3平米、1平米当たりの起債対象単価は36万1,000円とのルールがありますので、それを掛け合わせると、22億8,105万円となり、これが起債の借入可能額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長、今、190名と申しましたかね。私は180名で計算をしておりますけれども、ちょっと計算が違いました。

しかし、この計算式は、緊急防災・減災事業債の中では、かっちりと定められておりまして、市長のおっしゃるとおりでございまして、私の計算は180なんですけれども、180名で計算をした場合、水道課の職員は公営企業ということで除きますが、180名掛ける、職員1人当たりの面積35.3平米ですけれども、それに、さらにまた、平米単価が36万1,000円を掛けましたら、全部で22億9,000万ぐらいになるんですよね。ぐらいというのは、ちょっとあれですけれども。

大体、23億と。このうちの70%が、後年度、交付金として返ってくると、国からですね。こういう認識でよろしいですよね。

だから、満額返ってくるということではないんですね。これはしかし、建物だけですよね。建物だけ。

だから、きのうもおとといも、大体、10億かかるとか、5億5,000万かかるとかいうような話がありましたけれども、しかし、合計すれば、14億から15億というものが、結局、市から繰り出しをするというふうな金額になるわけで、市長のおっしゃられた数字は、大体それで正しいと、こういうふうに認識をして、ずっと聞いておりました。

さて、これまでの質問で明らかになりましたように、現在地、あるいは旧県立病院の跡地の建設では、一銭も金は出ん、国からはね。全部、一般財源からの繰り出しと、こういうことになるわけですよね。大変な市の財政の圧迫ということに、私はなると思いますがね。

それで、財政も逼迫しますし、税金の値上げですよね。今でも市民税が大分高いようにも思いますけれども、これにも影響があるかもしれません。

また、宿毛市の人口も、それほど希望的にどんどんふえるというふうな、そんなことを議員が言うてはいけませんけれども、努力はしないといけませんけれども、今の時点では、人口が減るというようなことは、非常に懸念をされております。

そういう中で、結局、税収も減ってくるということになりますと、余りに法外な借金を背負うということになりますから、本当に宿毛では暮らしていけないというような危惧を、私は持つものでございます。

ある人が、いろいろ賛否両論がありまして、うちにも、いよいよ山岡君、俺ら反対じゃいう人も来ました。来て、審議会の議事録も、ぜひ読んでくれというような方もおりまして、二、三日預かりました。

ぱらぱらとは見ましたけれども。いろいろと、中には意見もございましたよ。性急ながじやないろかとか、この間、立田副会長の話も出ましたけれども。しかし、それは審議会の結論が出るまでの議論でありまして、その議論を踏まえて、答申として10名の方が、高台移転やむなしと。賛成ということになったのでございますので、一々一々、その中の細かい議論を取り上げる必要はない、私は考えております。

それともう一つ、一番最初に私が感動しましたのは、中平市長が審議会の一番最初の会合のときに、宿毛市の庁舎の歴史を簡単に触れました。

宿毛市の庁舎は、昭和38年に建設されました。昭和38年ということは、私が小学校1年生でした。55年を経過しており、津波の浸水地域の指定になっておると。L1クラスでも1.2メートル、L2では6.9メートルの津波が予測されておると。

しかも、地盤沈下が最大で2.4メートルしますよと。30年以内には70から80%の確率で、非常に高い確率ですよね。これ、地震が発生すると。

それから、559ヘクタール、浸水すると言われております。これは高知市に次ぐ規模であろうということで、ぜひ皆さんに忌憚のない御意見をいただきたいと、こういうふうに、中平市長が万感の思いを込めて語られておりましたことが、一番印象に残りました。

さて、国からの交付は、結局は一銭も出ないということの中で、署名も集まって、3,000名近い人が反対するというようなことに、今現在なっておりますけれども。

県立病院の跡地に建てるということにつきましても、先日来から、市長さんの話の中では、非常に余分なお金もかかると。それから、ピロティ方式、あるいは盛り土にしても、何階かわ

かりませんけれども、階上に行く事務所までに、非常に急な道路もつけないかんというようなお話を、るるお聞きをしました。

非常に、具合の悪いことだと思います。

すると、また私が非常に不思議に思うのは、第一に、水につかるところに建てるという感覚が、全く理解できません。

まずは、南海トラフ地震とか、津波が全然こないのだったら、なんちやこの場所でも構わんのですよ。県立病院でも構わん。

ところが、津波が来るということで、あの東日本大震災の翌年に、緊急防災・減災事業債が、国がつくりましたよね。国がつくったということは、あんたら怖いから、国が錢出で、早急に高いとこへ登ってくれと、こういうことでございまして、その期限は、時限立法というか、10年ぐらいですよね。その期間が、もうあと3年ぐらいになりました。

そこで、一番言われることは、4カ月で決めたから早いとかいう人がおります。それは、皆さん、絵でも見てください。例えば、ゴッホのひまわり見ますか。ひまわりだけ見るがじやないですかね。バックがあって、ひまわりの花は光るわけですから。

私が言いたいのは、4カ月で物事を決めるということは、拙速ではないと思いますよ。大体、6年ぐらい前から、すでにできていなければならぬ話ですので。

これは、地震というものがいかに恐ろしいことかということを、もうあの東日本でもわかってるじやありませんか。

例えば、片島、萩原、自分の田んぼはここからここまで言うたところで、津波が来たら、境も何も、なんにもわからんなります。めちゃくちゃになるのでね。

そのときに、市役所が、司令塔が残っておつたらですよ、どれほど市民の、無残な姿になつ

た市民の心の光になることか。この位置を建てたいということに関して、私は、ぜひそうすべきである、こういうふうに考えております。そういうことです。

ほとんど言いましたけれども、もう。丸3日もかけて、原稿書きましたけれども、今回は原稿を見ないでやりました。

さて、市長は、この市役所というところですね、新庁舎も避難所という位置づけではないと、こういうふうなことをおっしゃいましたけれども、市長、市役所とは一体、精神論かもしませんけれども、どういうところだとお思いになりますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

るるお話をお聞きをさせていただきました。

本当に、財政的な面からお話もありましたが、非常に宿毛市、厳しい状況であります。確かに、私、就任以後、基金のほうの積み上げもさせていただいておりますが、大きなハード事業一つやれば、ぶつ飛びのような金額でございます。

そういう中で、るるこれからお金のかかること、たくさんございます。

先日は、臨時職員の賞与のお話もありました。来年度からは、しっかりと見直しをしないといけないということで、取り組みもさせていただこうということで、今、話を府内でもさせていただいているところでございます。

そういう形の中で、福祉にかかる金も、どんどん増額をしておりまして、そういう形の中で、地域をどのように活性化していくべきいいのか、そういうことを日々考えているところでございます。

市役所の庁舎というのは、単なるシンボルではないというふうに考えております。やはりこの地域に根づいて、しっかりと宿毛市の市民の

ために生かせるように、そんな活動をする、そういう拠点になる施設だというふうに思っております。

そして、そのもう一方の役割として、災害時にはやはり防災の拠点になる。防災というか、災害復旧復興の拠点になる、そういう施設でなければならないというふうに考えております。

先日の雨のときに、私は、先日も言いましたが、7月の豪雨のときに、この庁舎にいました。すごい音がして、真っ暗な中、とんでもない雨がきました。

そういう形の中で対応をさせていただきましたが、対応をしている間に、外を見ると、電気の明かりの下が、もう既に道が浸かっている状況でした。

薄明るくなったときには、もう外に出ることもできないし、第3配備ということで、全職員を召集したときには、多くの職員が、もう来ることもできない。

または、無理して来る職員を見ると、本当に下着がぬれるようなところまで浸かりながら、歩いてくる職員を見て、文教センターのほうでという指示も出したところでございます。

そういうのを経験しながら、また北海道のほうの地震であるとか、大阪の地震であるとか、そういう中で、やはりもう一つの機能として、この庁舎というのは、災害に強い、そういう庁舎。それを必ず建てないといけない、そういうふうに強く思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長の思いもよくわかりました。

市役所というところは、ある特定の人の所有物でも、市の職員のものではありません。これは、宿毛市民みんなの宝、財産だと、私は思います。

誰そこの地区のものでもない、みんなのものでございます。

さて、私、こんな話はしようとは思いませんでしたけれどもね。自分らみたいに、昭和30年ぐらいに生まれた人間は、高校生くらいのころは、片島の道には家がほとんどございませんで、沼地でした。いわゆる林新田というところでございまして。

私の両親は、貝塚に住んでおりまして、もう30年ぐらいたちます。高校生のときに、あこに3軒しかなかったんです、家が。谷川がちょうどよろよろと流れてて。そこに同級生がおって、よく遊びに行きましたけれども。

その時代からいうと、本当に雨後のタケノコのように、どんどんビルが建って、私どもは、結局、高度成長の申し子といいますか、すごい勢いで日本がもうけた時代を生きてきたわけですよ。

それで、当時はもちろん、真丁商店街とか、本町とか、この商店街は物すごいにぎわいでございまして、私は、母の里が坂の下ありますので、おまちに行こう、おまちに行こうって。

おまちに行ったら、ネオンがある。当時、ネオンいうたら、今は当たり前ですけどね。あの光を見たら、これが日本か思て、思っていたんですけど。

買い物に行く、物は飛ぶように売れたわけですね。

しかしまあ、今、時が流れ、いろいろと、それだけじゃないかもしれませんけれども、商店街、宿毛の市街地は本当に寂れてしましました。本当に空き家ばっかりで、かつてのにぎわい、商売の基本になる、心と心のやりとりいうようなものも寂れてきて、アメリカ式のお店ばっかりできましたよね。

しかし、それが悪いとは言いませんよ。悪い

とは言いませんけれども、変わってきた中で、ゴーストタウンみたいになったようなまち。

それから、片や、かつての沼地が、フジができ、スーパー、コンビニ、いっぱいできましたよね、あっちのほうへ。

まちの形が随分変わりましたよね。かつて、僕らのときは、もう商店街だけがまちだったんです。ここに行けば、喫茶店がいっぱいあって、まあ、めったなこと言われませんけれども、昔は格好よかったですよね、学ラン服ですね。黒服着て。今、宿毛高校は、ちょっとあれなっているけど。セーラー服もよかったですよね。非常にええ時代でしたよ。

しかし、本当に、世の中はがらっと変わって、あちこちが、全部こうなって、かつての商店街だけが、おまちではなくなりました。こっちのほうの人口のほうが、ひょっとしたら多いかもしれません。

そこで、やっぱりもう一つは、そもそも論になりますけれども、南海トラフがいつ揺れるやらわからんというようなときにして、今ここでやりよう最中でも、来るかもしれません。ひょっと、新庁舎を建てるときには、もう来るかもしれません。これは誰にもわからんことですのね。

だからこそ、備えをすれば憂いなしということで、こういう方向になったと思いますよ。

だから、地方自治法の第4条ですかね、交通の事情とか、事務所といいますわね、自治法では、市役所のことをね。この事務所は、交通の便とか、住民の利便性を十分に考慮に入れないと、というような全文がございますけれども、私は、あそこの高台でも、今のまちの経済圏からいうたら、全くの的外れで、容赦ならんぞというような場所とは思っておりません。

まず、やらないかんことは、遠いとか近いとかいうようなことを言う人もおりますけど、空

中に事務所をつくって、ボタン一つで移動するのであれば、構わんですよ。どこかの地面には建てないかん。誰かが近くなつて、誰かが遠くなる。

おあつらえ向きにここですよいものが、宿毛市にはないんですから。一番ベターな、ベストなところが、たまたま、26年、27年に購入しておったあの高台ですよね。そこに向けてやろうということになっているわけですからね。

それで、まず、言いたいのが、交付金が全然出ない、片や出る。それから、財政も厳しい。今後も逼迫するかもしれない。義務的経費を引いたら、ねつ、家庭でいう可処分所得は、宿毛には11億、12億までしかないんじゃないですか。だから、あそこの道を直してくれ言うたら、ちょっと待ってくれと。金がない、金がない。すまんけど、100メートルよう直さんと。50メートルにしてやと。来年、50メートルやるというふうにやりくりをしてね、やっていくわけですよね。

この市長の御決断、執行部の御決断は、私は理にかなっていると思うんです。何でか言いますと、市の職員さんは、執行するときに、血税を使うわけですから。少ない経費で、最も大きい効果を生む、これを市の職員さん、市長以下はみんな心がけて、私はやっていると思いますよ。

その施策にも合致しておりますからね、高台は。

県立病院跡地でやると、30億、全部持ち出しですので、こういうことが許されるわけありませんわね。大変な出費になりますので。

今生まれた赤ん坊が、向こう30年間、40年間、借金背負わなければならなくなる。だから、早いも遅いもない、いつ訪れるかわからないこの地震災害に備えて、一刻も早く高台に移転して、新しいまちの姿をつくり上げる。

そして、市長も言われたように、旧市街地を別にしているわけじゃないです。旧市街地は市街地のように、駅前は駅前周辺のように、きちんとやつていきたいというようなことも、るる御説明ありましたけれども、どうですか、総括的に、お聞きしますけれども。市長の御感想をお聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し、義務的経費のことであるとか、財政面のことがありましたが、その点について、今の状況等もお話を少しさせていただきたいと思います。

現在の宿毛市の財政状況ですが、平成29年度における普通会計の歳出総額は117億5,571万円となっております。そのうち、人件費や社会保障費ですね、最近上がっています。社会保障費などの義務的経費の占める割合は、全体の87.8%でございまして、103億1,932万円となっているところでございます。

また、普通建設事業費や、災害復旧事業費といった投資的経費ですね、使えるお金、こちらの総額は、1年間の中で14億3,639万円でございまして、全体の12.2%となっているのが実情でございます。

投資的経費は、国、県における補助金や、有利な起債を活用することで、継続的に実施していく必要のある経費であります。要するに、単費で使うとこれだけしか使えませんので、これにあわせて起債をうまく利用したり、そして補助金をうまく利用して、これを倍にしたり、場合によっては3倍にしたりということで、いろいろな事業を工夫をしながらやっていくのが、今の実情でございます。

そういった形の中で、今後もできるだけ補助金等を活用することで、一般財源の圧縮に努め

ていきたい、そのように考えているところでございます。

そんな中、次に高台での建設以外、財政運営は大変になるというところを、少し説明をさせていただきたいと思います。

保育園の高台移転による統合、宿毛小学校の合築、今、計画でこれから入っていきますが、合築など、現在、進行しているものを合わせても、さまざまな大型建設事業を控えているところでございます。議員の皆様方も御承知のところでございます。

そういった中、小深浦の高台以外での庁舎建設となって場合、いろいろ考えました。その場合、一般財源必要額は30億円となることから、実際、他の事業を縮小するなど、事業規模や事業スケジュールなど、さまざまな見直しが必要になると、そのような結果になりました。

庁舎建設と並行して、ほかの大型建設事業を実施していくことが、実際、困難だという結論になったところでございます。

昨日までの一般質問の中で、結果ありきじゃないかというお話いただきました。この庁舎建設のお話については、平成29年の行政方針という形の中で、3月議会で皆様方にもお話をさせていただく中で、広報等にも載せさせていただいております。

ことしの4月からということで、非常に短い期間でやっているんじゃないかという御非難も受けているところでございますが、その1年前にしっかりとお話をさせていただく中で、ずっと内部では協議をしてきた問題というか、取り組みでございます。

そういった形の中で、いろいろ考えながら、皆様方に広く意見を求めたい。そういう中で、ただ単に何か言ってくれという話ではいけないということで、3つの提案もさせていただいて、できる限り、細かく説明をさせていただいたつ

もりでございます。

そういう形の中で、審議会等にも、答申を出してくれということで諮問をさせていただいて、その結果として、今の、ずっと、一昨日から答弁をさせていただいている内容の結果に至ったということでございます。

そういう形の中で、ほかの事業と並行して、高台以外で建てるることは困難だというふうに、自分としては考えたということでございます。

現在も、財政運営等は、決して余裕のあるものではございませんが、高台での庁舎建設の場合は、緊急防災・減災事業債、先ほど来る、この有利な起債もあることから、効率的な予算配分をすることによって、並行して、現在、やっている、そういうハード事業も並行してやれるものだというふうに、財政シミュレーションのほうも組み上げをさせていただいて、今議会で皆様方にお諮りをしているところでございます。

そういう状況でございますので、ぜひ御理解のほどをお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 本議会での、補正含めて、大体120億ぐらいの規模になりましたけれども、市長が言われたように、家庭でいう、自由に使えるお金いうのは120億円あるけど、たった14億しかないという、こういう厳しい財政の中で、皆さんがある、交付金がある、ここにこんな補助金がある、これは3年でやろう、これは5年でやろうというふうに計画を立てて、行政執行しているわけですね。

非常に、御苦労さんと言いたいです。また、ひとつ言いたいのは、ねえ市長、この緊急防災・減災事業債が使えるのは、るるありましたように、33年度末までに庁舎が完成しとかな

いといかんというような条件が、いろいろありますけんど、確かに中平市長になって、御決断したことについては、別段、交付金ありきで、欲しいということ、そういう言葉ではなくて、やっぱりこの庁舎は、今まではダメだということは、もうわかりきっている話ですので、どこかには建てないといけない。その場合に、まあ言うたら、市長もやらないといけないという、ここに火がついたわけですよね。

これはダメだと。俺の代でやらなければならないと、いうようなことだと思いますよ。

結局、東日本大震災から7年たちました。その次の、翌年から、この緊急防災・減災事業債というものが施行されましたけれども。

前の市長のときは、決断はようしませんでしたよね。誰かが決断しないことには、ここの庁舎ではダメだということは、わかりきっている。どこかにやらないといけない。

ところが、どこかにやる場合に、賛否がありますけど、水に浸かるとやる必要はないわね。私は、再度、そういうふうに思います。

もし浸かつて、35億かけてつくって、また建てかえるということできないのですから。

そしたら、司令塔として、市民を、あそこだったら一番見えますよね、街区も全部見えるからね。目視できる。あそこに向いて手を振ってる人もいる。ここに溺れている人がいることも、すぐわかるから、一番ええ場所やね。

それともう一つ、寂れるという話もありますけれども、寂れることは一つもないと思うんですわ。

今ひとつ、今度の議案でも500万あがってますけど、商工会議所ですよね。宿毛の商工会議所が、旧法務局へ移るという話もありますけんど。

法務局は、今、宿毛にはありませんよね。度々、中村へ行かないといけないようになるわ

けよね。そしたら、近隣市町村では、県土木なんかも、結局、まちが寂れてきて、人が少なくなって、そのまちはただの分室になっているわけ。全部、ここの近辺でいうたら、支店である四万十市にいってしまっているわけよね。

分室では、いろいろ書類はとれるけど、決定権はないわけ。所長は四万十市にいるので。これ、四万十市に度々行かないかんわけよ。ガソリン代かけてね。

そういうふうになっていく、このまちが。この高台にちゃんとすることをやってないと。

しかも、高台に行く場合は、今城県議も質問がありましたけど、高知県警でも、県土木も、海上保安署も、でき得れば高台に行きたいという意向があるというような御答弁もありましたよね。

私は、そこに集積をしたら、まちが寂れることはないと思うんですよね。あとは、市長以下皆さん、議員、みんなが頑張る、これしかありません。

それから、交通網の整備につきましても、まだまだルートがはっきりしてないというようなことがございますけれども、しかし、高台にもしなれば、県も国も、私は動くと思うんですね。政治いうものは、そういうものです。

本州と四国に、今、3本橋がつきましたよね。あんなもの、当初はつくことは、誰も思っていなかった。ついても1本ぐらいだろうと思っていたものが、3本ついたよね。

これが、政治の力よね。政治というものは生きものなので、何か一つ手がかりがあったら、ごとと動く。

そういう、私も宿毛市議会議員の一人ですので、政治に携わる者としては、そのぐらいのロマンは語りたいわね。

だから、大きいものを見て、一番有利な起債を使いながら、市民の安全、安心を守り抜くと

いうふうな観点で、この審議会の答申も非常に打倒であると、私はそう思います。

賛否がありますよ。しかし、私は政治家として、右も左も、にこにこするわけにはいきません。私は、高台移転を今しなかったら、もうやれないと、こういうふうに考えております。

これで質問を終わりますけれども、言いたいことばっかり言いましたが、市長、最後に何かございますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

るる山岡議員の考え方をお聞かせをさせていただいたところでございます。

その中で、何点かございました。

例えば、交通網ですね。現在、本当に、街区の方々もそうだと思いますし、また、特に郡部の方々は、もっと困っておられます。

そういう形の中で、今、うちがはなちゃんバスという形で走らせてます。

実は、最初は乗降する場所が決まってたんですね、乗りおりする場所が。これ、街区の年配の方から、やはり乗りおりを、場所を決められると、そこまで歩いていくのが、とても大変だというお話を聞かさせていただいて、それで内容の変更を、当然、僕ひとりの意見じゃないですよ、その意見があるよということで、審議会のようなところにかけて、そちらのほうでもんでいただいて、乗降がどこでもできるような、路線によっては、そういう形にさせていただきました。

また、路線も、若干、実は変えているんですね。皆さん方もお気づきの方おられると思いますが、今まで行ってたところを、少ないところは地元にお願いをして、もっと要望が多いところにかえたりとかということで、現在、2台のはなちゃんバスがフルに運行をしている状況です。

そういう形の中で、当初心配していた乗降率というのも、かなり上がっています。それで、今度、庁舎が高台になれば、郡部から、例えば宿毛駅に一度集めて、宿毛駅をハブにして、周遊バスが走らせれないかとか、そういうふうなことも、これから検討するということで、お話をさせていただいているところでございます。

何が言いたいかというと、今の現状が決して、宿毛市がいい状況じゃないということです。

交通網もそうだし、まちもそうです。郡部もそうです。皆さんがたくさんの不安を持って、今、我慢をしながら、この宿毛市で生活しているようなまちだというふうに思っています。それを、何とか打破していかないと、これからどんどん人口減少は進んでいくと思います。そのための一つの契機として、当然、災害後の復旧復興ということで、事前復興という形で、災害後にもこのまちで住み続けるということでやらないといけませんが、今のまちをもっと元気にする、そういう意味も込めた、今回は事業にしたいというふうに思っています。

そういう形の中で、建て位置が決まった後には、当然、こここの庁舎があくわけですから、こここの庁舎の利活用であるとか、現在、もう既に整備を進めさせていただいている林邸を核とした、文化であるとか歴史に触れていただけるような、そんなまちづくりであるとか、そういうものを、しっかりと、当然、街区の皆さん方に協力をしてもらわないといけませんので、皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思いますし、これは、私が議員を3期やらさせていただきました、その間に、街区の意見として、街区の代表の議員さんたちが、ずっと述べて来られたことです。

それを今、一緒にやろうというふうに、自分は一生懸命呼びかけをさせていただいているところでございます。

ぜひ、皆さんと一緒にになって、このまちを、住んでてよかったですと思える、自分の子供や孫に住んでもらえるような、そんなまちに変えていきたい、そうしていきたいというふうに思っています。

そういう力強い若者が、今、たくさん出てきているんですよ、宿毛の中に。そういう若者と一緒に、そして年配の方々のお力をいただきながら、しっかりとまちづくりをしていきたい、そのように思っているところでございます。

大きなものを見ながら、政治動かしていくというお話もいただきました。大きなものだけじゃなくて、しっかりと、先を見据えた政治をしていきたいというふうに思っています。

そういう意味で、ぜひ御協力のほど、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） よくわかりました。

市長の思いは、今の言葉に全部詰まっておりました。一本参りました。私も、小さいどこも見てますのでね。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

—————・—————・—————

午前11時02分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、一般質問をいたします。

新庁舎建設について。

8月31日、住民説明会において、市長の了解が得られるよう、説明を継続するとの発言を聞きましたが、この真意についてお聞きします。

市長じゃなくて、市民の了解が得られるよう
に、説明を継続すると、そのように住民説明会
で聞きましたが、その継続するという意味は、
どういう意味でしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 濱田議員の一般質問に
お答えをさせていただきます。

私といたしましては、新庁舎の建設位置として、小深浦高台という方針を決定いたしましたので、そのことについて、市民の皆様に対して、説明を続けてしていくという趣旨で申し上げたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、再質問を
いたします。

私は、てっきり、市長があのとき、余りにも、これでは説明にならないなという感じとて、もう一度、市民に説明をし直すと、そのように解釈いたしました。

それから、宿毛市庁舎審議会の議事録より抜粋しますが、原会長が、この方は高知大学専門分野、地盤耐震工学の先生でございますが、この先生が、2回目の審議会の挨拶の中で、「本日の審議会の主な議題は、庁舎に関する住民の意識集約ということで、大変短期間ではありますが、この宿毛市の全集落を一つ一つ、丁重に回られて意見を伺ったというふうに伺っています」と、原会長が挨拶で述べていますが、これはどういう意味でしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、濱田議員はそのように受けとめられたということでございますが、説明会の中ででも、9月議会のほうに議案として提案したいというお話をさせていただいているし、そのことについて、変更したという話もせずに、引き続き、説明をさせていただ

きますというお話をしたので、そういうふうに受けとめられている方もおられたのかもしれません、全くそういうことではございません。

また、審議会の中で、原教授の真意をということでございますが、大変申しわけございませんが、その審議会に、私、同席もしておりますし、どういった真意なのかというのは、前もって言っていただいておけば、また聞くこともできたかもしれません、突然ですので、ちょっとわかりかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） いや、それは執行部の方が、誰か原先生に、一つ一つ丁重にというような言葉があったということを言われたんではないでしょうか。

いや、意味がわかりませんか。

宿毛市の全集落を一つ一つ丁重に回られて、意見を伺ったというふうに伺っていますと、これは原教授が言っているわけです。だから、そうやって一生懸命回ったというのは、誰が言ったんですか。

○議長（岡崎利久君） 副市長。

○副市長（岩本昌彦君） 濱田議員の再質問に
お答えをいたします。

原教授のほうが、全集落を一つ一つ丁寧に回られて意見を伺ったというような発言をされているのは、議事録で書かれたとおりです。

ただ、我々、第2回目の審議会において、それぞれの地区での説明会の結果概要を報告させていただいているということは、説明をさせていただいているので、それを原教授なりの表現で、こういうふうな表現をされたかもしれませんけれども、我々としては、それぞれの地区での説明会の意見の結果概要を報告させていただくということを、事前に説明させていただいているります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

そういうことはよくあることではありますけれども、私は、これは一生懸命になっていると。だから、執行部の方も、そうやって各部落を回ってたのかなと、そのように勘違いをしました。

それで、でき得れば、原教授が言うように、一つ一つ、執行部も、まちの中とか、そういうところを回られて、意見を聞くのも、大変重要なではないかと思いますが、どのように思いますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市内、今回8ブロックに分けて回らさせていただきました。かなり丁寧に回らさせていただいたというふうに思っているところでございますが、ただ、それぞれの事情があって、聞きに行きたかったけれども行けなかつたという方もおられるは思いますので、そういう方に対しましては、申しわけなく思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） これは市長に、ちょっとお聞きしますが。

まちの中で、市長は、選挙が済んでから一度も顔を見たことがない。少しはまちにも、寂れたまちではあるけれども、見に来てももらいたい。現状を見てもらいたいというような人が多々ありますが、その点について、どう思いますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まちのほうで戸別訪問、1軒1軒回ったということはございません。そのことを言われてるのであれば、戸別訪問はしておりません。

ただ、いろんな催し物もありますし、また、市民祭宿まつりでは舞踏パレードもさせていただいております。また、行けるときと行けないときがありますが、それぞれの、いろんな催し物ありますよね。それこそ濱田議員もよく御存じの駅伝とか、奥島先生にお世話になっている。あれも行って、挨拶もさせていただいてますし、あと、市展も行きますし。結構、郡部で言われるんだったら、申しわけないと言わないといけないんですが、街区での催し物、かなりありますので、いろんな、それぞれの会には出席をさせていただいて、ありがたいことに、お話をさせていただいているところでございます。

ただ、1軒1軒、家を回って、お話をしたことはないということでございます。

濱田議員のところにも、市長就任後、何度かお伺いもさせていただいたところでもございまし、自分なりに動いているつもりではございますが、足りない部分は、またこれから頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 戸別訪問をせよというわけではないですけれども、時々、どうですかとかいうような見回りはしてほしいというのが、まちの人たちの意見でした。

一度も見たことがないと。なので、それはちょっと言い過ぎじゃないかということを、私も言いました。

真丁のマラソンなんかでは、市長が来て、挨拶をしていることはわかっていますし。そういうような公の場には来てくれていると、それはわかっています。

それで、でき得れば、もう少し、いろんなと

ころに顔を出すということも、一つの手ではな
いかと、私はそのように思います。

それでは、再質問になりますが。

いろいろなことで、私も、この間の31日の
住民説明会を聞いたときに、私の隣の人が、市
長も人の気持ちがわかつてくれるようになった
というような話もしましたが、それは、私の今
の質問で、勘違いではございましたけれども、
何のために市民の了承が得られるように、説明
を継続すると、その発言が、今ちょっと勘違い
で、そういうように。私はまた、もう一度やり
直してくれるぐらいの気持ちでおりました。

そして、このままでずっと推移をしていくと、
市民の方が申すには、完全にまちが二分される
んではないだろうかというような、そんなよう
な、大きなあれも出してましたが。

でき得れば、市長も、今、逃げるんじゃなく
て、まちの人のいろんな意見も聞いてみると
いうのは、大変重要なことではないかと、私はそ
のようになっておりますが、市長、それはどの
ように思いますか。

○議長（岡崎利久君） 濱田議員、マイクの前
で発言のほう、よろしくお願ひいたします。

市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

全く、逃げているつもりはございませんので。
逆に、説明させていただきますという話をさせ
ていただいてますので。しっかりと説明もさせ
ていただきたいと思います。

ただ、個人個人とお話しするということには、
なかなか難しいかと思いますので、また皆さん
に集まっていただいてということになろうかと
思います。

またそのときには、濱田議員にも、ぜひお力
をかしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 1番の問題は、大体
わかりました。

それじゃあ、次に2番目の問題にいきます。

この計画は、余りにも拙速ではないかといふ
ことを、皆さんから聞きます。

審議会とは、行政機関が政策立案などにつき、
学識経験者や利害関係者の意見を反映させるた
めに設置する、合議制の諮問機関です。

審議会答申を受けて、議会に早々と提案する
ようですが、その過程において、余りにも拙速
過ぎるよう思います。

本年4月に建設プロジェクトができ、わずか
3カ月の府議で議員協議会に素案を示し、その
後、早々と審議会を発足させて、3カ月で建設
審議会は4回の審議会で答申を出しました。

それを受け、庁舎の高台移転を9月の議会
に提出されようとしています。

地方自治法第4条に、市民の利便性、交通事
情、その他の官公庁との関係などが、適当な配
慮を求められておりますが、今までよいので
ございましょうか。少しそのことについて聞
きたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただ
きます。

一昨日から、何名かの議員の皆さん方の答弁
と同じになるかとは思いますが、東日本大震災
や熊本地震、そしてことしに入ても、濱田議
員も御承知のように、大阪北部地震や、先日の
北海道胆振東部地震など、日本列島での地震災
害が多発をしているところでございまして、そ
の被害の状況ですよね。

東日本大震災のときもそうでしたが、毎日の
ようにテレビで放送されます。また、新聞でも、
その話題ばかりです。本当に大変なことにな
っておりました。

日本列島の国土は、地球の陸地のわずか、先日も言いましたが、0.25%ということでございます。

0.25%でしかないのに、世界で発生する地震の約2割は、この日本で発生しているという、衝撃的な事実があります。

そして、南海トラフ地震は、今後30年以内に、70から80%の確率で発生するといわれております。これについては、もうこの地域に住む者は、宿命ですので、逃げることはできません。

そういう状況でございます。

その上、本市でも7月の西日本豪雨の災害のように、本市で起きた災害のように、災害はいつ発生するかは、誰にもわからないところでございまして、あすは我が身、災害は待ったなしでやってくる、そういうふうな状況の中でございます。

そういう状況の中ありますので、災害に強い庁舎を提唱し、今年度、本格的に議論を進めてまいりました。

先ほども言いましたが、昨年の、自分のほうで、3月には議員の皆様にも表明を、その1年前にはさせていただいているところでもございます。

また、9月議会で関連議案を提案したいというのは、濱田議員含めて、皆様方に5月の臨時議会で、議員の皆様にも説明申し上げたとおりでございます。

災害から市民の皆様を守り、被災後も宿毛市で住み続けていただくためにも、1日でも早く、災害に強い庁舎を建設したいという思いが強いということは、ずっと述べさせていただいているところでございます。

また、法のことも少しお話ししておられましたが、決して法に抵触するようなことではございませんので、その点についても御理解願いた

いと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

市長が言うこともわかりますが、私にすれば、議会の3分の2以上の賛成者がおるから、これはいつやつても構わんというようなとり方をしている市民も、私に限らず、市民もおります。これは議員数ですよ。議員数で、14人を半分で割ったら7人と。7人は最低でも、その中に附属した人がおると。

そういうがで、これは完全に議会を通るから、早くやれというような意見も、私は聞きました。ある議員から、それは聞きました。

それはどうでもいいんですけども、でき得れば、同じことの繰り返しになりますけれども、もう一度、慎重に考えて、提案を出すのも一つの方法じゃないかと思います。

私のところに来て、言ったりする人の中には、今議会でもし決行すれば、まちは、濱田さん二分しますよと、それはわかるでしょうと。それは私もわかります。

二分するということはどういうことかと、私もあえて聞きました。そしたら、来年になれば、すぐ市議会議員もありますよと。そしてまた、来年の暮れには市長選もありますよと。そういうような、いろいろと回して、ものをいうような人らもおりました。

しかし、余りにもまちが二分するということは、これは絶対に、私は避けて通らなければならない、そのように思っておりますので、どうしても、でき得れば継続審査にしてもらいたいとか、そういうようなことは、その人の話の中でもありましたが、私もそのように思っておりませんけれども、今の執行部の体制では、ちょっと無理ではないでしょうかという話もしました。

これは、でき得ればの話ですけれども、そう

いうような人も、市民の中には多数いるということも、頭の中に入れてほしいです。

それはもう答弁いいです。またほかのところで質問はしますから。

中心市街地の重要性について。

中心市街地活性化法を、平成10年に国が設定しました。そして、都市中心部の空洞化を防ぎ、都市機能や公益、商業施設などの再配置と、計画的な集積を図ることを目的とする法律。

私たちは、商工会議所の元会頭、竹村建司さんなどと、平成12年ごろからですかね、まちづくりについて、再三再四にわたり、協議をしてまいりました。都合、二、三年はやったと思います。

しかし、なかなか思うように、国の予算はとれず、まちは衰退の一途をたどっていきました。

私たちも、でき得ればと思いましたが、今、市のほうでやっていただいているのは、水道通りの電柱の地中化と、早稲田大学からいただいた梓公園、そして市長の代になって行った林邸の改築でございました。

しかし、この寂れる町並みの中で、今の現状では、閑古鳥が鳴く、また、このように衰退したまちを見るのは初めてだというような方々もたくさん、よそから来た人から、私は耳にしました。

どうしてかといいますと、真丁に梓公園ができたと。そしたら、その梓公園を見たいがために来ましたと。そして、近所の人が、濱田さん、説明してくれんでしょうかというので、呼びにきてくれて、学生なんかと話したわけでございますけれども。

確かに、もうまちの形態ではありません。もちろん商店街の形態も成しておりますが。しかし、まだ旧市街地の方たちは、もう一度、どうしても復興したいという人、たくさんおります。だから、市のほうにも、何とか、橋渡しを

してくれというような方もおりますが、しかし、そこの言ってくる人は、子供がこっちにいないわけです。どこにいるかといえば、東京のほうに、そのまま行っているわけでございます。

そして、その方に言いましたら、もしあれやったら、子供は呼び戻せるんですかという話をしましたら、いや、まちがまちらしくなってくれば、子供も戻しますと。そして私たちの面倒もみらしますというような話を伺いましたが、今いまでは、帰しても生活することができないんじゃないだろうかというような話もいただきまして。

ゴーストタウン、それから、あれですが。

まちがこれ以上寂れないためには、市のほうでも、何かの手だてもしていただきたいと、このように思っておりますが、これも今の予算では、到底無理な話ではないでしょうかと、私なりに思って、このことは質問はしませんけれども。

でき得れば、市長、まちを二分させることは避けていただきたい、これだけははつきり言ってきてくださいという話でした。

もう、市長は高台ありきで、高台のほうには予算はかけて、何ぼでも店もつくっていくだろうという話も、まちの中では出ています。

しかし、この人口減少が起こる中で、もう一つのまちをつくるという、まだちょっと無理ですよと、私も何回か言いましたけれども。しかし、中にはそういう人たちもおるということは事実です。

でき得れば、市長、このまちを二分させない、既存のまちも可愛がっていく方法、何かお答え、表明してもらうわけにはいきませんでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） るるありましたので、どこまでお話をしたらいいのかなと思いながら、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、まちをどのように、これから考えておられるのかというお話の前に、既にお子さんがこちらには住んでいないと。どんどんまちが寂れているんだということでございます。

先ほどの答弁でもさせていただきましたが、自分も同じような思いを持っているところでございます。だからこそ、今のままではいけないと思います。

例えば、ここに役所を仮に建てたとして、同じ人間がこの役所、新しい役所を使ったとして、新しく役所がなるだけで、経済効果が新たに生まれると思われますか。私は、何も変わらないと思います。

だから、役所があるから、それでいいとか、そういったことで経済って動かないと思いますね。だから、当然、役所が移動することによって、何らかの人の流れが変わりますので、そのことによって、負の要素がある部分に関しては、しっかりとリサーチをして、その分を今度、何で補うのか。もっといえば、プラスアルファーとして何をそこに持ってくるのか、それをしっかりと街区の方々と話したい、そのように思っております。

それから、話の中で、街区の人がこういう、ああいうお話をありました。ぜひ、濱田議員も、長年にわたって市議会議員をされて、いろんな見識もお持ちの方ですので、ぜひそこはお話を聞くだけじゃなくて、しっかりと今の現状を訴えていただきたい、一緒になって、この宿毛の既存市街地をどのようにこれから進めていくか、そういうお話をぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、そういうお話でありましたら、いつでもお声掛けをしていただきましたら、またお話をさせていただきたいというふうに思いますし、またそういうことに使えるようなものが既存の予算、今までなかなか予算とれなかつたというお話をもお聞きしました。そ

ういった形の中で、いろいろな方々にお願いをして、いろんな御寄附を募ってきて、宿毛市とゆかりのある方々のお力をかりることに対しまして、濱田議員が御尽力されたことも、十分に承知しておりますので、自分たちもできることはしっかりとつないでいきたいというふうに思っているところでございます。

そういう形の中で、昨日もお話をさせていただきましたが、宿毛の体育館が完成しました。

夕方帰るときには、子供たちの本当に元気な声も聞こえて、本当にぎやかに使っていただいているなというふうに思います。

この体育館の前側のところに、これから公園を、小学校、中学校の合築とともに、公園整備をさせていただいて、街区の方々から、以前からお話をあった岩村通俊の、今、胸像があるんですけれども、実際、コンクリートしかないような状況で、人が見に行くようなところじゃないので、しっかりとそこを公園整備をして、それに加えまして、東京宿毛会の会長にもお願いをして、岩村通俊の子孫の方々とお話をさせていただく中で、これから整備に向けて、着実に取り組みをしようということで、お話をさせていただいているところでもございます。

それから、あと、サテライトオフィスという形で、本町通りのほう、本町ですが、こちらのほうの2階に、新しくそういうオフィスを開設していただくように、東京のほうに、本社がある会社でございますが、それが来るよう決定をさせていただきまして、あした、議会中で大変申しわけございませんが、あした県庁のほうで、尾崎知事と三者で、調印式も行うように予定をしているところでございます。

こちらも、最終的に20名程度の雇用というところでございますが、関連の会社もたくさんございますので、これからも、また広げていただきますよう、お願いもしていきたいというふ

うに思っていますし、また、何よりも子供たちが一回出て、よそで生活を始めると、なかなか帰ってくることができません。自分自身も経験しています。

だから、そういう形の中で、ぜひ子供たちが出づに、残りたい子供たちはこの宿毛に残ってもらいたい。そういう意味で、地元の子供たち、高校新卒の子たちを採用していただけたらという形の中で、新たな枠組みも、企業とこれから調定を結ぶということで、あした調印式をさせていただくようにしております。

そういう細かいことではございますが、一つ一つの努力を、今、続けさせていただいているところでございまして、庁舎の跡地利用も、しっかりと、人が動くような形、これにつなげていきたいというふうに思っています。

ただ壊して、そこに何か、公園をつくるとか、そういうんじやなくて、必ずここで人が、交流ができたりとか、人がここで滞在ができるよう、そういう形の中で、ぜひ活用することによって、街区が今まで以上に活気ある、といった地区になるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

一つには、残念なことかもしれません、実際、どんどん、いろんな生活、生活圏域を含めて動いています。ここ近年を見ても、本当に高台といいますか、新興住宅地ですよね。以前は、下にたくさん家があったじゃないですか。それが、あの東北の震災以後、見たらわかるように、下は全然、家が建たなくなつたんです。それどころか、坂のずっと上のほうで、坂をあがらないといけないから、年とったら大変だとか、子供が通学するのに、自転車でかわいそうだとうて、下のほうに、どっちかと言つたら、高いお金をかけて、下のほうに建つてた家が、今、みんな上ばっかりですよね。

やはり、これだけ何か一つのことが起こると、

影響があるというふうなことだというふうに見ているところでございます。

そういう形の中で、決して既存市街地をそのままにするという話では、全くございません。皆さんと一緒にになって、今まで以上に、これからこの市街地を使って、人の流れをつくっていきたい、そのように思っているところでございます。そのためには、市街地だけじゃなくて、これからつくる庁舎であるとか、それから道の駅であるとか、既存の駅であるとか、いろんなものをつなぎながら、人の流れを、この宿毛市の中でつくっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長もいろいろと努力をしてくれていることは認めますけれども、余りにも、ゴーストタウンになり過ぎたというような感じで。

これがまた、活気のあるまちづくりというのは、1年2年ではできないと思いますけれども、これも何とか、あの子供たちのためにも、残してやらなければいけない使命だと、私はそのように思っております。

市のほうにも、いろいろとお願いして、それはまたやってはいかなければならないことでございます。

それで、庁舎移転後のまちづくりについて、ちょっと聞きたいと思います。

都市機能の移転というのは、全国的に見ても、大変珍しいこととして、そういうことに対して、新たな拠点ができ、そこから長期的に考えることのできるのは、事業を一步一步積み上げて、青写真をまねいて、そして具体的に詰めていくのは、今後、重要になっていくのではないかと思いますので、いろいろな観点から、都市機能が移転したらこうするんだということを書いてい

くのが、仮にこの、小深浦の高台に移転するすれば、これから重要な仕事になるというふうに思います。

今の言葉は、高知大学の坂本 淳氏の言葉でございます。専門分野は、都市交通学の先生ですが、市長、この言葉の意味するものは、どのように思うか、できればお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、大変恐縮ではございますが、もう一度、そこの文章の部分だけお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 庁舎移転後のまちづくりについて。

都市機能の移転というのは、全国的に見ても、大変珍しいこととして、そういったことに対して、新たな拠点ができ、そこから長期的に考えるのは、事業を一歩一歩積み上げて、青写真をまねいて、そして具体的に詰めていくというのは、今後、重要になってくるのかと思いますので、いろいろな観点から、都市機能が、移転したらこうするんだということを書いていくのが、仮にこの小深浦の高台に移転するすれば、これから重要な仕事になるというふうに思います。

今の言葉は、高知大学、坂本 淳氏の言葉でございます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 大変恐縮いたしました、ありがとうございました。

お答えをさせていただきます。

その内容、そのとおりだというふうに思います。

ただ、今、宿毛市がやろうとしている庁舎移転は、都市機能全体を移転しようとするものだというふうには、現在のところ考えているわけではありませんが、昨日来、ずっとお話しさ

せていただいている都市計画マスターPLAN、これをしっかりとつくり上げていくことが、このお話の中の、一つずつ積み上げていく青写真ということになろうかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 再質問をいたします。

仮にまちづくりが、この先生の言うようなことは、私もよくわかります。どうしてこのように、今から、余りまちがひらけていかないのかというと、一番の原因是、私は少子化と、そのように思っています。

少子高齢化というので、今から先、20年先になつたら、悪いですけれども、宿毛の人口は1万5,000を切っていると思います。

清水がそうでした。この間まで、宿毛と同じように3万何ぼで、市町村合併して、清水は今、1万4,000を切っているそうです。

こういうようにならないためにも、私は昔、林市長が、宿毛に工業団地を引っ張ってきたと、そういう話を市長から聞きまして、これで宿毛のまちが、幡多郡の中で一番大きくなると、いうような話を聞きました。

そして、どのぐらい市長、宿毛のまちで人口がふえると、できればそれも聞かせてくれないかと言うたら、5万人は最低すると。5万ということは、あれですよ、市長。倍ぐらいの人口になるわけですよと。それはできる、できるというような話を聞きましたが、それから後は、ふえるどころか減る一方でございました。

しかし、工業団地、それから病院のおかげで、人口は清水なんかと比べたら、減るのが少なかったと。中村と比べたら、また減っていますけれども、これは、中村は県とか国とか、そういう機関がずっと残っているから、これは余り減りにくいと思いますけど。

宿毛の場合は、あと警察も、いろいろな役所が、ずっと統合されて、宿毛支店じゃなくて、出張所ぐらいの感じになるんじゃないのかと、私はそのように思っている。

そのようなところで、人口が復活するというのは、私はちょっと無理ではないだろうかと、そのように思っておりますが、そこにおります山本議員が、一生懸命、人口をふやせと言って、やってくれるというのです。これは、自衛隊の話ですが。

そういうようなことで、何でも構わない。人口がふえることは、徹底的に、私なんかも協力しようと、このように思っております。

市長、でき得れば、まちのことも考えてやつていきたいと、このように思っておりますが、今からまた、市長のほうにもいろいろとお願ひもしないといけないことがあるとは思いますが、今の市長のあれでは、1万5,000人になるのがいつごろというような、こんな情けない考えは、発表したくないんですけども、皆さんがそのようなことをおっしゃっていますから、市長の口からも、これは聞いてみたいなど。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

統計上、1万5,000人になるという日には、当然出てきているわけですが、統計上にならなさいために、今、努力しておりますので、私の口から、1万5,000人いつなるということは、答弁は控えさせていただきたいと思います。

街区のこと、先ほど来、お話をさせていただいておりますように、決して街区を見放しているとか、見捨てているとかということでは、全くございませんし、逆に、今、中心となるべく施設を、街区のほうに建設もさせていただきながら、ここに向いて、集中的に人を寄せて、そ

して宿毛市内をずっと回ってもらおうということで、取り組みをさせていただいております。

また、もう少し大きな話をして、幡多6カ市町村の連携の中に、当然、林邸を入れてますので、そういった形の中で、高知県のパンフレットにも載せていただいています。

そういった形の中で、宿毛市、今、一番ホットな場所は林邸ということで、当然、街区ということでやらさせていただいているところでございます。

また、それと絡めて、来年から始まるポスト維新博という形の中で、自然体験型観光ということで、当然、今まで培ってきた海のレジャーですよね、釣りであるとか。そういうものを、しっかりと絡めながら、やっていきたいということで、行っている事業でございます。

林邸もまちの駅として、あそこ登録させていただきましたので、看板もできましたかね、看板も予算化しています。もう、本当はできないといけないんですが、今、頑張ってつくっているところでございまして、もうしばらくすると、あそこにまた立派な看板も立って、さらに人が来ていただける、そういう取り組みをしていきたいというふうに思います。

これについても、私自身は、街区の方々から、非常に熱い思いがあったというふうに思っているところでございまして、こちらに関しては、もう人数言いませんが、とんでもない方の数の署名が集まった事業でございましたが、なかなかお金がなくて、やれなかつたということで、今回、3分の2の県の補助をいただいて、取り組んだ事業でございます。

ただ、残念なことに、この事業であっても、お金をこんなことにかけるのはもったいないという御意見も、かなり、私のほうにも入ってきたのも事実でもございますし、またそういった方々に、一つ一つ説明もさせていただいたとこ

ろでございまして、結果を見ていただいて、最終的に納得していただけるんじやないかと思って、今、頑張っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、防災拠点の概要を聞いていますから、これはいいですけれども。

6番の審議会の妥当性について。

本年4月に、庁内に建設プロジェクトができ、わずか3回の庁議で議員協議会に素案を示した。その後、早々と建設審議会を発足させて、3カ月で建設審議会は4回の審議で答申しました。

それを受け、庁舎の高台移転が9月議会に提出されようとしています。

地方自治法第4条には、市民の利便性、交通事業、その他官公庁との関係、適当な配慮が求められていますが、また、議会は3分の2以上の同意がなければならぬと、市庁舎移転には、地方自治法に定められている重要な案件です。

私は、どうしても納得のできないことが、まだまだ多くありますが、この審議会について、市長はどのように思っておられますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

審議会については、しっかりと機能していくだいて、答申をいただけたものだというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 名前は言いませんが、この間の7月の豪雨のことではないかと思いますが、ある委員が、川の名前を尋ねています。与市明川のこと。それは、その委員が、与市明川といえば松田川ですかと、そういうようなあれです。まつ、宿毛の人間で、与市明川

というが、余り皆さん使いませんけれどもね。だけど、市に勤めている者とか、そういう特殊な人たちだったら、必ずわかっているはずです。

私も林市長のときに、洪水に遭うて、まちが冠水したと。そのときに、これはあれですかと、市長、まちの川が冠水というが、与市明川のあれをおさなければ、これはいつまでもくることじやないですかと言ったら、それはくるけど、そのときに、私に、10億以上の金がかかること。ポンプを設置するのですよ。そういうように。

これも1年2年ではできませんけれども、四、五年うちにはつけますというような、林市長からの答弁でございましたけれども、いまだにまだ、それは実行されていないようなわけでございます。

せめて、この審議会の中に入る人ならば、松田川ではなくて、与市明川ぐらいの名前は覚えておいてもらいたいと、そのように思います。

○議長（岡崎利久君） 質問ですか。

○14番（濱田陸紀君） 市長に、拙速に選んだのではないかということを聞きたい。

○議長（岡崎利久君） それを言っていただいたほうが。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 一応、委員を選ぶのには、市長、この9名の委員を選ぶのには、単独で選びましたか。

市長が単独で、委員は選びました。審議会の委員ですね。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

単独で選んだものではございませんが、最終的に私が決めさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 一応、委員の中で、私は高齢者のこととか、向こうに行く場合ですよ。まちの高齢者の方が、小深浦の高台に行くのであれば、津波が来た場合に、その津波に向かっていくようなものだと、そういうように答えを出してくれる人が多数おります。

しかし、この中で、そういうようなことを、一人でも、この人はそういう立場の人です。立場の人であれば、多少、そういうようなことを加味した発言があつてしかるべきだと、私は思いますが。

山の上だけの、建設だけのプロジェクトではないと思います、審議会であれば。したがって、そういうような大事なことを、やはり一言二言入って当たり前と思うんですが、こういうことは、年寄りなんかのことは、全然考えてないと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 済みません、議長。一つ反問権で、ちょっと聞きたいことがございます。

津波に向かって行くようなというのが、ちょっと理解ができないんですが、どういったことで津波に向かって行くということになるのか、教えていただければと思います。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） まちの高齢の女の人たちは、津波は片島のほうから来ると。それで、そっちの方角に向かって行くのは、大変、私たちは怖いから、来たら逃げるどころか、反対に自分の家でじっとしていると。それが天命だと思っているというような話も聞いております。

それで、でき得れば、例えば、新田なんかから片島のあたりまでは、林新田ですね、昔の。あそこは全部沼地だったんです。そして、ずっと埋めて、今の立派なまちになりました。

しかし、あそこは2メートル50かいくらか

の段差ができるわけです、津波のときに。

そういうときは、自動車も地盤沈下のため、交通手段がないと、そういうようなところにというような人たちがおります。

そして、津波が平田のほうから来るわけじゃないと、というような、宿毛湾のほうから来るんだから、向こうのほうには、絶対に私たちは嫌。そして、中には、死んでも私は、そちらのほうには行かないと、そういうような激な発言をする年寄りの方もおります。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせてもらいます。ありがとうございます。

まず、一つ確認をしておきたいんですが、津波が来たときには、高台もしくは避難所に逃げてください。市役所に逃げるというのは、全く間違いであります。そこは、ぜひ、議員もわかっていると思いますので、説明をしていただきたいと思いますし、逆に、そこは解いていただきたいなというふうに、そういう誤解はですね、思います。

一緒になって誤解を広げてたら何もなりませんので、ぜひ解いていただきたいというふうに思います。

それからあと、長期浸水の話出ました。本当に長期浸水、大変な状況です。高知市に次いで宿毛市が長期浸水、エリアが広いということでございまして。

高知市、御存じのように、30堤防とかという形で、かなり、どんどん整備を進めているところでございます。宿毛市も整備を進めないといけないんですが、なかなか、国からの予算等もありまして、県のほうで、なかなか事業が進んでない現状もございます。

といった形の中、この長期浸水は、御存じだと思いますが、新田だけじゃないんですよ。この現庁舎から、今度の県立病院跡地、こちら

も長期浸水エリアに入ります。それで、高台については、下は浸かりますが、当然、高台ですので、庁舎建設地は浸かりません。だから、長期浸水で浸からないのは、小深浦の高台だけというふうな形になっていることを、改めて御説明をしておきたいというふうに思います。

そういう形の中で、避難場所につきましては、できる限り、高台に逃げていただきたいと思います。できる限り、高台に逃げてもらいたいと思います。

それは、何が起こるかわからないから、想定外のことが起ったときのために、高台に逃げてもらいたいということでございます。

ただ、濱田議員は、以前から、高齢者の方、高台に逃げれないんだということが持論でございますので、そういう方々につきましては、近く建築される、合築の宿毛小中学校を、防災機能を備えた形で建築をしようと、今考えて、仕様書等も作成をしているところでございますので、こちらのほうに逃げていただきたいというふうに思います。

何よりも一番近いところに逃げていただくのが、当然大切ですので、決して、皆さんがあんしょのほうに逃げてくるということはなさらないように、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それで、私が時々話したりするのは、これは審議会の方に会ったら言ってくださいという言葉を承りましたが、それは私たちは会うことも余りありませんからということで、断っておりますけれども。

年寄りの方というのは、私たちが思っているのと全然違うということが、よくわかります。私ももう年寄りです。年寄りだけど、家の中で、外にも行かずに暮らしている方、その方と、私たちのように、年はとっても元気に外へ出れる

者と、考え方、全然違うんです。

これはやっぱり、市長にもちょっと考えてもらいたいんですけども。

私たちの楽しみといえばと、その人の話を聞くと。週に1度、タクシーを雇うて、スーパーに買い物に行くのが一番の楽しみだと。そして、そのために、妹さんも旦那さんを亡くしているから、来てくれていると。それで、何のために、私たちは生きているかという、実感もわかしてもらいたいと。

部屋の中の壁を見詰めて暮らすだけではあれど。できれば、まちも、車椅子に乗ってでも構わんから、散策もしてみたいと、そういうような話も伺っておりますが。

市役所のほうが、仮に小深浦の高台に行くと、私なんか、見に行く必要もないけれどもと、いうようなので、何かもう全然違う拒否反応を起こすんです。

それはなぜかというと、市役所自体を避難場所として考えているということは、よくわかります。

いやいや、それはわかってますけれども、けど、いくら言っても、濱田さん、そんなこと言ってたら、人が笑う言うて。市役所は、市民を守るための市役所だから、それを違うとか何とかいうふうに、それは絶対に言うてはいかんことですよと、私はくぎをさされています。

しかし、一応、確かに市役所に逃げれば、食事は確かに、3日分はそろえてないですけれども、1日、2日はそろえておる、そのように私は言いました。

あれ、大体、1万5,000人分そろえているんですかね。それはいいですけど。

そういうようなので、市役所イコール避難場所と考えている人が、多数おることは事実です。

その点について、市のほうが、もし行かないのなら行かないで、広報なんかでも、何回も出

すようにしてもらわないと、年寄りの方は、市役所イコール避難場所と、そのような勘違いをしております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

基本的な考え方、市役所は避難所ではありませんので。避難して来られた方々を、当然、排除するとかというものではありませんけれども、最初から避難所は避難所として、ほかの施設、当然、指定していくますので、その部分は、逆に、はっきりと、しっかりとわかってもらうことを、自分たちもやりますし、してください。

怒っているからとか、そういう問題じゃないです。街区から市役所まで来たら、というふうに考えること自体が、非常に危険ですので、そういう考え方を持たないように、そこをしっかりと、自分も努力しますし、一緒になって、わかっていただくようにしたいというふうに思います。

それから、市民を守るものだというのは、間違いないないです。市役所は市民を守らないといけない。だから、災害後の復旧復興も含めて、役所は防災機能を高めるべきだということでやっていますので、当然、市民を守るための、今、議論です。

だから、市役所自体が浸水エリア内で、あと拠点にならないようなところであれば、市民を守ることができないじゃないかということで、浸からないところに上げようというのが、今回の話でございます。

それから、避難食の考え方なんですが、確かに宿毛市は、いろいろなことを想定して、現在、1万4,000人分の、3日分じゃなくて3回分を持っているところでございますが、ずっと市民の皆さん方、それから区長さんを初めとする皆さん方にお話をさせていただいているのは、

個人個人が3日分、食糧、水、必要なものは用意しておきましょうというのが、基本的な考え方です。

防災の観点から、非常に見識のある方と、濱田議員もずっと懇意にされているのもわかった上で、大変失礼なんですが、の方なんかも必ず言われますよね、講演へ行ったときに。自分で守らないって。行政なんかあてにしたらいかんいうて、必ず言われます。

だから、それが基本的な考え方です。ただ、そこからどうしても、それができなかつた方々が当然おられますので、その人たちを知らないよということはできないので、宿毛市としても、しっかりと備蓄は進めています。

ただ、宿毛市が備蓄しているから、行けばもらえるんだという考え方とは、根本から違いますので、その点については、ぜひそういった認識をもっていただくようにしていただきたいと思いますし、さらに宿毛市としても、啓発活動をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 市長なんかも、年寄りの人の気持ちがわかるように、確かに、私なんかも、何回も避難場所じゃないですよという言葉はかけてます。しかし、市役所が避難場所じゃなかったら、どこが避難場所いうて、反対に怒られるような、それは言いますよ。学校とか、忠靈塔とかいうて、いろいろなところある。そして、近くには大井田病院もありますよと、そういうような話はしますけれども。

しかし、一番が市役所と、そういうような勘違いはあります。何回言っても、それはもう、私なんかもかえって怒られるくらいで。

そういうようなことで、避難場所イコール市役所というのは、年寄りの人の気持ちからはなくならないと、そのように思っております。

それはそれで、もし逃げてきたら、あれはどこやったかな、仙台の何とかいうとこ。前に犬のことで話しましたが。犬を連れていくから、学校には入らせないというようなことで、追い出して、その人がまた車まで帰って、そしてもう一回、お願ひしますというて来たと。

そのときに、あなたも、宿毛弁で言えば、「しわい人じやね」といい、追い返したと。そして、校庭においてある車まで行ったときに、津波が来たと。そして、戻ってこい、戻ってこいといつて、何回も叫んだらしいですが、その人はこっちを見ながら、自動車の中に入つて、そのまま亡くなつたそうでございます。

そういうようなこともありますから、市の職員にも、市役所に來たから、避難場所じゃないから帰ってくれというようなことを言う職員はおらんとは思いますけれども、そういうようなことも教育してもらいたいと、そのように思つております。

またしつこいようですが、でき得れば、市長も年寄りの気持ちを、もう少し考えていただけないかと、そのように思つておりますが、いかがですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁をさせていただきます。

るる濱田議員のお気持ちという形の中で、質問等がありました。その点については、しっかりと受けとめをさせていただきたいと思いますし、当然、お年寄りの、それぞれいろんな方々がおられて、いろいろな歩みを、長年にわたつてしてこられて、いろんな考え方を持たれているんだというふうに思います。

宿毛市、先ほど、少子高齢化というお話ありましたが、若くて元気なお年寄りがたくさんおられて、その一方では、いろんな障害を持たれて、非常に苦労しながら生活を、それも身内も

少なかつたりしながら生活をされている、そういった方々もおられますし、また、施設に入られている方々もおられます。

それぞれ、例えば先日、孤立集落になった還住敷のほう、こちらのほうで生活をされている方々もおられます。

そういった全ての市民の方々、お年寄りの方々に寄り添つたような行政を進めていきたい、そのように思つてゐるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、市長、次の住民投票の是非について、伺いたいと思います。

私は、8月31日の住民説明会のときの話でございますが、市長が、住民投票をやるべきではないかという、ある人の質問に対して、私も住民投票をやれば、大変楽ですという話をいたしましたが、住民投票は、私は決着つけるのには最高のことではないかと、そのように思つておりますが、市長はこの件について、どう考えておいででしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

楽ですというだけの話ではなくて、前後があつたという形の中での話でございます。

その考え方について、お答えをさせていただきます。

8月31日、先ほど議員のほうからお話をありました、住民説明会でも同様の質問があつた中でのことでございます。

その際にもお答えをさせていただきましたが、私としては、住民投票の実施は、現状では考えておりません。

市民の中には、この新庁舎建設問題に対して、賛成、反対の両意見があることは承知をしてい

るところでございます。しかしながら、そのことで、住民投票を実施して、市民を二分することは避けたいというふうに考えているところでございます。

また、住民投票は、市政の重要事項は、市民の皆様から、直接選挙で選ばれた市議会議員の採決により、決定されるという地方自治法本来の姿である代議制民主主義を形骸化させるとの、そういういた批判もあるところでございます。

この点についても、議員も御承知だとは思いますが、今回の庁舎建設に関しましては、各地区での意見交換会、アンケート調査の実施など、直接、市民の皆様の御意見をいただく機会も設けさせていただいていることから、判断につきましては、原則どおり、議会の採決に委ねたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

(発言一部取り消し)

..... (発言一部取り消し)

..... (発言一部取り消し)

..... (発言一部取り消し)

(発言一部取り消し)

○14番（濱田陸紀君） 庁舎建設に伴う宿毛小中学校の建設の影響について、お聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、新庁舎建設によって、宿毛小中学校建設に支障は出ないかという質問だと思いますが、これまで、3候補地の建築費につきまして、御説明してきたように、新庁舎の建設場所によって、財政負担が変わってくるところでございます。

仮に現在地等の浸水エリア内に建設となれば、市の財政負担は大きくなりますので、財政的な影響は否めませんが、財政的な影響はあるというのを事実になってこようとは思いますが、宿毛小中学校につきましては、予定どおり、平成33年3月完成に向け、進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

なお、現在、当市としましては、高台ということでございますので、順調に進むというふうに、財政シミュレーション上も載せているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 今の話を聞きまして、一応、これは納得しました。

それでは、最後になりますが、街区高齢者の利便性について、お伺いします。

市長が申しますように、いろいろと市長のほう、旧市街地のほうについても、市長が便利を図ってくれる、こういうようなこともしてくれると、最初、いろんな話を聞きました。しかし、街区の高齢者の利便性は、私が思っているようなあれではないんです。

例えば、もし災害のときに忠魂墓地まで逃げるとか、そして買い物の話とか、いろんなことを私も聞いてきましたが、何でこれほど真剣に考えなければならないんであろうかというようなことも、多々あります。

このことについて、市長は、例えば買い物なんかの話。先ほど言わましたが、はなちゃんバスで、そして道を、各ところで乗れる、おられるというような話もありましたが、それは中村のように、電話をかけて、何時ごろ、ここ来てくださいとかいうようなことは、宿毛はやるつもりはないでしょう。

いろいろと、何か金もかかる事であろうし、そして、利便性についてということでございますが、私は、年寄りの方のあれを、特に持つような話を、皆さんからよく聞きますけれども、年をとっている方は、若い方と違って、なかなか災害のときであろう、買い物のときであろう、なかなか思うような行動をできないという話を聞いておりますが。

そして、仮に高台のほうにこれがいったときに、その後は、まちの小さな小売店の方々が、またやめるんではないだろうかという話も、時々聞きますが、それは個人がやっていることで、私たちの関与するところではないかなというような話です。

そしたらあれですかと。仮に無くなったら、近くの売っているところじゃなくて、全部、サングリーンとか、フジとかへ行ってくれという

ことですかという質問も受けております。

なるべく、その利便性が失われないように、これも高台ではなくて、まちというような、最終的にはそういうような話になりますので。

市長、でき得れば、はなちゃんバスは日に何回往復をしているわけですか。

スーパーとか、いろいろあるんです、病院とか。それ、何回ぐらい、宿毛市内で回しているんですか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思いますが、庁舎建設についてということで通告を受けておりまして、突然、公共ネットワークの通告を受けておりませんので、済みません。

濱田議員が、庁舎建設についての、（9）で高齢者が来ますので、細かいところについては、ちょっと今、資料を持ってませんが、はなちゃんバス、広報等でもやりながら、いろいろ北であるとか、西であるとか、ずっと回っています。どこを何時ごろに、どの程度回っているかというのは、今、直で言える状況ではございませんが、今、2台で回れるだけ回っているというところでございます。

なお、庁舎と、それからあと買い物のお話も出ました。以前、先ほど山岡議員のほうからもありましたが、以前は、本当に真丁、本町のあたり、スーパーも大きなありましたし、たくさん的小売店含めてありました。そういったのが、現在もかなり減ってきて、現在も、どこで買い物をしているのかなというお話を聞くと、大体、サングリーン。サングリーンというか、あそこはくりはらですかね、くりはら、それから、くりはらさんが今やられている、サニーマート系列のあそこという話を、よく皆さんから聞くところでございまして、ある意味、寂しくなってるなというのは、実感をしているとこ

ろでございます。

こういった形の中で、庁舎自体があることによって、どれだけ小売店に経済波及効果があるのかというのを、しっかりととしたデータは持つておりませんが、それほど大きくはないのかなとは思いますが、このあたりについても、しっかりと、これから検証をしていくて、影響があるところについては、しっかりとそれを、先ほど言ったように、補うような形で、何らかの方策、施策を打っていかないといけないというふうに感じているところでございます。

それから、公共ネットワークの充実は、当然、必要でございますが、先ほど、議員からお話をあったデマンド交通ですね、電話をかけてとかというやつは、議員も当然御承知だとは思いますが、宿毛市、実証実験を含めてやりました。非常に利用率が低いということで、現在のはなちゃんバスにやりかえて、はなちゃんバスが非常に利用率が高いということで、今、はなちゃんバスのほうで動いているという現状でございます。

これについては、議員の皆様方にも、ずっと説明をしてきたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） それでは、もう時間になりましたから、質問はしませんけれども、できる限り、高齢者の皆さんのお意に沿うような行政方針でやっていただきたいと、そのように思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後2時まで休憩いたします。

午後 0時38分 休憩

—————・—————・—————

午後 2時01分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

火曜日から始まって3日目になりますが、今回非常に、庁舎問題もあり、長い一般質問になりました。私が最後ですので、市長にはお疲れとは思いますが、簡潔な御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

まず、防災情報の伝達についてということで、通告をさせていただきました。

今回の質問戦の中でも、原田議員、またほかの議員でも、防災情報の伝達についての質問があつたとは思いますが、実際、私も7月豪雨、またその後の台風等の災害のときに、防災情報がなかなか聞こえなかつたという声を聞きました。

市長は、なかなかスピーカーの増設については、難しいということを、答弁としてしていますが、このスピーカーの増設については、技術的には可能かどうかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

技術的には可能だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 技術的に可能だということであれば、やはり今、聞こえない地域、また海岸線であれば、ここにはもう一つ、増設してほしいという要望等は、かなりあると思います。

市内には、新興住宅地で防災無線が全然聞こえないというところもあるようですので、例えば、ふるさと納税の一部を使って、1年で1基、2基とか、優先順位を決めながら増設していく

というような手法をとれば、今まで以上に、宿毛市内でこの防災情報、行政情報が聞けるような形になるんじゃないかなというふうに思いますが、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

本議会で、原田議員や川田議員からの一般質問でお答えしている内容と重なってしまいます。が昨今の気密性や遮音性の高い住宅が増加した中で、特に風雨などの影響を考慮しますと、音声のみの情報伝達には限界があるというふうに考えておりまして、費用対効果も加味し、屋外スピーカーの増設については、今、計画をしていないのが現状でございます。

そのため、宿毛市では、宿毛市防災アプリを推奨しているところでありますので、今後、多くの皆様に、アプリの御登録をいただくよう、加入を促進してまいりたいというふうに考えているというところでございます。

また、昨日の川田議員の一般質問でもお答えしておりますが、現在、聞こえないという方が、どういった状況なのか。また、逆に、そういう方々は、何を利用するべきなのかということを、費用対効果の面も含めて、しっかりと洗い出しをしていきたいというふうに思っておりまして、つくったはいいけれども、やはり聞こえなかったでは困りますので、そういった防災情報を、どういうふうな形で、皆さん方にお伝えするのが一番効率的なのか、一度、調査をして、洗い出しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質問いたします。

原田君とか、川田さんの質問でもあったように、なかなか防災アプリ、高齢者の方は携帯を

持っていない人。また、スマートフォンではない人というのが数多くいるということで、また、防災アプリが入っていても、使い方がわからないとかいう方も数多くいるというふうに思います。

やはり、一番、自分たちもなれ親しんだマイク放送というのが、いいなというのが実際に住んでいる人の気持ちじゃないかというふうに思います。

ただ、今回、調査をするということですので、調査の結果、増設が必要なところがあるということであれば、また検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、SWANテレビの行政チャンネルの利用についてということで、質問させていただきます。

宿毛市内に、少なくとも3,000軒ぐらいは、SWANテレビを視聴している方がいるだろうというふうに思いますが、この行政チャンネル、ここで情報を流せば、室内にいながら情報がとれるんじゃないかというふうに、単純に考えているわけですが、これがもし可能であれば、市役所の、今、議会放送もやっているように、生で市長なり、担当課の係が、今の宿毛市の状況はこういうことですということを放送できれば、市民はより多く、その情報は自分のものとしてできるんじゃないかというふうに思いますが、この点についてお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市の行政チャンネルにつきましては、市からの情報発信の充実手段の一つといたしまして、SWANテレビに番組の政策などを委託し、質問議員も御承知のとおり、議会中継やイベント情報などの行政情報番組の放送を行っているところでございます。

この行政チャンネルにつきましては、議会中

継の生放送を除き、一度、撮影した映像を編集して、放送をしており、その放送内容に、民放やNHKが放送しているように、緊急情報をテロップで表示することは、現在、SWANテレビが所有している放送機材では、技術的に行うことができず、対応するためには、高額な機材の購入が必要となるとお聞きをしているところでございます。

しかしながら、機材の購入を行い、行政チャネルによる緊急情報の告知が可能となったといたしましても、これはケーブルテレビへの加入者にしか周知ができないこととなります。

また、防災情報の周知方法につきましては、テロップだけでは効果的ではないため、新たにシステムを構築し、全戸に対して告知放送端末を設置する必要があると、そのように考えます。

しかしながら、この放送システムにつきましては、全戸へ配布する告知放送端末の機器費用や、市内全域における、現在、ケーブルテレビに加入していない家庭への光ケーブルの引き込み費用、また、設置後のランニングコストなど、多大な費用が発生することから、導入は困難であると、今のところ考えているところでございます。

なお、SWAN加入者につきましては、ことしの3月現在で2,457世帯でございます。宿毛市の全世帯数は1万153世帯となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 現時点での導入は、非常に厳しいという答弁ですので、これをなかなか、予算もつぎ込んでやれという話にはならんと思います。

小口端末については、10年近く前に、総務省のほうから、小口端末の話があって、宿毛市でも検討した経過があるというふうに認識して

おります。

そのときにも、引き込みのときには、国からの補助があるにせよ、後年に財政負担が必要になってくる。非常に高いランニングコストがかかりてくるということで、断念をしたというふうに記憶しておりますので、それについては、なかなか難しいんだろうというふうに感じております。

それでは、次に、ミニFMの開設の可能性についてということで、質問をいたします。

これは、もう大分前になるんですが、被災したところで、ミニFM局からの情報を被災者が聞きながら、現在の状況を把握していたというふうなニュースを見たような記憶があるんですが、FM局ということであれば、小さなFMラジオさえ持っていれば、その都度都度の情報が入ってくるというふうに感じるんですが、この可能性について、市として取り組む可能性について、お聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ミニFMにつきましては、阪神・淡路大震災で被災した、神戸市で被災後、約2週間後から、居住者に在日外国人が多い長田区を中心といたしまして、多言語放送を行い、有効性が注目をされたというふうにお聞きをしているところでございます。

また、ミニFMとは形態が異なりますが、近年、もう東日本大震災や、熊本地震におきまして、コミュニティFMが避難所情報や、ライフライン情報など、生活に不可欠な情報を届け、活躍したと聞いているところでございます。

確かに、ラジオは災害に強く、細かく情報を伝達できるツールとしては有効であります。今後、事例を検証する中で、導入の可能性について、研究をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

少し調べると、このミニFMは100メートル程度の範囲、コミュニティーFMであれば、ワット数にもよりますが、遠くは三、四十キロメートルの範囲で飛ぶというふうなお話も聞いているところでございまして、最近、いろんな雑誌とか、行政関係の雑誌とか、そういういたものにも、広告もよく出ているところで、私も目についているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） コミュニティーFM、私も通告してから、少しネットのほうで調べてみました。やはりミニFMというのは、本当に小さなエリアだけしか伝わらないという情報ツールでありまして、このコミュニティーFMというのは、大体、行政体が直で運営するということにはならないようなんですが、電波法の、管理者等も置かないといけないというようなしばりもあるようですので、即導入ということにはならないと思います。

ただ、このことによって、宿毛市内の情報伝達が、FMラジオ1個さえ持つていれば、いつでも、家の中にいても外にいても、情報収集できるということであれば、それは宿毛市民にとっては、非常に有益な手段であるというふうに思いますので、例えば、マイク放送を増設したりとか、アプリであるとかということを言わずに、FM放送のこの部分を聞いてくださいといえば、ほとんどの人に情報伝達できるということであれば、非常に有利だというふうに思いますので、ぜひ、前向きな検討をお願いをしたいと思います。

次に、これは、このFMにしてもほかのことについても、時間と予算がかかるというふうに思います。

今、宿毛市内で多くの地区が地区放送、自主的な地区放送を持っているところでほとんどあ

ろうと。これ、宝くじの助成で、多くの地区が放送を持っておりますので、例えば、市役所から地区長さん、または自主防の代表の方等に連絡をとって、この地区放送で現在の宿毛市の情報等を流せば、より多くの方に伝わるんじやないか。

市が設備した防災情報、行政情報は、デジタル波なんで、何か障害物があると、そこから向こうにはなかなか伝わりにくいというような性格があります。

地区の放送はそうじやなくて、アナログ波なんで、もっと遠くまで届くというふうに思いますが、この地区放送の利用について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

議員より御提案のありました防災情報の伝達手段といたしまして、地区放送を活用することはもちろん、地区の協力を得ることが前提とはなりますが、非常に有効な伝達手段であると考えております。

実際、今回の7月豪雨におきましても、市からの避難情報を地区放送で伝達し、有効に機能したという事例があったとお聞きをしているところでもございます。

また、本議会の野々下議員の一般質問でも答弁をいたしましたが、今後の災害対応を考える上では、やはり共助の取り組みは欠かすことができないと考えておりますので、その観点から考えましても、こういった取り組みをしていく中で、共助の意識も醸成されていくと考えますので、今後、地区長や自主防災組織と連携をする中で、地区放送の活用を検討してまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これ、みんな宿毛市

民ですので、ぜひ皆さんに協力を願って、宿毛市の情報がより多くの方に伝達できる、それこそ自助、共助の部分で、皆さんに協力をしていただければというふうに思います。

あと1点、防災情報というところでは、今月の13日未明からの雨で、山田川が氾濫をして、長尾地区で国道が冠水したと。その情報がしっかりと伝わらなかつたことによって、一番長くは、和田というか、宿毛のまち近くまで交通渋滞を起こしていたということが、市長もよく御存じのこととは思いますが、これについては、情報がなかなか伝わってなかつた。

防災アプリで、僕も見ましたが、解除の連絡が午後の1時ぐらいでしたかね、入ったのが。それまで何の情報も出てなかつたということで、僕も何人かの人に、情報を出してくれないと、いつまでも車は動かなかつたじゃないかという質問をされました。

当然、国道のことなんぞ、国交省であつたりとか、高規格道路も、国の管理ですので、一足飛びに宿毛市ができる話ではないんですが、少なくとも高規格道路は冠水もせずに、朝からは通れるような状態ではあつたんですよね。

そこらあたりを、宿毛市として、やはり国交省等に、安全を確保できる形で通行できるのであれば、早目に解除をお願いしたいというようなことを申し入れすることはどうだろうかというふうに思いますが、市長のお考え、お聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

中村宿毛道路及び国道56号の通行止めが発生する直前に、中村河川国道事務所から連絡がありまして、私としても、影響が大きく、その大きさから、すぐに同事務所へ、できるだけ早く復旧をしてもらうよう、要請をしたところで

ございます。

また、あわせまして、宿毛市としても、情報周知を行う必要があると感じまして、宿毛市防災アプリ、宿毛市フェイスブック、そしてホームページを活用して、通行止め情報を発信をさせていただいたところでございます。

ぜひ、宿毛市フェイスブックなどの活用や、宿毛市防災アプリを登録していただきますよう、この場をおかりしてお願いをいたします。

それから、私もやはり、雨がかなり小降りになつて、冠水していないんだから通れるだろとういうことで、そういったお話も、国道事務所のほうにさせていただきましたが、やはり雨が完全にやんでから数時間たつという形の中で、安全をしっかり確認をしてからじゃないと、通行はできないというお返事をいただいたところでございました。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 国の決めたルールというのは、なかなか壊すことは難しいとは思いますし、ただ、この中村宿毛道路というのは、宿毛市民にとっては、命の道というふうに、私は思うんですよね。

そういう点でいえば、やはり国も、この場所場所で、ルールというのはある程度、柔軟性を持たすようなことを考えてほしいなど。これは、市長一人の考えではいけませんので、また私たちも議会として協力できることがあれば、一緒に取りかかっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。

防災情報については、以上で終わりたいと思います。

次に、太陽光発電の設置についてということでお聞きをいたします。

まず、宿毛市内の現状把握についてということで、この夏に、私の地域にも初めて太陽光発

電が設置されまして、それも家のすぐ隣接したところに設置をされました。

隣に住んでいる人たちは、約束が違うということで、ちょっと慌てふためいたところがあるんですが、宿毛市として、太陽光発電所、大規模から小規模までいろいろとあるわけですが、現状把握について、できているのかどうかについて、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

高知県の太陽光発電施設の設置運営等に関するガイドラインでは、固定価格買取制度における認定を受け、全量を売電を主たる目的とする出力50ワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合、設置を予定している市町村へ、事前に事業概要書を届け出ることとなっていますが、逆に、50キロワット未満の施設につきましては、届け出の義務もなく、市では、現状の把握ができていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） その50キロワットというのがネックなんですね。

実は、坂本にできたのも、49.3キロワット。50キロワット以下は、低圧ということで、そのまま電線に流し込めるということになっているようで、そういう施設でないと、橋上のあるたりでは、発電所設置はできないんだと、業者が言っておりました。

ただ、農地、単純に回りが農地ばかりのところに設置するのであれば、そういうことも、農業委員会に申請をして、隣接の農家の承諾があれば、設置が可能である。

ただ、住宅がある場合に、農業委員会の所管では、住家はありませんので、何の必要もないということで、熱であったり、反射光であった

りということで、非常に戸惑っているというのが、現状であります。

近隣の愛南町であるとか、土佐清水市であるとかというのは、条例をつくって、愛南町においては、行政と隣地と、教育委員会も入って、承諾書をとらなければいけないような仕組みをつけております。

国としては、再生可能エネルギーということで、推奨している部分でありますので、なかなか単純に、上位法を飛び越えて規制をかけるということは難しいのかもしれません、この点について、宿毛市として、太陽光発電等について、条例を設置してはどうかというふうに思うんですが、市長の考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

国は、国内外の経済的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保、及びエネルギーの供給に係る環境負荷の軽減を図ることを目的に、平成24年7月1日に、再生可能エネルギー特別措置法を制定いたしまして、再生可能エネルギーの普及促進を進めているところでございまして、御案内のとおりでございます。

一方で、地域の現状では、太陽光発電の設置工事が、突然、近くで始まり、周辺地域の方々が不安を抱えられているというお声もお聞きをいたしておりますし、また、少しこれとは違う、大きな太陽光発電では、景観にということで、新聞の紙面上にもぎわせているところでございます。

そういった形の中で、愛南町や土佐清水市などでは、施設設置に係る自然環境への影響や、事業終了後の対応等への不安などから、条例を制定し、再生可能エネルギーの設置について、措置を講じているものと考えられます。

当市では、一定規模未満の太陽光発電設備の

設置につきまして、把握できていないことから、関係課等に、再生可能エネルギー施設の設置に関する申請があった場合、環境課に報告するよう、指示をするとともに、事業者には、地区長などの関係者に説明をし、同意を得ていただくよう、協力を求めるなどを確認をしたところでございまして、これから求めていきたいということです。

議員御指摘のように、現在、宿毛市では、太陽光発電の設置に係る条例は制定しておりませんが、今後、市民の皆様の不安を少しでも解消できるように、他市町村の状況も踏まえまして、検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これから検討をしていって、必要とあれば、条例制定も考えていただきたいというふうに思いますが、私が一番心配するのは、今回、坂本にできた坂本発電所という名前らしいですが、業者の名前は伏せておきますが、もう施設が、発電ができるようになって、発電をするようになったら、すぐに買い手を見つけて売りたいんだと。

転売目的での設置ということを、業者本人が、地区に呼んで説明を受けたときに、そのように言いました。

地区民にとっては、誰が買うかもわからない、誰が所有者になるかもわからないということで、非常に不安に思っています。

この業者、市内にあと何カ所も設置をしているようなので、非常にこれから先の形を危惧します。誰が所有者になるかわからないというところで。

それと、先ほど言いましたように、家のすぐ隣に建てています。周りの柵も、非常に簡易な柵をして、これいつまでもつろね。1年か2年

で壊れはしないかといったような柵をしています。

業者に聞くと、予算がないですからという答弁しかなかったんですが、非常に雑な工事をしています。

そういうところが、今からもふえてくるようであれば、宿毛市の景観上も、非常によろしくないというふうに思うんですが、やはりそういうところについては、設置後の、今は申請だけでいいけるわけですから、拘束力はないですが、引き渡しというか、そういう後のことを考えると、何らかの手立てをとっていかないと、宿毛市、そういうところばかりふえたら困るなというのが、私の今回の質問のもとになっていますので、その分について、市長、考えがあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申しましたように、今、条例制定も含めまして、近隣の市町村、そして全国の事例も調査をする中で、しっかりと市民の皆様方の不安を払拭できるように、取り組みを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） しっかりと調査をして、対応していただきたいというふうに思います。

次に、3番目の新庁舎移転とまちづくりということで、通告をさせていただいています。

これ、一昨日から、11人中、僕で8人目か9人目というふうに思うんですが、大体のことは聞き尽くしました。もう聞くことはないなというふうにも思うんですが、二、三点、私の私見も交えながら、市長の考えを聞いていきたい

というふうに思います。

まず、新序舎を中心とした都市計画を、どのように考えていくのかということで、小深浦の高台ということを中心に、都市計画マスタープランをつくっていくという答弁をしていますが、小深浦の周辺の農地というのは、第1種農地ということで、除外要件がなければ、構造物を、つくっていけないという農地になっています。

10ヘクタール以上つながった農地があれば、第1種農地になるということで、県が指定しますので、構造物、今以上のところには何もできないということになっています。

やはり、新しいまちづくりをしていく場合には、その周辺には、店舗または住居等が移っていく可能性は大いにあるということで、宿毛市の中で、都市計画をすることによって、その周辺のまちづくりも動いていくんだろうと。

これは、先ほどの濱田議員の質問にあったように、市が建てるわけじゃないんですね。普通の民家なり、商業地は。全部個人が建てていくので、その規制がない形にしていかないと、なかなか店舗等は広がっていかないだろうというふうに思いますが、この点について、市長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランの改定に当たりましては、市民の皆様の御意見をいただき、反映させながら、よりよいまちづくりを行うために、取り組んでいくこととなります。その際には、議員の言われるよう、第1種農地に限らず、新序舎周辺の土地利用につきましては、必要に応じて、用途地域の指定や、変更を行うことが望ましい場合があると、そういうふうに考えているところでございます。

しかし、当然ながら、農地を初めとする産業

振興につきましても、今後の宿毛市発展のためには、重大な要素の一つであると認識をしておりますので、それを絡めた形で、都市計画ビジョンを見直すことで、将来に向けてバランスのいい、そんなにぎわいを持てる、そんな宿毛市をつくり上げていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） バランスのいいまちづくりということで、私は住んでいるところが橋上です。皆さんよく御存じのように、20年前には800人を超す人口がありました。今、600人を切るか切らんかというところまで減りました。20年の間に。

どこも減っている。その中でも、橋上とか沖の島というのが、一番人口減少の激しいところだろうというふうに思うんですが、中に住む人が努力をしないと、何も進んでいかないというふうに、私は思うんですよね。

現市街地で、市長は、いろいろな仕組みをつくっていかれているというふうに思います。これまでの答弁の中でも、まちの駅 林邸を中心としたまちづくりをしたい。今度の体育館を中心とした、まちづくりもしていきたいという答弁もしますが、やはり地域の人の声を、いかに吸い上げていくか。そこに住む人たちが、どういうことが、行政から与えるだけじゃなくて、何をやって、何を求めていくか。これをやりたいから、これが足らないんだということが、情報発信として出てこないと、行政としては動いていけないというふうに思うんですよ。

今まで、まちづくり、中心市街地活性化ということで、私、議員になる前から、いろいろな手立てを講じてきた。ただ、なかなかそれが形として見えてこなかった。

その一つの原因には、やはり地域に住む人た

ちが、しっかりとした、何をやりたいかというのが見えてこなかったからじゃないかというふうに思うんですよ。

そこの点を、市長として、どのような形で、今の市街地に住む方たちとの対話を進めていくとするのか、プランがあればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これから都市計画マスタープランの改定というお話を、ずっとさせていただきました。

ただ、この都市計画マスタープランというのは、イコール新庁舎というふうには考えていないところでございます。

やはり、新庁舎を含む駅周辺も当然のことながら、そして既存の市街地、そして西地区には新港もあります、自衛隊誘致にも取り組みをさせていただいているところでございます。

この西地区の新港であるとか、そして東には工業団地もございます。そして、それぞれの地域には、1次産業をしっかりと支えてくださっている、そういった方々がおられて、そこにはそれぞれの産業があります。そういったものを見ないでいく中で、市全体のマスタープランを、当然つくり上げいかなければならぬというふうに考えています。

そういった形の中で、何も既存市街地をそのままの形で残すという形じゃなくて、新たに新しい取り組みを始めていきたいというふうに考えています。

そういった形で、しっかりと住んでおられる方々とお話ができるかというふうに思って、この3日間、一般質問の答弁をさせていただいたところでございますし、これからしっかりと話し合いを、この新しい庁舎の内容について、話をする際には、自分たちの住むエリアをどのよ

うに生かしていくのか、そういうお話をさせていただきたい、そのように思っているところでございます。

そういう皆さんの意見を踏まえる中で、市全体のマスタープランを策定していきたい、改定していきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これからマスタープランを、しっかりとつくっていくという決意をきました。

私から言わすと、宿毛のまちというのは、それこそ30年、40年前には、山岡議員の発言ではないですが、今の警察署のあたりから西には何もなかった。それが、今はずっと片島まで、家の途切れることろがないくらい、まちが伸びていています。

当然、桜町線の道筋にも、ずっと商店、住居等が立ち並んできた。裏の農免道路沿いにも、家がずっとつながっていっている。ということを考えると、宿毛のまちというのは、この全面をひっくるめて宿毛のまちだというふうに私は思うんですよね。

その中で、小深浦が離れているという意識は、私は離れているには当たらないというふうに思います。これは私の考えですので、現市街地の中に住む人たちは、ここがまちなんだ。誰がどう言おうと、ここがまちだということには変わりないと私は思っていますので、まちの人と、まちということを議論するつもりはないですが、宿毛市として、しっかりとまちづくりをすることによって、今、まちの中に、市街地の中に住んでいる方も、安心して生活できる環境づくりに、マスタープランづくりに頑張っていただきたいと思います。

これが最後の質問になると思うんですが、こ

これまで、いろんな議員から、庁舎建設に関して、建設場所について質問がありました。

これは、当然ではありますが、宿毛市にとって、非常に重い意味を持つ議案であって、それだけ皆さんのが危機感を持ってここに立っているということで、これだけの質問になったんだというふうに、私も思います。

そこで、行政のトップとして、というか、一政治家として、庁舎建設にかける思いとは何でしょうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

御質問い合わせたので、私の庁舎建設にかける思いを、改めて述べさせていただきたいと思います。

老朽化した庁舎の建てかえは、私が市議会議員、それこそ寺田議員と御一緒させていただきました、市議会議員として市政にかかわるようになったときから、近い将来、解決しなければならない、そんな大きな課題がありました。

しかし、宿毛市には、そのほかにもさまざまな課題が山積している中、庁舎建設に予算を優先的に配分することは困難であるという認識や、そして、当時、庁舎建設には、国からの助成が全くなかつた状況から、議論に、現実味がないような雰囲気があったのも事実でありましたし、寺田議員も感じていたのではないかというふうに思います。

唯一、問題が動き出すきっかけとなったのは、平成16年にありました市町村合併が協議されていたときですが、これも最終的に合意には至らず、本格的な議論にはならないまま、終わることとなってしまいました。

そんな状況を大きく変えたのが、平成23年に発生した東日本大震災であります。

これを契機といたしまして、多くの自治体にとって、庁舎を初めとする公共施設の津波浸水エリア外への移転が、喫緊の行政課題となつたことは、議員もよく御存じのことだと思います。

他の多くの自治体では、庁舎の建てかえ計画が進む中、本市においては、宿毛小学校の改築問題などの諸事情により、ほとんど手がつけられないという、そういった状況が続いておりました。

私としても、そんな状況をじくじたる思いで見ておりましたが、この問題に対しまして、さらに危機感を強くしたのが、私が市長就任後間もない時でしたが、平成28年4月に発生した熊本の大地震でした。

中でも、宇土市におきまして、皆さんも見てきたところでございますが、庁舎の崩落により、その後の行政活動がストップしてしまったことに、非常に大きなショックを覚えたところでございます。

その直後に開催されました高知県市長会の総会に、庁舎建てかえに対する国の財政支援を求める議案を、緊急に提出したことを覚えているところでございます。

本市におきましては、本年4月から、庁舎建設に係る検討を、公式に開始をいたしまして、5月に方針表明をし、その後、8月末に新庁舎の建設地を決定したことに対しまして、拙速であるとの批判の声があることは、今議会でも御指摘を受けているところでございます。

しかし、既に平成29年度の行政方針において、庁舎建設への取り組みを表明しておりますて、早くから、事務レベルでの検討を進めていたのも事実であります。

本年は東日本大震災から既に7年、熊本震災からも、早や2年が経過しております。この間、この問題を具現化できなかつたことは、私の力不足であることは否定をいたしません。

しかし、庁舎建設の議論を、これ以上長引かせることはできません。本年7月の豪雨は、宿毛市にも大きな被害を及ぼしました。一体、誰が観測史上最大といわれるような、こんな豪雨の発生を想像できたでしょうか。私自身も、この庁舎でそれを感じました。

この庁舎の中にいました。さらに、大阪や北海道でも、大きな地震が発生しておりまして、甚大な被害をもたらしました。これらの地域でこれほどの地震が発生することなど、誰が予測ができたでしょうか。もはや災害は対岸の火事ではありません。ましてや、高い確率で南海トラフ地震の発生が予測されている本市では、あくまでも、もっといと、今にも巨大地震が襲ってきても不思議ではないということあります。

これまで、市民との意見交換会やアンケート調査、そして審議会での議論を通して、さまざまな御意見を伺いました。その中で、住民説明会へ参加された方から、ある地区の高校生の意見といたしまして、今の中学、高校生は、東日本大震災以降、学校でも防災学習は、日ごろから積極的に取り組んでおり、7月の豪雨災害後も、積極的にボランティアに参加するなど、防災に対する考え方が、以前からは変化している。ぜひ、私たち次世代につながる、安心安全な宿毛市構築のため、安全な高台に有利な財源を活用して、庁舎を建設してほしいという意見をいただきましたが、この意見はひときわ心に響くものがありました。

今、宿毛市政を預かる長として、何の対策も講じずに、その日を待つわけにはいかないと思っています。

災害が発生したときに庁舎機能が失われ、その後の復旧復興に支障を来すようなことがあってはならない。そして、有利な財源があるうちに事業を実施できず、宿毛市の未来を担う子供

たちに、多額の負担を背負わせるようなことは、絶対に避けなければならないと、そういった思いを強く持っております。

今に至るまで、庁舎の建てかえが議論さえされていなかったのは、高知県下において、本市だけではないでしょうか。皆さんもわかっていると思います。これ以上、この事態を放置することはできないと考えております。

宿毛市を守るために、宿毛市の全市民を守るためにには、私は宿毛市長として、新庁舎を小深浦高台へ建設したいと、そのように考えております。

今議会に、街区を中心とする市民から、庁舎移転に反対する陳情書が提出されておりますが、確かになれ親しんだ庁舎が移転してしまうことに、不安や、疑問や、そういったものをお持ちになるのは理解できます。しかし、庁舎が移転したとしても、長く宿毛の城下町として栄え、これまで偉大な人物を非常に多く輩出してきた場所としての、歴史的な価値は、いささかも変わることはないというふうに思っております。

これからも街区の特性を踏まえ、歴史、文化、教育などをテーマに、地域の振興を図っていくつもりですし、市民の皆様には、庁舎建設の事業内容につきまして、今後も丁寧に説明をしていくつもりでございますので、その際には、ぜひ皆様からの御意見もいただきながら、一緒にになって、何かを否定し合うんじゃなくて、一緒になって、街区の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、議員各位におかれまして、どうか宿毛市が安心して、そして安全で、そんなまちとして、未来に夢をつなげるような、そんなまちにするために、適切な御判断をいただけますようよろしくお願いをしたい、そういった気持ちでいっぱいござります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市長の熱のこもった、熱い思いが、私の胸にはひしひしと届きました。

市長の答弁にもありましたように、本市においては、浸水エリアの公共施設というのは、ほとんど移転が進んでない。ほとんどの施設が、まだ浸水エリア内に残っている。これは、市長ははつきりとはものを言いませんでしたが、宿毛小学校の移転問題で、10年近く、何も物事が進まなかつた、これが大きな原因ではないかと。原因の一つではないかと、いうふうに私も思います。

そして、今後の庁舎の移転も、同じく合意形成が、政治的に非常にリスクが高いということで、東日本大震災から7年がたちましたが、一向に進まない。外から見れば、宿毛市、何しているんだというふうに思われているんじゃないかと、いうふうに思います。

今回の議論は、拙速という意見もありますが、拙速どころか、遅きに失したといったほうが当たっているんじゃないかというふうに、私は思います。

市長は、いざ災害が発生したときに、行政機能が機能不全に陥ることや、将来にわたり、多額な負債を残し、未来を担う子供たちにつけを回すことは、絶対にあってはならないというふうに言われました。

市長は、地質学者でも評論家でもありません。一政治家です。行政のトップとして、結果に全て責任を負わなければならぬというのが、市長の役目であるというふうに、私も思います。

今、市長の思いを込めたボールが、議会に預けられました。議会は最終日に、この投げられたボールを受けとるのか、受けとらないのか、判断を迫られます。

これは、今後50年、100年先の宿毛市の絵をどう描いていくのか、議員それぞれが責任

を持った形で考えていただきたいというふうに思います。

将来の子供たちに、自分たちがこのときにつくいう決断をした。間違つてなかつたという、恥じることない報告ができるようにしていただきたいというふうに思います。

以上、私の思いも少し込めましたが、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） これにて一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩をいたします。

午後 2時55分 休憩

----- · · ----- · · -----

午後 3時08分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第2「議案第1号から議案第31号まで」の31議案を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、質疑をさせていただきます。

専決処分になっております、議案第1号「専決処分した事件の承認について」、お伺いいたします。

一般会計補正予算、1億9,389万1,000円ですが、災害救助法適用となっていることで、災害救助法、耳新しい言葉でございますので、これが余り、再々適用されるということは、喜ばしいことではないと思います。

この中で、適用となることで、補助金が1億9,389万1,000円の中に、どれくらい

の適用補助金が出るのかということと、想定される内容は、どういうものが入っているのか、お伺いいたします。

続きまして、議案第4号「専決処分した事件の承認について」でございます。

一般会計補正予算897万9,000円についてでございますが、これも、災害救助法適用となっている部分がどれだけなのか。この内容は、大島桜公園で土砂崩れがあったとお聞きしております。ここは、土砂崩れがよく起こるところなのか、それとも今回が、大雨で土砂崩れになったのか。ここに桜は植わっているのか、それらの豪雨に対する検証はできているのか、予算の補助金の内容をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第1号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第3号）の1億9,389万1,000円の全体額について、災害救助法を適用になる内容についてということと、補助金については、幾らかということで、まず、前段、内容について、お答えさせていただきたいと思います。

9ページ、第3款民生費、第6項災害救助費、1目災害救助費、6,384万3,000円が、災害救助法が適用されます経費について、予算計上したものになります。

内容について、御説明申し上げますと、まず、3節の職員手当等の800万円は、豪雨災害時に、職員を参集する中で必要となった時間外手当と、管理職特別勤務手当でございます。

次に、11節需用費の内訳についてですが、まず、消耗品費85万4,000円については、災害時に必要となった土のう代となります。

次に、被災住宅応急修繕費については、1世帯当たりの応急修繕限度額が58万4,000

円のため、6世帯分であります350万4,000円を予算計上しております。

次に、食糧費の3万円については、避難者に食糧を配付するために計上した予算となっております。

続きまして、12節役務費の手数料10万7,000円については、避難所で使用しました毛布のクリーニング、再パック費用になります。

次に、13節の委託料の災害土砂等撤去業務委託料については、自宅に土砂が流入し、危険な状態にある家屋について、土砂撤去、土砂処分の作業を実施する予算について、5,000万円を計上しております。

続きまして、14節使用料及び賃借料の施設使用料8万2,000円についてですが、福祉センターで避難所閉鎖後に、帰宅困難者の方が宿泊をしました際の使用料について、予算計上をしております。

最後に、20節の扶助費の内訳としましては、学用品給与費3万8,000円については、雨や土砂などにより、使用できなくなった教科書を給与するための費用を、予算計上しております。

次に、生活必需品給与費の122万8,000円についてですが、家屋が全壊、それから半壊などした世帯に対して、日用品などを給与するための予算計上をさせていただいております。

以上が、災害救助費として、予算計上いたしました事業の内容となっております。

それから、災害救助法適用による補助金ということでございますが、高知県より宿毛市に対して、災害救助費負担金として5,248万9,000円の全額が補助される見込みであるため、歳入として予算計上しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（上村秀生君） 商工観光課長、

1番、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第4号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、最後のページ、8ページでございます。

歳出、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、897万9,000円についてでございます。

これは、大島桜公園用地、山林の土砂崩れの災害復旧等工事費の補正予算について、専決処分したものでございます。

土砂崩れが発生した場所は、椰子に向かう市道大島中央線の中間付近で、大島桜公園用地ではございますが、桜の植樹を行っている南側ではなく、植樹を行っていない北側にある山林でございます。

ここは、土砂崩れが頻繁に発生するところでございませんが、地盤が弱く、7月のたび重なる豪雨の影響により、崩落したものと考えております。

災害の状況を踏まえまして、経過と概要等を説明させていただきます。

7月8日の西日本豪雨により、2カ所が崩落いたしました。道路や民有地に土砂が流れ込みまして、その土砂につきましては、すぐに撤去したのですが、その後、7月31日に接近した台風12号によって、同じ箇所が新たに崩落いたしました。

いずれも住家等に被害が及ぶものではございませんでしたが、近くには住家や工場があり、さらなる崩落があった場合、人命や市民の財産に被害が及ぶ危険がございましたので、緊急に地すべり対応の専門業者に地質調査を依頼し、今後の対応について、検討することといたしました。

地質調査の報告結果でございますが、山頂付近に崩落の危険がある直径3メートルほどの岩石があり、早急に破碎する必要がある。そして、

今回、崩落した2カ所は、いわゆる表層地層の崩壊で、山頂付近の状況を確認すると、さらに深く、大きな深層崩壊する危険があるといった報告をいただきました。

この報告を受けて、緊急に対応する必要があると判断いたしましたので、専決処分により、緊急に対応したものでございます。

工事費の予算の内訳についてでございますが、まず、大島桜公園地質調査及び災害復旧工事費102万6,000円につきましては、地質調査及び地すべり警報機の設置、あと岩石の破碎等の工事費でございます。

次に、大島桜公園土砂災害仮設防護柵設置工事費795万3,000円につきましては、深層崩壊危険箇所への仮設防護柵設置に伴う工事費となっております。

なお、今後も大雨や地震等で崩落する危険がありますので、当面の間、仮設防護柵で応急対応した上で、今後、どういった抜本的対策を行うか、検討してまいります。

本件につきましては、災害救助費ではなく、災害救助法の適用にはなりませんので、予算については、市の単独財源となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 丁寧な説明をありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、質疑を行いたいと思いますけれども、まず初めは、議案第18号別冊の、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

私も、今回、この一般質問をした経過もございますので、これに関連する部分があろうかと

思いますし、また、新規事業調査票でも書いておりますけれども、なお詳しく、担当課のほうから御説明をいただきたいと思います。

23ページ、第7款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料、小深浦高台修正設計業務委託料として、1, 620万円が計上されております。

委託業務の内容についてありますが、どのような修正が必要となったのか、その内容についてお伺いをいたします。

そして、あわせて、さきの一般質問でも触れましたけれども、予算の後出しではなく、概算建設費の中に含まれているのかどうか、それも含めて答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、23ページ。第7款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、13節委託料、小深浦高台修正設計業務委託料1, 620万円の修正内容と、概算建築費内訳に含まれているかどうかについて、説明をいたします。

小深浦の高台造成地は、一時避難場所の高台整備を目的に、測量設計しておりますが、使用目的を建築用途にするためには、事前に都市計画法に基づく開発申請の手続が必要となります。

開発申請では、道路幅や擁壁構造など、整備基準をおのおの定められており、既存の測量設計図や、地質調査結果をもとに、開発基準を満たす造成計画に修正しようとするものです。

修正内容は、県道から高台までのアクセス道の幅員修正や、調整池、排水路、それから水道の引き込み等の再検討に加え、入口の県道における右折レーンの検討、協議、設計等を行うも

のです。

修正設計費は、概算建築費内訳の敷地造成費に含んでおりますので、予算の後出しということではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） どうもありがとうございます。

続いて、同じく23ページ、これも、第7款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、23節償還金利子及び割引料、都市防災総合推進事業費補助金返還金として、6, 284万5, 000円が計上をされております。

先ほども触れましたけれども、高台への建設に当たっての概算建設費の説明の中で、補助金等返還金は1億5, 000万というふうにお伺いをいたしておりますけれども、8, 000万円以上近く差があるわけですけれども、そこらあたりについての説明を求めます。

○議長（岡崎利久君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、11番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、23ページ。第7款土木費、第4項都市計画費、4目都市再生整備事業費、23節償還金利子及び割引料。都市防災総合推進事業費補助金返還金6, 284万5, 000円について、説明をいたします

小深浦高台の補助金等返還金については、審議会や、ホームページでお示ししているように、1億5, 000万円で算入をしております。

1億5, 000万円の内訳は、国費と起債返還額の合計額で試算をしておりますので、1億5, 000万円のうち、国費返還額は6, 284万5, 000円、差額分は、起債返還の見込額となります。

起債の返還につきましては、国費返還後に財

務局と協議の上、手続が開始されるとのことですので、国費返還手続後に予算計上をしたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 再質疑はないわけですが、1億5,000万と6,000いくらの差が余りにもあるということで、その内訳について、詳しい説明をいただきました。ありがとうございます。

以上で、質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 昨日の本会議では、委員会でというふうにお話ししておりましたけれども、多くの方にわかつていただくという意味で、今回、質疑させていただきます。

内容は、議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、8ページ。債務負担行為補正、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料237万6,000円以内、これについてです。

まず、1番目に、業務委託の必要性ということなんですけれども、会計年度任用職員制度の平成32年度からの施行に伴う条例制定が課題となっていることは、先日の本会議での一般質問を通じて、確認したところですが、今回、その作業の一環として、業務委託の予算が計上されています。業務委託を必要とする理由について、まずお尋ねいたします。

それから、続けて、委託の内容なんですけれども、委託後の業務、作業としましては、臨時非常勤職員の適正確保に向けた検討を行い、適切な任用根拠に基づく職の再設定を行った後、任用給与の検討、任用根拠の確定、職員への説明を行い、議会へ関係条例の制定、改正を提案する予定となっていますと、本会議での説明を受けたわけですが、今回の委託業務の範囲とそ

の内容について、お尋ねいたします。

続いて、委託先なんですけれども、条例にかかる事業ということで、高度な専門性が要求される可能性が高いと思うのですが、委託先として、どのような事業体を想定しているのか。

次に、4番目として、委託先の選定方法。

委託先の選定は、入札、隨契、どのような方法で行う予定なのか。

そして、委託事業費は237万6,000円以内という算定がなされておりますけれども、この算定根拠について。

以上5点、お尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、山戸議員の質疑にお答えします。

議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、8ページ。債務負担行為補正、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料、237万6,000円以内についての御質問でございます。

業務委託の必要性、それから委託業務の範囲と委託の内容。それから、委託先。委託先の選定方法、委託事業費の算定根拠の5点についての質疑であろうかと思います。

順を追って、説明をさせていただきたいと思います。

まず、業務委託する必要性ということですが、会計年度任用職員制度導入に向けては、実態把握、任用の適正の担保、勤務条件等の設定、現職員への説明、条例等の整備など、さまざまな作業が求められておりますが、国や県からは、全般的な例規改正事例の、いわゆる準則なども示されていない状況でございます。

そのような中で、今後の作業量や、一定の専門性が求められる作業内容を考えますと、平成32年度の実施に向けて、限られた時間の中で、十分な内部調整ができるよう、また本制度の適

正な運用と、速やかな移行を図るため、今議会に関連予算をお諮りし、委託しようとするものでございます。

委託の主な内容としましては、どういう任用を行っているのかということで、現行の臨時非常勤職員の運用状況を調査する。

2点目が、人事給与担当者や、例規担当者が中心となります、それと会計年度職員の配置される部署に対する勉強会の開催。

3点目が、法令の改正に伴う例規への影響調査、それから、任用であるとか、給与、勤務条件等の検討のサポート、適切な雇用条件の整備を確保するため、ということで、そういうた任用、給与、勤務条件等の検討についてのサポートも含まれております。

5点目として、これらの検討結果を踏まえた条例制定改正案の作成でございます。

委託先の想定としましては、本制度に精通しました専門員が在籍し、かつ自治体へ例規整備の支援を行っている業者への委託を、想定をしております。

委託業者の選定につきましては、競争入札を考えております。

算定根拠につきましては、先ほど申しました、委託内容が盛り込まれた見積もりを、業者から徴収をして、算定をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 関連の再質問になりますけれども。

近隣市町村とのすり合わせとか、市が中心となつて実施する業務というのがありますよね。そういう業務上の委託業者との連携というのは、先ほどのサポートということもありましたので、多分、大丈夫だろうとは思うんですけども、確認の意味でお尋ねいたします。

それともう1点、この委託業務というの

どの時点で終了となるのか、委託業務の範囲はいろいろありましたが、どこの時点といいますか、最終的なところまでになるのかどうかというの、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 済みません、訂正をお願いします。

先ほど、ページ数8ページと答えてしまったんですが、6ページの間違いました。済みません。

それでは、再質疑にお答えさせていただけたいと思います。

近隣市町村との連携と、契約期間ということの2点についてでございます。

近隣市町村の連携につきましては、これから内部調整を行う中で、連携を図っていきたいと考えております。

県下的には、せんだって、高知市が音頭をとつて、県下で統一的な対応をしていかないかということで、一度、県下の市町村で開催をもつたばかりのような状況なんですが、内部調整を行う中、今後、連携を図っていきたいというふうに考えております。

契約期間につきましては、関係条例の議会への上程、審議を踏まえて、平成31年9月末までを想定をしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 明確な答弁、どうもありがとうございました。

これで終了いたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3、議案第32号を議題といたします。
この際、提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（中平富宏君） 追加御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第32号は、平成30年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、平成30年7月豪雨により、全壊または半壊の被害を受けられた損壊家屋につきまして、市が解体の必要があると判断した家屋について、災害廃棄物として処理するための予算を計上したものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 3時37分 休憩

----- · ----- · -----

午後 3時37分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日、議題となりました議案のうち、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。よって、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

本日議題となっております「議案第5号から議案第32号まで」の28議案は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、9月21日並びに9月25日から9月27日までは休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、9月21日並びに9月25日から9月27日までは、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

9月21日から9月27日までの7日間は休会し、9月28日午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時40分 散会

議案付託表

平成30年第3回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (23件)	議案第 5号	平成29年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第 6号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 7号	平成29年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 8号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 9号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第10号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第11号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第12号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第13号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第14号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第15号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について
	議案第18号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について
	議案第19号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について
	議案第20号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について
	議案第21号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
	議案第22号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について
	議案第23号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について
	議案第24号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について
	議案第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について
	議案第26号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について
	議案第32号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について

総務文教 常任委員会 (5 件)	議案第 27 号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第 28 号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 29 号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について
	議案第 30 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
	議案第 31 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

平成30年
第3回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第18日（平成30年9月28日 金曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第32号まで

（議案第1号から議案第4号まで、討論、表決）

（議案第18号から議案第32号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第13号及び陳情第14号

第3 委員会調査について

----- · · ----- · · -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第32号まで

日程第2 陳情第13号及び陳情第14号

日程第3 委員会調査について

----- · · ----- · · -----

3 出席議員（14名）

1番 川田栄子君	2番 川村三千代君
3番 原田秀明君	4番 山岡力君
5番 山本英君	6番 高倉真弓君
7番 山上庄一君	8番 山戸寛君
9番 岡崎利久君	10番 野々下昌文君
11番 松浦英夫君	12番 寺田公一君
13番 宮本有二君	14番 濱田陸紀君

----- · · ----- · · -----

4 欠席議員

なし

----- · · ----- · · -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長	奈良和美君
兼調査係長	
議事係長	宮本誉子君

----- · · ----- · · -----

6 出席要求による出席者

市長 中平富宏君

副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 兼 河 原 敏 郎 君
選 举 管 理 委 員 会
事 務 局 長
危 機 管 理 課 長 岩 本 敬 二 君
市 民 課 長 山 岡 敏 樹 君
税 务 課 長 児 島 厚 臣 君
会 計 管 理 者 兼 佐 藤 恵 介 君
会 計 課 長
健 康 推 進 課 長 和 田 克 哉 君
長 寿 政 策 課 長 桑 原 一 君
環 境 課 長 岡 本 武 君
人 權 推 進 課 長 沢 田 美 保 君
産 業 振 興 課 長 谷 本 和 哉 君
商 工 觀 光 課 長 上 村 秀 生 君
土 木 課 長 中 町 真 二 君
都 市 建 設 課 長 小 島 裕 史 君
福 祉 事 務 所 長 河 原 志 加 子 君
水 道 課 長 川 島 義 之 君
教 育 長 出 口 君 男 君
教 育 次 長 兼 中 山 佳 久 君
学 校 教 育 課 長
生 涯 学 習 課 長 楠 目 健 一 君
兼 宿 毛 文 教 センター 所 長
学 校 給 食 センター 所 長 山 戸 達 朗 君
農 業 委 員 会 岩 田 明 仁 君
事 務 局 長

----- · · ----- · · -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） 開会前に、議員の皆様に御報告いたします。

報道機関から、議場の撮影の申し入れがありましたので、議長はこれを許可いたしました。

これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君及び濱田陸紀君より、発言取り消しの申し出がありますので、順次、発言を許します。

1番、川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、9月19日の私の一般質問の中で、表現が不適当なところがありましたので、「附帯事項がとても気になりました」の次から、「そこでお聞きします」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

14番濱田陸紀君。

○14番（濱田陸紀君） 14番、9月20日の私の一般質問の中で、表現が不適当なところがありましたので、「私としましては」から、「庁舎建設に伴う宿毛小中学校の建設の影響について」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

まことに済みませんでした。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、濱田陸紀君からの発言取消の申し出を許可することに決しました。

日程第1 「議案第1号から議案第32号まで」の32議案を一括議題といたします。

これより、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第4号まで」の4議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第18号から議案第32号まで」の15議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会副委員長。

○予算決算常任副委員長（川村三千代君） 予算決算常任副委員長。

本委員会に付託された「議案第18号から議案第26号まで及び議案第32号」の10議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分け、9月21日と9月25日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、9月27日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案10件につきましては、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）の14ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、13節委託料、婚活イベント実施委託料19万8,000円についてであります。

本件は、本年11月に実施予定であった婚活イベントに関する事業費となっており、市直営で実施する予定であったため、消耗品費等、細分化した予算を当初予算に計上しておりましたが、委託による実施を想定した予算組替の補正となっております。

理由としては、当初は、レモンづくしのイベントを実施する予定でしたが、7月豪雨により、レモン畠が被害を受け、イベントの内容や時期を変更しなければいけなくなり、ノウハウのある業者へ委託するために、補正を行うものであります。

委員からは、婚活イベント後に結婚したり、新居を構えたりした際の補助等は考えているのか。また、県の補助事業があったと思うが、市では活用していないのかとの質問があり、執行部からは、県の補助事業で少子化対策の一環として、結婚したときの補助金や、住まいに関する補助金等がメニューにあるが、これから担当課と協議する必要はある。

また、今年度は、婚活イベントをしっかりと実施することを考えているので、県の補助金を活用したほかの事業実施は考えていない、との回答がありました。

委員からは、単発のイベントを企画するのではなく、婚活イベントに参加し、結婚する方があった場合には、県の補助事業のメニューにもなっている、結婚した際の補助金や、新居を建

設する際の補助金等を活用する方法も検討してもらいたい、との意見がありました。

続きまして、15ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、15目防災対策費、15節工事請負費、津波避難道整備工事費1,600万円についてであります。

本予算は、7月豪雨で被災を受けた避難道の復旧に係る費用となっております。

内容といたしましては、ガードパイプの改修、排水路の補修、新設、大型土のうの設置、避難場所の倉庫誘導灯の移設を予定しているものであります。

委員からは、今回の改修は、原状復帰するだけのものなのか。今回、被災したことを考えると、そもそも避難道として、今後も利用しているものなのか等は検討したのか、との質問があり、執行部からは、現状ではここまで十分な検討はできており、原形復旧することを基本に考えているが、一部、避難場所に設置している倉庫などの移設を考えている、との回答がありました。

委員からは、避難道の被災箇所の全てが避難場所へ隣接していたということは、避難道、避難場所として適していなかったという不安もあるので、調査した上で、見直しも必要ではないか、との意見がありました。

続きましては、25ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、11節需用費、維持修繕料、160万円についてであります。

本予算は、宿毛市運動公園雨天練習場の壁の一部が老朽化したため、修繕が必要となり、既決予算で対応したが、今後も総合運動公園施設等の維持修繕料が必要となるため、補正するものであります。

委員からは、具体的にはどのような改修か。また、来年度以降も修繕が必要な箇所があるの

か、との質問があり、執行部からは、老朽化による屋根の下の部分の壁が剥離しているため、雨が入るようになり、改修するものである。

また、野球場は、野外スタンド等老朽化が激しく、全体的に修繕が必要であると考えている。キャンプ等で利用頻度が高い施設であるので、予算要求をしていきたいとの回答がありました。

委員からは、小さな修繕を重ねるようであれば、大規模改修を行い、抜本的な対応をすべきである、との意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第18号別冊、平成30年度宿毛市一般会計補正予算第5号の22ページ、第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、18節備品購入費、公用車購入費100万円について、報告いたします。

職員の運転する公用車が、衝突事故により廃車となつたため、新たに車を購入するものです。

委員からは、公用車の汚れを見ると、愛車精神が感じられない。事故が多発する要因もある。市民の財産を預かっているという観点に立って運用してもらいたい、という趣旨の発言がありました。

続きまして、26ページ、第10款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費、15節工事請負費、豪雨災害復旧工事費3億3,000万円について、報告いたします。

国への被害報告として、151カ所41億7,300万円を報告した中で、緊急に工事を発注し、精算する必要があるものについて、おおむね金額を想定し、計上したもので、コンサル7社からあがってきた図面を、順次、査定にかけ、12月補正までに、一定、工事を発注するものであります。

委員からは、コンサルの7社はどこかとの質

問があり、執行部からは、宿毛の1社と四万十市、高知市のコンサルタントである。また、地質の専門業者や、橋梁のほうで、高知市の業者を1社ずつ入れている状況である。今回の災害は、積算のできる建設技術公社に依頼した、との答弁がありました。

委員からは、宿毛経済を考えれば、ほかにも地元業者があり、まずは地元業者を優先して依頼すべきである。地元への配慮に欠けている。優先順位の徹底が必要である、との趣旨の意見がありました。

また、執行部からは、今回は件数が多く、積算のできる建設技術公社にお願いしたが、次からは、まず地元業者から声をかけるように気をつけたい、との回答がありました。

続きまして、議案第24号別冊、平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算（第1号）の8ページ、第1款国民宿舎費、第1項国民宿舎費、1目国民宿舎運営費、15節工事請負費、施設改修等工事費、1,020万6,000円について、報告いたします。

国民宿舎「椰子」は、平成7年に建築され、23年が経過しており、近年、さまざまな設備が老朽化によるふぐあいが発生しております。

高压ケーブルや、電気系統の変換器等が、耐用年数を経過しているため、早急に改修を行うものです。

委員からは、これから先、予定されている大口工事がまだあるのかとの質問があり、執行部からは、エアコンの修繕が必要とされているが、全体をやると、大規模工事となるので、部屋ごとの個別対応を考えている、との回答がありました。

委員からは、家賃を上回る修繕費がかさむ傾向になってきており、抜本的な解決を検討する必要がある。また、改修した部分は、付加価値が上がってきてることを明記しておく必

要がある、との趣旨の意見がありました。

以上で、本委員会に付託された10議案について、審査結果の御報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 本委員会に付託されました5議案の、審査結果の報告をいたします。

議案第27号は、宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、市役所新庁舎の建設位置を、小深浦高台とするため、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、本条例の一部を改正しようとするものです。

本案は、総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会連合審査会で審査を行いました。

審査の過程で、委員からは、時期尚早ではないかという市民の意見があるが、議会とは別に、市民へ説明する機会をつくれないものか。また、つくるとなった場合に、緊急防災・減災事業債を活用する際のタイムスケジュールは厳しいのかとの質問があり、執行部からは、市内8カ所での意見交換会や、市民アンケート実施、審議会の答申を経て、8月31日に住民説明会を実施した。

大変厳しい意見もあったが、一日も早く災害に強い庁舎を建設してほしいという意見もいただいた。

できる限り情報提供を行い、3案について説明したつもりであり、住民の皆様からの御意見は、一定、聞かせていただいたと考えている。

また、スケジュールについては、土地の造成工事は、雨等にも影響されるため、現在でも厳しいスケジュールとなっている、と回答がありました。

また、委員からは、財政を無視して、学校や庁舎といった施設をつくることはできないが、

緊急防災・減災事業債と市町村役場機能緊急保全事業債について、県立病院跡地や、現在他での建築に対しては、どれくらい活用できるのか。また、仮に建設費用を35億円と仮定した場合に、起債対象とならない場合で、建設できるのかとの質問があり、執行部からは、現在地と県立病院跡地では、どちらも起債対象となるないので、全額市費となる。また、起債対象となる場所で建設することは、財政的に大変困難である。

平成29年度の歳出総額は、約117億円である。そのうち、人件費や社会保障費といった義務的経費は、87.8%で、約103億円である。

普通建設事業費や、災害復旧費の投資的経費は、12.2%で、約14億円であり、単年度で35億円という財政負担は厳しいものとなる。

現在、進行している宿毛小中学校合築といった、大型建設事業費を圧縮する、または後年度に先送りするといったことは、避けられない状況になると思う。

29年度末で約24億円の財政調整基金を積むことはできたが、その基金も枯渇することになり、財政の逼迫は避けられないとの回答がありました。

議案第28号は、宿毛市コミュニティーバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、平成29年10月より本格運行を開始しましたコミュニティーバスについて、住民の利便性の向上を図るために、運行経路の見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第29号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布さ

れたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第30号及び31号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

内容につきましては、宿毛市沖の島辺地の道路施設、観光施設、集会施設、飲用水供給施設、診療施設の整備及び北部辺地の道路施設整備を実施するに当たり、辺地対策事業債の申請を行うには、本計画を策定する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上5議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、議案第27号については、賛成多数で原案を適当であると認め、可決すべきものとし、議案第28号から議案第31号までの4議案については、いずれも全会一致で原案を適当であると認め、可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第19号から議案第26号まで及び議案第28号から議案第32号まで」の13議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第19号から議案第26号まで及び議案第28号から議案第32号まで」の13議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第19号から議案第26号まで及び議案第28号から議案第32号まで」の13議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第18号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

先ほど、予算決算常任委員会副委員長より、議案第18号についても、原案を適當と認め、可決すべきものと決しました、との報告がありました。私、松浦英夫は、市民クラブの同僚であります山戸議員ともども、庁舎の建設位置について、早急に結論を急ぐべきではない。継続して審議すべきであると判断し、議案第18号について、副委員長報告に反対する立場で討論を行います。

今議会における一般質問を通じて、市長より、議会に対し、庁舎の建設位置の決定に至る基本的な考え方について、いろんな角度からの説明はなされてきたと思います。

しかし、庁舎の高台移転に疑問を持ち、これに反対する市民からは、住民説明会や連合審査会を通じて、出された答申に対する疑問点、反対の意見等を拝聴してまいりました。

市民の中から、早急な結論を急ぐべきではない、継続して審議すべきではないかとの思いから、約3,000名の署名を添えて、審議の継続を求める陳情書が議会に提出されてきましたこと

を見ても、おわかりのことと存じます。

私としては、以上のことを考え、市民に十分説明がなされたとは思えません。市民に対し、情報公開をしっかりと行い、懇切丁寧に説明責任を果たし、賛同を得る努力をすることが重要でないかとの考え方から、今議会での結論を出すことについて、余りにも早急であると考えます。

そこで、議案第18号の内容を見ますと、さきの7月豪雨の復旧予算を初め、市民生活に関する重要な内容が含まれておりますて、全体を考えるなら、認める内容であるとは存じます。しかしながら、慎重審議を求め、今議会での結論を急ぐべきではない。市民に対し、説明責任を十分に果たしていくべきではないかとの観点に立つならば、議案第18号の中にあります小深浦高台修正設計業務委託料や、都市防災総合推進事業補助金返還金等、庁舎の高台移転に関する予算が含まれております。これに関する予算については、到底、容認することはできません。

先ほども申し上げましたが、宿毛市役所の建設場所については、宿毛市の50年、100年先の将来設計を考えながら、宿毛のまちをどのようにしていくのか等の議論をしていくべきであります。

本当に真剣に、市民みんなで考えていかなければならぬ、重要な案件であると考えます。

こうした重要な問題を、今議会で結論を出していくことについて、余りにも早急でないかとの疑義を感じています。

まさに民主主義とは、決定に至るプロセスが大変重要であります。説明責任を果たす、その責務は宿毛市にあります。

市民による行政不信につながらないようにするためにも、将来に禍根を残さないためにも、しっかりと市民に対する説明責任を果たす中で、結論を導き出すべきであると考えます。

そうした考えのもとで、議案第18号の中に含まれております小深浦高台修正設計業務委託料や、都市防災総合推進事業補助金返還金との予算案については、容認できないと考えますので、議案第18号については、反対いたします。

以上、私の考え方を申し上げ、議員各位の賛同をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上で、議案第18号に対する討論は終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第18号」を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、「議案第18号」は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第27号「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子です。議案第27号について、反対討論を行います。

庁舎建設問題という、市民全体の課題に、どの政策で対応すれば経済的に、またまちづくりなどに効果が上がるかは、調査もありません。どこに行っても正解はわからないでしょう。が、対応しなければならないわけであります。

そこには多面的な検討、つまり議論して決断するしかありません。

したがって、結論ありきの意思決定は、あつてはいけないことです。

しかし、市長の説明や、審議会内容から伺えるのは、地震の緊急性、財政の期限ばかりが聞こえてきます。もちろん、これは重要です。否定はしません。

しかし、今、庁舎建設という地域課題に、市民の意見が割れるのは、行政手法が問題ではないかと考えます。市は、L2対応で、小深浦の高台へ、3,000名の署名を添えた住民からは、県立病院跡地へ、L1対応で、宿毛小学校と同じピロティ方式としています。

高台は望ましいのですが、宿毛断層に近いこと、アクセス道路は混雑や事故、山の崩落などを考えると、地質を調査した地研の方が、もう一本必要であると言っています。すると、土地代を含め、道路の費用が、また2億円以上の出費となります。

加えて、地研の方は、個人的な見解だが、私ならそこには建てないと言われた言葉が気にかかります。

市は、高速道路がついたらと、不確定要素を出して、そこを結ぶ道路にしても、市側の道路となると、また土地代、道路など、費用が出費となります。

庁舎建設審議会の出した附帯事項8項目のうち、3つが斜面災害対策の内容であります。そして、高台で有利な起債のL2対応は、地震、津波対策であることなので、その地盤が強固なものであることが基本の基であります。

商業的効果の庁舎や、マスタープランのにぎわいづくりなど、全て附帯事項となっていますので、踏まえて判断をしないといけないものとなっています。

岡村教授の、大丈夫でいくか、市民を置き去

りにしないで、市民の不安に答えを出して、高台で有利な起債を使って、庁舎建設へと進むためには、もう少し猶予がいると考えます。

市長は、ずっと庁舎建設のことは考えてきたとのことでした。その答えが、今ですか。種をまかなければ苗がはえることはないわけで、芽が出たら水をやり、肥料をやらなければなりません。嵐が来そうになれば、囲いが要るかもしれません。もっと水が引けるように、水路を考えなくてはならないかも。また、豪雨でも、水につからないように、排水の流れを改良する必要があるかもしれません。

何かをなし遂げることは、自分が納得できる、ひとかどの人間になることです。そのためには、細かくて、継続的な準備と、努力の積み重ねが要ります。失った年月は取り戻すことはできませんが、スタートをやり直すことはできます。市民に足りないものがあれば補い合い、知識を広げてもらう努力も、行政の役目ではないでしょうか。

市民との地道な勉強会は、共通認識を持つことで、住民との距離を縮めることになります。

1707年10月4日の宝永の地震から約300年たちます。大島はいたか神社の石段は、42段あって、その39段までつかったと、古文書に残っています。約8メートルぐらいの、大きな津波であったと想像されます。

その後の安政地震は、伊賀邸、今の宿毛小学校付近ですが、津波は少なく、火事が多かったとあります。宿毛断層の影響があるのか、くいが岩盤に届けば大丈夫なのか、地震は揺れるので、きき合わせたいことは多く、超音波とか、調査方法があります。

審議会が、斜面崩壊は何からの心配なのか、何らかの心配あってのことだろうし、L2対応というので、地盤はどうかなどの、複数の先生にお聞きをしてみたい。そこで大丈夫となれば、

安心となります。地盤工学の原教授が懸念されるとあるわけですから、事後対応で済めば、決定されてもよいとなります。

しかし、本来やるべきことをやる理由は、誰かに、何かを言わされたからではないはずであります。やらなければならないことに、それぞれにきちんとした道理があるわけです。誰かに言われなくても、倫理的に正しいと思うことを実行すべきではないでしょうか。

問題は、自分が正しい、相手はわかっていない、では何も生まれません。市長も、住民とのつながりをどのようなものと考えるのか、市長の態度や心構えが、反対派の声にもしっかりと耳を傾ける気を持つことで、雰囲気は変わります。

しかし、雰囲気は、ひとりで変えることはできませんが、少し時間をかけて、向き合っていく時間が必要と思います。財政状況を考えれば、どれだけの公費投入か、議論が要ります。

それに基づく市民への説明が要ります。説明不十分なまま、事業が計画されるなら、説明責任が問われます。不確定要素の内容や、後からふえてくる必要経費が、かなりな額とならないか、懸念が多くあります。

市長は、本当に南海トラフを理解しておられるのか、非常に疑問です。

宿毛には、避難タワーは農協と福祉センターの2カ所に設置のみであります。咸陽保育園、中央保育園が危ないといわれるなら、そこにタワーをつけてあげるべきではありませんか。

宿毛市街地の高齢者も、この足では避難場所へ行くことができないと声は多くあります。津波が来るまで、25分あるから、その間に逃げれると言っていたと聞きますので、専門家にお聞きいたしました。そのとおりいくわけないだろう、と叱られました。

南国市では、14基ついています。半径300メートルの住民が逃げ込む想定をしています。

これまで、逃げるところがなく、避難訓練しようにも避難先がなかった地域に、安全な避難場所ができた、これが大きな意識の変化を生みました。

諦めていた津波からの避難が、目の前の避難タワーによって実現可能なものとなって、地域に大きな安心が生まれました。そして、その安心をより確実にするために、避難訓練が活発になりました。

避難タワーを使おう、実際に登ってみようと思意識ができたと言われています。自主防災組織が避難訓練を指導しています。

龍馬空港のすぐ西側に、小学校の北側に、保育園の南隣に、まさに子供たちの命を守る砦としての役割を果たしているのであります。

扉もなく、鎖もなく、地域のまつりごとや花火観賞にも活用されています。

また、黒潮町では、砂地のところが多いので、上に出ている部分よりも、下へ延びている分が長い。25メートルなら、下に30メートル、大きなもので5億円かかったと聞きます。

ここからは、元高知大教授、岡村先生のお話です。ここでお話しすることを了解を得ておりますことを、まずお伝え申し上げます。

庁舎を建てるところは、岩盤にくいを打つて大丈夫。しかし、がけを残すと風化するので、崩れるとのことです。

宿毛は、行政と市民が一緒に、津波に対して、専門家を呼んで勉強会も全然していない。私も行っていない。今、起ころうとしている南海地震を、市民が理解していない。津波でタワーがないのは宿毛だけ。

今、起ころうとしている南海地震を、市民も行政も、もっと理解すべきだ。タワーで1日我慢していれば、波が引くからと言われました。

宿毛は、何かにおもねっている。どうしていくことがよいのか、議論を積み上げることが少

ない。専門家を呼んで研修もしない。手順もない。市民と一緒に考えよう、がない。特異なところである、と言われました。

市民と市民の話、市長もみんなでやる。市はここまで何十年かけてやる、市民も、子供たちどうする。年寄りどうするかの話が要ります。市民で立ち上げていかないと、判断は個人で、津波が来たら逃げる。役所は何もできません。ここは生き残りが大切です。

市民も職員も同じです。防災は、トップダウンで、生き残り、避難することあります。

宿毛は考え方わかる、見てわかる。防災から見ても、話し合いが見てわかる、と先生のお言葉です。

市民を助けるために役人がいるのだ。市役所だけ逃げて、地震が夜来れば、高台へ行った市役所と、守衛の人が助かったとなる。市民はほとんどつぶれた、まちもつぶれた。今まで何をしてきたのか、そのつけを払うのは市民だとなります。

市民も地道に勉強が要ります。現実、どこに建てても、市民の中にも自分に迷いがあります。どこに行くか、長い時間をかける問題であります。市民からボトムアップすべき問題で、民主主義のない宿毛、どこに行こうと解決しません。まち全体をどうするか、戦略がない。これでは守れません。

これだけ時間があって、全体の戦略を何もない、庁舎だけが生き残っている状態。今からでも、できることをやるようにと、結ばれました。

今議会で決定ではなく、継続審議にしたいと思っております。

議員各位の御協力をお願いしまして、本議案の反対討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 3番、原田でございま

す。今定例会に提出されました議案第27号について、私は賛成の立場で討論を行います。

まず、私が賛成をする理由であります、今回の新庁舎の建設の選定については、さきの東日本大震災や、熊本地震などの経験を踏まえ、大規模災害発生時以降も、行政を持続的に機能されることのできる、災害に強い庁舎の建設を主たる目的として、議論を進めてきたことがあります。

さらに、今後30年間で七、八十%の確率で起こるといわれております南海トラフ地震の周期とも重なる現実を見れば、被災を想定した事前復興としての庁舎建設が急務であることは、明白であります。

過日の高知県議会においても、土木事務所や宿毛警察署については、高台も視野に入れた移転の検討をしたいと、肯定的な答弁が出されており、市内的一部保育園も同じ高台に移転することを鑑みても、公共施設を適時、高台に移し、行政の継続性を担保することが、津波の問題を抱える首長の使命であると、私は考えます。

そして、その一方で、現庁舎に近い市街地のお年寄りなどの利便性が失われることも考えられますが、市長は、支所機能の構築や、新庁舎への地域公共交通を整備し、それらを補うという見解を述べていることからも、今回の新庁舎建設予定地は、浸水エリア外であります小深浦の高台が最もふさわしい場所であると、私は考えております。

次は、災害予防の効率的な先行投資の観点から、申し上げます。

市民の皆様も御存じのように、宿毛市の財政は決して潤沢なものではありません。その上、施設整備等基金も2億5,000万円を切る状況の中、新たな庁舎を一般財源、いわゆる宿毛市単独の予算で、いずれの場所に建てようと、約30億円が必要となり、それによる副作用と

して、今後の宿毛市の財政に大きなダメージを与えることは、議員各位も御承知のことであると思います。

この財政状況を直視し、新庁舎建設による財政負担を軽減させるためには、小深浦の高台のみに活用でき、おおむね70%の費用が国から交付税措置される緊急防災・減災事業債を活用し、できる限りの予算の圧縮を図り、効率的な災害予防の先行投資を執行させることこそが、私たち議会に課せられた最も重要な使命だと思います。

そして、最後に申し上げます。

この議案に対して、反対意見があることや、市民への説明が不十分ではないかという御指摘に対しましては、私も一定の理解はしておりますが、賛否いずれの立場にいようと、将来、復興のかなめとなる新庁舎を次の世代に無事引き継ぐという責任から、逃れることはできません。

以上のことから、災害に強い小深浦の高台を選ぶべきであり、今回、上程された議案は極めて妥当なものと判断し、議員各位の賛同を求め、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（岡崎利久君） 8番山戸 寛君。

○8番（山戸 寛君） 8番、山戸 寛です。

私は、先刻、総務文教常任委員長の報告によって提示されました第27号議案の採択について、余りにも性急に過ぎるという観点に立って、同一会派の松浦議員ともどもに、議案採択に反対する立場から討論を行いたいと思います。

今回の庁舎移転の問題に関して、市長を中心とした執行部による、8回にわたる住民説明会、その説明会に引き続いて、庁舎建設審議会の答申に関する昼夜2回の市民説明会が開催され、多数の市民が参加されるところとなり、それぞれに、さまざまな発言がなされたことは、皆様御承知のとおりです。

そうした中、今、申し上げました住民説明会以降、とりわけ8月31日の市民説明会以降における宿毛市行政並びに議会に対する市民団体等による問題提起の動きについて考えるとき、私は、代議制民主主義の根幹にかかる一つの典型ともいえるような問題が、当宿毛市における庁舎建設場所の選定をテーマとして、極めて鮮明な形で浮上したものと判断せずにはいられません。

代議制民主主義は、有権者を起点とする政治家への委任と、責任の関係において成立するものであり、その政策の決定に当たっては、政治家が一般有権者よりすぐれた資質を持っているからと、常に何でも決めてしまって、有権者に押しつけることを認めるものではないと同時に、有権者の意向が政策決定に常に反映される、そのような状態を理想としているわけでもない。

むしろ、委任と責任の連鎖関係に基づいて、有権者に対して説明責任を果たしつつ、政治家は一定の裁量と、自立性を保ちながら、相互に競い合うことを想定しているものであると、そのように考えています。

わかりやすく言いかえれば、今回の庁舎移転問題に関して、政治家並びに代議員としての市長と市会議員とは、有権者に対する説明責任を果たしながら、それぞれの裁量、自立性に基づいて、議案の立案、採否に関する議論を重ね、判断を下していくと、そういうことになります。

要するに、市長も市会議員も、市民の負託を受けた代表であるとはいえ、それぞれ独自の判断に従って、場合によっては、有権者の意思に沿わないことの、決定を行うこともある。

しかし、そこには市民に対する説明責任がつきまとると、そういうことになります。

そうするとき、代議制民主主義の一つの根幹ともいるべき説明責任、有権者に対する説明責

任が果たされたものとする判断は、誰がするのか。決定を下していく市長並びに議員がするのか、それとも有権者がするのか。

今議会、一連の一般質問等の議論の中で、市長は、議会に対して、精いっぱいの説明を行いました。各種、多岐にわたった議員からの質問、疑問点に対して、誠心誠意お答えくださったと、私は個人的には判断し、全てに渡って納得するというところまでは言えないまでも、一応の了解点は得られたものと思っています。

恐らくは、今回の議案採択に賛成の議員諸兄姉の中には、市長の説明に納得し、賛意を表すこととなつた方々がおられることと思います。

その意味において、有権者になりかわって、議論に参加した代議員としての議員に対する説明責任という点では、市長は一定、その責を果したものと、私は判断できると思っています。

議会における通常の議案審議に関しては、ほとんどがそのような形での、議員に対する説明のみをもつて、有権者、市民に対する直接的な説明は省略しながら、最終的な賛否を問う、そういう形が採用されてきました。

しかしながら、今回のケースにおいて、市長は住民、市民説明会を開催し、市民に対する説明を開始した。その意味において、説明責任を果たすべき対象として、議会でのやりとりを通じてなされる議員に加えて、議員以外のもう一方の基盤となる有権者を選んだ。

通常の議会では省略された形となる有権者への説明、代議制民主主義の起点ともいべき有権者への説明が、今回は市長みずから発案し、呼びかける形で実行されることとなつたわけです。

それ自体、別段、特殊なことでも、珍しいことでもない。ごくありふれたことなのでしょうが、はてさて、肝心の有権者への説明、その責任は、果たしたことになったのかどうか。前後

10回、8カ所で説明し、一通りの質問には答えた。だから十分、市民への説明責任は果たした。果たしてそういうものでしょうか。

とかく、あのような形での説明会など、ほとんどの場合、参加者の多くは、突然、その場で渡される簡単な資料をもとにした説明を聞く中で、極めて直感的でしかない感想や、意見や疑問について述べることはできても、本質的な、深い意味での疑問点や、説明内容に含まれた問題点への認識は、説明会の終了後、内容に対する冷静な吟味を通じて、浮かび上がってくる、そういうものではないでしょうか。

参加者の側からすれば、そのような時間的なギャップ、一種のそしやく期間を経て、初めて本質的な質問や議論が可能となってくる、そういうものではないでしょうか。

だからこそ、市長に対して、より一層の、詳細な説明を求め、より深い了解点、合意点への到達を求めて、新庁舎建設という最重要案件につきまして、市民への説明が十分に果たされておりません。

その説明責任の重要性は、御理解されていると存じますが、結論を余りにも急ぎ過ぎます。市民への情報公開をしながら、期間をかけた慎重な御検討をお願いいたしますと、今回の陳情が行われた。

そのように判断するのが、極めて妥当なことでしょう。

議会でのやりとりを通じて、市長によって説明されている部分は、これはあくまでも議会に対する説明なのであって、有権者に対して行う、直接的な説明とは、たとえその内容は同一でも、そのプロセスにおいて、全くの別物でしかありません。

議員諸兄姉の中には、陳情者への質疑を通じて表明された、有権者の方々の疑問とするもろもろの事項については、例えば地震・津波対策

の緊急性、L1・L2対策、市役所機能のあるべき姿、高齢者に対する配慮、緊急防災・減災事業債を初めとする起債の可能性の有無、それに伴う経費と将来的負担、アクセス道、地盤対策、長期浸水対策、将来のまちづくり等々、ありとあらゆる事項について、3カ所の建設候補地の持つメリット、デメリット双方とも、逐一、代表である我々が質問し、明確な認識を得ている。

だからもう、これ以上、あなた方が聞く必要などないばかりか、仮にこれ以上、説明会を開いたとしても、同じ答えが出てくるだけで、それだけ時間が無駄になる。二元代表制の一方の代表である我々議員が了解している。それで十分ではないのかと。さすがにそこまで思い上がったお考えの方はいないだろうとは思うのですが、議会として、今議会での採択を行うかわりに、ここは市長に、御自身の発案で始まった有権者への説明責任を、きっちりと果たす機会を残すべきだと、そのように申し上げずにはいられません。

議会におけるチェック機能は、ただ単に到達した結論の成否を吟味し、検討するだけではなしに、その結論に到達したプロセスが、果たして妥当であるかどうか。省いてはならないものを省くことになってしまってはいないのかという、民主主義の原点ともいるべき手続、プロセスについても向けられるべきです。

しかしながら、今回の陳情2件の一部においても、かいま見られる事項として、何が何でも高台には反対、病院跡地以外にないとする極論を主張して、一切聞く耳をもたないとする方々がおられることは事実です。

また、その反面において、市民の中には、今さら説明なんか要らない。小深浦高台以外にはないとする、そのような方々もいるでしょう。それぞれに主張する方向は反対でも、さまざま

な要因に対する、冷静かつ合理的な判断を、一も二もなく拒否する、その点では、全くの同類でしかない、そういった方々。

民主主義とは、自分の思っているとおりに議会が動き、市長が動き、物事が決まっていく事であり、市民の意思とは、とりもなおさず、自分の思っていることだとする、そういった方々も存在するかもしれません。

だからこそ、市長の真意とするところを、そうして議会で検討され、深められるもとなつた市長自身の見解を、高台ありき、病院跡地ありきの、両極論に固執することなく、冷静に受けとめることができ、判断できる民主主義社会における市民としての成熟した有権者の存在に信頼して、もう一度、しかるべき形での説明を行う中で、多数意見を巻き込んだ、最善の結論を引き出していくことこそ、今回の議案の採否に関しては、避けてならないことであり、いましばらくの日時をかけて行なうことが、マイナスとなることばかりではないのだと、そのように思わないではいられません。

本議案に関しては、今議会での採決が性急に過ぎることを御指摘し、議員諸兄姉の冷静なる御判断をお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡でございます。

私は、この討論では、論理の解剖学的な解決は一切申しません。單刀直入に、問題点を、討論をさせていただきたいと思います。

私は、この執行部の提案、第27号及び総務文教委員会の審議結果でありますこの条例変更に、賛成の立場から討論をいたします。

先週初めから、3日間に及ぶ議員各位の熱心な討議、討論を経まして、また市長の懇切な御答弁からも、新庁舎建てかえの意義、またその

必要性など、もうほとんどのことが、このこと自体は、もう既に明らかになったと考えております。

まず、1点としては、新庁舎が災害に強い庁舎でなければいけないことです。市街地からさほど遠くなく、地方自治法4条に鑑みましても、整合性がとれる場所、今後、30年、50年先を見据えた、将来、当市を支える若い人、子供たちも含め、安心できる場所への事務所立地と、長きにわたる市の将来の姿を描き、あわせて南海地震を想定いたしますと、やり遂げるべき喫緊の課題でございます。

津波対策と緊急防災・減災事業債は、セットになっておりますけれども、幾ら国が支援策をと申しましても、資金の原資は、国民、市民の税金が元となっております。どなたかのポケットマネーから出る資金ではありません。

その税金は、大事に、有効に使わなければなりません。

津波対策への抜本的な解決地にもならない立地場所への建設、これによる莫大な血税の浪費と、市の財政負担を殊さらつくり出す、正当で明確な根拠は、先週来からの議論の中で、私は残念ながら見出すことはできません。

宿毛小中学校の建設や、浸水域に立地する保育園、小中学校の高台移転、老朽化が著しい給食センターの建てかえ、市街地の市民が、被災地に身を寄せられる避難場所の確保等々、当市の新規事業は、もうひしめくばかりでございます。

執行部の財政運営も、その手腕がますます問われてまいります。今度の高台移転事業は、当初、私もいささか拙速ではないか、こうも思いました。

しかしながら、税金で公共事業を執行する自治体として、少ない投資で、最も大きな市民効果を生むという1点からは、一足もはずれては

いないと私は認識しました。

決定が性急だとする意見も、これは当然、一理ございます。しかしながら、緊急防災・減災事業債には期限がございまして、いつまでも国が支援してくれるものではありません。この有利な事業債を活用するべき期間内に、庁舎を高台に移転したいとする執行部の提案は、まことに税を有効に活用する、理にかなうものであり、宿毛市全体の市民の生活の安心安全を図る上で、賢明な選択であると思います。

税金を使っての事業は、公共性がまず担保されなければなりません。そこに正当な理論が必要です。自己流の考えで、多額な税金投資を伴う公共事業が曲げられることは、絶対にあってはなりません。

これだけ故郷が疲弊をし、高齢者が多く、子供が少ない時代にきて、将来、このまちの存続さえも危ぶまれるような状況になった昨今、市民みんな心一つにして、一つことを真剣に考えるときにきたと思います。

この高台への庁舎移転に疑義を言う市民が、継続審議にして、結論を長引かせて、お考えが変わることはないのではないかですか。結局、緊急防災・減災事業債の適用期間が短くなって、請負業者の工事負担も大きく、過度な急ぎ工事を強いることにもつながります。

これらも含め、大局に立っての物事を進めるということが、肝要ではないかと考えます。

庁舎移転によって、旧市街地のよさも生かして、駅周辺の都市機能も同時に推進していくことは、執行部にも我々にも、求められていることだと考えております。

高台へ移転しても、通常の窓口業務は近くでできることになりますから、支障はありません。

これは、審議会答申の8つの附帯文にも記載がございます。

その他、いろいろ言えば、批判はきりがあり

ません。今、この新庁舎移転をやらないとなると、もう市の庁舎は建てかえすることができなくなると思います。もし、執務中に大地震でも起きましたら、現在の庁舎では、幾ら包帯方式で耐震化をしていると申しましても、建物の崩壊は避けられないのではないかと思います。

市の職員さんも、また一市民であり、人命にかかわることになります。絶対に建てかえだけはしなければなりません。それも有利な起債が適用となり、災害にも強い場所、小深浦の高台以外にはございません。

決定が早いか遅いかと問われると、私は、むしろ遅過ぎたと思います。新庁舎の移転が、まるでタブー視されるような狭い了見では、この事業は進みません。

反対、賛成で選挙に影を落とすなどということは愚の骨頂であり、そんな狭い考えのもとに、この事業はなされるのではありません。また、そういうことは言うべきではありません。

るる述べてまいりましたけれども、市の安全安心の見地から、有利な財政支援の適用となる高台移転が最適の選択であり、税の有効活用という観点からも、合理性に合致するものであり、新しい宿毛市の創出に向けてのはなむけともなり得る事業だと思います。

以上の所見から、私はこの条例案に賛同するものであり、同僚議員諸氏の御賛同を仰ぎたい。賢明なる御判断の上、御賛同くださることを訴えをいたしまして、私の討論を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 傍聴人に申し上げます。

傍聴人は静肅に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じることもありますから、念のため申し上げます。

13番宮本有二君。

○13番（宮本有二君） 皆さん、おはようございます。13番、宮本でございます。

昨夜、少し時間が足りなかつたものですから、少し長々と申し上げるかもしれません。

議案第27号に、賛成の立場から討論をいたします。

我が国で初めて震度7が記録された平成7年の阪神・淡路大震災、三宮のビルが倒れて、道路がふさがっておりました。長田区は火に海になりました。

亡くなつた人々の9割が、建物の倒壊によるものだったことから、全国で耐震化の工事が進められました。

私が議席をいただいて20年になりますが、中平市長が5人目です。歴代の市長で、この老朽化をした庁舎の建てかえを検討されなかつた方は、誰もおりません。しかしながら、庁舎建設には国庫補助はなく、財源不足の本市には、実に困難な課題でございました。唯一チャンスがめぐつたのは、平成17年末までの市町村合併における合併特例債の活用でございましたが、その好機も逸しました。

平成23年3月、東日本大震災、人も家も車も、何もかも押し寄せる巨大な津波に、無残にも流されました。テレビにくぎづけになって見た、あの悲惨な光景。誰しも、この世のものとは思えなかつたことだと思います。

何度も現地に視察にも参りました。必ず言われた、防災への備えを怠るな。想定が甘かった。避難場所でたくさんの住民や、友を失った。涙を流された方もございました。

今、高台ありきと言われる方もおりますが、南海トラフ大地震の発生率は年々高まってまいります。避けては通れません。

津波さえ来なければ、何も好きこのんで山の上に行くことはございませんが、どなたも津波が来るなどを、否定はできないと存じます。

政府が、相次ぐ大災害に備えるため、特に津波対策の観点から、移転が必要と位置づけられた緊急防災・減災事業債制度、今年度は5,000億円を用意しておりますが、やがて切れます。この極めて有利な財源を活用し、高台に行くのか、それとも、全額市費で、あえて浸水区域に建設をするのか、私は時間をかけて議論をする余地はない信じております。

拙速であるとの理由で、継続審査や移転に反対する陳情の内容も、異例の常任委員会合同審査の中でお聞きをしましたが、短期間ではございましたが、執行部は、市民説明会を実施し、審議会の答申も得る中で、庁舎建設に向けての一定の必要な手続は踏んでおります。

3,000人ほどの反対署名を軽々に扱うわけではありませんが、物言わぬ賛成者の数も、同等以上にいることを、私は実感をしております。

これ以上、時間をかけても、新たな選択肢は生まれてこないと思われます。小中学校再編計画は、10年間議論をして、いまだに全体の結論を得てはおりません。

あのとき主人公であった子供たちは、楽しみにしていた新しい学校は建設をされず、既に卒業し、成人になっております。

議論のための議論は慎まなければならぬと思います。

現在地や県立病院跡地に、概算建設費35億円を全額市費で賄えば、財政は逼迫し、向こう数年間、公共事業は何もできなくなります。今年度、PFI方式で建築を計画している宿毛小中学校にも、大きな影響が出るでしょう。

破綻につながる道を歩ますわけにはいきません。最小の経費で最大の効果を上げているか、無益なことはしていないか、チェックすることが議会の役割でございます。

議員の判断は、将来に対する重大な責任を

負っております。次の世代に多大な御迷惑と、長期の負債を背負わすことあってはなりません。

市街地の方は、不便になると言われますが、アンケート調査では、来庁者の、80%は車でお越しになります。そのまた50%が、窓口業務であると伺っております。

小深浦高台は、西に広がった宿毛市街地の中心を、現状、商業の集積地となっている宿毛駅付近と定めるならば、そこから約1.5キロ西に位置しております。私は、格好の場所になるのではないかと思っております。

また、駐車場も広く確保でき、利便性はある意味、高まると思う。町内の、徒步や自転車で来庁されている方々にとっては、文教センターや他の適地で支所を設置し、窓口業務を実施することにしているので、それほどの支障はないと思います。

住民説明会で議論になっていたので、あえて申し上げますが、地方自治法第4条で、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公庁との関係に、適當な考慮を払わなければならぬと規定をされている、この法の持つ意味は、住民とは町内の方々だけではありません。宿毛市民全ての方々が、利用に便利な場所でなければならないということでございます。

また、国、県の出先機関が、現状、市内の浸水域にあるので、同高台に移転建築する可能性は高く、また法の求めにもかなうものであろうと思います。

まちがますます寂れると言われる方がございます。商店街の衰退は、その主たる原因が庁舎の位置に起因するものではございません。人口減少、高齢化、後継ぎの不足、大店法の不備による大型店の出店。そして近年は、通販やネットでの購入等々、その他、さまざまな要因があり、全国どこの地方もシャッター通りと化し、

これでいいわけがございませんが、中心市街地活性化法案も、頑張る地方は応援するという地方創生も、それほどの特効薬にはならなかつた。

行政、いわゆる宿毛市役所は、牽引役にはなれない。行政にできることは、創意工夫をして、努力する、市民の手助けをするくらいのものです。あえて言えば、市民も職員も一緒になって、頑張るしかございません。言えることは、この市内で消費活動をもっと高めることではないでしょうか。

アクセス道について、申し上げます。

庁舎のアクセス道路の不安、また高速道はいつつかわからぬと言われる方もおいでです。執行部は、庁舎へのアクセス道路の整備にも、きちんとした説明をしているし、また、実行をさせます。

高速道については、市長はもとより、我々自民党議員は、毎年、高松の国交省四国整備局に、早期完成の陳情を行っております。宿毛湾港へのルートは、やっと計画段階に入りました。必ず四国8の字のミッシングリングは、解消されます。新庁舎の裏側を通る日まで、そう遠くないと思います。一日も早い完成を目指し、努力することは、政治に携わる我々の役目であると思います。

住民投票をすべきであるという御意見も聞きましたが、私は賛否を伺うためだけの住民投票は、する必要がないと思っております。

我々議員は、市政にかかわる重要事項の決定権を、市民から選挙を通して付託をされております。議員みずからが、その権利と責任を放棄するのであれば、議会は要らなくなります。議会制民主主義の崩壊と言わざるを得ません。

るる申し上げましたが、昭和38年建設のこの老朽化した庁舎の建てかえは、必ず誰かが解決しなければならない課題でございました。一番若い中平市長が、私はよく決断したと思って

おります。悩んだ夜もあったと思う。宿毛市はこのままではいかん、どうにかせんといかんという熱意と、使命感のあらわれであろうと思います。

災害時に庁舎機能を継続することができなければ、公助はできません。本市の防災対策は、県下11市の中でもおくれをとっています。まさに備えをするときではないでしょうか。住民代表としての責務を果たさなければなりません。

将来に禍根を残さない、賢明な判断を求められております。審議会の答申どおり、小深浦の高台移転への同僚議員の賛同を求めて、私の賛成討論を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号「宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

この採決は、記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（岡崎利久君） 本案については、地方自治法第4条第1項の規定に基づく市役所の位置を変更しようとするものであり、同法同条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要といたします。

なお、議長も議決に加わります。

ただいまの出席議員は14人であります。その3分の2は10人であります。

白票青票を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（岡崎利久君） 白票青票の配付漏れは

ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡崎利久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためさせます。

(投票箱点検)

○議長（岡崎利久君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案を可決とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（朝比奈淳司君） 点呼をいたします。

川田栄子君、川村三千代君、原田秀明君、山岡 力君、山本 英君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、宮本有二君、濱田陸紀君。

○議長（岡崎利久君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（岡崎利久君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（岡崎利久君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に川田栄子君及び川村三千代君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（岡崎利久君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしてお

ります。

このうち、白票、10票。

2番、川村三千代君、3番、原田秀明君、4番、山岡 力君、5番、山本 英君、6番、高倉真弓君、7番、山上庄一君、9番、岡崎利久君、10番、野々下昌文君、12番、寺田公一君、13番、宮本有二君。

青票、4票。

1番、川田栄子君、8番、山戸 寛君、11番、松浦英夫君、14番、濱田陸紀君。

以上のとおり、可とするものが10票であります。

出席議員の3分の2は10人であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。議案第5号から議案第17号までの13議案については、予算決算常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2、「陳情第13号及び陳情第14号」の2件を議題といたします。

これより、「陳情第13号及び陳情第14号」の2件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長、本委員会に付託されました陳情2件の審査結果を報告いたします。

まず、審査についてでありますが、総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会連合審査会に

おいて行い、採決は連合審査会閉会後の総務文教常任委員会において行いました。

陳情第13号「宿毛市新庁舎建設について」
は、……………
……より提出されたものであります。

内容につきましては、新庁舎の小深浦高台移転を反対するとともに、新庁舎建設という最重要案件について、市民への説明が十分に果たしておらず、結論を急ぎ過ぎているため、市民への情報公開をしながら、期間をかけた慎重な検討をするため、議案の継続審議を求めるものであります。

陳情第14号「庁舎移転に係る議案を継続審議とすることを求める陳情について」は、……………
……………より提出されたものであります。

内容につきましては、陳情第13号と同じく、広く市民の意見を取り入れ、慎重な検討のために、庁舎移転関連議案の継続審議を求めるものであります。

陳情2件の審査の過程で、委員からは、執行部が実施した住民説明会等を経て出てきた疑問点について、市民に対する回答は行われているかという観点から疑問があり、もっと慎重に検討すべきである、といった賛成の意見や、防災の観点、災害後を考えると、国や県から出された災害想定を前提として、考えなければいけない。

想定外の津波を想定し、絶対に大丈夫などころへ建設すべきである、といった意見や、財政面を考えると、高台であれば有利な起債が利用できる、といった反対意見が出されました。

連合審査会での審査を踏まえまして、総務文教常任委員会で採決した結果、両陳情とも、賛成少数で、不採択とすべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情2件に

ついての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「陳情第13号及び陳情第14号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第13号及び陳情第14号」の2件を一括採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了をいたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君）　閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月11日に開会しました今期定例会は、本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました32議案のうち、決算認定議案の13議案を除いて、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じ、お寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言、そして御指摘につきましても、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に、しっかりと反映してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君）　以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成30年第3回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山上庄一

議員 山戸 寛

平成30年9月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第18号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第19号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第20号	平成30年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第21号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第22号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第23号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第24号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	原案可決	適當
議案第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適當
議案第26号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適當
議案第32号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適當

平成30年9月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下昌文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第27号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第28号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当
議案第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適当

平成30年9月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下昌文

陳情審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	理由
第13号	宿毛市新庁舎建設について	不採択	不適当
第14号	庁舎移転にかかる議案を継続審査とすることを求める陳情について	不採択	不適當

平成30年9月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事件

受理番号	事件名
議案第 5号	平成29年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 6号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 7号	平成29年度宿毛市べき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 8号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 9号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第11号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第12号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第13号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
議案第14号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第15号	平成29年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について

2 理由 今後なお審査を要するため

平成30年9月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下昌文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理由 議案審査の参考とするため

平成30年9月25日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山本英

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成30年9月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 寺田公一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

一 般 質 問 通 告 表
平成 30 年第 3 回定例会

質問順位	質問議員	質問の要旨
1	10番 野々下昌文君	<p>1 豪雨による災害対策について（市長） (1) 平成30年7月豪雨被害状況について (2) 篠川流域の災害対策について (3) 避難情報に対する避難状況と今後の対策について (4) 水害タイムラインの活用について</p> <p>2 要配慮者の防災対策について（市長） (1) 避難行動要支援者について (2) 要支援者施設等の避難確保計画の策定状況について</p> <p>3 通学路の安全対策について（教育長） (1) 災害を想定した通学路の総点検について (2) 災害対応の通学路マップについて</p> <p>4 宿毛市庁舎移転問題について（市長） (1) 市役所の防災上の位置づけについて (2) 市民サービス機能の維持について (3) 計画から決定までの期間について (4) 現在地・旧県立病院跡地のL2対応について (5) 宿毛市全体のまちづくりについて</p>
2	11番 松浦英夫君	<p>1 障害者雇用数の水増し問題について（市長、教育長） (1) 今回の事案に対する市長の受け止めについて (2) ガイドラインの理解について (3) 障害者の調査方法について (4) 宿毛市の雇用率について (5) 今後の取り組みについて</p> <p>2 庁舎の建設問題について（市長） (1) 早急な結論の出し方について (2) 小深浦の高台を購入した目的について (3) 代替地の確保について (4) タイムスケジュール問題について (5) 緊急防災・減災事業債について (6) 地域経済に与える影響問題について (7) 高台造成費用について (8) アクセス道対策について (9) 職員の参集率について</p>

3	6番 高倉真弓君	<p>1 新庁舎建設地の選定について（市長） (1) 小深浦に決めた経緯について (2) 今後のまちづくりについて</p> <p>2 第5期福祉計画について（市長） (1) 障害福祉サービスについて</p> <p>3 西日本豪雨災害について（市長） (1) 現在の宿毛市の被災状況について (2) 萩原の崩壊した墓地の今後について (3) 災害ボランティアセンターとボランティアについて</p>
4	8番 山戸 寛君	<p>1 森林環境税・森林環境譲与税について（市長） (1) 森林環境税・森林環境譲与税の概容について ア 分配の基準 イ 経過措置の内容 ウ 高知県全体での譲与想定額 エ 県と市町村の分配比率 (2) 宿毛市の取り組みについて ア 譲与想定額 イ 運用の形態 ウ 長期的な事業展望 エ 短・中期的な想定と進捗度</p> <p>2 臨時・非常勤職員の待遇改善について（市長） (1) 会計年度任用職員について ア 制度の概要 イ 制度導入の展望と移行の見込み ウ 現職員の雇用継続 エ 处遇内容の制度化と近隣市との調整・均衡 オ 財源 (2) 現制度下での宿毛市の賞与規定について</p>
5	5番 山本 英君	<p>1 空き家対策のその後について（市長） (1) 協議会の活動状況（特定空家対策の実績）について</p> <p>2 自衛隊誘致について（市長） (1) 現大綱のとらえ方、国防の基本方針について</p> <p>3 防災関連について（市長） (1) プレート関連情報の整理（プレートのベクトル、津波シミュレーション）について (2) 緊急復旧の避難路の定義について (3) 市役所の建て位置について ア 宿毛に想定される事象からの比較 (4) 2CAPの機能遂行について ア 監理事項 イ 情報事項 ウ 運用・統制事項 エ 通信事項 オ 後方事項</p> <p>4 国旗と国歌の教育の現状について（教育長）</p>

6	2番 川村三千代君	<p>1 猛暑対策について（市長、教育長） (1) 市民に向けての啓発と対策について (2) 教育現場においての対応について</p> <p>2 合区制度解消について（市長） (1) これまでの取り組みとその総括について (2) 次期参議院議員選挙の制度への見解と今後の取り組みについて</p>
7	3番 原田秀明君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 宿毛市庁舎の移転について ア 移転後のまちづくりについて イ 予算の優位性について (2) 災害対策について ア 気象庁の地震警戒情報発令について イ 災害時の情報伝達について ウ 四国電力変電所の移転要望について (3) 観光振興について ア LCCの就航と宿毛市の観光振興について イ 鈎りを活用した観光振興について</p> <p>2 教育行政について（市長、教育長） (1) 小中学校のスマホ・ネット依存について (2) 教育施設のエアコン設置について ア 小学校のエアコン設置について イ 宿毛市総合運動公園体育館のエアコン設置について (3) 色覚チョークの導入について (4) スポーツ振興について ア 総合型地域スポーツクラブについて イ 地域おこし協力隊の給料の増額について</p>
8	1番 川田栄子君	<p>1 新庁舎建設地の問題について（市長） (1) 住民意見交換会から答申説明会まで (2) 宿毛市庁舎建設審議会の議事録 (3) 答申の付帯事項 (4) 新庁舎の床面積と単価 (5) 高台へのアクセス道</p> <p>2 西日本豪雨災害の検証について（市長） (1) 浸水被害の検証と対策 (2) 農業被害の対策 (3) 情報伝達の向上 (4) ダム災害とハザードマップ (5) 災害と消防</p>
9	4番 山岡 力君	<p>1 庁舎移転について（市長） (1) 庁舎移転の必要性について (2) 高台以外の場所の事業費負担について</p>

10	14番 濱田陸紀君	<p>1 新庁舎建設について（市長）</p> <p>(1) 8月31日の住民説明会における「市民の了解が得られるように説明を継続する」との発言の真意について</p> <p>(2) 計画があまりにも拙速すぎることについて</p> <p>(3) 中心市街地の重要性について</p> <p>(4) 庁舎移転後のまちづくりについて</p> <p>(5) 防災拠点について</p> <p>(6) 審議会の妥当性について</p> <p>(7) 住民投票の是非について</p> <p>(8) 庁舎建設に伴う宿毛小中学校建設への影響について</p> <p>(9) 街区高齢者の利便性について</p>
11	12番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 防災情報の伝達について</p> <p>　ア スピーカー施設の増設について</p> <p>　イ スワンテレビの行政チャンネルの利用について</p> <p>　ウ ミニFMの開設の可能性について</p> <p>(2) 太陽光発電の設置について</p> <p>　ア 市内の現状把握について</p> <p>　イ 条例制定への取り組みについて</p> <p>(3) 新庁舎移転とまちづくりについて</p> <p>　ア 新庁舎を中心とした都市計画をどのように考えていくのか</p> <p>　イ 現市街地の将来像をどう描くのか</p>

平成30年第3回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	9月28日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	9月28日	承 認
第 3 号	専決処分した事件の承認について	9月28日	承 認
第 4 号	専決処分した事件の承認について	9月28日	承 認
第 5 号	平成29年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第 6 号	平成29年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第 7 号	平成29年度宿毛市べき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第 8 号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第 9 号	平成29年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第10号	平成29年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第11号	平成29年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第12号	平成29年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第13号	平成29年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第14号	平成29年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第15号	平成29年度宿毛市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9月28日	継続審査
第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について	9月28日	継続審査

第18号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	9月28日	原案可決
第19号	平成30年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第20号	平成30年度宿毛市べき地診療事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第21号	平成30年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第22号	平成30年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第23号	平成30年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第24号	平成30年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第25号	平成30年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第26号	平成30年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月28日	原案可決
第27号	宿毛市事務所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	9月28日	原案可決
第28号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	9月28日	原案可決
第29号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	9月28日	原案可決
第30号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月28日	原案可決
第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	9月28日	原案可決
第32号	平成30年度宿毛市一般会計補正予算について	9月28日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第13号	宿毛市新庁舎建設について	9月28日	不採択
第14号	庁舎移転にかかる議案を継続審議とすることを求める陳情について	9月28日	不採択